# オープンイノベーションを促進するための 知財活用情報と他の情報との連携の 在り方に関する調査研究

令和5年3月

株式会社パソナナレッジパートナー

**背景** 「知的財産推進計画 2022」において、日本のイノベーションの低迷が指摘され、大企業や大学の知財をスタートアップが活用できるようにするための仕組みを整備して、オープンイノベーション (OI) を促進することが必要とされている。特許庁と INPIT は、開放特許情報データベース (DB) を介して知財活用情報を提供しているが、OI 促進に有用となる他の情報との連携や情報共有の在り方については整理がなされていない状況である。

**目的** 本調査研究は上記の背景を鑑み、OI 促進に寄与する知財活用情報と他の情報との連携や情報共有について、国際的な状況も含めて現状を整理し、その在り方について検討するための基礎資料を作成することを目的とする。

#### ■国内外公開情報調査

調査研究等報告書、論文、インターネット情報等を利用し、特許のライセンス等による OI 促進に関する公開情報を収集し、整理分析した。

#### ■委員会

計4回の委員会を開催して検討を進めた。

•委員長:隅蔵康一

(国立大学法人政策研究大学院大学教授)

委員:5名

#### ■国内アンケート調査

(有効回答数 1,032/3,597 者)

• 知財活用情報提供 685 者

(有効回答 301 者)

・OI 推進者 159 者

(同 678 者)

·OI 支援者 2,753 者

(同 53 者)

#### ■国内外ヒアリング調査

(国内 25 者、海外 7 者)

国内事業会社等

15 者

・国内 OI 支援者 ・海外 OI 支援者 10 者 7 者

(米独濠等5カ国)

<u>まとめ</u> 公開情報調査から、知財活用情報と連携させる他の情報が不足し、ニーズとシーズのマッチングが促進されていない等の現状課題を整理した。国内アンケート調査と国内外ヒアリング調査では、開放特許情報 DB 自体の知名度の向上、また登録された知財活用情報と他の情報を量/質を充実させるとともに、コーディネーターによる支援機会を増やすことが必要であることが分かった。こうした現状をうけて、知財活用情報をさらに活用して OI 促進させるための提言をまとめた。

#### はじめに

近年、グローバル競争の激化等により、技術革新や企業における事業の変化のスピードが加速 している。そうした事業環境の変化の中、国内企業にとっては外部機関との連携が活発化してお り、複数の組織が連携して革新的な技術開発に取り組むオープンイノベーションがより重要に なっている。

オープンイノベーションは大企業のみならず、革新的な研究開発や当該研究開発成果をコアとする事業の展開を志向する大学・スタートアップ等の活動の活性化にも貢献するものである。なぜならば、一般に大学・スタートアップ等は、研究開発リソースや販路を十分に有していないため、オープンイノベーションを通じた他者との連携が研究成果の社会実装や当該研究開発に基づく事業展開に寄与することが予想されるからである。

オープンイノベーションを促進させるには、オープンイノベーションを志すプレイヤー同士を適切にマッチングすることが不可欠であり、民間事業者においては、種々の情報を活用してオープンイノベーションを誘引するプログラムを提供する動きが出始めている。そして、こうしたオープンイノベーションの起点となるマッチングは、社会課題に基づくニーズ、企業における事業のニーズ、技術シーズ、特定領域においてスキルを有する人材等の種々の情報を有機的に連携させることにより実施されていると予想される。

これまで、特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)は、ライセンス等の意思のある特許の情報に関して、開放特許情報データベースを介して情報発信を実施してきた。しかしながら、オープンイノベーションの促進のために、ライセンス等の権利活用を目的とした特許情報(以下、「知財活用情報」という。)と、知財権、論文、研究内容、人材等の官民が有する情報・データ(以下、「他の情報」という。)との連携や情報共有の在り方については整理がなされていない現状である。

そこで、本調査研究においては、オープンイノベーションの促進に寄与するための、知財活用情報と他の情報との連携や情報共有について、国際的な状況も含めて現状を整理し、その在り方を検討するための基礎資料を作成することを目的として実施した。

本調査研究の遂行にあたって有益な助言をいただいた委員会委員をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査にご協力をいただいた多くの関係者に対して、深く感謝申し上げる。

# オープンイノベーションを促進するための知財活用情報と他の情報との連携の 在り方に関する調査研究

# 委員名簿

# 委員長

隅蔵 康一 国立大学法人政策研究大学院大学 教授

## 委員

嵐田 亮 弁理士法人シアラシア 代表弁理士

飯田 香緒里 国立大学法人東京医科歯科大学 教授・副理事

加福 秀亙 リンカーズ株式会社 取締役

関 章 パナソニック IP マネジメント株式会社 ライセンス総括主幹

野崎 篤志 株式会社イーパテント 代表取締役社長

#### オブザーバー

岡 裕之 特許庁 総務部企画調査課 知的財産活用企画調整官

池上 京子 特許庁 総務部企画調査課 課長補佐(活用企画班長・人材育成班長)

平井 嗣人 特許庁 総務部企画調査課 活用企画班 活用企画係長

松村 貴司 特許庁 総務部企画調査課 工業所有権調査員

山田 陸翠 特許庁 総務部企画調査課(第1回委員会のみ)

鈴木 玲子 特許庁 総務部企画調査課(第4回委員会のみ)

沖村 美由 特許庁 総務部総務課特許情報室 特許情報利用推進班 特許情報利用推進係長

石井 沙知 内閣府 知的財産戦略推進事務局 参事官補佐

金木 陽一 内閣府 知的財産戦略推進事務局 参事官補佐

菅原 洋平 独立行政法人工業所有権情報・研修館 知財戦略部長

北川 大地 独立行政法人工業所有権情報·研修館 知財戦略部長代理(企画担当)

木内 隆弘 独立行政法人工業所有権情報·研修館 知財戦略部係員(企画担当)

高田 龍弥 独立行政法人工業所有権情報·研修館 知財戦略部主査(営業秘密管理担当)

廣田 健介 世界知的所有権機関(WIPO) 日本事務所 参事官(第3回委員会のみ)

田口 智美 世界知的所有権機関 (WIPO) 日本事務所 参事官補佐 (第3回委員会のみ)

## 事務局(株式会社パソナナレッジパートナー)

西原 和成 知財ソリューション事業部 事業部長

中西 淑人 知財ソリューション事業部 グループ長

池田 新吉 知財ソリューション事業部 シニアマネージャー

塩野谷 孝夫 知財ソリューション事業部 チーム長

森岡 憲 事業統括本部 シニアマネージャー

荒井 結子 知財ソリューション事業部 マネージャー

三上 正士 知財ソリューション事業部

竹橋 信逸 知財ソリューション事業部

松家 安恵 知財ソリューション事業部

# 目 次

本編
第1部 調査の概要2
第 2 部 公開情報調査3
第1章 オープンイノベーション概要3
第1節 日本におけるオープンイノベーションの推進状況3
第2節 オープンイノベーション促進に向けて対応すべき観点6
第3節 オープンイノベーションのプロセス全体像8
第4節 公開情報調査の観点9
第2章 オープンイノベーションの促進に関する調査16
第1節 国内の公開情報調査16
第2節 国外の公開情報調査22
第3章 特許ライセンスや技術移転の促進に関する調査 ····································
第1節 国内の公開情報調査
第2節 国外の公開情報調査34
ᄷᄼᄼᆇᅟᄜᄮᆄᆉᇝᇬᅜᄄᄱᄭᄽᄝᄜᅩᅩᇫᆓᅔ
第4章 開放特許の活用促進に関する調査 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第1節 国内の公開情報調査 ····································
第2節 国外の公開情報調査40
第 5 章 開放特許情報データベースの活用促進に関する調査 ···············46
第 3 章 開放特許情報データベース
第2節 開放特許情報データベースに登録された開放特許の定量分析66
第3節 国内の公開情報調査74
为 5 即 图 1 0 2 2 两 用 和 则 直
第6章 公開情報調査のまとめ75
第 1 節 検証すべき仮説の導出 ····································
第 3 部 国内アンケート調査、国内外ヒアリング調査
第1章 国内アンケート調査84
第1節 アンケート調査設計84
第2節 アンケート調査結果88
第2章 国内外ヒアリング調査139
第1節 国内ヒアリング調査設計139
第2節 海外(国外)ヒアリング調査設計144
第3節 国内外ヒアリング調査結果146

第4部 委員会による検討149
第1章 委員会の開催概要149
第 2 章 委員会での指摘事項150
第5部 まとめと提言152
第1章 仮説の検証結果152
第 2 章 提言156
資料編
第1部 調査対象文献リスト162
第2部 開放特許情報データベースに登録された開放特許の定量分析(全技術分野) …168
第3部 アンケート調査票173
第 1 章 表紙173
第 2 章 アンケート調査回答案内174
第3章 アンケート設問178
第4部 アンケート調査結果(全設問)224
第1章 OI 推進者向けアンケート調査結果 ·······224
第2章 知財活用情報提供者向けアンケート調査結果248
第3章 OI 支援者向けアンケート調査結果 ·······274
第4章 その他の立場向けアンケート調査結果297

# 本 編

#### 第1部 調査の概要

#### 1. 公開情報調查

調査研究等報告書、論文、インターネット情報等を利用して、開放特許を含む特許のライセンス等によるオープンイノベーション(以下、「OI」という。)促進に関する公開情報を収集し、OIにおける立場(知財活用情報提供者、OI支援者、OI推進者)ごとに整理分析を行った。OIレイヤーにおける課題を抽出して、本調査研究において検証すべき仮説を導出した。

#### 2. 国内アンケート調査

ヒアリング先を選定することを主目的として、OI 促進のために知財活用情報を利用している可能性がある者を対象に、OI における立場(知財活用情報提供者、OI 支援者、OI 推進者)ごとに設問を設定し、アンケート調査を実施した。

#### 3. 国内外ヒアリング調査

OI 推進者、知財活用情報提供者、OI 支援者に対してヒアリングを実施した。国内 25者(事業会社等 15 者、OI 支援者 10 者)、海外 7 者(5 ヵ国、OI 支援者を対象)をヒアリング対象とし、国内の事業会社等において、同一の者で複数の立場を有する者は、それぞれの立場でのヒアリングを実施した。

#### 4. 委員会による検討

計4回の委員会を開催し、オープンイノベーション促進に寄与する知財活用情報と 他の情報の連携や情報共有の在り方に関して、公開情報調査、国内アンケート調査、国内外ヒアリング調査の各調査結果に基づく分析と検討を行った。また、知財活用情報を提供する開放特許情報データベース(以下、「開放特許情報 DB」という。)の今後の在り方について意見交換を行った。

#### 第2部 公開情報調査

第1章 オープンイノベーション概要

第1節 日本におけるオープンイノベーションの推進状況

#### 1. 背景

内閣府知的財産戦略本部が策定した知的財産推進計画 20221において、日本のイノベー ションの低迷が言及されている。スタートアップができるだけ効率的に事業を遂行できるよ う、大企業や大学に蓄積されている知財の見える化を進めるとともに、これらの知財をスター トアップに効果的にマッチングできる仕組みを整備することが必要であると指摘されている。 これまでに日本が得意としてきた発明牽引型のイノベーション創出が、研究開発のサイロ 化や、製品・サービスの多様化に伴い、発明自体による新たな価値創出が難しくなったこと をうけて、製品・サービスの改善や改良により、国際的に競争力を維持する普及・展開型の イノベーション創出が展開されている。しかし、新興国の企業を中心に、低価格・高品質な 製品・サービスが提供されるようになり、優位性を維持し続けることが難しくなってきてい る。さらには、インターネットの普及に伴い、デジタル化された製品・サービスを世界中に スピーディーに展開させる 21 世紀型のイノベーション創出が行われるようになった。発明 牽引型のイノベーション創出では、シーズ創出から上市まで5~10年の長い期間で行われて いたのに対し、21世紀型のイノベーション創出では1~2年と短い期間で実施することが求 められるため、スタートアップをはじめ社内外のリソースを活用して効率的に価値創出と提 供を行うための OI の取組みが有効となる (図表 2·1)。日本においては、過去に発明牽引型 のイノベーションで創出した成果を、普及・展開型のイノベーションによって競争力を維持 し続ける企業がある一方で、多くの企業がいずれの型においてもイノベーション創出に苦戦 しているとされている2。

<sup>1</sup> 内閣府 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2022」、2022 年 6 月

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 「オープンイノベーション白書(第三版)」NEDO、2020年5月

#### 図表 2-1:イノベーション創出のパターン

#### イノベーション創出のパターン

- 社会や市場環境、業界動向の変化などの影響を受けて、イノベーションと認識される価値の創出パターンは異なる
- その特徴に基づき、発明牽引型、普及・展開型、21世紀型の3種類に類型化できる

	1900	2000年代	
	1900年-1949年	1950年-1999年	2000年-2019年
社会環境	欧米中心の経済 第1次・2次産業革命の影響	先進国中心の経済 IT活用、オートメーション化	新興国の市場・プレーヤーが台頭 ITインフラ・デジタル機器の普及
創出の 特徴	<ul><li>新発明の製品・サービスがイノベーションとなり得る</li><li>製品・サービスの新しい発明そのものに価値が高く、そのまま世に普及</li></ul>	<ul><li>製品・プロセスの改善の価値が高い</li><li>大量生産・大量消費で普及</li></ul>	<ul><li>・市場の製品・サービスと技術が結合し、 新たな価値として提供される</li><li>・デジタル技術を用いて、世界の数十 億人にスピーディーに展開</li></ul>
事例	<ul> <li>発明によって創出される、それまで世界にはなかった製品・サービスの登場</li> <li>1900 飛行船 ツェッペリン(独)</li> <li>1901 替え刃型カミソリ ジレット(英)</li> <li>1901 電気掃除機 ブース(英)</li> <li>1906 トースター マックスターズ(米)</li> <li>1913 35mmカメラ ライカ(独) 家庭用電気冷蔵庫 ウルフ(米)</li> <li>1918 動機電気時計 ワーレン(米)</li> <li>1918 動機電気時計 ワーレン(米)</li> <li>1925 テレビ受信機 ペアード(英)</li> <li>1929 イギリスBBC テレビ実験放送</li> <li>1937 イギリスでテレビ放送開始</li> <li>1933 FMラジオ アームストロング(米)</li> <li>1947 電子レンジ スペンサー(米)</li> </ul>	大資本企業による大量生産で、世界に展開・普及させる大量消費を実現 1954 太陽電池 ベル研究所(米) 1956 磁気ディスク IBM社(米) 1959 複写機 Xerox(米) 1964 汎用大型計算機 IBM(米) 1968 液晶表示製造 RCA(米) 1971 マイクロプロセッサ Intel(米) 1974 大容量記憶システム IBM(米) 1975 レーザ・ブリンター IBM(米) 1977 アップルII Apple(米) 1982 CD Philips(仏) 1991 デジタル携帯電話Ericsson(典) 1994 ウィンドウズ3.1 Microsoft	スタートアップやデジタルを活用、効率的・スピーディーに世界へ価値を展開 Amazon(米) ・2017 ECサービス 有料会員1億人 ・2019 Amazon Web Services 世界シェア1位(10.8%) Facebook(米) ・2018 Facebook 21億人利用 ・2018 WhatsApp 13億人利用 Uber(米) ・2018 累計利用数が100億回突破 Google(米) ・2015 持株会社化 (Alphabet) ・2016 年間検索回数 2兆回突破 ・2018 YouTube 19億人利用
シーズから 普及まで の時間軸	比較的中長期 (5-10年)		比較的短期間 (1-2年)
創出類型	発明牽引型の イノベーション創出	普及・展開型の イノベーション創出	21世紀型の イノベーション創出

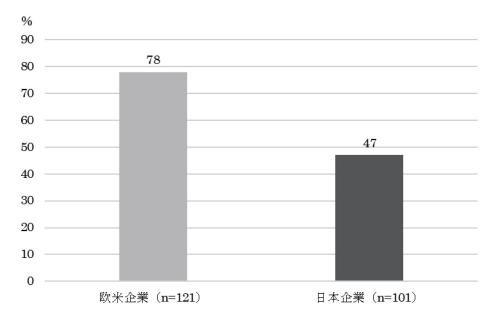
(出典) 「オープンイノベーション白書 (第三版)」 NEDO、2020 年 5 月

OI は、イノベーション創出を効率化する手段として、経営学者のチェスブロウが提唱したものである。チェスブロウは、OI を「組織内部のイノベーションを促進するために、意図的医且つ積極的に内部と外部の技術やアイデアなどの資源の流出入を活用し、その結果として組織内で創出したイノベーションを組織外に展開する市場機会を増やすこと」と定義した。OI の議論は、企業の技術開発おいて技術のサイロ化が進み、研究開発によるイノベーション創出が困難になるクローズドイノベーションの限界が背景にある。市場環境が変化する中で、企業が新たな能力を獲得するためには、自社のみでは限界があり、戦略的な連携先の活用が有効なアプローチの1つとなることを示している。なお、クローズドイノベーションは、研究開発を強みとする企業で実践されてきたイノベーションであり、クローズドイノベーションを実行する企業は、自社で技術開発から販売までを垂直統合し、独自技術と新製品の開発スピードで競争優位を確立することができる3。

しかしながら、企業における OI 活動は、欧米企業の 3/4 が実施しているのに対して、日本 企業は半数以下と実施が進んでいない現状がある(図表 2-2) 4。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 「オープンイノベーション白書(第三版)」NEDO、2020年5月

<sup>4</sup> 米山、渡部、山内、真鍋、岩田「日米欧企業におけるオープンイノベーション活動の 比較研究」、学習院大学経済論集第54巻第1号、2017



図表 2-2: 企業におけるオープンイノベーションの実施比率

(出典) 米山「日米欧企業におけるオープンイノベーション活動の比較研究」(2017年) をもとにグラフ作成

#### 2. 課題の認識

21世紀型のイノベーション創出における牽引役ともいえるスタートアップであるが、日本におけるスタートアップの起業意識や開業率は欧米と比較して低く、日本のスタートアップを取り巻く環境においても、VCの投資額やM&A件数の低さなど、スタートアップ・エコシステムが未成熟であることが課題と考えられている。また、日本のスタートアップは、コンセプトなど新しい製品・サービスを生み出すことはできているが、生み出した製品・サービスをグローバル化するための製造能力や販売能力が不足している。大企業は、スタートアップに提供可能な価値の高いリソースを有している一方で、スタートアップを支援するネットワークが確立されていないことが課題視されている5。

スタートアップにおける知財面の課題としては、知財活動の実行力・推進力が挙げられる。 経営者に意識があっても、スタートアップには知財知識のある人材がおらず、実際になにを 誰と進めていけばいいのか分からない、IPO 前後まで進んで、ようやく知財担当を採用する ケースも多く、十分な知財ポートフォリオを自社単独で構築できていないという課題を抱え ている6。

スタートアップが、ポートフォリオ構築や事業に必要な技術や特許の探索するために、知 財を起点とするマッチングを効率的に実施する必要があると考えられているが、マッチング において知財活用情報が効果的に活用されていない実態がある。

開放特許情報 DB に開放特許情報を登録した者に対して 2018 年に実施されたアンケート調査では、過去 5 年間にまったく問合せがなかった開放特許情報の登録者の割合は 70.4%で

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 「オープンイノベーション白書(第三版)」、NEDO、2020年5月

<sup>6 「</sup>VCによるスタートアップの知財支援」、スタートアップ・大学を中心とする 知財エコシステムの在り方に関する検討会、知財戦略本部、2022年4月

あり、過去5年間に登録した開放特許のライセンスが1件も成約に至らなかった割合は86.3% と報告されている7。また、2021年度に実施されたアンケート調査においても、2021年度内 に問合せがあったと回答した開放特許情報の登録者の割合は12%と報告されている8。

これらの報告によれば、開放特許情報 DB に登録した者のうち、2018 年から過去 5 年で 7 割、2021 年単年では 9 割近くで問合せがまったくない状況であることからも、知財活用情報が有効に活用されているとは言い難い現状があると考えられる。

#### 3. 施策の方向性

知的財産推進計画 2022 では、OI の促進に係る施策の方向性として次が示されている。つまり、OI 促進に有用となる情報を提供する IT 基盤の強化と、そのうえで、ライセンス意思のある特許の情報、すなわち知財活用情報が効果的に活用されることが重要であるとしている。

- スタートアップがポートフォリオ形成に必要な特許等の検索や事業に必要なコア技 術や特許を探索しやすくするため、研究者、研究内容、論文、知財権等の検索を円 滑化する官民 IT 基盤の連携強化が必要である。
- ベンチャーキャピタルや技術仲介事業者等から、スタートアップの事業戦略に対する助言等において、他者特許等のライセンス可能性について把握したいという声がある。そのためには、ライセンス意思のある知財が見える化していることが効果的であり、権利者にライセンス意思の表示を促すようなインセンティブの在り方を検討する必要がある。

こうした背景のもと、第 2 章から第 5 章では、知財活用情報が効果的に活用されていない現状課題を公開情報から抽出し、第 6 章で課題に対する仮設を導出する。

本章第 2 節では、知財活用情報の活用促進の視点から OI プロセスの構成要素を整理し、OI 促進に向けて対応すべき観点を定義する。定義した観点にもとづいて、第 2 章以降で示す公開情報調査の事例を整理分類する。また、本章第 3 節では、本調査研究における OI プロセスのフローを定義して、第 2 章以降で示す公開情報調査の分析結果を俯瞰する(第 5 部で、さらに提言を重ねて俯瞰する)。最後に、本章第 4 節では、知財マッチングの代表的な事例から、公開情報調査の事例を分析して仮説を導出するための観点を設定する。

#### 第2節 オープンイノベーション促進に向けて対応すべき観点

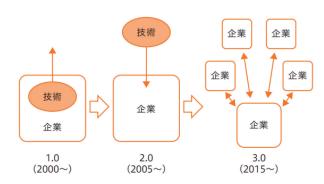
本節では、知財活用情報の活用促進の視点から OI プロセスの構成要素を整理し、OI 促進に向けて対応すべき観点を定義する。定義した観点は、公開情報調査における事例の整理分類に活用する。

<sup>7</sup> 米山、山内「開放特許の成約件数はなぜ少ないのか」、知財管理 Vol71 No6、2021 年

<sup>8 「</sup>開放特許情報データベース」、スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの 在り方に関する検討会、知財戦略本部、2022 年 3 月

OI の実施形態は、時代にともなう変遷が見られる。オープンイノベーション 1.0 と 2.0 では、企業や大学が特定の相手と 1 対 1 の形式で活動が行われ、OI に取り組む大企業のほとんどが 1 対 1 の形式の OI を実施しているとされている(図表 2-3)9。

- ・ 大企業が休眠特許を外部にライセンス(インサイド・アウト)するオープンイノベーション 1.0(2000 年~)
- ・ イノベーションをスピードアップするため外部の技術を取り込む(アウトサイド・イン) オープンイノベーション 2.0 (2005 年~)
- ・ イノベーションのエコシステムを構築するオープンイノベーション 3.0 (2015 年~)



図表 2-3: OI の実施形態の変遷

(出典) 元橋「オープンイノベーション 3.0 に中小企業はどう向き合うべきか」 日本政策金融公庫 調査月報8、2019

1対1の形式で活動が行われるオープンイノベーション 1.0 と 2.0 では、企業や大学が外部への技術提供や外部技術の導入が中心となることから、特許のライセンスや技術移転の成否が OI 促進の鍵を握るものと考えられる。

また、特許のライセンスや技術移転の促進においては、ライセンス意思のある特許 (開放 特許) の情報を有効に活用することの効果は大きいと考えられるが、開放特許の情報だけで は事業ニーズとの突き合わせが困難である現状に対して、費用をかけて民間のマッチング事 業者の支援を受けながら開放特許を活用しているのが実態と考えられる。他の情報との連携 により開放特許を活用するための施策が必要とされている<sup>10</sup>。

利用者が有用と感じる開放特許を探索できるかどうかは、利用者にとって適切な開放特許情報を提供する環境が整備されているかどうかに左右される。すなわち、公的機関が運営し、多分野にわたる知財活用情報を管理・提供する国内唯一のサービスである開放特許情報 DB が効果的に活用されることが、開放特許の有効活用に寄与すると考えられる。

このように、OIの促進に寄与する課題の観点として、「特許ライセンス・技術移転の促進」、「開放特許の活用促進」、「開放特許情報 DB の活用促進」を挙げることができると考えられる(以下、「OI レイヤー」という。)(図表 2-4)。以降の公開情報調査では、これらの観点に

<sup>9</sup> 元橋「オープンイノベーション 3.0 に中小企業はどう向き合うべきか」 日本政策金融公庫 調査月報 1、2019

<sup>10 「</sup>ライセンス促進策」、特許庁 産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会 第 48 回委員会 配布資料 1、2022/11/21

もとづいて知財活用情報と他の情報との連携や情報共有に関する事例を整理して課題を抽出 するとともに、検証すべき仮説を導出する。

図表 2-4: OI 促進に向けて対応すべき観点 (OI レイヤー)



#### 第3節 オープンイノベーションのプロセス全体像

本節では、本調査研究における OI プロセスのフローを定義する。OI プロセスのフローは、 公開情報調査の分析結果および提言の俯瞰に活用する。

本調査研究における OI プロセスは、知財活用情報提供者(ライセンサー)が保有する技術 を起点として、その技術を活用して OI 推進者が事業を展開する場合(以下、「シーズドリブ ン」という。)と、OI 推進者(ライセンシー)のニーズや事業課題を起点として、知財活用情 報提供者が保有する技術を活用して、OI 推進者が事業を展開する場合(以下、「ニーズドリ ブン」という。)で、実施するフローが異なる。なお、シーズドリブンにおいて、知財活用情 報提供者は、技術が未公開の段階から活動を開始する場合がある。 それぞれの場合の OI プロ セスのフロー図を図表 2-5 に示す。

図表 2-5: OI プロセスのフロー図

#### 本調査研究において検討 対象とするステップ 凡例: 「シーズドリブン」の場合の、OIプロセスのフロー図(ライセンサーが主体) 【シーズ創出】 【プランニング】 【シーズ活用検討】 部ニーズ探索】 自組織で売り込み 外部に依頼 研究開発計画 自組織で活用 防衛目的 自組織で探索 外部に依頼 共同研究 技術・ノウハウ供与 リソース確保 シーズ探索 出願検討 (外部ニーズ探索は必要に応じて実施) 権利譲渡 ライセンス供与 出願/権利化 開放特許情報DB 共同研究先の探索

#### 「ニーズドリブン」の場合の、OIプロセスのフロー図(ライセンシーが主体)

【プランニング】 事業戦略の策定	【ニーズ把握】 商品・サービスの 企画立案	【実現手段の探索】 実現手段の不足特定 自組織で開発 ★外部調達 —	・【外部シーズ探索】 自社で探索 支援者に依頼 開放特許情報DB	【マッチング】 シーズの目利き ライセンス可能か	【OIの成果】 共同研究 技術・ノウハウ 権利買収 ライセンス 契約
---------------------	-----------------------------	---	---	--------------------------------	---

(本フロー図は一例であり、実際のプロセスは異なる場合もある)

シーズドリブンの場合の OI プロセスのフローは、研究開発などプロジェクトの構想段階である「プランニング」に始まり、「シーズ創出」では、ライセンサーが、発明創出と出願・権利化などを実施する。「シーズ活用検討」では、創出したシーズの活用方法を検討し、特にライセンス検討を行う場合は、「外部ニーズ探索」によりシーズの活用が可能と思われる事業ニーズを探索して、ライセンシー候補を抽出する。外部ニーズ探索は、ライセンサーの組織単独で実施する場合と、外部の OI 支援者などの仲介支援を受けて実施する場合がある。次に、シーズの活用が可能と思われる事業ニーズを持つライセンシー候補との「マッチング」を実施する。マッチングにおいても、ライセンサーの組織単独で実施する場合と、外部の OI 支援者などの仲介支援を受けて実施する場合があり、さらに開放特許情報 DB に登録された知財活用情報にもとづいてマッチングを行う場合がある。ライセンシー候補とのマッチングに成功すると、「OI の成果」として、ライセンス供与や共同研究などの事業推進ステップへ移行する。

ニーズドリブンの場合の OI プロセスのフローでは、事業戦略の策定などの「プランニング」に始まり、「ニーズ把握」では、ライセンシーが商品・サービスの企画立案などを通じて事業ニーズを明確化する。「実現手段の探索」では、事業ニーズを実現するために不足しているシーズを特定し、不足するシーズについてライセンシーの組織において開発するか、外部から調達するかの判断を行う。外部からシーズを調達する場合は「外部シーズ探索」において、調達するシーズ候補を抽出する。このとき、ライセンシーの組織単独で探索を実施する場合と、OI 支援者などの仲介支援を受けて実施する場合、また開放特許情報 DB に登録された知財活用情報にもとづいてシーズ候補を抽出する場合がある。次に、抽出したシーズ候補に対して「マッチング」を実施する。マッチングにおいては、調達候補となるシーズが、真に事業ニーズの実現に寄与するものであるかの目利きが必要となるほか、シーズに係る特許のライセンス可否の情報が重要となる。マッチングに成功すると、「OI の成果」として、ライセンス供与や共同研究などの事業推進ステップへ移行する。

#### 第4節 公開情報調査の観点

本節では、知財活用情報と他の情報との連携や情報共有に関する仮説を導出するための事例分析に先立ち、仮説導出に向けた事例分析の観点を設定する。具体的には、知財マッチングにおいて OI 促進を効果的に実施している代表的な事例から、開放特許情報 DB を用いた OI 促進スキームにおける課題を整理して、仮説を導出するための観点を設定する。

#### 1. OI 促進を効果的に実施している知財マッチングの代表事例

(1) 公的機関による知財マッチングの代表事例:「川崎モデル」11 12 13 14

川崎モデルとは、大企業の開放特許を活用して、川崎市内の中小企業の事業を促進することを目的とした、川崎市産業振興財団の中小企業支援スキームの総称である。中小企業への訪問を土台とし、大企業などに対して開放特許の提供に関するアドバイスなども実施しながら、大企業の「知」と中小企業の「技」を結びつけて、中小企業の活性化、大企業のロイヤリティ収入、川崎市税増の「三方よし」を実現する取組みである。長年にわたる現場主義を通じて構築してきた行政と地元中小企業との信頼関係、顔の見えるネットワークを活用して、多くの知財マッチングの成果を創出している。

川崎モデルでは、キャラバン隊を組んで中小企業を訪問して面談を繰り返し、企業の特性や強み、経営者自身も気づいていない潜在ニーズや経営課題を引き出して、大企業の開放特許とのマッチングを促進することが大きな特徴とされている。また、大企業に対して、中小企業が使いやすい特許を開放特許として提供するようアドバイスを行い、マッチング促進を図っている。他にも、中小企業が開放特許を活用して事業化を行う際に有用となる、コンサルティング・技術指導含め事業化に協力してくれる企業等の情報や、補助金や融資に関する情報なども提供される。このように、企業の経営情報や事業化で有用となる情報などの他の情報を活用してマッチング確度の向上と OI の促進を支援する点が、一つ目の開放特許情報 DB との違いと考えられる。

また、川崎モデルにおける OI 促進を支援する鍵は、川崎市産業振興財団の知的財産コーディネーターによる、きっかけ作りから上市後のフォローまで一貫した支援にあると考えられる。知的財産コーディネーターによる支援内容は、次の通りである。令和 4年3月までに42件の成約、30件の製品化を実現している。

- 製品像・事業化計画の具体化
- 大企業とのマッチング
- 契約交渉の代行と手続き支援
- ・製品化支援(開発パートナー探し、性能評価など)
- ・資金獲得支援(公的助成制度活用など)
- 事業化支援(広報媒体作成、特許等出願、販路開拓など)

このように、コーディネーター等の人が介在して、企業ニーズの抽出と適した解決手段の選定を行うことでマッチング促進を行う点が、二つ目の開放特許情報 DB との違いと考えられる。なお、川崎市産業振興財団の知的財産コーディネーターにおいては、次のようなスキルや経験を有する人材が登録されているが、役所の人事ローテーションによるスキル損失が課題として挙げられている。

<sup>11</sup> 高橋「大企業と中小企業の知的財産マッチング支援」、パテント 2017 Vol.70 No.4、2017

<sup>12</sup> 伊藤「「川崎モデル」と称される,中小企業伴走型支援の生成と展開について」 日本知財学会誌 Vol.12 No.3、2016

<sup>13 「</sup>知的財産マッチングパンフレット」

https://www.city.kawasaki.jp/280/cmsfiles/contents/0000017/17805/\_Pamphlet\_10.pdf

<sup>14 「</sup>大企業の未使用特許を中小企業で利活用する知財マッチングの取組み

<sup>-</sup>川崎市での活動内容と事例-」、知財管理 Vol.68 No.5、2018

- ・公設試知的財産アドバイザー
- ・産業支援機関で技術移転などの中小企業支援に従事した経験
- ・中小製造業向けのビジネスコンサルタント
- ・商工会議所の経営指導員

川崎モデルでは、次に示すような外部機関との連携を通じて、マッチングにおけるエリア拡大や効率向上を図っている。

- ・他都道府県の自治体:「広域連携のハブ」として30都市と連携
- ・川崎信用金庫:金利が競争手段ではなくなった昨今、付加価値として中小企業の 経営支援サービスを促進したい金融機関と人材流通交えた提携

このように、他都市の自治体などと戦略的に連携するプロセスを構築してマッチングの対象エリアを拡大することで、マッチング促進を行う点が、三つ目の開放特許情報 DB との違いと考えられる。

開放特許情報DBとの違い② 信頼できる公的機関の ディネーター等の**人**が、企業ニーズの抽出と 」た解決手段の選定を行い、マッチング促進 シーズ収集 ニーズ収集 契約交渉支援 シーズ提案 川崎市、川崎市産業振興財団 契約交渉支援 大企業、研究機関等 川崎市の中小企業 (単独のOI支援者) (OI推進者) (知財活用情報提供者) 連携(他都市の案件情報を共有) 活用 知財活用情報 (INPIT開放特許情報DBなど) 開放特許情報DBとの違い③ 他都市自治体などと連携する**プロセス** により対象エリア拡大して、マッチング促 開放特許情報DBとの違い① 他都市の自治体 他の情報 (複数の()[支援者) 企業経営情報など**他の情報の** 活用により、マッチング確度向上

図表 2-6:川崎モデルの OI 促進スキーム

- (出典)「大企業の未使用特許を中小企業で利活用する知財マッチングの取り組み —川崎市での 活動内容と事例—」、知財管理 Vol.68 No.5 2018 を参考にして事務局作成
  - (2) 民間事業者による知財マッチングの代表事例:リンカーズ株式会社<sup>15</sup> リンカーズは「マッチングで世界を変える」というミッションを掲げ、リンカーズ独 自のビジネスマッチングプラットフォームを提供することで国内産業の生産性の改善、 更には国力の発展に寄与することに取組んでいる。以下、リンカーズが提供する特徴的 なサービスを示す。

# 探索・マッチングサービス「Linkers Souring」

大手企業を中心に技術課題を抱える発注企業と、もの作りに特化した全国の中堅・中 小企業等を引き合わせる技術探索サービスであり、次の特徴を有する。

<sup>15</sup> リンカーズ株式会社 ホームページ https://corp.linkers.net

各地域の企業等をよく知る産業コーディネーターによる支援

全国の地方自治体、地域金融機関、中堅・中小企業支援機関、商工会議所、大学等に所属する産業コーディネーターが、地元の独自技術を保有する有力な企業を、リンカーズのデータベースに登録し、大企業の新商品や新規事業開発などに関するニーズを満たすことのできる候補企業を、網羅的に探索する。また、候補企業が自らリンカーズのデータベースに登録する仕組み(自薦)を導入し、マッチングの確度を高めるための工夫をしている。

・AIによる候補企業の絞り込み

候補企業の探索に AI を導入し、リンカーズに蓄積されたデータを駆使することでマッチング機会の最大化を図っている。

#### 金融機関向けビジネスマッチングシステム「LFB (Linkers for BANK/Linkers for Business)」

地域金融機関等が取り扱うビジネスマッチングを一元管理することでビジネスマッチングの効率化を図るとともに、案件情報の全体での共有とマッチングのノウハウ等のナレッジ共有を実現することによるマッチングの成約率向上に特化したサービスである。

従来、地域金融機関等においては、行職員による属人的な案件情報の管理が課題となっていた。LFBの導入により情報の一元管理が可能となり、行職員間で過去のマッチング事例やノウハウなどの情報共有が行えるようになることから、地域金融機関等の顧客が持つ、売りたい/買いたい商材やサービスに対するマッチング機会の創出を、これまで以上に期待することができる。

LFBでは広域連携サービスを提供しており、サービスを導入した機関の間で案件情報を共有してマッチングを行うことができる。自機関を超えて商圏の異なるサービス導入機関の取引先も対象とすることで、ビジネスマッチングの活性化が期待できる。

リンカーズと開放特許情報 DB との違いとしては、主に以下の3点が挙げられる。

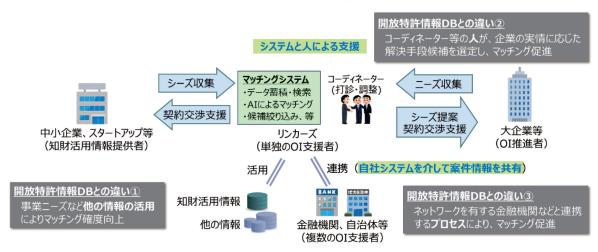
リンカーズでは、提供される技術と、対象顧客が持つ課題の接点を見つけるための技術翻訳が重要としており、技術が解決する課題や用途を対象顧客に提示しながら、シーズとニーズの一致点に収斂させることを行っている<sup>16</sup>。このように、事業ニーズなどの他の情報を活用してマッチング確度の向上と OI の促進を支援する点が、一つ目の開放特許情報 DB との違いと考えられる。

また、全国の地方自治体、地域金融機関、中堅・中小企業支援機関、商工会議所、大学等に所属し、各産業に精通する地域に密着した産業コーディネーターが、大企業の新商品や新規事業開発などに関するニーズを満たすことのできる、地元の独自技術を保有する有力な候補企業を、独自のマッチングシステムを活用しながら網羅的に探索することも大きな特徴の一つとなっている。このように、コーディネーター等の人が介在して、企業の実情に応じた解決手段の選定を行うことでマッチング促進を行う点が、二つ目の開放特許情報 DB との違いと考えられる。

LFBでは、金融機関等において実施するビジネスマッチングにおいて、案件情報やマッ

<sup>16 「</sup>技術翻訳が決めて"ユーザー起点"のオープンイノベーション」、2022 年 9 月、https://www.nedo.go.jp/content/100952071.pdf

チングのノウハウ等のナレッジを共有することで、マッチング効率の向上を図るサービスである。広域連携サービスを利用することで、商圏の異なるサービス導入機関の取引先も対象とすることで、ビジネスマッチングの活性化が期待できるとされている。このように、独自のネットワークを有する金融機関や自治体などと戦略的に連携するプロセスを構築してマッチングの対象エリアを拡大することで、マッチング促進を行う点が、三つ目の開放特許情報 DB との違いと考えられる。



図表 2-7: リンカーズの **OI** 促進スキーム

(出典) リンカーズのホームページ (https://corp.linkers.net) を参考にして事務局作成

(3) 海外民間事業者による知財マッチングの代表事例: ナインシグマ・ホールディングス 株式会社<sup>17</sup>

ナインシグマは、企業が抱える潜在的な技術課題を掘り起こして、最適解を探索することで OI 促進を支援する。150 カ国以上、250 万人以上の研究者・技術者がつながるネットワークを活用して、5000 件以上の OI プロジェクトを推進した実績を持つ。また、多種多様な分野の業界エキスパートで構成されるプラットフォーム「OI カウンシル」を提供し、技術の新規用途の発掘や用途仮説の検証など、外部知見を活用した事業検討の促進を支援している。

ナインシグマと開放特許情報 DB との違いとしては、主に以下の3点が挙げられる。 ナインシグマでは、企業が抱える潜在的な技術課題や事業ニーズを掘り起こして、最 適解となる技術を探索する支援を行っている。このように、事業ニーズなどの他の情報 を活用してマッチング確度の向上と OI の促進を支援する点が、一つ目の開放特許情報 DB との違いと考えられる。

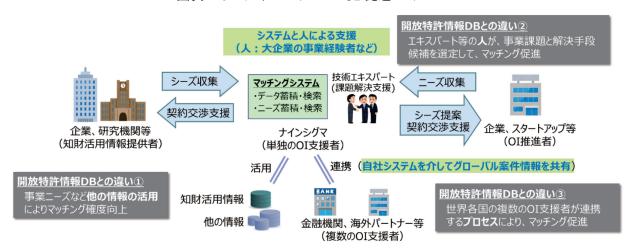
また、ナインシグマのコンサルタントが、企業が持つ課題の見極めや事業ニーズを具体化して、技術課題を解消する技術やパートナー探索を効率化している。コンサルタントは、解決策となり得る技術アプローチの広がりや解決策保有者の広がりを検討するなどの工夫により支援を行っている。このように、コーディネーター等の人が介在して、

13

<sup>17</sup> ナインシグマ・ホールディングス株式会社 ホームページ https://ninesigma.co.jp

企業の実情に応じた解決手段の選定を行うことでマッチング促進を行う点が、二つ目の 開放特許情報 DB との違いと考えられる。

国内では商工会議者や大手銀行、海外では各国のサービス展開や人材等のリソースネットワークを持つ企業などと提携して、グローバルにサービスを提供している。このように、独自のネットワークを有する金融機関や海外パートナーなどと戦略的に連携するプロセスを構築してマッチングの対象エリアを拡大することで、マッチング促進を行う点が、三つ目の開放特許情報 DB との違いと考えられる。



図表 2-8: ナインシグマの OI 促進スキーム

(出典) ナインシグマホームページ (https:// ninesigma.co.jp ) を参考にして事務局作成

#### 2. 公開情報調査の観点

以上の知財マッチングにおいて OI 促進を効果的に実施している代表事例から、開放特許 情報 DB を用いた OI 促進スキームにおける課題として、次の3点を抽出することができた。

- ・他の情報の活用によるマッチング確度向上
- ・人が介在支援することによるマッチング促進
- ・複数の OI 支援者が連携するプロセスによるマッチング促進

これら抽出した課題にもとづいて、以降の公開情報調査の観点を次の通り設定する。 まず、本調査の主題である知財活用情報と他の情報の連携に関して、他の情報として利用 される情報の種類を整理する。これを「情報軸」とよぶ。

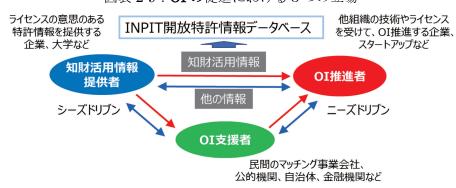
次に、OI を仲介支援する OI 支援者の役割、特に人が支援することによる貢献が大きいと 考えられることから、人による仲介支援の役割や機能を整理する。これを「人軸」とよぶ。

また、他都市の自治体や金融機関などどの連携により、他地域や異業種などの観点でマッチング範囲を拡充させ、OIの促進効果を高めていると考えられることから、複数のOI支援者が連携するなどの仲介支援プロセスの工夫について整理する。これを「プロセス軸」とよぶ。

#### 3. オープンイノベーションの促進における3つの立場

上記の代表的な事例からも、開放特許を提供する立場、開放特許を利用して自組織のイノベーションを促進する立場、そしてそれらを仲介支援する立場、の3者が主要な役割を担いながら、全体としてOIを促進していると考えられる。これを受けて、ライセンス意思のある特許情報を取り巻くプレイヤーとして3つの立場を定義する(図表2-9)。

まず、開放特許情報 DB 等に知財活用情報を提供する特許権者等である「知財活用情報提供者」(企業、大学などを想定)。知財活用情報を利用して OI を促進する事業体である「OI 推進者」(企業、スタートアップなどを想定)。知財活用情報提供者と OI 推進者を仲介して OI 促進を支援する事業体である OI 支援者(民間のマッチング事業会社、国、自治体、金融機関などを想定)。



図表 2-9: OI の促進における3つの立場

最後に、本調査研究で用いる用語を定義する(図表 2-10)。

図表 2-10: 用語の定義

用語	定義
知財活用情報	OI の促進のための、特許ごとにライセンスの意思があることを表明した情報。例:開放特許情報 DB に登録された特許の情報(特許公報に記載されている情報)
他の情報	OI を効果的に推進する上で、必要となる知財活用情報以外の官民が保有する情報。 例:シーズ情報(知財権(関連する他の特許情報など)、論文、研究内容など)、ニーズ情報(企業ニーズ、社会課題にニーズ、ビジネスモデルなど)、リソース情報など(人材情報、企業の経営情報)。これらの情報の一部は開放特許情報 DB に登録可能。
OI 推進者	知財活用情報を利用して OI を推進する事業体。 企業、スタートアップなどを想定。
OI 支援者	OI の促進を支援する事業体。 民間のマッチング事業会社、国、自治体、金融機関などを想定。
知財活用情報提供者	開放特許情報 DB 等に知財活用情報を提供する特許権者等。 企業、大学などを想定。

## 第2章 オープンイノベーションの促進に関する調査

#### 第1節 国内の公開情報調査

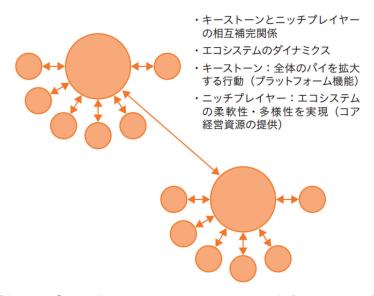
#### 1. 論文等の公開情報

#### (1) イノベーションエコシステムに関する研究18

第 1 章第 2 節に示したように、OI 実施形態の変遷におけるオープンイノベーション 3.0 は、業界や業種も越えたイノベーションエコシステムを構築して OI を促進すること が特徴となる。イノベーションエコシステムを理解するための例示として、ハーバード ビジネススクールのイアンシティ教授らによるビジネスエコシステムがある。

ビジネスエコシステムは、システム全体において中心的な役割を果たすキーストーンと、それ以外のニッチプレーヤーで構成される相互補完的な企業の集まりであると定義している(図表 2-11)。キーストーンの役割は、多くのニッチプレーヤーを引き付けてWin-Winの関係を構築し、エコシステム全体に広がりをもたせることである。一方、ニッチプレーヤーは、他者にはない独自技術やコア経営資源を提供して、エコシステム全体の多様性やビジネス価値の創出に貢献する。こうした相互補完的な関係によりエコシステムが成立するとしている。キーストーンとニッチプレーヤーの一例として、App Storeを運営するアップルと個々のアプリケーション事業者の関係が挙げられている。

図表 2-11: ビジネスエコシステムのコンセプト



(出典) 元橋「オープンイノベーション 3.0 に中小企業はどう向き合うべきか」 日本政策金融公庫 調査月報8、2019

イノベーションエコシステムにおいて、企業がキーストーンを選択する場合、エコシステム全体を育てるために自社の経営資源を他社に提供する活動から始める必要があるとしている。自社の利益最優先の姿勢ではなく、プラットフォーム全体を育てることが、後にエコシステム全体から得る利益向上につながる。もし、自社の利益のみを追求してニッチプレーヤーから搾取する方向に動くと、ニッチプレーヤーは離れていき、エコシ

<sup>18</sup> 元橋「オープンイノベーション 3.0 に中小企業はどう向き合うべきか」 日本政策金融公庫 調査月報 8、2019

ステムは消滅に向かう。企業がニッチプレーヤーを選択する場合、オンリーワンの技術や商品などによってエコシステム全体の多様性を広げ、付加価値をつけることが重要であり、その見返りとしてニッチプレーヤーは、エコシステムから収益をあげることができるとしている。異なる個性(経営資源)をもつ企業がニッチプレーヤーとしてエコシステムに参画することが、エコシステム全体の価値を向上させることにつながる。

第1章で示したように、イノベーション創出のパターンが、従来の発明牽引型、普及・展開型から、デジタル製品・サービスを世界中にスピーディーに展開させる 21 世紀型に 遷移してきた。また、OI の実施形態もインサイド・アウト、アウトサイド・インから、イノベーションエコシステム構築型に変化する中で、大企業といえども自前主義ではイノベーションを起こせない現状があると考えられる。市場環境が変化する中で、企業が自社内の活動により新たな資源・能力を獲得することは限界があり、社外パートナーと 戦略的に連携するアプローチが不可欠である。

#### 2. 公的機関による取組み

(1) 経済産業省・特許庁「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書」

スタートアップ等と大企業が OI 推進する際の問題として、スタートアップ等に対して検証作業の無償実施を要求したり、知財権を全て大企業に帰属させるような、大企業にとって過度に有利な契約が結ばれるケースが存在し、OI を阻害する特徴的な要因となっている $^{19}$  (図表 2- $^{12}$ )。

図表 2-12: OI の失敗例の特徴

(出典) 「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書 ver 2.0 解説パンフレット」 特許庁、2022 年 3 月

経済産業省と特許庁は、こうした一方的でスタートアップ等に不利な契約を強要されることを抑制するために、「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書」<sup>20</sup>(以下、「モデル契約書」という。)を発行して、スタートアップ等に対して啓発を行っている。

モデル契約書では、モデル契約書における OI プロセス「連携」<sup>21</sup>の中で活用されるこ

https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html

<sup>19 「</sup>スタートアップと大企業の連携における公正取引委員会・経済産業省・特許庁の取組」 経済産業省、2020年6月

<sup>20 「</sup>オープンイノベーションポータルサイト」、特許庁

<sup>21</sup> モデル契約書の OI プロセスにおける「連携」は、本調査研究の OI プロセス (図表 2-5) に おける「OI の成果」に相当すると考えられる。

とを想定しており、具体的には、秘密保持契約や PoC (技術検証) 契約、共同研究・ライセンス契約をスコープとして (図表 2-13)、契約の手引きやモデル契約を提供する。

図表 2-13: モデル契約書のスコープ

#### オープンイノベーションプロセスにおける本モデル契約書のスコープ



(出典)「モデル契約書 ver.1 の公表について」、経済産業省、2020年

#### 3. 民間企業による取組み

#### (1) 株式会社ユーグレナ (OI 推進者の事例)

ユーグレナ<sup>22</sup>は、微細藻ユーグレナ(ミドリムシ)の食品用途屋外大量培養技術をコア技術として、機能性食品や化粧品、バイオ燃料の研究開発および事業化を推進するスタートアップである。

製造に関する技術は特許出願せずノウハウとして秘匿し、これに対し用途に関する発明特許を積極的に権利化する明確なオープン・クローズ戦略のもと、技術の実用可能性と事業の本気度を理解させることで、多岐にわたる分野の大手企業との提携を獲得している。

#### ① 情報軸

技術の実用性・展開可能性、事業の本気度を伝えることで、経営の安定している大手 企業パートナーとの提携を獲得している。

#### (2) 株式会社 Kyulux (OI 推進者の事例)

Kyulux $^{23}$ は、有機 EL ディスプレイなどに用いる次世代材料の開発を行う、九州大学 発 の ファブレスベンチャー 企 業 で あ る 。 次 世 代 有 機 EL の コア 技 術 Hyperfluorescence $^{TM}$ の基本特許について、共同開発先の九州大学からサブライセンス権 付の独占通常実施権の許諾を受け、TADF の実施許諾権も持つ。二つの基本特許に係る 実施権を取得しているのは世界唯一とされている。

次の知財戦略を掲げ、材料開発を高速化するために、最適な発光材料を探索する AI プラットフォーム技術をハーバード大学からライセンス取得し、材料開発の期間を大幅に削減した。

- ・技術を独占で縛らず、周辺材料の企業ともコラボして業界全体を発展させる
- ・他社先行して有効な材料に関する技術を開発し続け、基本特許を補強する

<sup>22</sup> 株式会社ユーグレナホームページ https://www.euglena.jp/

<sup>23</sup> 株式会社 Kyulux ホームページ http://www.kyulux.com

(材料はリバースエンジニアリングによる分析により侵害を特定可能であるため)

#### ① 情報軸

学会などで技術の強みをアピールするとともに、出資先の要求を鵜呑みにしない交 渉力で大企業との共同開発や出資を取り付け、仲間づくりを推進している。

#### (3) トヨタ自動車株式会社(知財活用情報提供者の事例)

トヨタ自動車<sup>24</sup>は、国内トップの自動車メーカーであり、トヨタグループの中核企業である。トヨタ自動車では、開放特許情報 DB、 WIPO GREEN、自社サイトなどで多数の開放特許を公開している。次は、2023 年 1 月 10 日時点で登録公開されている、トヨタ自動車の開放特許の件数である。

- 開放特許情報 DB への登録件数:57件
- WIPO GREEN への登録件数:約 2,800 件 (関連会社含まず)
- 自社サイトでの公開件数:約23,740件(車両電動化技術)<sup>25</sup>

(参考:トヨタ自動車の国内有効出願件数:56,213件)

トヨタ自動車では、オープンポリシーにもとづいて、保有する特許の特許実施権を、適切な実施料により提供している。車両電動化技術については、様々なタイプの電動車の開発に応用できる技術であるため、電動車普及への貢献を目的として、トヨタ自動車が単独で保有するグローバル特許約 23,740 件の実施権を、2030 年末まで無償提供する取組みを実施している。また、2019年より自社の米国特許を世界の企業に開放するプログラム「トヨタ IP ソリューション」(Toyota IP Solutions)26を提供している。このように、トヨタ自動車では、自社の強みである車両電動化などの技術を開放して、イノベーション促進のためのエコシステム構築に寄与する取組みを進めている。

下コグ日勤単体八云江 一ユ ハッツ ハ

<sup>24</sup> トヨタ自動車株式会社 ホームページ https://global.toyota/jp/

<sup>25</sup> トヨタ自動車株式会社 ニュースリリース

https://global.toyota/jp/mobility/case/patents2030.html

<sup>26</sup> トヨタ IP ソリューション ホームページ https://www.toyotaipsolutions.com/

図表 2-14: 車両電動化技術に関する特許実施権の無償提供の概要



(出典) トヨタ自動車ホームページ https://global.toyota/jp/mobility/case/patents2030.html

また、トヨタ自動車は OI 推進者としての活動も行っている。2018 年にソフトバンクと提携して MONET Technologies<sup>27</sup>を設立した。MONET Technologies は、トヨタが構築したモビリティサービスプラットフォーム (MSPF) と、ソフトバンクの IoT プラットフォームを連携させ、オンデマンドモビリティサービス、データ解析サービスなどを通じて新たな価値を創出し、社会課題の解決を促進する。MONET コンソーシアムを設立して、業界・業種の垣根を越えた企業間連携によるイノベーションエコシステムの構築を進めている。

#### ① 情報軸

トヨタ IP ソリューションにおいて、適用分野や技術の利用メリット、技術サポートの有無、ライセンス条件などの情報が、技術分野ごとに示されている。

#### (4) 三菱電機株式会社 (知財活用情報提供者の事例)

三菱電機<sup>28</sup>は日本の大手総合電機メーカーであり、三菱電機グループの中核企業である。 ビルシステムや空調・家電を含むライフ事業、FAシステムや自動車機器を含むインダス トリー・モビリティ事業などを主軸としている。

三菱電機では、WIPO GREEN、自社サイトなどで開放特許を公開している。次は、2023年1月11日時点で登録公開されている、三菱電機の開放特許の件数である。

- WIPO GREEN への登録件数:983件
- 自社サイトでの公開件数:39技術(Open Technology Bank)

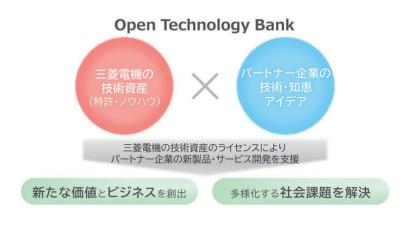
(参考:三菱電機の国内有効出願件数:54,870件)

<sup>27</sup> MONET Technologies ホームページ https://www.monet-technologies.com/

<sup>28</sup> 三菱電機株式会社ホームページ https://www.mitsubishielectric.co.jp/

自社サイト Open Technology Bank<sup>29</sup>は、技術ライセンスの提供を通じて、パートナー企業の新製品・新サービス開発を支援するとともに、パートナー企業の技術やアイデアと組み合わせて新たな価値を創出することを目的としている。三菱電機では、Open Technology Bank の取組みにより、これまで主に企業間の「競争」(独占実施、模倣防止、他者への権利行使等)のために活用されてきた特許を、社外との「共創」を推進するツールとしても活用し、社会課題の解決に貢献する技術を積極的に発信、提供していくとしている。

図表 2-15: 三菱電機 Open Technology Bank のコンセプト



(出典) 三菱電機ホームページ https://www.mitsubishielectric.co.jp/corporate/chiteki/otb/index.html

#### ① 情報軸

Open Technology Bank では、技術は分類され、ニーズにもとづく検索が容易になるよう、テーマや課題キーワードが付与され、技術概要や活用イメージも解説されている。

# (5) ダイキン工業株式会社30 (OI 推進者の事例)

ダイキン工業は、約170か国に事業を展開する日本の空調機、化学製品メーカーである。事業売上の約9割が空調事業であり、世界的に高いシェアを占める。

2015年、世界最先端の実験設備、社内外の交流を促進させる協創エリアなどを完備したテクノロジー・イノベーションセンターを設立、社外組織と共同でトップから担当までが渾然一体となってビジョン・テーマを創出する「組織対組織での課題設定型包括連携」を推進している<sup>31</sup>。

また、従来使用されてきた冷媒よりも地球温暖化への影響が小さい冷媒 HFC-32 のさらなる普及を図るため、2019 年に低温暖化冷媒 HFC-32 を用いた空調機の特許権不行

https://www.mitsubishielectric.co.jp/corporate/chiteki/otb/index.html

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/suishinkaigo2018/innov/dai4/siryou5.pdf

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> Open Technology Bank

<sup>30</sup> ダイキン工業株式会社 ホームページ https://www.daikin.co.jp/

<sup>31 「</sup>ダイキン工業における協創イノベーションの取組み」

使を宣言した<sup>32</sup> (2022 年に対象特許を拡大<sup>33</sup>)。地球温暖化という社会課題の解決に向けて、強みとなる技術を開放してイノベーションエコシステムに貢献する事例といえる。

図表 2-16: 低温暖化冷媒 HFC-32 を用いた空調機の特許権不行使宣言

# DAIKIN

# **CORPORATE NEWS**

2019年7月1日

関連特許の無償開放により HFC-32 への転換をさらに加速

#### 低温暖化冷媒 HFC-32 を用いた空調機の特許権不行使を宣言

ダイキン工業株式会社は、本日、HFC-32 (R32) 単体冷媒を用いた空調機の製造や販売等に関する特許の権利不行使の誓約 $^{*1}$ を宣言しました。この誓約の対象となる特許について、書面による契約をすることなく無償で使用可能にすることで、従来使用されてきた冷媒よりも地球温暖化に対する影響が低い HFC-32 の普及をさらに促進したいと考えています。

当社は、HFC-32 を使用した家庭用空調機を 2012 年に世界で初めて発売しました。現在では、HFC-32 家庭用・業務用空調機は、世界 60 ヵ国以上で販売されています。当社は 2011 年に 93 件の特許を途上国に対して無償開放し、2015 年には全世界で無償開放 $^{54}$ することで HFC-32 の普及を促進してきました。他の多くの企業も HFC-32 空調機を販売しており、需要や関心がさらに高まっています。

#### 低温暖化冷媒



冷媒はエアコンの内部で熱を運ぶガス。この物質にはCO<sub>2</sub>の数百~数千の温室効果があります。ダイキンは低温暖化冷媒R32が世界で広く使用されることをめざし、R32を使用した空調機に関する対象特許の無償開放等により、R32の普及を図っています。

#### (出典) ダイキン工業ホームページ

https://www.daikin.co.jp/press/2019/20190701 https://www.daikin.co.jp/corporate/carbon\_neutral

#### ① 情報軸

課題設定型包括連携により、ニーズ情報を社外組織と早期に共有し、シーズ利用価値 を向上させている。

#### 第2節 国外の公開情報調査

- 1. 公的機関による取組み
  - (1) USAID<sup>34</sup> (OI 推進者の事例)

USAID (米国国際開発庁: United States Agency for International Development) は 1961 年に設置された、国務長官から総合的な外交政策のガイダンスを受ける独立した連邦政府機関であり、世界各地に経済援助、開発援助、人道援助を提供している。オープンイノベーション関連として、次の2つのプログラムを提供している。

#### • DIV (Development Innovation Ventures)

困難な開発課題に対する画期的な世界のソリューションに資金提供するプログラムである。助成した1ドルあたりの影響を「社会的利益」として算出することにより、資金提供先のステージを厳密に区分しており、最高ステージの助成金は、最大1,500万ドルである。2010年以降、49カ国で277件のイノベーション助成金に資金提供

<sup>32</sup> ダイキン工業 ニュースリリース https://www.daikin.co.jp/press/2019/20190701

<sup>33</sup> ダイキン工業 ニュースリリース https://www.daikin.co.jp/press/2022/20220701 2

<sup>34</sup> USAID ホームページ https://www.usaid.gov/

している。

#### • EPIC (Exploratory Programs and Innovation Competitions)

差し迫った課題に対する効果的なソリューションを奨励、サポートするためのコンペティションである。他の応募者よりも早く、そして良い結果を達成した応募者に資金を提供する「Prize Competitions」、ソリューションの成熟度と推定される影響に基づいて資金提供先を決定する「Challenges」、「Challenges」よりも革新性を必要とし、規模の大きな課題に対するソリューションを対象とする「Grand Challenges」の3種類を含む。

#### ① 情報軸

課題そのものを USAID が設定し、課題に対するソリューションを提供する資金提供先を募集している。

#### ② 人軸

技術、教育、環境、気候、地理など、多種多様な分野のコーディネーター12 名を内部に擁する。

#### 2. 民間企業による取組み

#### (1) Cisco Systems, Inc. (OI 推進者の事例)

Cisco Systems<sup>35</sup>は、1984 年創業、米国カリフォルニア州サンノゼに本社を置く、世界最大のコンピュータネットワーク機器開発会社である。世界 12 カ国 14 カ所にイノベーションセンターを設立、大学・研究機関などとの協業推進を通じて、技術や産業動向などに関する知見やノウハウを集約・活用し、顧客ニーズを起点としたソリューションを提供している<sup>36</sup>。

#### ① 情報軸

自社が保有するハードウェアリソースやクラウドコンピューティングリソース等の技術基盤を Web 上で公開し、パートナーへの価値提供と技術開発支援を通じて、自社技術のオープン化を図っている。

#### ② 人軸

技術シーズや協業先の探索は、外部のアクセラレーターを介して効率的に実施している。

#### ③ プロセス軸

イノベーション創出を志向するスタートアップや中小企業、大学・研究機関との協業 に注力しており、現地の行政機関との連携により産学官連携を推進している。

<sup>35</sup> シスコシステムズ合同会社ホームページ https://www.cisco.com/c/ja jp/index.html

<sup>36 「</sup>オープンイノベーション白書」第三版 https://www.nedo.go.jp/content/100918466.pdf

#### 第3章 特許ライセンスや技術移転の促進に関する調査

#### 第1節 国内の公開情報調査

- 1. 公的機関による取組み
  - (1) 産業構造審議会 知的財産分科会 特許小制度委員会(特許庁)

産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会において、未利用特許のライセンス促進策について議論が行われている<sup>37</sup>。大企業、中小企業、大学、スタートアップについて、ライセンサー・ライセンシーとして開放特許情報 DB の活用における実態を把握したうえで、未利用特許のライセンスを阻害する要因を次のようにまとめている。

- 未利用特許のマッチングにおいて、開放特許情報と事業ニーズの情報だけでは不 十分であり、次に示すような他の情報をあわせて提供することが重要
  - ▶ ライセンシーが事業化に際して考慮すべき周辺特許等の技術情報
  - ▶ 開放特許を活用して事業化を行うことが可能と考えられる製品・サービスに 関する情報
  - ▶ 開放特許を用いて実用化のための研究開発を行う場合に提供されうる、補助 金などの支援措置に関する情報
- 予算が乏しく、ライセンサー/ライセンシー(大学は除く)いずれの場合でも、民間のマッチング支援を受ける際の資金的課題もある者も存在する
- 大学、中小企業、スタートアップにおいては、ライセンス・技術移転に係る交渉や 契約手続きなどの経験・知見が不足しており、ライセンサーの場合は他者の事業化 に、ライセンシーの場合は自身の事業化に、それぞれ結びつけることができない

また、これらの課題に対する対応案として、次のように発信している。

- 民間のマッチングサービス提供事業者が、開放特許情報と自身が保有する他の情報を組み合わせたユーザーニーズに合致したサービスを提供できるよう、開放特許情報 DB に収録された開放特許情報をまとまったデータとして民間のマッチングサービス提供事業者やこれらの事業者に情報を提供するデータベース事業者に提供する
- 自身の開放特許をライセンスする場面及び開放特許のライセンスを受けて事業化を進める場面において、ライセンサー/ライセンシーがマッチングサービス提供事業者等を利用し、技術移転/ライセンス契約した場合に、その利用に係る費用を補助する施策の導入を検討する
- INPIT の知財経営支援等において、大学やスタートアップが事業会社とライセンス契約等を締結する際の留意点を特許庁が取りまとめ、現在普及を図っている「モデル契約書」を十分に活用する。また、特許庁事業である知財専門家によるスタートアップ向けメンタリングの内容強化、VCへの知財専門家派遣の拡大、金融機関や VC 職員向けのライセンス交渉に関する講習会の実施を通じて、中小企業、スタートアップのライセンス交渉力強化を支援する。大学 URA 向け等にカスタマイ

<sup>37 「</sup>知財活用促進に向けた特許制度の在り方(案)」 産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会、令和 4 年 12 月 19 日

ズしたライセンススキル向上のためのセミナーを実施することにより、大学のライセンス交渉力強化も支援する。

#### (2) AMED (OI 支援者の事例)

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構(Japan Agency for Medical Research and Development: AMED)は、医療分野における基礎から実用化までの研究開発が切れ目なく行われ、その成果が円滑に実用化されるよう、大学や研究機関などが行う研究を支援し、研究開発やそのための環境の整備に取り組む公的機関である。AMED では、医療分野におけるアカデミア発のシーズと企業のニーズとをマッチングさせて、研究開発成果の早期実用化を目指すためのサービスとして AMED ぷらっとTM 38を提供しており、認証制度を採用して、不特定多数に情報を公開せず、目的に合致した企業等に限定して情報を公開している。

図表 2-17: AMED ぷらっと™のシステムイメージ



AMED ぷらっと™を利用することで、アカデミアには次のようなメリットがある。

- ・研究シーズを本システムに登録することで複数企業にアピールできる。
- ・早期に企業と連携することで、研究費や特許出願・維持の負担を軽減できる。
- ・非公知ネットワーク(利用登録時に、取得情報を第三者に開示・漏洩しないことへの 同意が必要)であり、特許出願前でも新規性を失わない。

また、企業には次のようなメリットがある。

- ・研究シーズに対して早期にアクセスできる。
- ・AMED ぷらっとTMサイトを介して、担当者に直接コンタクトすることができる。

#### ① 情報軸

AMED ぷらっと™では、アカデミアによるシーズの情報と、企業のニーズ情報を管理している。シーズ情報は、企業の求める情報が含まれるように設計されており、研究要旨の一部に、競合の研究に対する優位性や、企業と共同研究をする場合の計画、当該シーズに関して企業に期待することなどの情報を登録することができる。また、ニーズ情報では、注力する疾患領域や技術領域、シーズに対する期待などを登録することがで

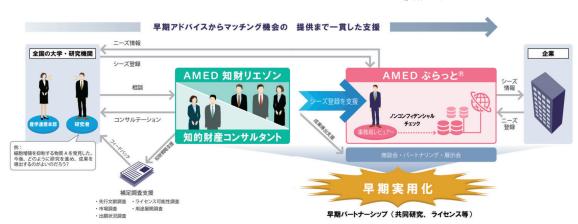
25

<sup>38</sup> AMED ぶらっと™ https://www.amed.go.jp/chitekizaisan/amed\_plat.html

きる。

#### ② 人軸

AMED の知財リエゾンや知的財産コンサルタントが介在して、アカデミアのシーズを企業のニーズにつなげるマッチングを行っている。その一環として、AMED ぷらっとTMにアカデミアがシーズ情報を登録する際に、企業 OB による専門的なアドバイスを行い、企業への訴求力向上を図る取組みなどを進めている。



図表 2-18: AMED 知財リエゾンによる支援概要

(出典)「医療研究成果の早期実用化のための AMED 知財リエゾン&AMED ぷらっと™」 https://www.amed.go.jp/content/000062419.pdf

#### (3) 国立研究開発法人 科学技術振興機構 (OI 支援者の事例)

科学技術振興機構<sup>39</sup> (Japan Science and Technology Agency: JST) は、科学技術の振興と社会的課題の解決のために、国内外の大学・研究機関、産業界等と連携した多様な事業を総合的に実施し、社会の持続的な発展と科学技術・イノベーションの創出を推進する公的機関である。

2000年6月から2022年3月まで、ライセンス可能な大学・公的研究機関等の研究成果を公開する無料で利用可能なサービスJ-STOREを提供するとともに、長年の企業等開発・製品化実績を持った目利き人材である技術移転プランナーが、J-STOREに登録された研究成果の技術移転を支援する取組みを行っていた。J-STOREでは、迅速な技術移転を図るため、出願公開前の特許情報も公開されていた。

#### ① 情報軸

J-STORE では、他の情報として論文、研究進捗などの技術情報と、利用分野、競合技術など実用化に役立つ情報を提供していた40。また、技術移転プランナーによる企業からの着目ポイントを明確にした目利き情報として、応用分野や市場動向の情報41も提

<sup>39</sup> 国立研究開発法人科学技術振興機構ホームページ https://www.jst.go.jp/

<sup>40</sup> 飯田ほか「J-STORE 新システムの機能概要と特色」、情報管理 vol.53 no.11、2011年2月 https://www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/53/11/53\_11\_610/\_pdf/-char/ja

<sup>&</sup>lt;sup>41</sup> 「Technical Eye 抗がん剤のスクリーニング方法」、科学技術振興機構、2005 年 11 月 https://www.jst.go.jp/pr/announce/20051108/mihon.html

供していた。

#### ② 人軸

民間企業で研究開発に携わり製品化や起業の成功実績のある専門家を、技術移転プランナー(目利き人材)として配置し、研究成果を実用化開発の視点(図表 2-19)で検討して実用化方策プランの作成や、研究者へのアドバイスや育成支援を行っていた。

技術移転プランナーは、現在マッチングプランナーの名称で技術移転の支援を継続している。

図表 2-19:技術移転プランナーによるシーズの評価例

評価項目	レベル	レベルの内容
社会公共性	4段階	人類の知的活動や生命活動の向上・改善に対する技術の重要度・貢献程度を 判断
市場性	4段階	新規市場の創成、既存市場の拡大・活 性化の程度等から判断
事業化可能性	4段階	事業障害(許認可・法規制・倫理性の ハードルの有無・高さ)、事業への寄与 度、代替技術出現の可能性、侵害対応 の容易性、等から総合判断
追加開発 の 不必要性	4段階	既存技術以外の技術開発・発明について判断するとともに、研究開発費用や、 期間も考慮。(必要性が低いほど高評価)
技術完成度	4段階	明細書に記載されている実施例に基づき、特許がどの程度実証されているか を判断
権利の強さ	4段階	広範な権利範囲をカバーしているため 十分な権利行使が可能なものを「強い」 と判断
技術の 先進性	4段階	基本技術、改良技術なのか、その程度 により判断(本指標は、あくまで技術的 性格を明らかにするもの)

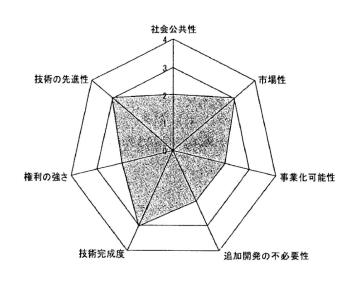


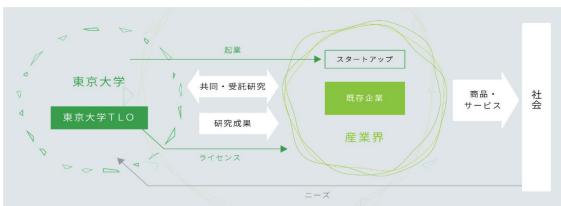
表2-3 7つの独自評価基準

図2-2 定量評価結果(例)

(出典) 坪田ほか「技術移転活動における目利き人材の配置とその検討結果から見た ライセンス成立特許の傾向」研究・イノベーション学会、2004 年 http://www.jaist.ac.jp/coe/library/jssprm\_p/2004/pdf/2004-1C19.pdf

#### (4) 株式会社東京大学 TLO42 (知財活用情報提供者かつ OI 支援者の事例)

東京大学 TLO(以下、東大 TLO)は、有益な知を世の中に広めていくことをミッショ ンに、東京大学の研究成果を特許化し、民間企業等へライセンスすることで、社会に東京 大学の知の還元を行う民間企業である。



図表 2-20: 東京大学 TLO の位置づけ

(出典) 東京大学 TLO ホームページ https://todaitlo.com/

東大 TLO では、開放特許情報 DB、 WIPO GREEN、東京大学のサイトなど複数手段 を活用して、東京大学の開放特許を公開している。次は、2022年12月22日時点で登録 公開されている、東京大学の開放特許の件数である。

- 開放特許情報 DB への登録件数:7件
- WIPO GREEN への登録件数:95件
- 東京大学サイト43での公開件数:472件

(参考:東京大学の国内有効出願件数:4.564件)

また、2021年に開催された東京オリンピック・パラリンピックの期間に限り、関連分 野で活用できる東京大学の特許を無償開放するなど、積極的にライセンス促進の取組み を進めている44。

#### 情報軸

東京大学サイトで公開する開放特許については、特許の公開番号、発明の名称、発明 者の情報を提供している。また、東京オリンピック・パラリンピックの期間に限り無料 開放した特許については、技術概要、想定用途の情報を提供していた。

https://todaitlo.com/assets/uploads/2018/11/b34a0ec0358a0de5495624f4f1144f66.pdf

<sup>42</sup> 株式会社東京大学 TLO ホームページ https://todaitlo.com/

<sup>43 「</sup>特許公開情報 PP」、https://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/pp/index.html

<sup>44 「</sup>東京大学の先端技術を世界へ!」、

#### ② 人軸

東大 TLO では、7名の国際認定・技術移転プロフェッショナルの資格保有者(2022年 12 月時点)をはじめ、多くのライセンスアソシエイト(コーディネーター)が、ライセンスや技術移転の促進を支援している。また、大学技術移転協議会 UNITT が主催するライセンスアソシエイト研修45の講師も担当するなど、他大学・TLO も対象とした技術移転人材の育成に貢献している。

#### (5) 株式会社信州 TLO (知財活用情報提供者の事例)

信州 TLO46は、信州大学や長野高専等の研究活動の活性化を図り、研究成果の活用促進を図るために設立された技術移転機関である。信州 TLO では、開放特許情報 DB、WIPO GREEN、信州大学のサイトなど複数手段を活用して、信州大学の開放特許を公開している。次は、2023年1月5日時点で登録公開されている、信州大学の開放特許の件数である。

- 開放特許情報 DB への登録件数:407件
- WIPO GREEN への登録件数:9件
- 信州大学サイト (サイロ) での技術公開件数:23件
- 商用サイト(イプロス)での技術公開件数:49件

(参考:信州大学および信州 TLO の国内有効出願件数:1,243件)

#### ① 情報軸

信州大学サイト(サイロ)47では、テーマ名、研究者名、テーマ概要(技術概要、従来技術に対する新規性・優位性、シーズが社会に与えるインパクト)、SDGsとの関連性、紹介動画とともに研究シーズである技術が公開されている。

#### ② 人軸

企業経験のある信州 TLO のコーディネーターが、ライセンスや技術移転の促進を支援する。科学技術振興機構が主催する技術移転人材育成プログラムの研修講師も担当している。

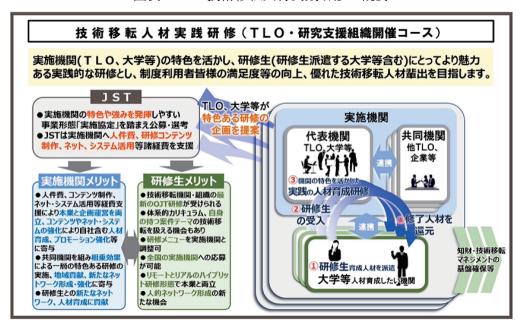
<sup>&</sup>lt;sup>45</sup> 「ライセンスアソシエイト研修(基礎と応用)」、一般社団法人 大学技術移転協議会、https://unitt.jp/seminar/form/

<sup>46</sup> 株式会社信州 TLO ホームページ https://shinshu-tlo.co.jp/

<sup>47</sup> 信州大学[サイロ]ホームページ

https://www.shinshu-u.ac.jp/institution/suirlo/research-seeds/

図表 2-21:技術移転人材実践研修の概要



(出典) 科学技術振興機構ホームページ https://www.jst.go.jp/innov-jinzai/program/tt/course/index.html

#### ③ プロセス軸

地方信用組合との連携により、取引先企業の経営課題などを把握してマッチングを 促進する。また、大学知財群活用プラットフォーム PUiP (Platform of University Intellectual Property) <sup>48</sup>を運営し、他大学・TLO の特許等を、企業ニーズに応じて組 み合わせてポートフォリオ化、知財活用可能性を向上させる取組みを推進している。

(6) 有限会社山口ティー・エル・オー (知財活用情報提供者かつ OI 支援者の事例) 山口ティー・エル・オー49は、山口大学の研究成果や技術を産業界で活用するため、1999 年に設立された技術移転機関である。文部科学省・経済産業省承認 TLO としては、中・四国・九州では初、国立大学では5番目である。山口ティー・エル・オーでは、開放特許情報 DB、WIPO GREEN、独自サイトなど複数手段を活用して、山口大学の開放特許を公開している。次は、2023 年 1 月 11 日時点で登録公開されている、山口大学の開放特許の件数である。

- 開放特許情報 DB への登録件数:247件
- WIPO GREEN への登録件数:9件
- 独自サイトでの公開件数:169件

(参考:山口大学および山口ティー・エル・オーの国内有効出願件数:708件)

# ① 情報軸

独自サイトにて、シーズ集として、用途や解決ポイント、アピールポイントなどとと

https://www.tlo.sangaku.yamaguchi-u.ac.jp/

<sup>48</sup> 大学知財群活用プラットフォーム PUiP ホームページ https://www.chizaigun.org/

<sup>49</sup> 有限会社山口ティー・エル・オー ホームページ

もに分野ごとに技術が公開されている。一部は無料開放されている。また、技術移転の 事例もホームページにて紹介されている。

#### ② 人軸

技術把握・評価、マーケティング、ライセンシー候補発見、契約など随所で技術移転 グループのメンバーが介在支援している。また、JST(国立研究開発法人科学技術振興 機構)主催の技術移転人材育成プログラムを活用して、コーディネーター人材を輩出し ている。

#### ③ プロセス軸

四国・九州地域の他 TLO と連携して、他 TLO が保有する技術シーズも紹介するなど、シーズ情報の拡充により、ライセンス・技術移転促進を図っている。

#### 2. 民間企業による取組み

(1) パナソニックホールディングス株式会社50 (知財活用情報提供者の事例)

パナソニックホールディングスは、日本の電機メーカーであるパナソニックグループの総括持株会社である。くらし事業、インダストリーなどが主な事業である。開放特許情報 DB、WIPO GREEN、自社サイトや海外のコンサルタント会社など国内外の複数手段を利用して、積極的に自社特許活用を促進している。自社内に蓄積した知的財産や技術者などに関する情報を外部の企業・組織と共有するシステムの 2023 年度中の公開を予定している。

#### ① 情報軸

開放特許情報 DB、WIPO GREEN、自社や民間の知財マッチング会社のサイト、海外のコンサルタント会社のサイト、地方自治体主催の知的財産マッチング会など国内外の複数手段を利用してライセンス可能な自社特許技術を公開している。一部のサイトでは、動画や作家によるイラストを用いて、技術の想定利用イメージを分かりやすく紹介している。また、一部技術については SDK を準備し、ベンチャーの事業化加速を支援している。

## (2) 株式会社 IP Bridge (OI 支援者の事例)

IP Bridge<sup>51</sup>は、企業などが保有する未活用特許の価値を顕在化して、各者の事業視点をふまえた最適な活用支援などを行う民間事業者である。IP Bridge は、3 つのサービスを提供している。

- ライセンス事業 (大企業向け): 事業会社の十分に活用し切れていない特許の潜在 価値を顕在化して、最適な活用を実現
- コンサルティング事業 (大企業向け): 新規市場の開拓、ライセンス収益の獲得などを目的とする知財活用モデルの策定を支援。知財部門、企画部門など部門横断プ

<sup>50</sup> パナソニックホールディング株式会社ホームページ https://holdings.panasonic/jp/

<sup>51</sup> 株式会社 IP Bridge ホームページ、https://ipbridge.co.jp/

ロジェクトを企画・運営

・ イノベーション事業 (ベンチャー・スタートアップ向け): 知財出願戦略、ライセンス交渉、知財訴訟など、伴走により企業価値向上を支援。これまで知財収益化で培った知見を活用し、「経験豊富な疑似社内知財部」機能を提供

#### ① 人軸

IP Bridge は、豊富な交渉・訴訟経験を備える専門家集団、国内外の企業への人的ネットワークを保有し、人が介在して知財活用に関する様々な機能を提供している。

#### ② プロセス軸

大手証券会社と連携して、証券会社の顧客に対するマッチング機会を創出するとと もに、両社の人材等のリソースを組み合わせて関連事業の促進を図っている<sup>52</sup>。

(3) ユニバーサル マテリアルズ インキュベーター株式会社 (UMI) 53 (OI 支援者の事例) ユニバーサル マテリアルズ インキュベーター (UMI) は、素材・化学分野に特化した 日本のベンチャーキャピタルである。散在する、素材・化学産業の新事業に関する技術情報を一つの場所に集めた、素材・化学分野新事業情報共有プラットフォームを自社の LP (Limited Partnership) 投資家向けに公開している。

#### ① 情報軸

素材・化学産業の新事業に関する技術情報と、事業に必要な情報からなる「新事業情報」を写真やイメージ図により、分かりやすく提供している。

#### 2 人軸

2022年、国立研究開発法人産業技術総合研究所(産総研)素材・化学分野の新産業 創出に向けたベンチャー企業の創出・支援によるイノベーションの創出を目的とした 連携及び協力に関する覚書を締結、産総研が持つ研究シーズに基づく新産業創出に取 り組む。また、2023年より、経済産業省(METI)とアラブ首長国連邦産業・先端技術 省(MoIAT)との間で締結された「日・UAE 先端技術協力スキーム(JU-CAT)」にお いて、日本におけるコーディネーターを務める54。

## (4) 株式会社リバネス<sup>55</sup> (OI 支援者の事例)

2002年に設立された、科学技術分野における教育、人材育成、研究、創業に関する企画・研究・コンサルティング業務などを手掛ける日本の企業である。未活用の研究アイデアを集積するオープンイノベーションプラットフォーム「L-RAD」56を運営する。

<sup>&</sup>lt;sup>52</sup> IP Bridge ニュースリリース、2020 年 4 月、https://ipbridge.co.jp/2020/0401/205/

<sup>53</sup> ユニバーサルマテリアルズインキュベーター株式会社 ホームページ https://www.umi.co.jp/

<sup>54</sup> ユニバーサルマテリアルズインキュベーター ニュースリリース

https://www.umi.co.jp/wp-content/uploads/2023/01/20230117.pdf

<sup>55</sup> 株式会社リバネス ホームページ https://lne.st/

<sup>56</sup> L-RAD ホームページ https://l-rad.net/

#### ① 情報軸

研究者が登録した未活用の研究アイデアを「L-RAD」の会員企業に公開している。研究アイデアは、公開情報であるタイトル、概要、希望する研究費の額などを含む「基本情報」と、アイデアの詳細を記載した「詳細情報」に分けて登録される。「詳細情報」が閲覧された場合には、研究者に通知される。

L-RADでは、研究者、会員企業および企業内の個人ユーザーすべてが、秘密保持条項を含む利用規約に同意した上でのみ使用が認められる。守秘義務にもとづいて情報が開示されるので、L-RAD内での情報提供は公知という扱いにはならず、特許性の喪失に繋がることはないとしている。

## ② 人軸

L-RAD に掲載された未活用の研究アイデアを、リバネスのコミュニケーターが様々な企業と接続して、共同研究プロジェクトの創出を図っている。

## (5) アスタミューゼ株式会社(OI 支援者の事例)

アスタミューゼ<sup>57</sup>は、新規事業提案や M&A のコンサルティング、投資情報の提供、先端企業や技術、専門人材のマッチング事業を展開する日本の企業である。新規事業創出・オープンイノベーション支援ツールである ICP (Innovation Capital Pathfinder) <sup>58</sup>を提供している。

ICPでは、以下の提供機能を通じて、クライアント企業の無形資産と未来の有望成長領域の俯瞰情報を提示する。

- 未来の有望成長領域と自社特許・他社類似技術の牽制・類似関係を俯瞰する「イノベーションサーチ」
- 非財務情報・無形資産情報から導き出された有望成長領域の俯瞰レポートをダウンロード可能な「有望成長領域俯瞰レポートダウンロード」
- ・ 世界 25 カ国、約 500 万件のグラント情報(研究機関・研究者・研究テーマ・助成金額など)をフリーワードで検索可能な「研究課題(グラント)検索」
- 特許を競争優位性、耐久性、市場性の観点からスコアリングする「特許スコアリン グ」

## ① 情報軸

顧客が指定した技術領域に対して、要素技術等の分類やデータ整理マトリックス、また成長領域における特許の網羅的に分析された牽制関係の情報を提供して、顧客の用途展開先の検討促進を支援する。

シーズ情報として、独自の特許スコアを含む特許情報や、研究開発に対するグラント 情報などが提供される。また、ニーズ情報として、背景・課題、想定顧客、提供価値、

<sup>57</sup> アスタミューゼ株式会社 ホームページ https://www.astamuse.co.jp/

<sup>&</sup>lt;sup>58</sup> ICP (Innovation Capital Pathfinder) https://pathfinder.innovation-capital.biz/

事業展開案、事業化進捗などの情報が提供される59。

#### ② 人軸

各技術分野に精通したテクノロジーアナリストが、ICP に登録された情報にもとづいて有望な成長領域や社会課題を分析する。そのうえで、顧客要望にもとづいて、テクノロジーアナリストが ICP に蓄積された技術情報から適切な技術を探索して、顧客の事業案作成をサポートする。また、ICP に蓄積されたニーズ情報に対して、コンサルタントが様々なアプローチで適切な事業案を探索するサポートも提供している。

#### 第2節 国外の公開情報調査

- 1. 公的機関による取組み
  - (1) フラウンホーファー研究機構(Fraunhofer-Gesellschaft)(OI 支援者の事例)

フラウンホーファー<sup>60</sup>は、ドイツ各地に 70 以上の研究拠点、3 万人近いスタッフを有する欧州最大の応用研究機関である。大学・研究機関による基礎研究と民間企業による商品開発の間に存在するイノベーションギャップを解消するための応用研究を推進し、大学と産業の橋渡しの役割を担う(図表 2-22)。委託研究のうち、約 4 割が公的プロジェクト、約 3 割が企業からの委託となっており、社会のニーズに応える技術の開発をテーマとして、次の分野における最先端の応用研究を推進している。

- 健康・環境:医療、IT 応用、医薬品開発、栄養・食品研究、バイオ・環境など
- 安全・セキュリティ:危険物探知デバイス、災害マネジメント、堅牢な建物など
- モビリティ・交通:自動車・鉄道・航空技術、モビリティ、輸送・海自技術など
- ・ エネルギー・資源:再生可能エネルギー、エネルギー貯蔵、建築と暮らしなど
- 生産・サービス:インダストリー4.0、製造プロセス、材料、ロボティクスなど
- 情報・コミュニケーション: AV 信号処理、画像処理、AI、広帯域通信など

<sup>&</sup>lt;sup>59</sup> アスタミューゼ ニュースリリース https://www.astamuse.co.jp/news/2021/210415-icp/

 公共部門&大学
 屋間部門
 大量生産
 技術概念
 大量生産
 大量生産
 本の用研究と ブッシュ型イノベーション

図表 2-22: フラウンホーファーの位置づけ

(出典)「フラウンホーファー研究機構・日本代表部の活動及びセンシング関連研究の紹介」 http://sensait.jp/19870/

また、30 年以上の研究成果で蓄積された知識とノウハウの産業移転を促進することを目的として、研究成果などを登録公開するプラットフォーム「Fraunhofer Publica」を運営している。Fraunhofer Publica では、研究成果として 25 万件以上の特許や論文などを掲載しており、研究成果が参照された回数をランキング表示したり、どの国から研究成果が参照されたかを地図を用いて表示したりするなど、技術の着目度を可視化するための工夫がなされている。

## ① 情報軸

Fraunhofer Publica では、書誌情報に加えて技術の連絡先の情報を提供している。

#### ② プロセス軸

フラウンホーファーでは、大学との強い結びつきを活用して、大学教授職を研究所長に迎えて基礎研究と応用研究の融合を加速したり、学生を研究に参加させたりして、のちに産業界で研究開発分野に取組みやすくするなど、人材の橋渡しも行っている<sup>61</sup>。

\_

<sup>61「</sup>ドイツ中小企業の成長に貢献するフラウンホーファー研究機構」、JETRO、2021年3月

## (2) IPI Singapore (Innovation Partner for Impact) (OI 支援者の事例)

IPI<sup>62</sup>は、シンガポールの貿易産業省が 2011 年に設立した非営利団体である。技術スペシャリストのチームとグローバルな技術パートナーのネットワークを通じて、シンガポールを拠点とする企業の技術・ノウハウの調達を支援している。

#### ① 情報軸

仲介を依頼されているライセンス可能な技術に、カテゴリ・技術成熟度・概要・特徴・ 適用分野を付与して公開している。

#### 2 人軸

イノベーションアドバイザーが、クライアント企業の課題を解決するため技術等を 探索し、技術提供者とライセンシングや提携の手法を検討した上でマッチングしてい る。

#### ③ プロセス軸

世界の各地域のパートナーと連携し、マッチングを推進している。

#### 2. 民間企業による取組み

#### (1) yet2 (OI 支援者の事例)

yet2<sup>63</sup>は、米国マサチューセッツ州に本社を置く、オープンイノベーションコンサルタント会社である。イギリスと東京にも拠点を置く。主に以下5つのサービスを提供している。

#### • テクノロジースカウト

グローバルな技術市場を精査・検索・フィルタリング・審査プロセスを経て、提案する。アドバイザーだけではなくブローカーとして取引まで関与可能であり、ベンチャー企業とのネットワーキングを活用し、顧客とベンチャーを繋ぐバーチャルなネットワーク構築も支援する。

オープンイノベーションポータル クライアント企業のオープンイノベーションを公開・募集するポータルサイト作 成を支援する。

## • 技術ライセンス

クライアント企業の事業開発チームと連携し、技術の価値提案・知財・商業化に持ち込むための追加コストや・障壁を分析する。また、技術マーケティングや、交渉、 入札までを支援する。

## • 特許取引

独自スコアリングアルゴリズムによりポートフォリオを評価し、譲渡 DB による 競合や NPE(Non-Practicing Entity: 不実施主体)を監視する。また、特許の取

<sup>62</sup> IPI Singapore ホームページ https://www.ipi-singapore.org/

<sup>63</sup> yet2 ホームページ https://www.yet2.com/

得プログラムによりクライアント企業を支援する。

 YET2 マーケットプレイス アクティブなプロジェクトを分野ごとに公開しており、現在、数百のプロジェクト が公開されている。

#### ① 情報軸

マーケットプレイスにおいて、求める技術、期待する技術、対象とならない技術、期待するパートナー、提案者が得られる機会(費用も含む)が公開されている。

#### 第4章 開放特許の活用促進に関する調査

第1節 国内の公開情報調査

#### 1. 論文等の公開情報

(1) 開放特許の成約件数に関する分析64

米山と山内は、開放特許情報 DB に登録された特許が成約に至らない理由を把握する ために、質問票調査と特許データを組み合わせた実証分析を行った。分析結果から、次の ことが分かった。

- 成約の前提となる問合せ件数が限定されている
- 問合せ件数は技術的汎用性や学会発表等によって増加する
- 交渉に至るためには、ライセンシーがリスク評価能力を高めることが重要
- 問合せ件数が多い特許の特徴は、IPC 付与件数が多い特許(技術汎用性が高い特許であると推定)、開放の目的が新規用途探索やパートナー探索である特許

分析結果を受けて、成約プロセスの初期の段階、つまり開放すべき特許等の選択や開放 に向けた事前の準備が、成約件数を伸ばすために必要であると考察している。また、ライ センサーが留意すべき点として、次を挙げている。

- 汎用性が高く他社にとって利用しやすい特許を提供すること
- 開放する特許に関連した製品開発等、事業化の実績を有すること
- 特許開放の意図を明確にすること (新規用途探索、パートナー探索など)
- 学会発表等を行い、開発成果を公開すること

## 2. 公的機関による取組み

(1) 独立行政法人 中小企業基盤整備機構<sup>65</sup> (OI 支援者の事例)

中小企業基盤整備機構(以下、「中小機構」という。)は、中小企業が抱える課題や問題に対する支援を行う公的機関であり、中小企業と国内大手企業や海外企業をつなぐビジネスマッチングサイト J-GoodTech(ジェグテック)を運営している。J-GoodTechでは、登録した中小企業が技術アピールを行うための自社アピール機能や、会員企業(大手、中堅、中小の各企業)がニーズを発信して共同開発や販売連携などの取引先開拓を支援するニーズ機能などの機能を提供している。

<sup>64</sup> 米山、山内「開放特許の成約件数はなぜ少ないのか」、知財管理 Vol71 No6、2021

<sup>65</sup> 独立行政法人 中小企業基盤整備機構ホームページ https://www.smrj.go.jp/index.html

図表 2-23: J-GoodTech の位置づけ



(出典) J-GoodTech パンフレット

https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/assets/pdf/common/202110\_smrj\_pamph\_jp.pdf

## ① 情報軸

J-GoodTech の技術アピールでは、他の情報として会社概要、製品・技術の詳細情報・ 活用事例・用途提案・カタログなどの情報を提供可能である。

#### ② 人軸

J-GoodTech では、中小機構のアドバイザーが、公開ニーズに対する中小企業からの 提案や商談会を支援している<sup>66</sup>。

#### ③ プロセス軸

J-GoodTech を通じて、自治体や地域支援機関との連携が行われている<sup>67</sup>。自治体や地域支援機関は、地域に密着したサポートに注力し、J-GoodTech は海外も視野に入れた広域のサポートや、他業界とのマッチングを担当するなどの役割分担が行われていると思われる。

# 3. 民間企業による取組み

(1) PATRADE 株式会社<sup>68</sup> (OI 支援者の事例)

PATRADE は、地方自治体等が主催するセミナー、ワークショップを活用して、主に企業から委託された特許を紹介するサービスや、特許を活用した商品開発のコンサルティングサービスを提供する。

#### 情報軸

ホームページ上では、知財活用情報のみ公開している。

# ② 人軸

セミナー、ワークショップ、コンサルティングを通じて、企業がライセンスを希望する特許と、技術や権利の活用を支援する事業者とのマッチングを行い、特許活用を支援

<sup>&</sup>lt;sup>66</sup> 「ジェグテックのご案内」、中小企業基盤整備機構、2020 年 10 月、

<sup>68</sup> PATRADE 株式会社 ホームページ https://patrade.jp/

する。

## ③ プロセス軸

地方自治体と連携してマッチング会やワークショップを開催し、大企業の開放特許 を紹介している。

#### (2) Tokkvo.Ai 株式会社 (OI 支援者の事例)

Tokkyo.Ai<sup>69</sup>は、ライセンス可能な特許の情報を提供する IP マーケットプレイスを運営し、特許のライセンス・売買を支援する民間事業者である。IP マーケットプレイスでは、売却・ライセンスしたい特許情報を登録して、ライセンスを受けたい企業が登録された特許情報を検索する。ライセンスを受けたい特許が見つかった時は、当事者間で契約交渉を行う。

## ① 情報軸

IP マーケットプレイスでは、特許の公開情報の他に、特許の提供形態(ライセンス、売却、応相談)、希望金額などの情報を提供可能である。また、取引きの多い特許のランキングを公開するなど、知財活用情報提供者のモチベーションを向上させる取組みも行っている。

#### ② 人軸

IP マーケットプレイスでは、ライセンスを受けたい企業が登録された特許情報を検索し、ライセンスを受けたい特許が見つかった時は、当事者間で契約交渉を行う。 Tokkyo.Ai として、特許の受け渡しがスムーズに行われるための支援を行うとされているが、公開情報からは人が介在する支援の具体的な内容は確認できなかった。

<sup>69</sup> Tokkyo.Ai 株式会社 ホームページ、https://www.tokkyo.ai

#### 第2節 国外の公開情報調査

#### 1. 公的機関による取組み

も行っている。

#### (1)世界知的所有権機関 WIPO<sup>70</sup> (OI 支援者の事例)

WIPO (World Intellectual Property Organization) は、国際的な知的財産権制度の発展を担当する国連の専門機関である。WIPO では、2013 年より環境技術を活用して社会課題の解決を促進するためのプラットフォーム WIPO GREEN<sup>71</sup>を運営している。

WIPO GREEN は、シーズ情報を収録するデータベース(ユーザーによってライセンスの意志があるものとして登録された技術:約3,000件)、ニーズ情報を登録するデータベース(登録数約300件)、専門家(法律、ビジネス、技術、融資などの支援を提供する専門家)の情報を登録するデータベースで構成される(登録件数は2022年12月現在)。12万件以上の技術、ニーズ、専門家が登録されたデータベースは、世界中で2,000人以上のユーザーに利用されている。WIPO GREENのパートナー企業は大企業が多く、2022年末時点で、日本49社、グローバルで150社がパートナー企業として登録している72。利用者のメリットとして、中小企業や大学等のビジネスパートナーを世界レベルで発掘できること、環境分野における企業ブランドの国際的なイメージアップなどが挙げられる。また、ライセンスガイドラインを提供して、不利な技術移管を回避するための支援

WIPO GREEN
The Marketplace for Sustainable Technology
WIPO Arbitration function
WIPO Arbitratio

図表 2-24: WIPO GREEN の基本構造

(出典) WIPO ホームページ

https://www3.wipo.int/wipogreen/docs/en/wipogreen\_licensingchecklist\_061216.pdf

#### ① 情報軸

WIPO GREEN では、他の情報として、技術の効果(ベネフィット)、実施に必要な ノウハウや周辺技術を含めたパッケージ情報を提供している。ガイドラインでは、でき るだけベネフィットを多く記載することを推奨しており、マッチング促進に重要な情

<sup>70</sup> 世界知的所有権機関 WIPO ホームページ https://www.wipo.int/portal/en/index.html

<sup>71</sup> WIPO GREEN ホームページ https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/green.html

<sup>72</sup> 特許庁「WIPO GREEN との協力」 https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/green.html

報であることがうかがえる。

#### 2 人軸

WIPO GREEN では、重点分野のテーマを Acceleration Project や Match Making Project などのコンサルタントが介在するプロジェクト化して、マッチングおよび事業 化の加速支援を行っている。

#### (2) 欧州におけるライセンスオブライトの取組み

イギリスとドイツにおいて、特許権者あるいは特許出願人が、当該特許について第三者への実施許諾を拒否しないことを宣言することによって、特許料の減額を受けることのできる制度「ライセンスオブライト」(License of Right)(以下、「LOR」という。)の整備運用が進められている。

特許料の減額が発生するのは、特許権者と実施権を求める者がライセンスの合意に至った時(イギリス)、もしくは実施権を求める者が実施の意思を特許権者に通知したとき(ドイツ)とされており、ライセンス意思を公開するだけでは特許料の減額要件にはなっていない(図表 2-25)。自動車・電気分野を中心に数%程度の宣言がされているが、ライセンス促進への寄与については不明である。海外でLORを利用する企業にヒアリングした結果によると、LORを利用する主な目的は年金の減額であり、LORを通じてライセンスが行われた事例は確認できなかったとしている。なお、フランスにおいてもLOR制度が導入されていたが、ライセンス実績が少ない等の理由で2005年に廃止された73。

図表 2-25: イギリスとドイツにおける LOR の取組み

	イギリス	ドイツ
宣言可能な時期	特許 <b>設定登録時</b> 以降	特許 <u>出願時</u> 以降
特許料の減額率	50%	50%
実施権発生時点	特許権者と実施権を求める者と がライセンス合意に至ったとき	第三者が実施をする意思を特許 権者に通知したとき
ライセンス条件決定 制度	あり (特許権者又は実施許諾を求める者がイギリス知的財産庁長官に申立てできる)	あり (特許権者又は実施許諾を求める 者がドイツ特許庁長官に申立てできる)
差止請求権の制限	あり	あり
現在有効なLOR宣言件数 (各国で有効な欧州特許を含む)	8,739件 (2021/9/9検索結果) (参考)現存特許権数:641,887件 (2019年) 主な出願人:トヨタ、IBM、PSA、三 菱電機、ホング等 主な出願人国籍:日、米、仏、独、蘭	35,275件 (2021/9/9検索結果) (参考)現存特許權数:772,358件 (2019年) 主な出願人:Miele、トヨタ、FEV、三 菱電機、PSA等 主な出願人国籍:独、日、仏、米、蘭

(出典)「開放特許情報データベース」、内閣府 知的財産戦略本部、 スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの在り方に関する検討会、2022年3月

-

<sup>73</sup> 内閣府 知的財産戦略本部「開放特許情報データベース」(スタートアップ・大学を 中心とする知財エコシステムの在り方に関する検討会) 2022 年 3 月

#### (3) 中華人民共和国におけるライセンスオブライト (開放許諾制度) の取組み

中華人民共和国(以下、「中国」という。)では、2020年に行われた特許法の法改正により「専利開放許諾制度」が制定された。これは、あらかじめ定められたライセンス料を支払うことにより、誰でも実施できるようにする制度である。専利開放許諾制度の導入によって、特許実施の質の向上、特許運営の効率改善、取引コストの低減、特許の価値実現、特許市場の拡張、イノベーション創出の促進などが期待される。

図表 2-26: 中国における LOR (開放許諾制度) の取組み

宣言可能な時期	特許 <b>設定登録時</b> 以降
特許料の減額率	10年間の納付免除
実施権発生時点	第三者が権利者にライセンス料 を支払ったとき
ライセンス条件決定 制度	あり (国務院専利行政部門に調停を申立てできる)
差止請求権の制限	あり
現在有効なLOR宣 言件数 (各国で有効な欧州特 許を含む)	特許 572件 (2021年) 現存特許権数:359.7万件 (2021年度)

(出典) 文献 73 74 75 76 を参考に事務局作成

改正後の特許法において開放許諾制度に関して特徴となるのは、次である77。

- 第50条:自己が権利を有する知的財産権を開放許諾することの書面による宣言と実施料の額および支払方法を明確に決めることを求める。開放許諾の宣言を撤回する場合も書面で行うが、既に実施された開放許諾にもとづく実施許諾は影響を受けない。
- 第51条:開放許諾による実施許諾の獲得と年間特許料の減免を規定する。当事者間の協議により、通常の実施許諾を行うこともできるが、独占的・排他的な実施許諾を行うことはできない。
- 第52条:開放許諾の実施に係る紛争処理について規定する。

導入当初は、具体的な手続きやライセンス料金の計算方法などについて詳細な規定がなく、実質的な運用が行われていなかったことに対して、特許価値評価に関する国家標準の策定や、ライセンス実施料率の実績公表など、制度運用に向けた準備が進められている78。また、専利審査指南改正草案を発行して、運用面など詳細に規定することを進めている。

<sup>74 「</sup>中国 特許開放許諾と契約書上の注意点」2022 年 6 月 https://note.com/kykip/n/n06ab67fdf94b

<sup>75 「</sup>中国当局が 2021 年中国知財関連統計データを発表」NGB、2022 年 1 月

<sup>76 「</sup>国新办举行 2021 年知识产权相关工作统计数据发布会」2022 年 1 月 https://www.scio.gov.cn/xwfbh/xwbfbh/wqfbh/47673/47698/index.htm

<sup>77「</sup>開放ライセンス制度によって特許実施を促進する」、JST 北京事務所、2022 年 2 月

https://spc.jst.go.jp/experiences/beijing/bj22\_006.html

<sup>78 「</sup>特許の産業分野別ライセンス実施料・実施料率データを発表」JETRO 香港、2022 年 8 月

専利開放許諾制度に関する専利審査指南改正草案は、これまでに 2 回発行された。 2021 年 8 月 3 日に発行された専利審査指南改正草案 (意見募集稿) 79と、2022 年 10 月 31 日に発行された専利審査指南改正草案 (意見再募集稿) 80である。1 回目に収集 した意見を反映した 2 回目の専利審査指南改正草案における主な改正点を示す。

- 専利開放許諾声明に次の事項を明記しなければならない。(1) 専利番号 (2) 専利権者の姓名又は名称 (3) 許諾使用料の支払方法と基準 (4) 許諾期間 (5) 専利権者の連絡先 (6) 開放許諾要件を満たすことに対する専利権者の誓約 (7) その他明記する必要な事項。((6)を追加)
- ・ (専利許諾声明を提出する際)専利権者が許諾使用料の算出根拠及び方法に関わる簡潔な説明を併せて提出しなければならない。通常 2,000 字を超えない程度。専利許諾使用料は、当該簡潔な説明に基づくものとし、固定料金で支払う場合、通常 2000 万元を超えないものとし、2,000 万元を超える場合には、専利権者は専利法第 50 条に規定の開放許諾以外の他の手段でライセンスすることができる。支払方法が手数料形式の場合、売上高に対する手数料は通常 20%以下、利益に対する手数料は通常 40%以下でなければならない。(本条項を新規追加。専利開放許諾の使用料を制限し、特許権者による専利開放許諾制度の利用を促進するとともに、年金の減免などの目的だけで専利開放許諾制度を利用することを防止する意図があると推測される)
- 専利権者が専利開放許諾声明を撤回すべきであるが、適時に撤回しなかった場合、 国家知識産権局は、当該専利開放許諾声明を終了又は取り消し、また公告を行う。 (本条項の一部を修正。専利権が専利開放許諾の要件を満たさなくなった場合、専利権者は専利開放許諾声明を撤回しなければならないことを明確にした。)
- 専利権者は、開放許諾声明を撤回した場合、次年度から開放許諾による専利年金の 減額が受けられなくなる。(本条項を新規追加。開放許諾による専利年金の減額が 受けられなくなるタイミングを明確にした)
- 専利権の譲渡を除き、専利権者がその他の理由で変更し、開放許諾を継続して実施する場合、元の開放許諾声明の撤回および再声明のための手続きを適時に行わなければならない。変更後に開放許諾を実施しない場合、元の宣言の撤回手続きを適時に行わなければならない。(本条項を新規追加。専利権譲渡以外の場合の専利権者が変更された後の開放許諾声明の処分方法を規定)

43

<sup>79</sup> 关于就《专利审查指南修改草案(征求意见稿)》公开征求意见的通知、2021 年 8 月 3 日 https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/8/3/art 75 166474.html

<sup>80</sup> 关于就《专利审查指南修改草案(再次征求意见稿)》公开征求意见的通知、 2022 年 10 月 31 日、https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/31/art\_75\_180016.html

#### 2. 民間企業による取組み

#### (1) Wellspring Worldwide Inc. 81 (OI 支援者の事例)

Wellspring は、大学や研究機関向けの技術移転ソリューションプロバイダーとして、技術探索、企業ベンチャー、スポンサードリサーチ、ライセンス供与のための専用ソフトウェアを開発・提供する、カーネギーメロン大学のスピンオフであり、ライセンス可能な技術の情報を提供するイノベーションマーケットプレイス「フリントボックス」や、AI活用した技術・パートナー探索システム「スカウト」などのプラットフォームをグローバルに運営する。

フリントボックスは、技術やスタートアップ、研究者など様々な切り口での技術マーケティングが可能であるほか、オンライン上でライセンシング・契約するための機能や、世界中の企業・学術機関パートナーや技術者・研究者とつながることのできる機能を提供している。顧客が保有するウェブサイトに組み込んで、ライセンス可能な技術の最新情報を、技術供与を求める外部関係者や投資家の目にとまりやすい形で公表することができる。欧米を中心に大手企業や研究機関が利用しており、日本においても保有技術の世界市場に向けた発信を目的として大学やTLOが活用を開始している。

2019 年時点で、フリントボックスに掲載された発明数は 27,000 件以上、年間ウェブサイト閲覧件数は 100 万件以上、ライセンス行使数 45,000 件の統計データがある82。発明を掲載した大学は、本プラットフォームを通じて総額 250 万ドルのライセンス収入を獲得しており、開放特許の活用促進に成功した事例としてとらえることができる。

#### ① 情報軸

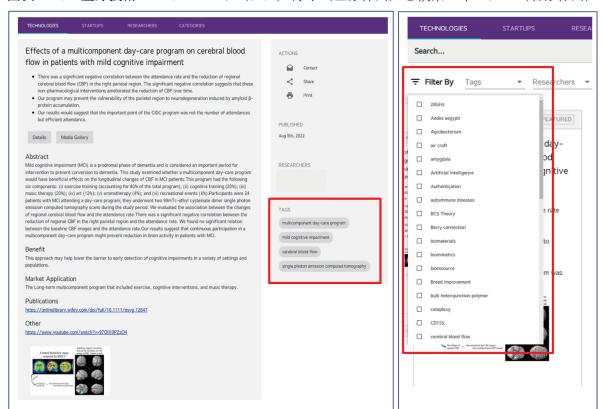
フリントボックスでは、他の情報として技術の概要や効果、応用例、研究者の情報などの詳細な技術情報を提供している。また、ライセンス可能な技術を登録する時に、任意のキーワード(タグ)を付与することができる。キーワード(タグ)による検索ヒット率を高めてマッチング促進を図ることができる。

https://www.wellspring.com/news/wellspring-launches-new-flintbox-platform

<sup>81</sup> Wellspring Worldwide Inc. ホームページ https://www.wellspring.com

<sup>82</sup> Wellspring ニュースリリース

# 図表 2-27: 登録技術へのキーワード (タグ) 付与 (左赤枠内) と検索フィルター (右赤枠内)



(出典) フリントボックスの表示例 https://tsukuba.flintbox.com/technologies/956e2b9c-9195-4dcd-983a-7de57c873378

## ② 人軸

フリントボックスでは、人による仲介支援は行わず、当事者間でコンタクトと契約交渉を進める。

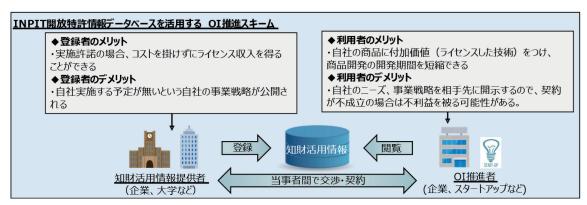
#### 第5章 開放特許情報データベースの活用促進に関する調査

第1節 開放特許情報データベース

#### 1. 概要

INPIT が提供する開放特許情報 DB83は、企業や大学、研究機関等の知財活用情報提供者がライセンスの意思のある特許(開放特許)の情報を登録・管理したり、OI 推進者が検索・閲覧できる無料のサービスである。登録された開放特許を OI 推進者が利用する場合は、該当する特許を登録した知財活用提供者とライセンス等の契約を個別に行う必要がある(図表 2-28)。

図表 2-28: 開放特許情報 DB を活用する OI 推進スキーム



2022 年 1 月末時点で開放特許情報 DB には、24,675 件の開放特許が登録され、登録者の属性内訳は次の通りである。

公的研究機関等 11.597 件、大学・TLO 8.290 件、企業 3.829 件、個人 959 件

開放特許情報 DB の前身は、1997 年に開始された特許流通促進事業における特許流通 データベース整備事業によるものである。

特許流通促進事業は、企業などの未利用特許を有効に活用することにより、新規産業を創出するために開始されたものであり、特許流通データベース整備事業と特許流通アドバイザー派遣事業の二つの事業により構成されていた。

特許流通データベース整備事業は、企業や大学等が保有している特許でライセンスの 意思がある特許を登録、公開するためのデータベースを整備する事業であり、ピーク時 (2006年)には6万件弱の開放特許が登録されていた。

特許流通アドバイザー派遣事業では、特許流通アドバイザーが企業や大学等を訪問して、シーズ情報やニーズ情報を発掘・収集し、マッチング及び特許ライセンス等の支援を行う事業であり、特許流通アドバイザーが企業訪問やマッチング、ライセンス契約の支援などを仲介することで(図表 2-29)、累計 14,699 件の契約成約(2011 年 3 月末時点)や、特許流通促進事業による経済的インパクトが約 3,550 億円となる(2010 年 12

-

<sup>83</sup> 開放特許情報データベース https://plidb.inpit.go.jp/

月末時点)などの成果が報告されている84。

自治体 管理者 派遣先機関 育成完了後 特許流通 シスタン ドバイザ 5 5名 ·地方自治体 ·TLO OJT 経産局 92名 ※ 全国に 92名 の特許流通アドバイザーを派遣 (自治体 52名、TLO 38名、経産局2名) 特許権を保有する企業、TLO 技術導入を希望する企業 (ライセンサー) (ライセンシー) 大企業 大企業 ① 企業訪問 (シーズ発掘) ② 企業訪問 (ニーズ把握) 中小企業 中小企業 ③ シーズとニーズのマッチング 大学などの研究者 4 ライセンス契約の支援

図表 2-29: 旧特許流通アドバイザー派遣事業の概要

(出典) 内閣府 知的財産戦略本部「開放特許情報データベース」 (スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの在り方に関する検討会) 2022 年 3 月

特許流通促進事業は、一定の成果が得られたため 2010 年度末に廃止された。特許流通アドバイザーの機能は、自治体特許流通コーディネーターとして各自治体に移行され、特許流通データベースは、2011 年度に開放特許情報 DB としてリニューアルされた。

#### 2. 提供機能

開放特許情報 DB が提供する主な機能は、次に示す通りである85。

#### 検索・閲覧

開放特許情報 DB に登録された開放特許を検索、また検索により抽出された個々の開放特許の情報を閲覧することができる。キーワードや文章、類義語による簡単検索の他、登録者情報や国際特許分類 (IPC)、技術分野、技術内容 (機能) など複数の条件を組み合わせた詳細条件検索ができる (図表 2-30)。出力結果を CSV ファイルに出力したり、公報を特許情報プラットフォーム (J-PlatPat) 上で確認したりできる (図表 2-31)。

<sup>84</sup> 内閣府 知的財産戦略本部「開放特許情報データベース」(スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの在り方に関する検討会) 2022 年 3 月

<sup>85</sup> 開放特許情報データベース 簡易操作マニュアル https://plidb.inpit.go.jp/info/download/kaihoudb\_manual\_v2.0.pdf

図表 2-30: 詳細条件検索画面



(出典) 開放特許情報データベース 簡易操作マニュアル https://plidb.inpit.go.jp/info/download/kaihoudb\_manual\_v2.0.pdf

■印刷プレビュー 印刷プレビュー画面を表示します。 開放特許情報データベース CSV 検索結果一覧情報をCSVファイルで出 開放特許情報を探す 力します。 詳細条件で探す 選択された条件 検索結果 1000件中 1 - 10件 □目 ■選択された条件 検索で指定した条件を表示します。 並べ替え 登録が新しい頃 🗸 特隷2014-208453 鉄道車両の空気力係数推定方 ■ページ順 指定のページに遷移します。 **じょう**。 絞込み ■絞込み 絞り込み検索をします。 **じょう。。** 

■タイトル

■公報リンク

開放特許の詳細表示画面に遷移します。

J-PlatPatの公報を別画面表示します。

図表 2-31:検索結果の一覧表示イメージ

(出典) 開放特許情報データベース 簡易操作マニュアル https://plidb.inpit.go.jp/info/download/kaihoudb\_manual\_v2.0.pdf

■登録者名

■並べ替え

検索結果一覧表示を並び替えます。

検索結果の一覧表示で特許の名称を選択 (クリック) すると、選択した開放特許の詳細情報を確認できる。詳細情報は、基礎データとして特許の書誌情報や基本的な情報に加えて、付加データとしてマッチングの際に参考となる技術提供条件などの情報が表示される (図表 2-32)。

登録者のサイトを表示します。

図表 2-32: 開放特許の詳細情報

## 基礎データ 出願番号、出願日、出願人、公開番号、公開日、登録番号、 特許権者、発明の名称 ◆基本情報 技術分野、機能、適用製品、目的、効果、技術概要 付加データ ◆技術提供条件などの情報 ・提供技術実績(自身での実施実績あり、他者への許諾実績あり) ・提供技術供与内容(ノウハウ提供可能) ・開示情報(図面開示可能、マニュアル開示可能、サンプル開示可能) ・その他(技術指導可能、コンサルティング可能、学会等への掲載実績) ・提供事業化情報(試作品評価、設備購入ルート確保、販売ルート確保) ・文献の公開・登録状況 (未公開、公開済) ◆ **開放特許情報パッケージ** (マッチング促進のための機能) 単独では、使い道が分からないような開放特許情報を、使い道が分かるように 複数の特許を組み合わせて「パッケージ」として紹介。2022/1月時点で 24パッケージを公開。

なお、J-PlatPat で表示した特許が、開放特許情報 DB に登録されている場合は、開放特許情報 DB の該当ページへ遷移するボタンが表示される(図表 2-33、赤枠内)。

図表 2-33: 開放特許情報 DB への遷移ボタン(J-PlatPat)



(出典) 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)マニュアル https://www.inpit.go.jp/j-platpat\_info/reference/index.html

#### ② 開放特許情報パッケージ

開放特許情報をパッケージとしてまとめ、製品化のイメージをわかりやすく紹介する機能(図表 2-34)。

-<u>ム</u> > <u>関連コンテンツ</u> > <u>関放特許情報パッケージ</u> > 画像処理装置、画像処理方法および画像処理プログラ。 <u>ホーム</u> > <u>関連コンテンツ</u> > 開放特許情報パッケージ 画像処理装置、画像処理方法および画像処理プログラ 開放特許情報パッケージ 厶 1つ1つでは、使い道が分からないような開放特許情報でも複数の開放特許情報を組合わせると可能となる 読取った画像に対して所定の処理を行うことで、抽出したい画像や文字を正確に出 力することが可能な技術。 - 痛なり合う因形について、連結部分を判定し、細分割手段により効率的に分割す ることができる(L2014001678) 物が見えてきます。 そのような開放特許情報の集まりを「パッケージ」としてご紹介 ことできる(L2017000085) 画像データを入力する際に生じる様々な要因のパラツキを補正することができる。 また、画像データの解析時に、データ補正を行うことで、より正確な結果を出力す 画像処理装置、画像処理方法および画像処理プログラム 製品イメージ ることができる。 製品のお客様イ 画像データを扱い、そのデータを加工・分析し、対象物の判別や識別等を高精度で 処理するための解決手段である。 実施許諾対象企 電子・電機メーカー全般(特にスキャナメーカ・カメラメーカなど) 各技術の詳細 1 連結領域抽出装置及び記録媒体 開放特許情報の詳細画面を表示します。 出脚番号 登録番号 特願平11-120952 特開2000-311247 第4322999号 ŴJ∙PıatPat 経過 公開 登録 画像処理装置、画像処理方法および画像処理プログラム

図表 2-34: 開放特許情報パッケージのイメージ

(出典) 開放特許情報データベース 簡易操作マニュアル https://plidb.inpit.go.jp/info/download/kaihoudb\_manual\_v2.0.pdf

## ③ 開放特許の登録・変更・削除

開放特許情報を開放特許情報 DB に登録する場合、次の二つの方法を選択できる。 なお、開放特許情報の登録に先立ち、登録者申請が必要である

- ・WEB 上でオンライン入力する方法
- ・書類を提出して登録依頼する方法

WEB上でオンライン入力する場合、個々の開放特許について情報を入力する(図表 2-35)。

図表 2-35: 開放特許の登録画面 (WEB 上でオンライン入力する場合)

基本情報	一関じる
発明の名称 必須 (全角)	〇〇△△装置 類558文字
出願番号 国際出職番号 必須 (半角数字)	特別20 • 17 - 123456
公開番号 国際公開番号 🔌 🌉 (半角款字)	特闘20 ▼ 18 - 789012 □ 未公陽案件
登録番号 (半角数字)	=
供与実績	実施実績 ◎ 有 ◎ 無 ◎ 試作 許諾実績 ® 有 ◎ 無
特許権の許諾形態	特許権譲渡 ◎ 可 ● 否 特許権実施許諾 ● 可 ◎ 否
タイトル <del>必須</del> (全角)	○○法を使った△△装置 類953女字
出願人 必須 (全角)	開放特許株式会社
特許権者 20月 (全角)	開放特許株式会社
出願日 必須 (半角数字)	2017 年 01 月 01 日
公開日 必須 (半角数字)	2018 年 06 月 23 日
登録完了通知書の 郵送	<ul> <li>郵送不要</li> <li>郵送必要</li> <li>登録完了後、登録完了通知書をWebで閲覧できます。</li> </ul>

(出典) 開放特許情報データベース 開放特許情報の登録方法 https://plidb.inpit.go.jp/info/regist\_operation.html 書類を提出して登録依頼する場合、「開放特許情報 登録依頼書」(図表 2-36) に文献番号、発明の名称、関連特許の有無、実施実績・許諾実績の有無、特許権の譲渡・実施許諾の可否などの情報を記載して、開放特許情報データベースサポートセンターに送付する。開放特許情報データベースサポートセンターは、記載された情報にもとづいて、開放特許情報 DB に開放特許の情報を登録する。

図表 2-36: 開放特許情報 登録依頼書のイメージ

**様式 K1** 

# 開放特許情報 登録依頼書

依頼日付: 20 年 月 日

「個人情報の取扱いについて」に同意し、申込みます。

登錄者ID:	- T-T-TV// III - BB - A A - IIII -
登録者名称:	<書類送付先・問い合わせ先> 開放特許情報データベースサポートセンター
担当者名称:	

#### 登録完了通知書の郵送

登録完了通知書の郵送要否

□ 郵送不要・ □ 郵送必要 )いずれかをチェックしてください

登録完了後、登録完了通知書はWebで閲覧できます。(閲覧するにはログインしていただく必要がございます)

#### 【注】 出願人・特許権者が登録者名称と異なる場合は、関係を証明する書類(<u>委任状</u>)を添付してください。

※記入方法、注意事項等については、「備考等」シートをご参照ください。

必須	必須	必須	į	必須	必須	必須	必須	任意
		関連特	許	実施	許諾	特許権	実施	
文献番号	発明の名称	国内	- 1	実績	実績	譲渡	許諾	備考
		無	有/無	有/試作/無	有/無	可 / 不可	可 / 不可	(アピール内容、追加情報等)
登録・公告・公開・出願 いずれかの番号	全角128文字まで	何れか 何 を選択 を	何れか を選択	何れか を選択	何れか を選択	何れか を選択	何れか を選択	
	文献番号	文献番号 発明の名称	文献番号     発明の名称       文献番号     発明の名称	文献番号     発明の名称       文献番号     発明の名称       有有//無無       ※銀・公告・公開・出版     介表10000でする。 向れか 向れか 向れか 向れか 向れか 向れか 向れか のれか のれか のれか のれか のれか のれか のれか のれか のれか の	文献番号     発明の名称     関連特許 実施 実施 実施 実施 (国内 国外 目外 有 / 点試 作 / 無 / 無 / 無 / 無 / 無 / 無 / 無 / 無 / 無 /	文献番号     発明の名称       関連特許 実績 国内 国外       実績 (素) 無 無 無 (無) 無 (無) (無) (無) (無) (無) (無) (無	文献番号     発明の名称     関連特許 実施 実績 実績 業績 業績 業績 業績 業績 業績 業績 業績 業績 まままままままままま	関連特許   実施   許諾   大

(出典) 開放特許情報データベース 申請書ダウンロード https://plidb.inpit.go.jp/info/format\_download.html

他の情報とともに開放特許情報を登録する場合は、「開放特許情報 登録申請書」(図表 2-37~図表 2-42)を開放特許情報データベースサポートセンターに送付する。開放特許情報データベースサポートセンターは、記載された情報にもとづいて、開放特許情報 DB に開放特許の情報を登録する。

1/7 様式 K2 V17\_04

# 

	開放特許情報登録「個人情報の取扱いについて」に同意	
登録完了後、登録	<b>)閲覧</b> 〕郵送要否 ( <b>ロ 郵送不要 ・</b> □ 完了通知書はWebで閲覧できます。 ブインして頂く必要がございます。)	0
◎登録者ID:		
◎登録者名称:		
★開放特許情報 ◎タイトル(128文字まで —————	)	
* 主たる提供特許 ⑥出願番号:	願番号の場合は「PCT/」から記入)	
	_年月日	
〇公開番号:	開番号の場合は「WO/」から記入)	
〇公開日:西暦		
◎特許番号∶特許/実用	第号	<b>ウルセクル「0000000 ナミス)</b>
◎発明/考案の名称: _	(特計/美用のどららかを選択。出願	中の場合は10000000]を記入)
	開放特許情報の登録者と異なる場合 式はホームページよりダウンロードをし	
◎出願人:		
◎特許権者:	場合は「出願中」と記入)	
〇海外登録国名:	一覧「国名」から一つのみ選択)	
* その他の提供特許 ○特許番号(5件まで記 <i>)</i>	、可)	
①	2	3
<b>4</b>	<u> </u>	・6件以上: [ 口有・口無]
★アピール情報		
〇出展実績	として、1024文字以内で別紙に記入し、添か て、512文字以内で別紙に記入し、添付して	

<b></b> 方内容						
内関連特許の有無	:[□有・□	無]				
国外関連特許の有無 (「有」の場合、「日本以外		無亅				
日本以外の国名(選択		大3つまで選択)				
1	2			(3)		
IJ				. <u> </u>		
支術分野(下記13分野	矛から、最大3つまで	選択)				
1	(2)			(3)		
				. 0.		
電気・電子	情報・通信	機械・加工		送	土木・建築	
繊維・紙 食品・バイオ	化学・薬品	金属材料	┃ 有機 ┃	材料	無機材料	
<u> </u>	生活・文化	その他	_			
成化(下記)の放化がら	、取入3つまで選択。	)				
1	<u></u>			3		
		11/4 A D Abu	りの制件	#II/#n >		
1441+ +n +11/4		製造 食品・飲料			ノフトウェア	
機械・部品の製造				台場		
表面処理	鋳造∙鍛造				長・制振 毎・除去	
	鋳造・鍛造 加圧・減圧	接着・	剥離		҈҈҈҅҈ѷ除去	
表面処理加熱・冷却環境・リサイクル対	鋳造・鍛造 加圧・減圧 策 安全・福祉対	接着・	剥離			
表面処理 加熱・冷却	鋳造・鍛造 加圧・減圧 策 安全・福祉対	接着・	剥離			
表面処理加熱・冷却環境・リサイクル対	鋳造・鍛造 加圧・減圧 策 安全・福祉対	接着・	剥離			
表面処理加熱・冷却環境・リサイクル対	鋳造・鍛造 加圧・減圧 策 安全・福祉対	接着・	剥離			
表面処理加熱・冷却環境・リサイクル対	鋳造・鍛造 加圧・減圧 策 安全・福祉対 まで)	接着・	· · · · · · · · · · · · · ·	洗浄	4・除去	
表面処理 加熱・冷却 環境・リサイクル対	鋳造・鍛造 加圧・減圧 策 安全・福祉対 まで)	接着・ 策 その	· · · · · · · · · · · · · ·	洗浄	4・除去	
表面処理 加熱・冷却 環境・リサイクル対	鋳造・鍛造 加圧・減圧 策 安全・福祉対 まで)	接着・ 策 その	· · · · · · · · · · · · · ·	洗浄	4・除去	
表面処理加熱・冷却環境・リサイクル対	鋳造・鍛造 加圧・減圧 策 安全・福祉対	接着・ 策 その	· · · · · · · · · · · · · ·	洗浄	4・除去	
表面処理 加熱・冷却 環境・リサイクル対	鋳造・鍛造 加圧・減圧 策 安全・福祉対	接着・ 策 その	· · · · · · · · · · · · · ·	洗浄	4・除去	

<ul> <li>●機路イメージの有無: [ □ 有・□ 無]         (「有)の場合は頻紙で添付・1枚のみ別紙のサイズは、A4版以下である事)</li> <li>●添付イメージの有無: [ □ 有・□ 無]         (「有)の場合は頻紙で添付・3枚まで別紙のサイズは、A4版以下である事)</li> <li>○導入メリット: [ □ 新規参入・□ 改善]         (導入メリットが「改善)の場合は、改善効果を最大つまで掲載可能です。         見出しを「改善効果 1」「改善効果 2」「改善効果 3」として、改善効果 1つにつき、256文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>★技術実績</li> <li>②実施実績: [ □ 有・□ 試作・□ 無]         (実施実績内容)として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>②許諾実績で「有り」の場合は、許諾実績内容の掲載が可能です。         見出しを「訴認実績内容」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>◆供与情報1</li> <li>②対象特許の特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可 ]         に形が「可」の場合         ○特許権譲渡の一時金: [ □ 要・□ 不要 ]         (「要の場合は、希望案件」として、32文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>○国内特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可 ]         (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。         見出しを「国内希望譲渡先業種等の掲載が可能です。         見出しを「国内希望譲渡先業種等の掲載が可能です。         り出しを「国内希望譲渡先業種等の掲載が可能です。</li> <li>○国外特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可 ]         (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。</li> </ul>	★技術概要	3/7
(「有」の場合は別紙で添付・1枚のみ別紙のサイズは、A4版以下である事)  ②添付イメージの有無: [ □ 有・ □ 無]  (「有」の場合は別紙で添付・3枚まで別紙のサイズは、A4版以下である事)  ○導入メリット: [ □ 新規参入 ・ □ 改善]  (導入メリットが「改善)の場合は、改善効果を最大3つまで掲載可能です。 見出しを「改善効果1」「改善効果2」「改善効果3」として、改善効果1つにつき、256文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ★技術実績  ②実施実績: [ □ 有・ □ 試作・ □ 無 ]  (実施実績が「有り」試作」の場合は、実施実績内容の掲載が可能です。 見出しを「実施実績内容」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ③許諾実績: [ □ 有・ □ 無 ]  (許諾実績に「□ 有・ □ 無 ]  (許諾実績所有りの場合は、計選実績内容の掲載が可能です。 見出しを「許諾実績内容」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ★供与情報1  ②対象特許の特許権譲渡: [ □ 可・ □ 不可 ]  上記が「可」の場合  ○特許権譲渡歯の一時金: [ □ 要・ □ 不要 ]  (「要」の場合は、希望条件の掲載が可能です。 見出しを「譲渡対価希望条件」として、32文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ○国内特許権譲渡: [ □ 可・ □ 不可 ]  (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。 見出しを「国内希望譲渡先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)		_
(「有」の場合は別紙で添付・1枚のみ別紙のサイズは、A4版以下である事)  ②添付イメージの有無: [ □ 有・ □ 無]  (「有」の場合は別紙で添付・3枚まで別紙のサイズは、A4版以下である事)  ○導入メリット: [ □ 新規参入 ・ □ 改善]  (導入メリットが「改善)の場合は、改善効果を最大3つまで掲載可能です。 見出しを「改善効果1」「改善効果2」「改善効果3」として、改善効果1つにつき、256文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ★技術実績  ②実施実績: [ □ 有・ □ 試作・ □ 無 ]  (実施実績が「有り」試作」の場合は、実施実績内容の掲載が可能です。 見出しを「実施実績内容」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ③許諾実績: [ □ 有・ □ 無 ]  (許諾実績に「□ 有・ □ 無 ]  (許諾実績所有りの場合は、計選実績内容の掲載が可能です。 見出しを「許諾実績内容」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ★供与情報1  ②対象特許の特許権譲渡: [ □ 可・ □ 不可 ]  上記が「可」の場合  ○特許権譲渡歯の一時金: [ □ 要・ □ 不要 ]  (「要」の場合は、希望条件の掲載が可能です。 見出しを「譲渡対価希望条件」として、32文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ○国内特許権譲渡: [ □ 可・ □ 不可 ]  (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。 見出しを「国内希望譲渡先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)		
(「有」の場合は別紙で添付・1枚のみ別紙のサイズは、A4版以下である事)  ②添付イメージの有無: [ □ 有・ □ 無]  (「有」の場合は別紙で添付・3枚まで別紙のサイズは、A4版以下である事)  ○導入メリット: [ □ 新規参入 ・ □ 改善]  (導入メリットが「改善)の場合は、改善効果を最大3つまで掲載可能です。 見出しを「改善効果1」「改善効果2」「改善効果3」として、改善効果1つにつき、256文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ★技術実績  ②実施実績: [ □ 有・ □ 試作・ □ 無 ]  (実施実績が「有り」試作」の場合は、実施実績内容の掲載が可能です。 見出しを「実施実績内容」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ③許諾実績: [ □ 有・ □ 無 ]  (許諾実績に「□ 有・ □ 無 ]  (許諾実績所有りの場合は、計選実績内容の掲載が可能です。 見出しを「許諾実績内容」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ★供与情報1  ②対象特許の特許権譲渡: [ □ 可・ □ 不可 ]  上記が「可」の場合  ○特許権譲渡歯の一時金: [ □ 要・ □ 不要 ]  (「要」の場合は、希望条件の掲載が可能です。 見出しを「譲渡対価希望条件」として、32文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ○国内特許権譲渡: [ □ 可・ □ 不可 ]  (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。 見出しを「国内希望譲渡先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)		_
<ul> <li>◎添付イメージの有無: [ □ 有・□無] (「有」の場合は別紙で添付・3枚まで別紙のサイズは、A4版以下である事)</li> <li>○導入メリット: [ □ 新規参入 ・ □ 改善] (導入メリットが「改善)の場合は、改善効果を最大3つまで掲載可能です。 見出しを「改善効果1」「改善効果2」「改善効果3」として、改善効果1つにつき、256文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>★技術実績</li> <li>◎実施実績: [ □ 有・□ 試作・□ 無] (実施実績が「有り」「試作」の場合は、実施実績内容の掲載が可能です。 見出しを「実施実績内容」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>◎許諾実績: [ □ 有・□ 無] (許諾実績内容)」の場合は、非諾実績内容の掲載が可能です。 見出しを「許諾実績内容」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>★供与情報1</li> <li>◎対象特許の特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可 ]</li> <li>上記が「可」の場合</li> <li>○特許権譲渡が偏希望条件」として、32文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>○国内特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可 ] (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。 見出しを「国内希望譲渡先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>○国外特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可 ] (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。 見出しを「国内希望譲渡先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> </ul>	1	
(「有」の場合は別紙で添付・3枚まで別紙のサイズは、A4版以下である事) ○導入メリット: [		
(導入メリットが「改善)の場合は、改善効果を最大3つまで掲載可能です。 見出しを「改善効果1」「改善効果2」「改善効果3」として、改善効果1つにつき、256文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ★技術実績  ②実施実績: [ □ 有・□ 試作・□ 無 ] (実施実績が「有り」「試作」の場合は、実施実績内容の掲載が可能です。 見出しを「実施実績内容」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ③許諾実績: [ □ 有・□ 無 ] (許諾実績が「有り」の場合は、許諾実績内容の掲載が可能です。 見出しを「詳諾実績内容」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ★供与情報1  ②対象特許の特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可 ] 上記が「可」の場合 ○特許権譲渡の一時金: [ □ 要・□ 不要 ] (「要」の場合は、希望条件の掲載が可能です。 見出しを「譲渡対価希望条件」として、32文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ○国内特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可 ] (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。 見出しを「国内希望譲渡先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)	(「有」の場合は別紙で添付・3枚まで別紙のサイズは、A4版以下である事)	
見出しを「改善効果1」「改善効果2」「改善効果3」として、改善効果1つにつき、256文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  *技術実績  ②実施実績: [		
<ul> <li>★技術実績</li> <li>◎実施実績: [ □ 有・□ 試作・□ 無]         (実施実績が「有り」「試作」の場合は、実施実績内容の掲載が可能です。         見出しを「実施実績内容」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>◎許諾実績: [ □ 有・□ 無]         (許諾実績が「有り」の場合は、許諾実績内容の掲載が可能です。         見出しを「許諾実績内容」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>★供与情報1</li> <li>◎対象特許の特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可 ]</li> <li>上記が「可」の場合         ○特許権譲渡の一時金: [ □ 要・□ 不要 ]         (「要」の場合は、希望条件の掲載が可能です。         見出しを「譲渡対価希望条件」として、32文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>○国内特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可 ]         (「可」の場合は、希望譲渡先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>○国外特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可 ]         (「可」の場合は、希望譲渡先、業種等の掲載が可能です。         見出しを「国内希望譲渡先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> </ul>		
<ul> <li>◎実施実績: [ □ 有・□ 試作・□ 無]         (実施実績が「有り」「試作」の場合は、実施実績内容の掲載が可能です。         見出しを「実施実績内容」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>◎許諾実績: [ □ 有・□ 無]         (許諾実績が有り」の場合は、許諾実績内容の掲載が可能です。         見出しを「許諾実績内容」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>★供与情報1</li> <li>◎対象特許の特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可 ]</li> <li>上記が「可」の場合         ○特許権譲渡の一時金: [ □ 要・□ 不要 ]         (「要」の場合は、希望条件の掲載が可能です。         見出しを「譲渡対価希望条件」として、32文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>○国内特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可 ]         (「可」の場合は、希望譲渡先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>○国外特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可 ]         (「可」の場合は、希望譲渡先関係の掲載が可能です。</li> </ul>	添付してください。)	
(実施実績が「有り」「試作」の場合は、実施実績内容の掲載が可能です。 見出しを「実施実績内容」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ②許諾実績が「有り」の場合は、許諾実績内容の掲載が可能です。 見出しを「許諾実績内容」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ★供与情報1  ②対象特許の特許権譲渡: [□可・□不可]  上記が「可」の場合  ○特許権譲渡の一時金: [□要・□不要]  (「要」の場合は、希望条件の掲載が可能です。 見出しを「譲渡対価希望条件」として、32文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ○国内特許権譲渡: [□可・□不可]  (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。 見出しを「国内希望譲渡先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)	★技術実績	
見出しを「実施実績内容」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ②許諾実績: [ □ 有・ □ 無 ] (許諾実績が「有り」の場合は、許諾実績内容の掲載が可能です。 見出しを「許諾実績内容」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ★供与情報1  ③対象特許の特許権譲渡: [ □ 可・ □ 不可 ]  上記が「可」の場合 ○特許権譲渡の一時金: [ □ 要・ □ 不要 ] (「要」の場合は、希望条件の掲載が可能です。 見出しを「譲渡対価希望条件」として、32文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ○国内特許権譲渡: [ □ 可・ □ 不可 ] (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。 見出しを「国内希望譲渡先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ○国外特許権譲渡: [ □ 可・ □ 不可 ] (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。	◎実施実績: [ □ 有・ □ 試作・ □ 無]	
<ul> <li>◎許諾実績: [ □ 有・ □ 無]         (許諾実績が「有り」の場合は、許諾実績内容の掲載が可能です。         見出しを「許諾実績内容」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>★供与情報1</li> <li>◎対象特許の特許権譲渡: [ □ 可・ □ 不可]</li> <li>上記が「可」の場合         ○特許権譲渡の一時金: [ □ 要・ □ 不要]         (「要」の場合は、希望条件の掲載が可能です。         見出しを「譲渡対価希望条件」として、32文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>○国内特許権譲渡: [ □ 可・ □ 不可]         (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。         見出しを「国内希望譲渡先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>○国外特許権譲渡: [ □ 可・ □ 不可]         (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。</li> </ul>		
(許諾実績が「有り」の場合は、許諾実績内容の掲載が可能です。 見出しを「許諾実績内容」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ★供与情報1  ◎対象特許の特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可 ]  上記が「可」の場合  ○特許権譲渡の一時金: [ □ 要・□ 不要 ]  (「要」の場合は、希望条件の掲載が可能です。 見出しを「譲渡対価希望条件」として、32文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ○国内特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可 ]  (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。 見出しを「国内希望譲渡先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ○国外特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可 ]  (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。	見出しを「美施美績内容」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)	
<ul> <li>見出しを「許諾実績内容」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>★供与情報1</li> <li>◎対象特許の特許権譲渡: [ □ 可・ □ 不可 ]</li> <li>上記が「可」の場合         <ul> <li>○特許権譲渡の一時金: [ □ 要・ □ 不要 ]</li> <li>(「要」の場合は、希望条件の掲載が可能です。</li> <li>見出しを「譲渡対価希望条件」として、32文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> </ul> </li> <li>○国内特許権譲渡: [ □ 可・ □ 不可 ]</li> <li>(「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。</li> <li>見出しを「国内希望譲渡先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>○国外特許権譲渡: [ □ 可・ □ 不可 ]</li> <li>(「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。</li> </ul>		
<ul> <li>★供与情報1</li> <li>◎対象特許の特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可]</li> <li>上記が「可」の場合         ○特許権譲渡の一時金: [ □ 要・□ 不要]         (「要」の場合は、希望条件の掲載が可能です。         見出しを「譲渡対価希望条件」として、32文字以内で別紙に記入し、添付してください。)     </li> <li>○国内特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可]</li> <li>(「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。</li> <li>見出しを「国内希望譲渡先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>○国外特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可]</li> <li>(「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。</li> </ul>		
<ul> <li>◎対象特許の特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可]</li> <li>上記が「可」の場合         ○特許権譲渡の一時金: [ □ 要・□ 不要]         (「要」の場合は、希望条件の掲載が可能です。         見出しを「譲渡対価希望条件」として、32文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>○国内特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可]         (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。         見出しを「国内希望譲渡先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>○国外特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可]         (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。</li> </ul>	ALMOST II BILANDER I BILLOCK I ZON I ANTI CAMBAN CHEANGE AMENIO CANCEL ON 1	
上記が「可」の場合  ○特許権譲渡の一時金: [ □ 要・ □ 不要 ] (「要」の場合は、希望条件の掲載が可能です。 見出しを「譲渡対価希望条件」として、32文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ○国内特許権譲渡: [ □ 可・ □ 不可 ] (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。 見出しを「国内希望譲渡先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  ○国外特許権譲渡: [ □ 可・ □ 不可 ] (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。	★供与情報1	
<ul> <li>○特許権譲渡の一時金: □要・□不要 ]         (「要」の場合は、希望条件の掲載が可能です。         見出しを「譲渡対価希望条件」として、32文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>○国内特許権譲渡: □可・□不可 ]         (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。         見出しを「国内希望譲渡先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>○国外特許権譲渡: □可・□不可 ]         (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。</li> </ul>	◎対象特許の特許権譲渡: [ □ 可・ □ 不可 ]	
(「要」の場合は、希望条件の掲載が可能です。 見出しを「譲渡対価希望条件」として、32文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  〇国内特許権譲渡:	上記が「可」の場合	
見出しを「譲渡対価希望条件」として、32文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  〇国内特許権譲渡:	· · · · · · · · · · · · · · · · ·	
<ul> <li>○国内特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可 ]         (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。         見出しを「国内希望譲渡先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li> <li>○国外特許権譲渡: [ □ 可・□ 不可 ]         (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。</li> </ul>		
(「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。 見出しを「国内希望譲渡先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。) 〇国外特許権譲渡: 「 ロ 可・ ロ 不可 ] (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。		
見出しを「国内希望譲渡先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)  〇国外特許権譲渡:  「ロ 可・ ロ 不可 ]  (「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。		
(「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。		
(「可」の場合は、希望譲渡先業種等の掲載が可能です。		
見出しを「国外希望譲渡先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)		
	見出しを「国外希望譲渡先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)	

★供与情報2	
◎対象特許の特許権実施許諾: [□可・□不可] (「可」の場合は、実施権条件の掲載が可能です。	
見出しを「実施権条件」として、256文字以内で別紙に記入し、添付してください。)	
上記が「可」の場合 〇実施許諾の一時金: [ ロ 要・ ロ 不要 ]	
(「要」の場合は、希望条件の掲載が可能です。 見出しを「許諾一時金希望条件」として、32文字以内で別紙に記入し、添付してください。)	
〇実施許諾ランニング対価: [ ロ要・ロ不要] (「要」の場合は、希望条件の掲載が可能です。	
見出しを「ランニング対価」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)	
〇国内実施許諾: [ 口 可・ 口 不可 ] (「可」の場合は、希望許諾先業種等の掲載が可能です。	
見出しを「国内希望許諾先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)	
○国外実施許諾: [ □ 可・ □ 不可 ] (「可」の場合は、希望許諾先業種等の掲載が可能です。	
見出しを「国外希望許諾先」として、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)	
〇ノウハウ提供レベル1【量産仕様の提供】: [ 口 可・ 口 不可 ]	
〇ノウハウ提供レベル2【特殊仕様の提供】: [ 口 可・ 口 不可 ]	
★供与情報3	
* 開示情報 〇記載された学会誌: [ 口 可・ 口 不可 ] (「可」の場合は、学会誌名や号の情報を最大3つまで掲載可能です。見出しを「学会誌1」「学会誌2」「情報1つにつき、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)	·学会誌3」として、
○図面の開示: [ □ 可・ □ 不可 ] (「可」の場合は、具体的な内容を最大3つまで掲載可能です。見出しを「図面の開示1」「図面の開示2 「図面の開示3」として、1つにつき、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)	J
○マニュアルの開示: [ □ 可・ □ 不可 ] (「可」の場合は、具体的な内容を最大3つまで掲載可能です。見出しを「マニュアル1」「マニュアル2」「 して、1つにつき、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)	·マニュアル3」と
○サンプルの開示: [ □ 可・ □ 不可 ] (「可」の場合は、具体的な内容を最大3つまで掲載可能です。見出しを「サンプル1」「サンプル2」「サン1つにつき、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)	ノプル3」として、
○その他の開示情報: [ □ 有・□無] (「有」の場合は、具体的な内容を最大3つまで掲載可能です。見出しを「開示情報1」「開示情報2」「開 1つにつき、128文字以内で別紙に記入し、添付してください。)	示情報3」として、

* 技術に関するサポート
○技術指導: [ □ 可・ □ 不可 ] (「可」の場合は、技術指導期間の掲載が可能です。
見出しを「技術指導期間」として、32文字以内で別紙に記入し、添付してください。)
<ul><li>○技術指導料: [ □ 要・ □ 不要 ]</li><li>(「要」の場合は、詳細条件の掲載が可能です。</li><li>見出しを「技術指導条件」として、256文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li></ul>
* 事業化立ち上げ等のサポート
<ul><li>○コンサルティング: [ □ 可・ □ 不可 ]</li><li>(「可」の場合は、コンサルティング期間の掲載が可能です。</li><li>見出しを「コンサルティング期間」として、32文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li></ul>
〇コンサルティング料: [ 口要・口不要] (「要」の場合は、詳細条件の掲載が可能です。 見出しを「コンサルティング条件」として、256文字以内で別紙に記入し、添付してください。)
★事業化情報
*事業化条件
○特別資格: [ □ 要・ □ 不要 ] (「要」の場合は、詳細の掲載が可能です。 見出しを「特別資格」として、256文字以内で別紙に記入し、添付してください。)
<ul><li>○必要設備: [ □ 有・ □ 無]</li><li>(「有」の場合は、詳細の掲載が可能です。</li><li>見出しを「必要設備」として、256文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li></ul>
○必要環境: □ 有・□無] (「有」の場合は、詳細の掲載が可能です。 見出しを「必要環境」として、256文字以内で別紙に記入し、添付してください。)
〇設備費用: [ 口 有・ 口 無] (「有」の場合は、詳細の掲載が可能です。 見出しを「設備費用」として、256文字以内で別紙に記入し、添付してください。)
<ul><li>○ポテンシャル: [ □ 要・ □ 不要 ]</li><li>(「要」の場合は、詳細の掲載が可能です。</li><li>見出しを「ポテンシャル」として、256文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li></ul>
<ul><li>○マーケット情報: [ □ 有・ □ 無 ]</li><li>(「有」の場合は、詳細の掲載が可能です。</li><li>見出しを「マーケット情報」として、256文字以内で別紙に記入し、添付してください。)</li></ul>

	6/7
*質的情報	
○事業化実績: □ 有・□無] (「有」の場合は、詳細の掲載が可能です。 見出しを「事業化実績」として、256文字以内で別紙に記入し、添付してください。)	
〇追加開発: [ 口 要・ 口 不要 ] (「要」の場合は、詳細の掲載が可能です。 見出しを「追加開発」として、256文字以内で別紙に記入し、添付してください。)	
○その他情報: [ □ 有・ □ 無] (「有」の場合は、詳細の掲載が可能です。 見出しを「事業化その他情報」として、256文字以内で別紙に記入し、添付してください。)	
★その他の情報	
〇試作品評価: [ ロ 可・ ロ 不可 ] 〇設備売却の意志: [ ロ 有・ ロ 無]	
* 設備購入ルート 〇自社ルート提供: [ ロ 可・ ロ 不可 ] 〇設備メーカー紹介: [ ロ 可・ ロ 不可 ]	
* 販売ルート 〇自社ルート提供: [ ロ 可・ ロ 不可 ] 〇販売会社紹介: [ ロ 可・ ロ 不可 ]	
*その他の追加情報	¬
* 活用のヒントファイル  ③活用のヒントファイルの有無: [ 口 有・ 口 無]  (「有」の場合は別紙で添付別紙のサイズは、A4版以下である事)	
◎印のついた必須項目に記入漏れがないか、再度、確認してください。	
様式 K2 (添付用「別紙」雛型)	7/7
見出し	
32	-

登録した開放特許の情報を変更・削除する場合は、「開放特許情報 変更・削除申請書」 (図表 2-43) に所定の情報を記載して、開放特許情報データベースサポートセンターに 送付する。開放特許情報データベースサポートセンターは、記載された情報にもとづいて、開放特許情報 DB に登録された開放特許の情報を変更・削除する。

図表 2-43: 開放特許情報 変更・削除申請書のイメージ

様式 K3 V17\_03

# 開放特許情報 変更 削除申請書

依頼日付: 20 年 月 日

「個人情報の取扱いについて」に同意し、申込みます。

登録者ID:	
登録者名称:	<問い合わせ先> 開放特許情報データベースサポートセンター
担当者氏名:	

NO	開放特許情報番号	変更 /削除	変更項目	変更後の内容				
記入	記入例							
1	L2017000001	変更	タイトル	変更後の内容をご記入ください				
	L2017000001	変更	関連特許	国内無→有				
	L2017000001	変更	出願人	変更後の出願人をご記入ください 出願人・特許権者が登録者名称と異なる場合は、関係を証明する書類(委任状)の提出が必要です。				
2	L2017000002	変更	効果	変更後の内容をご記入ください				
3	L2017000003	削除						

開放特許情報パッケージを登録する場合は、「開放特許情報パッケージ登録申請書」(図表 2-44) を開放特許情報データベースサポートセンターに送付する。開放特許情報データベースサポートセンターは、記載された情報にもとづいて、開放特許情報 DB に開放特許パッケージを登録する。

図表 2-44: 開放特許情報パッケージ登録申請書のイメージ

様式 P1		V17_01			
	四廿柱头桂起 パッカ	r-ジ登録申請書(記入例)			
	囲成付計1月報 ハック	/一ン豆球中調音(記入例) 佐頼日付: 20XX年 X月 X日			
	「個人情報の取扱い	(について」に同意し、申込みます。			
76.03 to					
登録者ID: ●●●●●		c=====================================			
登録者名称:特許 一郎		<書類送付先・問い合わせ先> 開放特許情報データベースサポートセンター			
担当者名称:					
※「パッケージ紹介文」について 一覧画面のタイトル脇に表示。	される文章です。任意入力の為、空欄の場	合は「バッケージ技術の内容」を使用致します。			
バッケージ紹介文 (任意入力)					
パッケージのタイトル	鉛フリーはんだ/Sn-Zn系ソルダベ-	- <b>&gt;</b>			
パッケージ技術の内容		Fである。Sn-Zn系はんだ合金は、Sn-Ag系はんだ合金と比較して融点が低いという大きな が優先的に反応するために有効な活性剤やフラックス組成の開発が求められていた。 川やフラックスを提供する。			
バッケージ製品イメージ	mフリーはんだは、SIFABが、主流しため、地球環境に優しい鉛フリーはん	である。それに対して、Sn-Zn系は、Sn-Ag系と比較して融点が低いのが特長である。その いだと言える。			
バッケージ製品の お客様イメージ	Sn-Ag系のソルダベーストを使用して	、部品の耐熱性に苦慮している場合は、Sn-Zn系で解決できる。			
パッケージ実施許諾 対象企業イメージ	パッケージメーカ、電子・電機メーカー	-全般			
開放特許番号		発明の名称			
L2005005302	クリームはんだ				
L2005005590	はんだベースト用フラックス及びはん	だペースト			
L2009999999	はんだペースト				
L2009999998	ハンダ付け用フラックス				

(出典) 開放特許情報データベース 開放特許情報パッケージ登録について https://plidb.inpit.go.jp/info/pkg\_info\_regist.html

#### ④ 活用のヒント

登録者から提供された開放特許の説明資料を、活用のヒントとして掲載し、特許技術の 解説や活用方法等、開放特許を活用するための役立つ情報を提供している86。

## ⑤ SDI 機能87

あらかじめ探したい開放特許情報の条件を設定しておくと、データベースが更新されたときに、最新の検索結果をメール通知する機能。

⑥ アクセス件数の表示 https://plidb.inpit.go.jp/ordinary/etc 登録者が登録した開放特許情報のアクセス件数を、登録者画面上で確認することができる(図表 2-45)。

■表示·非表示 統計情報の表示・非表示を切り替えます。 開放特許情報一覧 総件数 1567件 CSV 表示件数 10件 ▼ 並べ替え 更新日 キーワード 絞り込みキーワードを入力してください ■集計間隔 「過去12週」、「過去12か月」の表示方法 を選択できます。 集計間隔 過去12週 🗸 非表示 ■アクセス表示 アクセス件数を週単位、または月単位で表 示します。 ■グラフ表示 開放特許情報ごとにアクセス件数の推移を グラフ化して表示します。

図表 2-45: アクセス件数の表示イメージ

(出典) 開放特許情報データベース 簡易操作マニュアル https://plidb.inpit.go.jp/info/download/kaihoudb\_manual\_v2.0.pdf

86 開放特許情報データベース 活用のヒント https://plidb.inpit.go.jp/info/seeds\_gijyutubunya.html

<sup>87</sup> 開放特許情報データベース SDI 機能 https://plidb.inpit.go.jp/info/sdi.html

## ⑦ バーチャルデータベース88

開放特許情報 DB に登録されている開放特許情報を、利用者が管理する Web サイトに連携表示させることができる(図表 2-46)。

開放特許株式会社

| おかれの特許を終記します。 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 | 1000 |

図表 2-46: バーチャルデータベースのイメージ

(出典) 開放特許情報データベース 簡易操作マニュアル https://plidb.inpit.go.jp/info/download/kaihoudb\_manual\_v2.0.pdf

RERE B 07-028 0 1869 08200-00000 FMERS B 07-02800 0 09-0000000

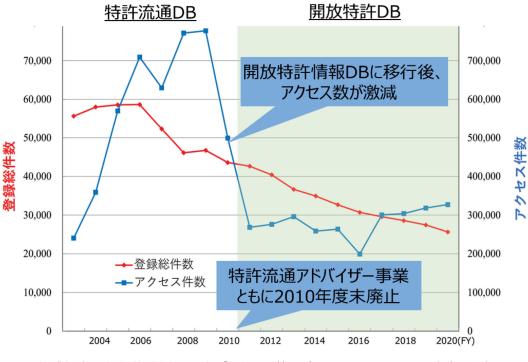
<sup>-</sup>

<sup>88</sup> 開放特許情報データベース バーチャルデータベース https://plidb.inpit.go.jp/info/virtual\_db.html

#### 3. 課題

#### (1) DB へのアクセス件数が少ない

特許流通 DB からその機能を引き継いだ開放特許情報 DB に対するアクセス件数は、 特許流通 DB の頃と比べて大きく減少することとなった。また、登録総件数も特許流通 DB のピーク時(2006 年頃)から下降の一途をたどっている(図表 2-47)。



図表 2-47: 開放特許情報 DB の登録件数とアクセス件数の推移

(出典) 内閣府 知的財産戦略本部「開放特許情報データベース」をもとに事務局作成

開放特許情報 DB に開放特許情報を登録した者に対して 2018 年に実施されたアンケート調査では、過去 5 年間にまったく問合せがなかった開放特許情報の登録者の割合は 70.4%であり、過去 5 年間に登録した開放特許のライセンスが 1 件も成約に至らなかった割合は 86.3%と報告されている89。また、2021 年度に実施されたアンケート調査においても、2021 年度内に問合せがあったと回答した開放特許情報の登録者の割合は12%と報告されている90。

これらの報告によれば、開放特許情報 DB に登録した者のうち、2018 年から過去 5 年で 7割、2021 年単年では 9割近くで問合せがまったくない状況であることからも、知財活用情報が有効に活用されているとは言い難い現状があると考えられる。

89 米山、山内「開放特許の成約件数はなぜ少ないのか」、知財管理 Vol71 No6、2021

<sup>90 「</sup>開放特許情報データベース」、スタートアップ・大学を中心とする知財エコシステムの在り方に関する検討会、知財戦略本部、2022年3月

# (2) 大企業や研究大学からの登録が少ない

開放特許情報 DB における登録件数ランキングを図表 2-48 に示す。研究大学は、研究力の高い大学ランキング (2021)  $^{91}$ の上位 20 位までとした。

上位 30 者の中で、大企業は 2 者、研究大学は 7 者となっており、フリントボックスの事例も鑑みて、ネームバリューの大きい大企業や研究大学からの登録を増やすことで、ライセンス促進に寄与することができると考える。

図表 2-48: 開放特許情報 DB 登録件数のランキング (上位 30 者)

開放特許情報DB登録者	組織属性	登録件数
国立研究開発法人産業技術総合研究所	研究機関	3,732
一般財団法人NHKエンジニアリングシステム	研究機関	1,802
国立研究開発法人物質・材料研究機構	研究機関	1,149
国立研究開発法人情報通信研究機構	研究機関	941
公益財団法人鉄道総合技術研究所	研究機関	773
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	研究機関	707
株式会社ユピテル	中小企業	539
国立研究開発法人科学技術振興機構	研究機関	524
国立大学法人京都大学	研究大学	458
国立大学法人千葉大学	研究大学	363
株式会社信州TLO	大学・TLO	361
大阪ガス株式会社	大企業	328
国立大学法人静岡大学	大学・TLO	273
国立大学法人筑波大学	研究大学	272
財団法人名古屋産業科学研究所 中部TLO	大学・TLO	236
有限会社山口ティー・エル・オー	大学・TLO	234
国立大学法人広島大学	研究大学	208
国立大学法人九州工業大学	研究大学	188
国立大学法人岡山大学	大学・TLO	185
有限会社金沢大学ティ・エル・オー	大学・TLO	173
古河機械金属株式会社	大企業	167
株式会社キャンパスクリエイト	大学・TLO	166
国立大学法人群馬大学	大学・TLO	160
東京都公立大学法人	大学・TLO	159
宇宙航空研究開発機構	研究機関	153
日本大学産官学連携知財センター	大学・TLO	152
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	研究機関	149
国立大学法人福井大学	大学・TLO	143
国立大学法人九州大学	研究大学	142
国立大学法人北海道大学	研究大学	137

(出典) 開放特許情報 DB 収録データ (2022 年 7 月時点) をもとに事務局作成

\_

<sup>91 「</sup>研究力が高い大学ランキング 2021」、大学通信、2022 年 1 月 https://univ-online.com/article/research/17702/

# (3) 開放特許情報の管理コストが大きい

開放特許情報 DB に開放特許の情報を登録する方法として、WEB 上でオンライン入力する方法と、開放特許情報 登録依頼書を提出して登録を依頼する方法があるが、いずれの方法も、入力する情報量が多いため、特に複数の開放特許を登録する際の労力が課題になると考えられる。これは登録した開放特許情報を変更・削除する際にもあてはまると考えられる。

# (4) OI 促進を効果的に実施している知財マッチングの代表事例との違い

第1章第4節で示したように、OI 促進を効果的に実施している知財マッチングの代表 事例と比較したときに、開放特許情報 DB は、情報軸、人軸、プロセス軸における課題 があると考えらえる。各要素における課題を再掲すると、次のようになる。

- 情報軸:企業経営情報や事業ニーズ等のマッチング確度向上に寄与する他の情報 の拡充
- 人軸:事業ニーズや課題を実現する解決手段を選定する目利きを有する OI 支援者 のコーディネーターによる支援
- プロセス軸:自治体や金融機関を含む他の OI 支援者と連携する等のプロセス改善

### 第2節 開放特許情報データベースに登録された開放特許の定量分析

# 1. 定量分析の目的

前節で示したとおり、特許庁及び独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT) は、ライセンス等の意志のある特許の情報に関して、開放特許情報 DB を介して情報発信を実施してきた。本節では、この開放特許情報 DB に登録されている特許と国内特許全体について、分析ツールを活用し、被引用数やパテントファミリーがカバーする国の市場規模等を定量的に比較分析した。

#### 2. 分析概要

本調査の定量分析には、Questel 社が提供する分析ツールである Orbit Intelligence<sup>92</sup>を用いた。分析ツールの概要と、本調査分析で用いた評価指標について以下に説明する。

#### (1) Orbit Intelligence

Orbit Intelligence は、特許の調査と分析に特化した知的財産情報ソフトウェアであり、グローバルで 30 ヵ国以上、大手企業を中心に約 200 社に導入実績がある。100 ヵ国以上の発行機関の特許情報を収録しており、各国の手続き(出願)でまとめられた FULLPAT<sup>93</sup>と、特許ファミリーでまとめられた FAMPAT<sup>2</sup>の大きく 2 つのレコードから検索が可能となっている。本調査分析では、特許ファミリー(FAMPAT)に対して定量的な評価を行った。

(https://www.questel.com/ja/ip-intelligence-software/orbit-intelligence/)

<sup>92</sup> Orbit Intelligence ホームページ

<sup>93「</sup>データと収録範囲」(https://intelligence.help.questel.com/ja-JP/support/solutions/77000204065)

### FAMPAT (1 レコード=1 ファミリー)

特許ファミリーの定義として欧州特許庁で採用されている Strict Family (Simple Patent Family) と Extended Family が存在する。Strict Family は、すべてのファミリーメンバーが同一の優先権主張番号を共有するものであり、Extended Family は、ある優先権主張番号から直接的または間接的につながりのある特許文献をまとめたものである。

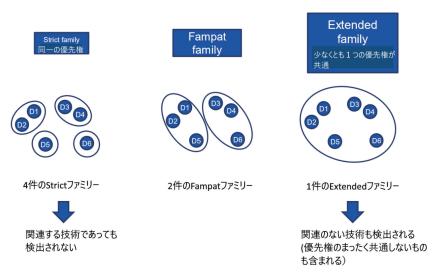
ファミリーの構築の目的は、各「ファミリー=発明」とすることで、評価した 結果にノイズが入らないようにすることにある。FMAPAT ファミリーは、上記の Strict Family をさらに強化したものであり、Extended Family の課題である関連 性の低い発明がファミリーメンバーとして極力含まないようにしている。構成 ルールを以下に、FAMPAT ファミリーの概念を図表 2-49 に示す。

#### (FAMPAT の構成ルール)

- ・ 同一の優先権主張番号を持つ特許は、同じ FAMPAT ファミリーに分類する。
- PCT 出願(WO)の国内移行は、その親となる PCT 出願のファミリーに含まれる。
- ・ 欧州特許(EP)の国内移行は、その親となる EP 出願のファミリーに含まれる。
- ・ 日本出願で(併合など1つにした場合に)欧州出願または米国出願と同等の ものは、同じファミリーとしてグループ化する。
- ・ 米国仮出願から優先権主張して行う他国への出願は、それぞれ別の米国出願 にグループ化する。米国で公開されない場合、この仮出願は無視する。
- ・ 欧州分割出願はその親欧州出願と一緒にグループ化する。

図表 2-49: FAMPAT ファミリーの概念

FAMPATファミリー: StrictファミリーとExtendedファミリーの間のベストな折衷点



(出典)「FAMPAT ファミリーの構成ルール」 (https://intelligence.help.questel.com/ja-JP/support/solutions/77000204065)

#### (2) 評価指標の概要

Orbit Intelligence では、特許の書誌情報や引用・被引用情報、リーガルステータス情報等を元に算出する評価指標を実装している。本調査分析では、そのうちの 2 つ、Technology Impact と Market Strategy の評価指標を用いて、開放特許情報 DB に登録されている特許と国内の有効特許94の有用性や経済性を比較分析した。以下に指標の定義と概念図を示す。

# • Technology Impact (TI)

対象となる特許ファミリー (FAMPAT) の経過年数 (最先の出願日から算出) と、技術領域、前方引用 (被引用) の数及び引用の性質 (自己引用または非自己引用) による算出するスコア。本調査分析では、対象となる特許ファミリーの有用性を示す指標として用いた。平均的な特許ファミリーのスコアが 1 となるように標準化されているため、ポートフォリオのスコアが平均を上回っているか、下回っているかを簡単に識別できる。図表 2-50 に概念図を示す。

Technology impact Self Citation テクノロジーインパクト Non-self Citation Technology Impact Index Technical The Technology Impact is based on forward citations which are adapted depending on the nature of the citation (self/non-self), the age, and technical domain of the patent. Technical Impact E: 1.9 Impact B: 2.3 Impact D: 0.6 Impact E: 2.61 LOG progression has also been used to model the increase of a patent's impact. In other words, the 1st citation increases the impact more than the 101st citation. Technical Impact H: 0 Impact C: 3.65 Results are normalized so that the average patent has a score of 1.

図表 2-50: Technology Impact (TI) を説明する概念図

(出典) Orbit Intelligence 説明資料(Questel 社)

# • Market Strategy (MS)

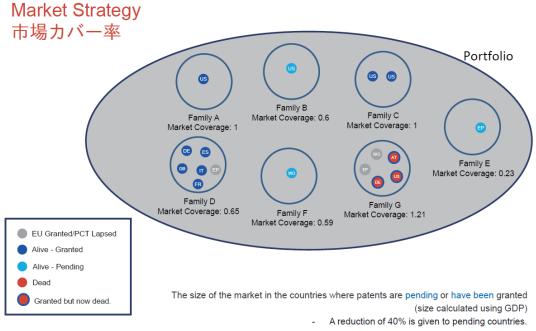
対象となる特許ファミリー (FAMPAT) において、特許が付与されている、または係属中の国の GDP に基づいて算出するスコア。本調査分析では、対象となる特許ファミ

<sup>94 「</sup>有効特許」とは、日本国特許庁に係属している特許出願及び登録され存続している特許を 意味する。すなわち、存続していない特許、無効になっている特許、あるいは却下または取り下 げられた特許は、「有効特許」に含まれない。

リーの経済性を示す指標として用いた。米国の GDP を 1 として他国のスコアを算出。 以下にスコア算出の条件と、図表 2-51 に概念図を示す。

- 特許が登録された後に特許期間が満了した場合もスコアを付与。
- ・ 出願中の国には登録となった場合のスコアの60%を付与。
- ・ WO 及び欧州出願に関しては、統計的な登録確率に基づいてスコアを付与。

図表 2-51: Market Strategy (MS) を説明する概念図



WO/EPs figures are calculated based on the countries where WO/EPs tend to be granted.

Countries where patents where granted but are now dead are included.

(出典) Orbit Intelligence 説明資料 (Questel 社)

# 3. 分析結果

Questel 社が提供する分析ツール Orbit Intelligence より特許価値指標のデータを取得し、数値の比較や各種グラフを作成した。分析対象のデータ群の取得条件を以下に示す。

# (1) 分析対象のデータ群

- 特許母集団:以下の2種類の特許群とした。
  - ①日本国特許庁に係属している有効な特許群

 $2,825,109 \ 7r \in J - (FAMPAT)$ 

検索データベース: Orbit Intelligence

検索日: 2022年10月10日

②開放特許情報 DB に登録されている特許群95

23,517 ファミリー (FAMPAT)

検索日: 2022年6月28日

\_

<sup>95</sup> 開放特許情報 DB から登録されている特許番号を Orbit Intelligence へ取り込み、特許ファミリー (FAMPAT) へ変換している。

- データの種類:以下の2種類の評価指標を取得した(各データの定義については、 2.(2)評価指標の概要を参照)。
  - Technology Impact (以下、「TI」と表記:特許の有用性を示す指標)
  - Market Strategy (以下、「MS」と表記:特許の経済性を示す指標)

# (2) 分析結果

①、②の特許母集団に対して、Orbit Intelligence により Technology Impact (TI) と Market Strategy (MS) のデータを取得した結果を図表 2-52 に示す。なお、それぞれは 特許母集団の特許ファミリー数の平均値を示している。

「①日本国特許庁に係属している有効特許群」の TI 値が 1.81、MS 値が 0.78 に対して、「②開放特許情報 DB に登録されている特許群」の TI 値は 1.71、MS 値が 0.36 となった。両者を比較すると、両指標ともに「①日本国特許庁に係属している有効特許群」が相対的に高い数値となっており、特に MS 値は「②開放特許情報 DB に登録されている特許群」の約 2 倍となった。

MS はその定義から展開国数が多いほど高くなる傾向があるので、「②開放特許情報 DB に登録されている特許群」は「①日本国特許庁に係属している有効特許群」よりも展開国が少ないものと思われる。展開国が多くなるほど被引用数は多くなる可能性があるため、展開国が少ないと思われる「②開放特許情報 DB に登録されている特許群」は、TI 値が「①日本国特許庁に係属している有効特許群」に対して相対的に低くなったものと考える。

Technology Impact Market Strategy 特許母集団 特許ファミリー数 (TI) :有用性 (MS):経済性 ①日本国特許庁に係属 2,825,109 1.81 0.78 している有効特許群 ②開放特許情報データ ベースに登録されてい 23,517 1.71 0.36 る特許群

図表 2-52: 各特許母集団における TI 値と MS 値の平均値

次に、「②開放特許情報 DB に登録されている特許群」を技術分野に分けて TI 値と MS 値のデータを取得し、「①日本国特許庁に係属している有効特許群」の平均値と比較した。 なお技術分野は、WIPO が設定した IPC(国際特許分類)を基準に作成された技術分野 (IPC and Technology Concordance Table<sup>96</sup>) を用いた。

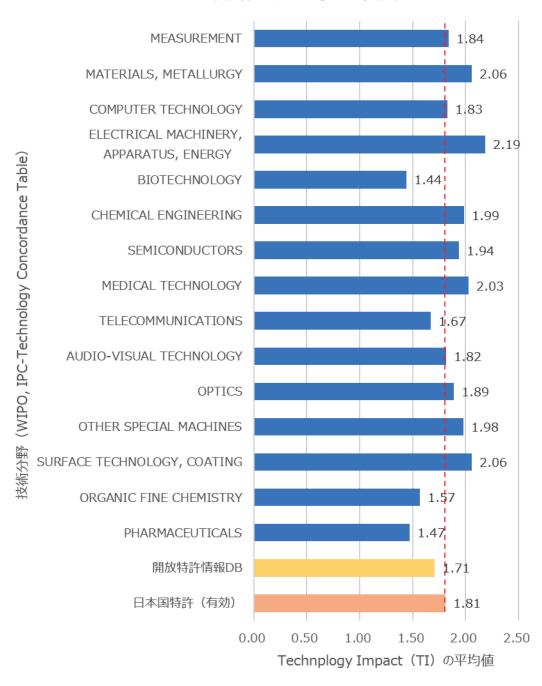
まず、「②開放特許情報 DB に登録されている特許群」の技術分野毎に取得した TI 値と、「①日本国特許庁に係属している有効特許群」の平均値を比較した結果を図表 2-53 に示す。なお WIPO の設定した技術分野は 35 分類あるが、本図表では「②開放特許情報 DB に登録されている特許群」から出現頻度の上位 15 分類のみを示した(他の技術分

<sup>&</sup>lt;sup>96</sup> Fraunhofer Institute for Systems and Innovation Research, June 2008: Concept of a Technology Classification for Country Comparisons https://www.wipo.int/meetings/en/doc\_details.jsp?doc\_id=117672

野の結果は、資料編第2部を参照)。

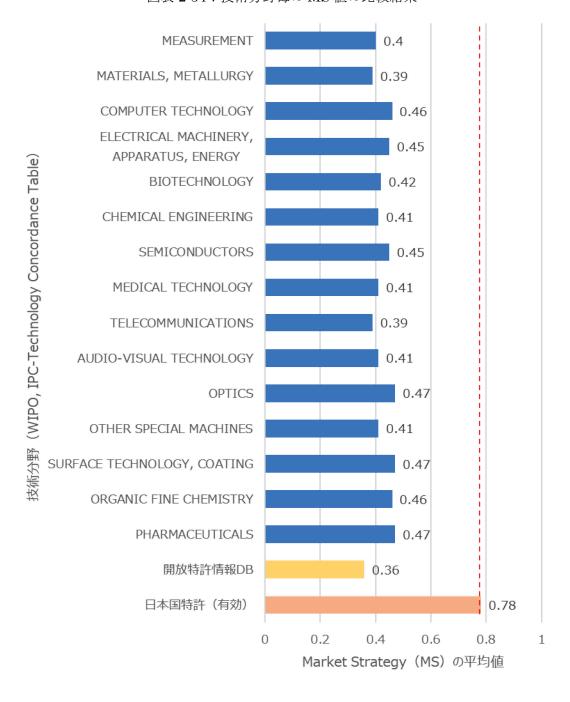
技術分野毎に「②開放特許情報 DB に登録されている特許群」の TI 値と、「①日本国特許庁に係属している有効特許群」の TI 値を比較した場合、「Materials, Metallurgy」、

「Electrical machinery, Apparatus, Energy」、「Medical Technology」、「Surface Technology, Coating」などはTI値が2.0を超えており、「①日本国特許庁に係属している有効特許群」の平均値より明らかに高い技術分野が見られた。



図表 2-53:技術分野毎の TI 値の比較結果

次に「②開放特許情報 DB に登録されている特許群」の技術分野毎に取得した MS 値と、「①日本国特許庁に係属している有効特許群」の平均値を比較した結果を図表 2-54 に示す。TI 値と同様に、出現頻度の上位 15 の技術分野に関して比較を行ったが、TI 値と異なりすべての技術分野に対して「②開放特許情報 DB に登録されている特許群」の MS 値は、「①日本国特許庁に係属している有効特許群」より低い結果となった。



図表 2-54: 技術分野毎の MS 値の比較結果

# (3) 分析結果のまとめ

本節では、開放特許情報 DB に登録されている開放特許に関して、有用性と経済性の 定量分析を行い、日本国特許庁に係属している有効特許群と比較を行った。結果を以下 に示す。

- 「②開放特許情報 DB に登録されている特許群」と「①日本国特許庁に係属している特許群」に対し、有用性の指標である Technology Impact (TI) 値の平均値を比較すると、ほぼ同等の数値となった。
- 「②開放特許情報 DB に登録されている特許群」と「①日本国特許庁に係属している特許群」に対し、経済性の指標である Market Strategy (MS) 値の平均値を比較すると、「①日本国特許庁に係属している特許群」の MS 値は「②開放特許情報 DB に登録されている特許群」よりも高く、約2倍の数値となった。
- ・ 「②開放情報 DB に登録されている特許群」の TI 値と MS 値を WIPO の設定した 35 技術分野毎にデータを取得し、「①日本国特許庁に係属している有効特許群」の TI 値、MS 値と比較した。 MS 値に関しては、すべての技術分野で「①日本国特許庁に係属している有効特許群」よりも低い数値となった。一方で TI 値に関しては、「①日本国特許庁に係属している有効特許群」の TI 値の平均(1.81)よりも高い領域、低い領域があった。

開放特許情報 DB に登録されている開放特許は 23,517 ファミリーであり、日本国特許庁に係属している有効特許群 (2,825,109 ファミリー) の約 0.8%となっている。

また、有用性や経済性を定量分析、比較を行うと、経済性に関しては技術分野を問わず日本国特許庁に係属している有効特許群より低く、一方で有用性に関しては全体の平均値はほぼ同等、特定の技術分野に関しては日本国特許庁に係属している有効特許群より高い結果となった。経済性が低い要因として、海外展開が少ない特許が登録されている可能性が考えられる。

開放特許情報 DB の活用を促進するためには、開放特許情報 DB に登録される開放特許の量と質の向上が必要であると考えられる。

### 第3節 国内の公開情報調査

### 1. 民間企業による取組み

(1) 株式会社ユピテル97 (知財活用情報提供者の事例)

ユピテルは、1970年設立の日本の無線通信機器メーカーである。「映像技術」「マイクロ波応用技術」「無線通信技術」をコア技術と位置付けている。

2022 年 12 月 22 日時点での国内出願有効件数 857 件のうち、62%にあたる 529 件を開放特許 DB に登録している。これは企業の中で最も多い登録数であり、約 4 割にあたる 218 件で許諾実績がある。

### ① 情報軸

外部サイト98にて、独自に開放特許パッケージを公開している。製品イメージ、製品 の顧客イメージ、対象企業イメージ、請求項の概要などを紹介している。また、自社サ イトにて、開放しない自社特許についても公開している。

(2) ファミリーイナダ株式会社99 (知財活用情報提供者の事例)

ファミリーイナダは、1966年に設立された日本のマッサージチェアメーカーである。 2022年12月19日時点での国内出願有効件数198件のうち、43%にあたる86件を 開放特許DBに登録している。これは企業の中で5番目に多い登録数である。

### ① 情報軸

開放特許情報 DB に登録したすべての開放特許に対して、「活用のヒント」を提供している。「マッサージ機に関する技術」としてパッケージ情報を提供するなど、活用に向けて積極的な情報提供を行っている。

<sup>97</sup> 株式会社ユピテル ホームページ https://www.yupiteru.co.jp/

<sup>98</sup> ユピテル開放特許のご紹介 https://prezi.com/p/y66umurai-r-/presentation/

<sup>99</sup> ファミリーイナダ株式会社 ホームページ https://www.family-chair.co.jp/

#### 第6章 公開情報調査のまとめ

# 第1節 検証すべき仮説の導出

第1章第3節で設定した公開情報調査の観点(情報軸、人軸、プロセス軸)と公開情報から抽出した各OIレイヤーの課題にもとづいて、本調査研究で検証すべき仮説を導出する。

#### 1. 公開情報から抽出した課題の整理

公開情報から抽出した各 OI レイヤーにおける課題を整理する。

#### (1) OI 促進に係る課題

イノベーションエコシステムに関する研究から、市場環境が変化する中で、企業が自 社内の活動により新たな資源・能力を獲得することは限界があり、社外パートナーと戦 略的に連携するアプローチが不可欠である。

ダイキン工業やトヨタ自動車、三菱電機の事例から、イノベーションエコシステムを構築したり、イノベーションエコシステムの一員となるためには、自組織の強みである技術やノウハウを積極的に外部に提供して、共創を働きかけることが重要であると考えられる。

スタートアップ等に対して検証作業の無償実施を要求したり、知財権を全て大企業に帰属させるような、大企業にとって過度に有利な契約が結ばれるケースが存在し、OI を阻害する一つの要因となっていたことから、モデル契約書が発行されることとなった。

以上のことから、市場環境の変化に対応するためには社外との共創による OI 促進が不可欠である一方で、OI を行う際の意義・手法・考え方等の認知が不足していることが課題と考えられる(課題①)。

#### (2) ライセンス・技術移転促進に係る課題

川崎市の事例をはじめとして、企業の潜在ニーズを探索するコストが大きいことが 分かった。また、シーズ探索においては、コーディネーター等の人による目利きが必要 であり、ここにもコストがかかっていると考えらえる。マッチング確度の向上のために は、業界・業種を越えて多分野のニーズ、シーズの理解も必要となる。ニーズ・シーズ のマッチングにかかるコストを削減して効率化を図ることが大きな課題と考えられる (課題②)。

川崎市やリンカーズなどの事例から、ニーズ探索やシーズ探索におけるコーディネーターの目利きが、ライセンス促進に大きく貢献していることが分かった。また、大学・TLOを中心に、コーディネーター育成の促進事例も確認された。OI 支援者のコーディネーター等による支援機会を増やすことでライセンス促進を図ることができると考えられる。

リンカーズをはじめ大学・TLO を含む多くの OI 支援者が、自治体や金融機関など 外部の組織と連携してマッチングエリア拡大するなどの取組みを行っている。このこ とから、単独の OI 支援者だけでは、マッチング促進に限界があるものと考えられる(課 題③)。

特許小制度委員会における議論の中で、開放特許を用いて実用化を進めるための補

助金などの支援措置に関する情報が必要あることや、スタートアップや中小企業等に おいてはライセンス・技術移転に係る交渉や契約手続きなどの経験・知見の不足が課題 となっていることが指摘されている。これに対して、契約交渉の代行と手続き支援、製 品化支援、資金獲得支援、事業化支援に至るまで幅広い支援を行う川崎市の事例から、 スタートアップや中小企業においては、ライセンスされる特許を実施するための契約・ 設備・資金面などの支援が必要であると考えられる(課題③)。

以上のことから、ニーズ・シーズのマッチングを成約に結びつけるのに有効な情報が不足しており、時間やコストをかけて探索収集している現状がある。また、大学(特に中小規模大学)やスタートアップ、中小企業等においては、人的リソースや金銭的リソース、契約や事業化・製品化などに関するスキル・ノウハウが不足しており、ライセンスや技術移転につながらない現状がある。

#### (3) 開放特許の活用促進に係る課題

WIPO GREEN は、環境技術を活用して社会課題の解決を促進することを目的としており、登録される開放特許に対する SDGs への貢献イメージが明確となっている。特許小制度委員会における議論においても、知財活用情報と事業ニーズの情報に加えて他の情報が必要であると指摘されていることから、事業ニーズの情報はマッチング促進において必須項目に相当すると考えることができる。このように、社会課題や事業のイメージ・ビジネスモデル等の情報が必要であると考えられる(課題④)。

前出の川崎市の事例では、潜在ニーズの抽出から、目利きにもとづくシーズ選定(大企業に対して中小企業が使い易い特許を開放特許として提供する取り組み含む)、契約手続きに必要な情報、また、中小企業が開放特許を活用して事業化を行う際に有用となる情報の収集など、多様な情報をコーディネーターが収集しこれを活用してOI促進している。

以上のことから、OI を効果的に推進するために知財活用情報のみでは不十分である一方で、シーズ情報やニーズ情報など他の情報が分散して存在していることから、これらの情報を有機的に組み合わせて効果的なOI促進につなげることができていない現状があると考えられる。

# (4) 開放特許情報 DB の活用促進に係る課題

開放特許情報 DB に登録された特許の定量分析から、開放特許情報 DB に登録されている開放特許は、日本国特許全体の約 0.8%と少ない印象である。経済性指標である MS (Market Strategy) については、日本国特許全体の半分程度と低い評価となった。また、有用性指標である TI (Technology Impact) については、技術分野による差異はあるものの、日本国特許全体と同等の評価となった。

開放特許情報 DB における登録件数ランキングによると、上位 30 者の中で、大企業は 2 者、研究大学は 7 者と決して多いとはいえない傾向がみられた。WIPO GREENでは、開放特許を登録すると、環境分野における国際的な企業ブランドのイメージアップにつながる価値を提供しており、利用者メリットの一つとなっており、大企業や研究大学から多数の開放特許が登録されることにもつながっていると考えられる。

特許小制度委員会における議論の中で、未利用特許のマッチング促進のために、現行

の開放特許情報 DB に収録された情報とニーズ情報を組み合わせるだけでは不十分であり、周辺特許や製品・サービスに関する情報、実用化のための支援措置に関する情報など他の情報の提供が必要であると指摘されている。また、図表 2-55 に示すように、多様な他の情報を知財活用情報と連携して OI 促進を図る事例が多く確認できることから、開放特許情報 DB における他の情報の拡充が必要であると考えられる。

また、他の情報との組合せに関して、特許小制度委員会は、開放特許情報 DB に収録された開放特許情報をまとまったデータとして民間のマッチングサービス提供事業者やこれらの事業者に情報を提供するデータベース事業者に提供し、民間のマッチングサービス提供事業者が、開放特許情報と自身が保有する他の情報を組み合わせてユーザーニーズに合致したサービスを提供できるようにすることを提案している。

以上のことから、開放特許情報 DB においては、他の情報の充実とあわせて、収録する開放特許の量/質の向上を図るとともに、知財活用情報を民間の OI 支援者に提供し、民間の OI 支援者が他の情報を付加して高付加価値のマッチングサービスを提供することによる活用促進が課題と考えられる。

図表 2-55: 公開情報調査の事例から抽出した他の情報の一覧

他の情報		事例		
技術	基本的な情報(技術概要・詳細、論	L-RAD、東大TLO、信州TLO	技術の概要	
に関する	文・学会・展示会、研究者など)	L-RAD	技術の詳細情報(非公開情報)	
情報		ユピテル	請求項の概要	
		フリントボックス	技術の詳細や研究者の情報	
		AMED	研究シーズ情報	
		科学技術振興機構	論文、研究進捗	
		中小機構	製品・技術の詳細情報、カタログ	
		UMI	技術情報、特許情報、論文情報、Webや学会・展示会などの公 開情報	
		INPIT(開放特許情報DB)	特許の書誌情報、技術概要	
	適用可能な製品・サービスに関する情報	科学技術振興機構	技術の応用分野	
	(技術の応用分野、応用例、想定用	フリントボックス	技術の応用例	
	途、製品・サービスのイメージなど)	東大TLO、信州TLO、山口TLO	想定用途	
		中小機構	製品・技術の活用事例・用途提案	
		ユピテル	製品イメージ、対象企業イメージ	
		リンカーズ	技術の用途	
		INPIT(開放特許情報DB)	適用製品、開放特許情報パッケージ(使い道の紹介)	
	技術の実施に関する情報(開発支援や	WIPO	実施に必要なノウハウや周辺技術を含めたパッケージ	
	ノウハウ提供可否、実施実績有無な	川崎モデル	開発に協力してくれる企業や専門家の紹介	
	ど)	INPIT(開放特許情報DB)	実施実績有無、ノウハウ提供・技術指導・コンサルティングの可否、	
	ライセンス実績に関する情報(許諾実 績有無など)	INPIT(開放特許情報DB)	許諾実績有無	
	特許の提供条件(提供形態、料金な	Tokkyo.Ai	提供形態(ライセンス・売却)、希望金額	
	ど)	INPIT(開放特許情報DB)	提供形態(譲渡可否、実施許諾可否)	
ビジネス	企業の経営情報(事業内容、財務状	中小機構	企業情報	
に関する	況など)	川崎モデル	中小企業の特性や強み	
情報	事業戦略に関する情報	UMI	技術を使った事業の概要、コア製品、競合技術、事業推進上の課 題など	
		科学技術振興機構	従来技術や競合技術の概要、市場動向に関する情報	
	ニーズや事業課題に関する情報	中小機構、AMED	ニーズ情報	
		ナインシグマ	ニーズ情報、想定される技術アプローチ	
		yet2.com	ニーズ情報、対象技術、対象外の技術、期待するパートナー、提案	
ĺ			者が得られる機会(費用も含む)	
		リンカーズ	技術が解決する課題	
	補助金や融資に関する情報	川崎モデル	補助金や融資に関する情報	

# (5) 課題のまとめ

公開情報から抽出した各 OI レイヤーの課題を、公開情報調査の観点と紐づけたうえで OI プロセスのフロー上に整理する。図表 2-56 にニーズドリブンに係る OI プロセスのフロー図上に整理したもの、図表 2-57 にシーズドリブンに係る OI プロセスのフロー図上に整理したものを示す。

図表 2-56: 公開情報から抽出した課題 (ニーズドリブンに係る OI プロセスのフロー)

【プランニング】 事業戦略の策定	【二一ズ把握】 商品・サービス の企画立案	【実現手段の探索】 実現手段不足特定 自組織で開発 ★外部調達	→【外部シーズ探索】 自社で探索 支援者に依頼 開放特許情報DB	【マッチング】 シーズの目利き ライセンス可能か	【OIの成果】 共同研究 技術・ノウハウ 権利買収 ライセンス 契約
【 <b>OIレイヤー</b> 】 オープンイノベーシ	ョンの促進				
	(	①OI推進のためのマイン	ドセット形成(価値の共創	刘)	
ライセンス・技術移	多転の促進	②シーズ探索における	国利き 3単独の支	援者では情報が不足	Ē.
		ĺ	②マッチングにコストがか	かる	
			③大学・スタートアップ等	のリソース不足	
開放特許の活用の	<u>促進</u>	④知財活用情報のみで	ではOI促進できない		
開放特許情報DI	3の活用促進	⑤知財活用情報が量	/質ともに不足		
			6知財活用情報のバル 「おおおおおおおおおます」	クデータ提供	
		(情報軸) <mark>仮説</mark> 研究において検討対象	Z	3(プロセス軸))(	仮説4(公的機関)

図表 2-57: 公開情報から抽出した課題(シーズドリブンに係る OI プロセスのフロー)



### 2. 仮説の導出

### (1)情報軸

公開情報調査から抽出した課題のうち、情報軸に関するものは次の通りであった。各課題が属する OI レイヤー名を角括弧内に示す。

- ・ ニーズは潜在化しているため探索が困難 [ライセンス・技術移転の促進]
- ・ 知財活用情報のみでは OI 促進できない [開放特許の活用促進]
- ・ 知財活用情報が量/質ともに不足「開放特許情報 DB]

また、知財活用情報と他の情報の連携に関して、他の情報として利用されている情報の種類を公開情報調査の事例から抽出した結果(図表 2-55)によれば、多様な他の情報を知財活用情報と連携して OI 促進が図られていることが分かった。

これらのことから、公開情報調査における情報軸に関する仮説として「特許情報と他の情報を連携させることでOIが促進する」を設定する(仮説1)。

仮説1については、次の観点での検証を行う。

- なぜ知財活用情報は OI やライセンスの促進に貢献できていないのか。特許の質 や情報共有の在り方などから課題を考察する。
- 他の情報としてどのような情報と連携すると効果的か。

# (2) 人軸

公開情報調査から抽出した課題のうち、人軸に関するものは次の通りであった。各課題が属する OI レイヤー名を角括弧内に示す。

・ シーズ探索における目利き [ライセンス・技術移転の促進]

また、OI 促進における人による仲介支援の役割や機能について、公開情報調査の事例から抽出した結果を図表 2-58 に示す。コーディネーターなどの人による仲介支援を通じて OI 促進を図っていると考えられる。

図表 2-58: 公開情報調査の事例から抽出した人による仲介支援の役割

組織の属性		事例		
国内	公的支援者	川崎モデル	川崎市産業振興財団の知的財産コーディネータが、中小企業と面談を繰り返して企	
			業の特性および強みを把握。マッチングから契約交渉、事業化まで一貫してサポート。	
		科学技術振興機構	民間企業で研究開発にたずさわり、製品化や起業の成功実績のある専門家を、技術	
			移転プランナー(目利き人材)として配置。J-STOREに登録された研究成果を実用	
			化開発の視点で検討し、実用化方策プランの作成、研究者へのアドバイスや育成支	
			援を実施。現在は、マッチングプランナーの名称で支援継続。	
		中小企業基盤整備機構	中小機構のアドバイザーが、公開ニーズに対する中小企業からの提案や商談会を支	
			援。	
大学·TLO 信州TLO		信州TLO	企業経験のある信州TLOのコーディネーターが、ライセンスや技術移転の促進を支	
			援。科学技術振興機構が主催する技術移転人材育成プログラムの研修講師も担	
			当。	
		東京大学TLO	7名の技術移転プロフェッショナル資格保有者をはじめ、多くのライセンスアソシエイト	
			(コーディネーター)が、ライセンスや技術移転の促進を支援。UNITTが主催するライ	
			センスアソシエイト研修の講師も担当。	
		山口ティー・エル・オー	コーディネーターが、技術把握、マーケティング、候補探索、契約などを支援してライセン	
			ス・技術移転を促進。科学技術振興機構が主催するプログラムを活用して、コーディ	
			ネーター人材を育成。	
	民間支援者	リンカーズ	各産業に精通し、地域に密着した産業支援機関コーディネータが技術翻訳を行い、	
			シーズとニーズの一致点に収斂させる。	
			リバネスのコミュニケーターが様々な企業と接続することで、共同研究プロジェクトを創	
	出。		出。	
		IP Bridge	人が介在して知財活用に関する様々な機能を提供。豊富な交渉・訴訟経験を備える	
			専門家集団、国内外の企業への人的ネットワークを保有。	

このことから、公開情報調査における人軸に関する仮説として「人の介在により OI が 促進する」を設定する(仮説 2)。

仮説2については、次の観点での検証を行う。

- OI の促進において、人がどのような機能や価値を提供しているのか。そしてそれはシステムなどによる代替が可能か。
- どのような組織や人が知財活用情報を活用すると効果的か。

# (3) プロセス軸

公開情報調査から抽出した課題のうち、プロセス軸に関するものは次の通りであった。 各課題が属する OI レイヤー名を角括弧内に示す。

・ 単独の支援者では情報が不足「ライセンス・技術移転の促進]

また、民間事業者や自治体、金融機関など複数の OI 支援者が連携するなどの仲介支援 プロセスの工夫について、公開情報調査の事例から抽出した結果を図表 2-59 に示す。複 数の OI 支援者間の連携等により OI 促進を図っていると考えられる。

図表 2-59: 公開情報調査の事例から抽出した仲介支援プロセスの工夫

組織の属性			事例	
国内 公的支援者		川崎モデル	他都市の自治体や信用金庫などと連携して、マッチングエリアの拡大や	
			マッチング効率の向上	
		中小機構	地域支援機関と連携。地域支援機関は、地域に密着したサポートに	
		(J-GoodTech)	注力、J-GoodTechは海外も視野に入れた広域のサポートや、他業	
			界とのマッチングを担当するなどの役割分担。	
	大学・TLO	信州TLO	地方信用組合との連携により、取引先企業の経営課題などを把握し	
			てマッチング促進。また、大学知財群活用プラットフォームPUiPを運営	
			し、他大学・TLOの特許等を、企業ニーズに応じて組み合わせてポート	
			フォリオ化、知財活用可能性を向上させる取り組みを推進。	
		山口ティー・エル・オー	四国・九州地区の他TLOと連携して、マッチング対象の技術シーズを	
			拡充。	
	民間支援者	リンカーズ	マッチングにおける案件情報やノウハウ等を共有させるサービスを金融	
			機関等に提供。商圏の異なるサービス導入機関の取引先も共有対象	
			とすることで、マッチング活性化を図る。	
		IP Bridge	大手証券会社と連携。証券会社の顧客に対するマッチング機会を創	
			出するとともに、両社の人材等のリソースを組み合わせて関連事業の促	
			進。	
			自治体や金融機関・信用金庫と連携して地域産業に対する知財活	
		PATRADE	用提案を加速し、マッチングを促進。また、各地の経済産業局の関連	
		FAIRADL	事業に参画し、セミナー・イベントの運営などを通じて知財活用の活性	
			化に貢献。	

これらのことから、公開情報調査におけるプロセス軸に関する仮説として「プレイヤー間の連携やビジネスモデルなどプロセスの工夫により OI が促進する」を設定する(仮説3)。

仮説3については、次の観点での検証を行う。

- 工夫されたプロセスにより、どのような相乗効果が得られるのか。連携先との役割分担や期待される付加価値などを考察する。
- どのようなプロセスで、知財活用情報が活用されると効果的か。

# (4) 公的機関の役割

公開情報調査から抽出した課題のうち、公的機関の役割に関するものは次の通りであった。各課題が属する OI レイヤー名を角括弧内に示す。

- マッチングにコストがかかる「ライセンス・技術移転の促進」
- ・ 大学・スタートアップ等のリソース不足 [ライセンス・技術移転の促進]
- ・ 知財活用情報のバルクデータ提供 [開放特許情報 DB]

また、公開情報調査の事例から、ライセンス・技術移転の促進の OI レイヤーにおいて、知財を起点とするマッチングの他にも多様なサービスを展開することで、企業や大学のライセンス・技術移転促進に貢献する民間の OI 支援者が多いことが分かった。ライセンス・技術移転の促進の OI レイヤーの課題は、開放特許の活用促進や開放特許情報 DB の活用促進の OI レイヤーにも波及するものであることから、OI 促進全体において民間事業者の仲介支援が寄与するところは大きいと考えられる。

他の情報の連携(仮説1)、コーディネーターなどの人材(仮説2)、仲介支援プロセスの工夫(仮説3)のそれぞれにおいて、さらなる OI 促進を図るために公的機関に求められる役割や機能について検証し、公的機関が果たすべき役割を明確にしたうえで、本調査の提言に結びつけることとする。

これらのことから、情報軸、人軸、プロセス軸を貫く仮説として「OIの促進は民間事業者により大部分の役割が果たされている」を設定し(仮説4)、公的機関に求められる役割を明確にするための検証を行う。

#### 3. 仮説のまとめ

導出した仮説を図表 2-60 にまとめる。

OIを促進するための「知財活用情報」と「他の情報」の連携方法とその在り方 コーディネータなどの人による仲介支援 複数のOI支援者間の連携等によりOIを 知財活用情報だけではOIは促進され 公開情報調査 にくい がOIを促進 促進する事例が存在 仮説2: 仮説 特許情報を他の情報と連携させるこ 人の介在によりOIが促進する プロセス(プレイヤー間の連携やビジネ スモデル)の工夫によりOIが促進する とでOIが促進する ◆検証の観点 ◆検証の観点 OIの促進において、人がどのような ◆検証の観点 機能/価値を提供しているのか なぜ知財活用情報はライセンス促 工夫されたプロセスにより、どのような 相乗効果が得られるのか(役割分 進に貢献していないのか(権利の それは代替可能が 質、情報共有の在り方) どのような組織/人が知財活用情 担、付加価値等) 報を活用すると効果的か どの情報と連携すると効果的か どのようなプロセスに知財活用情報が 活用されると効果的か 公的機関の役割 仮説4:OI促進は民間事業者により大部分の役割が果たされている ◆検証すべきこと: • 公的機関に求められる役割はあるか。あるとしたら何か

図表 2-60: 公開情報調査から導出した仮説

第3部 国内アンケート調査、国内外ヒアリング調査

第1章 国内アンケート調査

第1節 アンケート調査設計

#### 1. 調査方針

### (1) アンケート調査概要

本アンケート調査の主目的はヒアリング先を選定することであり、OI を促進するために知財活用情報を利用している可能性がある者を対象として、OI における立場(知財活用情報提供者、OI 支援者、OI 推進者)ごとに設問を設定して実施した(図表 3-1)。

知財活用情報提供者については、開放特許情報 DB に有効特許を登録している個人を除く全権利者 (685 者) を抽出した。内訳は、事業会社 420 者、大学・TLO 167 者、公的機関 50 者、研究機関 48 者である。

OI 支援者については、公開情報調査(学術論文、Web、過去の調査研究等)から抽出した者(159者)であり、OI 促進するマッチング事業者、金融機関、ベンチャーキャピタル、公的機関等(知財活用提供者及びOI 推進者との重複は除く)などを抽出している。

OI 推進者は、企業規模、業種、技術分野に偏ることなく抽出するため3つの観点で抽出している。1つ目の観点は一般社団法人日本知的財産推進協会(JIPA)の正会員957者(令和4年7月末時時点)であり、幅広い業種、技術分野に属する大企業を中心に抽出した。2つ目の観点は商用DB(SPEEDA)の収録企業情報にてステータスが「非上場(スタートアップのみ)」であり、かつ特許を1件以上出願している者として、308者を抽出した。3つ目の観点は、特定の技術分野に偏らせないため、商用DB(Patent SQUARE)に収録の特許権保有者にて、IPC分類8セクションから特許保有数上位者(JIPA会員、スタートアップを除く)、合計1,488者を抽出している。

各立場から、知財活用情報提供者(19.0%)、OI 支援者(4.4%)、OI 推進者(76.6%)を対象にそれぞれ抽出し、調査対象リスト(発送数 3,597 件)を作成し、WEB 回答式(調査票等を郵送し、WEB 回答画面から回答頂く方式)としてアンケート調査を実施した。また、回答率の向上のため、一部の調査対象には調査への協力依頼を目的とした架電を行った。

有効回答者数は 1,032 件、有効回答率は 28.7%であった。各立場での回答数はそれぞれ、知財活用情報提供者(回答者数:301者/回収率:44%/回答数:327件)、OI 支援者(回答者数:53者/回収率:33%/回答数:48件)、OI 推進者(回答者数:678者/回収率:25%/503件)であり、同一の回答者で複数の立場を有する者は、それぞれの立場での回答を行っている。なお、回答者にて、自身が知財活用情報提供者、OI 支援者、OI 推進者のいずれの立場にも該当しないと判断された場合に、その他としての立場での回答を行っている(回答数:176件)。

INPIT開放特許情報DBに知財活用情報を提供している権利者を抽出

公開情報調査からマッチング事業者や 金融機関、VCや公的機関等を抽出

計3000者以上となるように、特許を出願している国内事業会社等を抽出

### 知財活用情報提供者 19.0% (685者)



#### OI支援者 4.4% (159者)

#### 独自に抽出 159者

公開情報調査(学術論文、Web、過去の調査研究等)から抽出した者であり、マッチング事業者、金融機関、ベンチャーキャピタル、公的機関等(知財活用提供者及びOI推進者との重複は除く)

アンケート送付先の比率



■OI推進者 ■知財活用情報提供者 ■OI支援者

#### **OI推進者** 76.6% (2,753者)

#### JIPA会員 957者

令和4年7月末時点における一般社団法人日本 知的財産協会(JIPA)の正会員である者

#### スタートアッフ 308者

商用DB(SPEEDA)の収録企業情報にてステータスが「非上場(スタートアップのみ)」であり、かつ特許を1件以上出願している者

#### 特許権 権利者 1,488者

商用DB (Patent SQUARE) に収録の特許権 保有者にて、IPC分類8セクションから特許保有数 上位の150者 (JIPA会員、スタートアップを除く)

# (2) 分析方針

アンケート調査においては、基本的に(a)仮説に関する質問の回答、(b)アンケート回答で分かったこと、(c)アンケート分析、(d)まとめ、4つのステップで検証を行う。

導出した4つの仮説について検証を行うために、各仮説に対して検証すべきことを下 記のように設定した。

- ◆仮説1:特許情報と他の情報との組合せで OI が促進 検証すべきこと
  - ・知財活用情報に関して、ライセンス促進への貢献度
  - ・OI 促進に効果的な知財活用情報と他の情報との連携
- ◆仮説 2:「人」の介在により OI が促進 検証すべきこと
  - ・人が提供する機能や価値
  - ・人に求める要件
- ◆仮説3:プロセス(プレイヤー間の連携やビジネスモデル)の工夫により OI が促進 検証すべきこと
  - ・OI支援者同士の連携の有無
  - ・役割分担や付加価値の有無
- ◆仮説4:公的機関の役割 検証すべきこと
  - ・公的機関に期待されている役割は何か

立場ごとの質問の違いを図表 3-2 に示す。

アンケート依頼文から対象者のURLへ誘導 【凡例】 共通の設問 ①OI推進者 ②知財活用情報提供者 ③OI支援者 個別の設問 組織の基本的な事柄 ・所属部署名 ・連絡先 ·役職 組織の基本的な事柄 ライセンス経験 ライセンス経験 ・ライセンス支援の経験 ·連携先、地域 ・他組織との協業、連携先、地域 ·仲介支援の対象、地域 仮説1:情報の在り方 知財活用情報に関して、 ・ライセンス促進の貢献度 ・提供している他の情報、手段 ・活用する他の情報、優先順位 ・必要な他の情報、有用な情報 ・入手ルート・知財活用情報の活用 ・提供ルート、理由、タイミング ・入手ルート ・提供の継続性 知財活用情報の活用 ・他の情報との連携 ・コーディネーターとしての支援経験・コーディネーターによる支援経験 仮説2:人の介在 ・提供する機能や価値 ・支援内容 ·支援内容 コーディネーターに求めるスキル ・人に求める要件 ・求めるスキル ・コーディネーターに求めるスキル 仮説3:プロセスの工夫等 マッチング事業者間の連携 ・支援者どうしの連携の有無 ·連携の有無、連携先 ・役割分担や付加価値の有無 ·成功例、失敗例等 公的機関に求める役割 仮説4:公的機関の役割 ・開放特許情報DBの認知度/利用経験/目的/頻度・公的機関への期待・特許流通事業の失敗理由 ・期待する役割 ・未利用特許への興味 ・未利用特許への興味 未利用特許の保有の有無 開放特許DBのメリット

図表 3-2: 立場ごとの質問概要

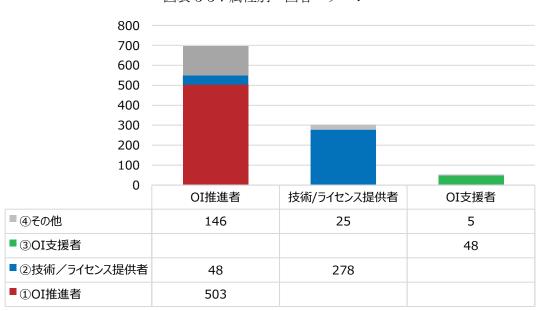
①~③のいずれにも属さない場合は、④「その他」として、組織の基本的な事柄、OIを行わない理由、特許出願の経験有無、開放特許情報DBの認知度、などの設問に回答いただいた。

# (3) アンケート回収結果

アンケートの回収結果を図表 3-3 に示す。

OI 推進者としてアンケートを 2,753 者に送付した結果、697 者(25%)から回答があった。このうち、OI 推進者として回答した者が 503 者、知財活用情報提供者として回答した者が 48 者、OI 推進者、OI 支援者、知財活用情報提供者の何れにも属していないと回答した者(以下、「その他」という。)が 146 者であった。OI 推進者、知財活用情報提供者の 2 つの立場で回答した者は 15 者であった。

同様に知財活用情報提供者は 685 者に送付した結果、303 者 (44%) から回答があった。そのうち、25 者がその他と回答した。知財活用情報提供者としてアンケートを送付した者のうち、OI 推進者または OI 支援者の立場と重複すると回答した者はいなかった。次に OI 支援者は、137 者に送付した結果、53 者 (39%) から回答があった。そのうち、5 者がその他と回答した。OI 支援者としてアンケートを送付した者のうち、OI 推進者または知財活用情報提供者の立場と重複すると回答した者はいなかった。



図表 3-3: 属性別 回答パターン

回答結果を整理すると、OI 推進者は 503 者、知財活用情報提供者は 326 者、OI 支援者は 48 者、OI 推進者、知財活用情報提供者、OI 支援者の何れにも属さない者は 176 者となった。

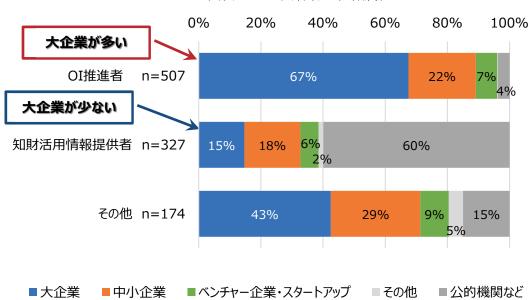
OI における立場を「その他」として回答した者については、OI 推進者が 29%、知財活用情報提供者が 9%、OI 支援者が 10%となり、OI 推進者の比率が一番高い。これは、知財活用情報提供者は開放特許情報 DB に特許を提供している者から、OI 支援者は公開情報調査でオープンイノベーションを推進しているとして推定した者から抽出しているのに対して、OI 推進者は JIPA 会員、商用 DB に登録されているスタートアップ企業および特許権者から抽出しているため、他の立場よりオープンイノベーションを推進していない者が一定数含まれると推定される。

# 第2節 アンケート調査結果

### 1. 回答者の分析

# (1) アンケート回答者の属性

次に、回答者の所属する組織の属性を図表 3-4 に示す。



図表 3-4: 回答者の組織属性

OI 推進者は67%が大企業、22%が中小企業、7%がベンチャー企業/スタートアップと回答している。知財活用情報提供者は15%が大企業、18%が中小企業、6%がベンチャー企業/スタートアップ、60%がその他と回答している。その他の回答者は、大学、公的機関、地方公共団体となっている。

OI 推進者、OI 支援者、知財活用情報提供者の何れにも属さないと回答したその他の者は、43%が大企業、29%が中小企業、9%がベンチャー企業/スタートアップ、5%がその他と回答している。

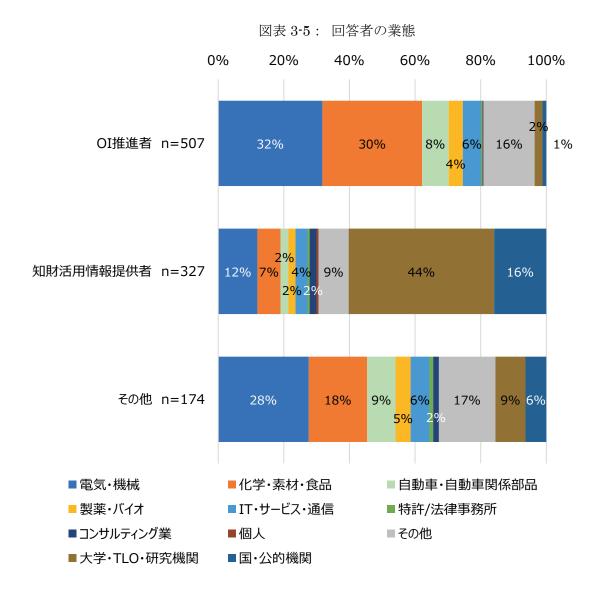
# (2) アンケート回答者が属する技術分野

アンケート回答者が属する技術分野を図表 3-5 に示す。

アンケート回答者は、電気・機械、化学・素材・食品、自動車・自動車関係部品、製薬・バイオ、IT・サービス・通信、コンサルティング業、特許/法律事務所、大学・TLO・研究機関、国・公的機関、個人、その他のうち1つを選択し回答している。

国・公的機関、大学・TLO・研究機関が占める割合は、知財活用情報提供者が最も高く 60%、その他の者が 15%となり、OI 推進者は 3%である。

国・公的機関、大学・TLO・研究機関を除くと、電気・機械、化学・素材・食品に属する技術分野が、OI 推進者、知財活用情報提供者、その他の者のなかで最多となっている。



89

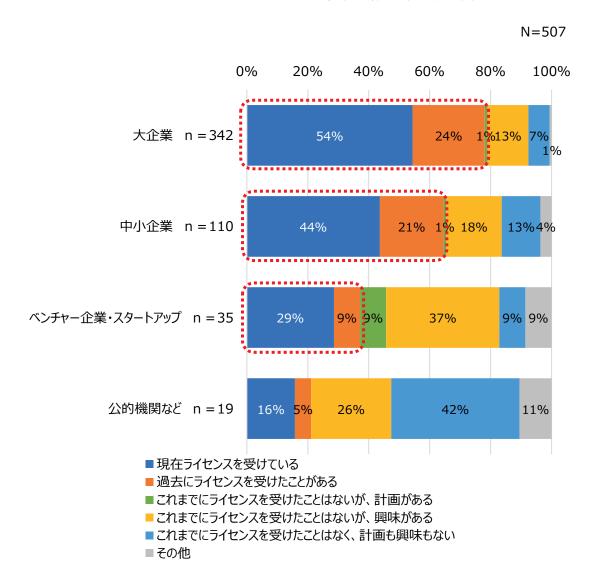
# (3) ライセンス実績の有無

次に、OI 推進者、知財活用情報提供者について、ライセンス実績の有無を企業の属性とクロス集計を行った。結果を図表 3-6 と図表 3-7 に示す。アンケートは現在ライセンスを受けている、過去にライセンスを受けている、これまでにライセンスを受けたことがないが計画がある、これまでにライセンスを受けたことがないが興味がある、これまでにライセンスを受けたことはなく計画も興味もない、その他から1つを選択する設問になっている。

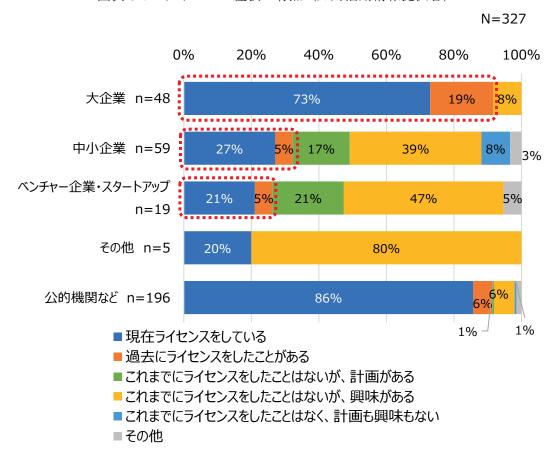
OI 推進者のうち、大企業については「現在ライセンスを受けている」、「過去にライセンスを受けたことがある」の2つの回答を合わせると、78%がライセンスの経験を有することになる。一方で、ライセンス実績のある中小企業は65%、ベンチャー・スタートアップ企業は38と企業規模が小さくなるにつれて減少している。ライセンスを受ける(ライセンシー)立場としては、ライセンスを受ける比率は大企業、中小企業の企業規模に大きな差は見られない。

これに対して、知財活用情報提供者は、「現在ライセンスをしている」、「過去にライセンスをしたことがある」の2つの回答を合わせると、大企業は92%がライセンスの経験を有することになる。一方、中小企業は32%、ベンチャー企業・スタートアップ企業は26%と、ライセンスの経験が少ない。

図表 3-6: ライセンス経験の有無(OI推進者)

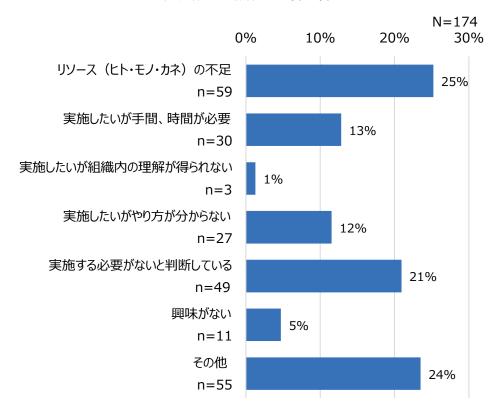


図表 3-7: ライセンス経験の有無 (知財活用情報提供者)



# (4) その他の者の分析

その他の者について、OI 促進やライセンス促進などを目的とする他組織との協業・連携に携わっていない理由の内訳を図表 3-8 に示す。



図表 3-8: 他組織との協業・連携に携わっていない理由

### 2. 仮説1に関するアンケート結果

# (1) 仮説に関する質問の回答

仮説 1 「特許情報と他の情報との組合せで OI が促進」について、オープンイノベーションを推進する OI 推進者の回答を中心にアンケートの分析を行う。下記の 2 つの観点で検証を行う。

- ・OI促進に効果的な知財活用情報と他の情報との連携
- ・知財活用情報の OI 促進、ライセンス促進への貢献

まず、OI 促進に効果的な知財活用情報と他の情報との連携のアンケート結果を示す。 OI 推進者は、OI 促進、ライセンス促進にとって必要な情報を3つまで選択している。 回答の選択肢は、シーズに関する情報として、①開発支援やノウハウなど技術の実施に 関する情報、②協業・連携候補先の特許情報、③論文・学会などで公開された技術情報、 ビジネスに関する情報として、④市場動向や協業・連携候補先の公開された経営情報、 ⑤協業・連候補先での実施実績に関する情報、⑥協業・連携先候補の非公開情報、⑦補 助金や融資に関する情報、をそれぞれ挙げている。

集計結果を図表 3-9 に示す。OI 促進、ライセンス促進に必要な情報として、シーズに 関連する情報が上位を占めている。ビジネスに関連する情報も選択されている。

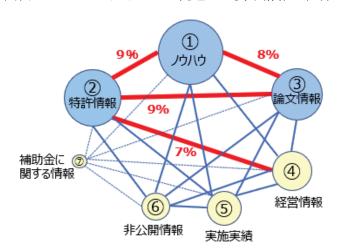
図表 3-9:推進者が回答した OI 促進に必要な上位3つの情報

回答者数 N=507 回答数 n=1127 複数回答

		OI推進者
	①開発支援やノウハウなど技術の実施に関する情報	23%
シーズに関連する情報	②協業・連携候補先の特許情報	20%
	③論文・学会などで公開された技術情報	16%
	④市場動向や、協業・連携候補先の公開された経営情報	14%
ビジネスに関連する情報	⑤協業・連携候補先での実施実績に関する情報	12%
こノイスに対圧する情報	⑥協業・連携候補先の非公開情報	10%
	⑦補助金や融資に関する情報	2%
	その他	2%

次に、OI 促進、ライセンス促進に必要な情報として3つまで選択して回答しているが、その選択された情報の組合せを集計した結果を図表3-10に示す。回答があった全ての組合せの件数に対して、各情報の組合せの比率を表示している。組合せの多い上位5位までを赤線で、6~14位を青実線で、15位~21位を青点線で、それぞれ示している。円の大きさは、各情報が選択された数を示している。赤線が多く接続されている①~③のシーズに関する情報がOI 促進、ライセンス促進にとって重要性が高い情報と推定される。また、②協業・連携候補先の特許情報と④市場動向や協業・連携候補先の公開された経営情報、①開発支援やノウハウなど技術の実施に関する情報と⑤協業・連候補先での実施実績に関する情報の組合せも多く選択されている。

更に、図表 3-10 から明らかなように、①~⑦の各情報は必ず他の情報と組み合わせて選択されている。このことから、シーズに関連する情報(①~③)と、ビジネスに関連する情報(④~⑦)をそれぞれ組み合わせて活用し、OI 促進、ライセンス促進を図っていることが伺える。

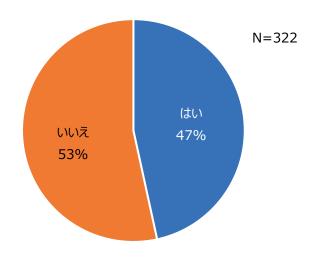


図表 3-10: OI・ライセンス促進に必要な情報の組合せ

次に、知財活用情報の OI 促進、ライセンス促進への貢献を示す。

図表 3-11 に OI 促進、ライセンス促進に特許情報を活用している者のうち、知財活用情報を活用している割合を集計した結果を示す。回答者の 47%が知財活用情報を活用している。

図表 3-11: OI・ライセンス促進に活用する特許情報に知財活用情報が含まれる割合



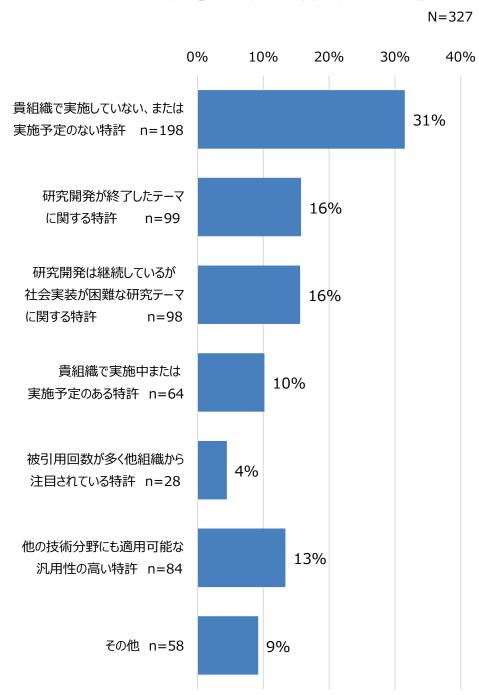
知財活用情報提供者の知財活用情報の提供の目的と知財活用情報として提供する特許について集計した結果を図表 3-12 に示す。知財活用情報の提供の目的はライセンス収入が最多であり、続いて研究開発成果の社会実装、他組織による実施を希望する、と続いている。

0% 10% 20% 30% 40% 他組織による実施を希望する n=196 24% ライセンス収入 n=248 30% コミュニティ形成 n=53 6% 自組織のイメージ向上 n=72 9% 研究開発成果の社会実装 n=225 27% その他 n=25 3%

図表 3-12: 知財活用情報の提供目的

次に、どのような特許を知財活用情報として提供しているかを図表 3-13 に示す。「貴組織で実施していない、または実施予定のない特許」が最多となり、次に「研究開発が終了したテーマに関する特許」、「研究開発は継続しているが、社会実装が困難な研究テーマに関する特許」となっている。知財活用情報として提供される特許の多くは、自組織で実施予定のない、あるいは実施困難な特許であると推定される。一方で、自組織で実施中または実施予定の特許も一定数はある。

図表 3-13: ライセンスをする意思を公開する対象とする特許の内訳



次に、図表 3-14 に知財活用情報を提供するタイミングを示す。

N = 3270% 10% 20% 30% 研究開発から出願までの期間 5% n=26 出願時 n=68 13% 出願公開時 n=102 19% 貴組織で技術を実施しないと 11% 判断したとき n=61 保有する特許の棚卸時 n=64 12% 社会実装先が見つからなかったとき 12% n=65 特にタイミングはない n=112 21%

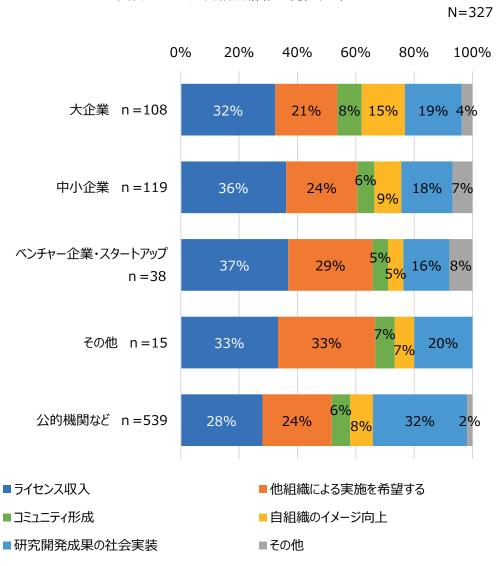
7%

図表 3-14: 知財活用情報を提供するタイミング

その他 n=39

次に、知財活用情報の提供目的と組織の属性でクロス集計をした結果を図表 3-15 に示す。知財活用情報の提供目的は、どの組織属性でも「ライセンス収入」が最多となっているが、中でもベンチャー企業・スタートアップは 37%となり、次いで中小企業、大企業となっている。このことから組織規模が小さくなるにつれて、ライセンス収入を得たいという目的の割合が高くなるものと考えられる。

図表 3-15: 知財活用情報の提供目的



次に、知財活用情報として提供する特許と組織の属性でクロス集計をした結果を図表 3-16 に示す。組織の属性に応じて、知財活用情報に提供する特許として、どのような特許を提供しているかを示している。「自組織で実施困難な特許」(貴組織で実施していない、または実施予定のない特許、研究開発が終了したテーマに関する特許、研究開発は継続しているが社会実装が困難な研究テーマに関する特許)の割合と、組織の属性を比較すると、大企業では自組織で実施困難な特許の割合が 70%を超えるのに対して、中小企業、ベンチャー企業・スタートアップでは 50%以下となっている。

このことから、大企業は自組織で実施困難な特許を提供する傾向が強いが、中小企業、ベンチャー企業・スタートアップは自組織で実施困難な特許だけでなく、自組織で実施中または実施予定のある特許についても、知財活用情報として提供していると考えられる。

N = 3270% 20% 40% 60% 80% 100% 大企業 n=86 42% 23% 8% 11% 中小企業 n=82 27% 9% 11% 23% 12% ベンチャー企業・スタートアップ 13% 16% 16% 21% 8% 16% 11% n = 38その他 n=9 11% 11% 33% 22% 22% 公的機関など n=414 32% 16% 18% 14% 9%

図表 3-16: 知財活用情報の提供対象とする特許の内訳

- ■貴組織で実施していない、または実施予定のない特許
- ■研究開発が終了したテーマに関する特許
- ■研究開発は継続しているが、社会実装が困難な研究テーマに関する特許
- ■貴組織で実施中、または実施予定のある特許
- ■被引用回数が多く他組織から注目されている特許
- ■他の技術分野にも適用可能な汎用性の高い特許
- ■その他

次に、知財活用情報の提供目的と知財活用情報として提供する特許のクロス集計した 結果を図表 3-17 に示す。

知財活用情報の提供の目的に対して、知財活用情報として提供される特許は、「自組織で実施していないまたは実施予定のない特許」が最多となり、知財活用情報の提供の目的に対して提供される特許の傾向に大きな差異はなく、「自社実施困難な特許」が上位3位までを占めている。ただ、知財活用情報提供の目的が「コミュニティ形成」の場合は、2位が他の技術分野にも適用可能な特許となり、他者に実施してもらいやすい特許を選定する傾向があると考えられる。

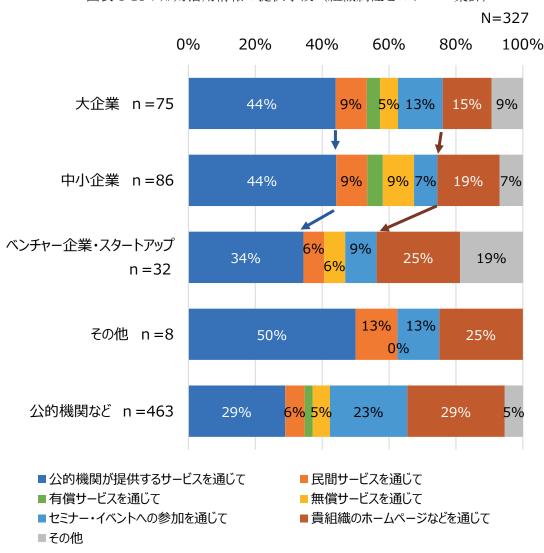
図表 3-17: 知財活用情報の提供目的と提供する特許の関係(知財活用情報提供者)

N = 3270% 20% 40% 60% 80% 100% ライセンス収入 n=513 33% 17% 17% 14% 6% 他組織による実施を希望する n=407 33% 16% 16% 8% 15% 8% コミュニティ形成 n = 152 24% 18% 3% 20% 9% 7% 20% 自組織のイメージ向上 n=172 27% 18% 15% 13% 6% 15% 7% 9% 研究開発成果の社会実装 n =484 15% 31% 18% 15% 7% その他 n=38 13% 13% 8% 45%

- ■貴組織で実施していない、または実施予定のない特許
- ■研究開発が終了したテーマに関する特許
- ■研究開発は継続しているが、社会実装が困難な研究テーマに関する特許
- ■貴組織で実施中、または実施予定のある特許
- ■被引用回数が多く他組織から注目されている特許
- ■他の技術分野にも適用可能な汎用性の高い特許
- ■その他

次に、組織の属性と知財活用情報の提供手段をクロス集計した結果を図表 3-18 に示す。何れの組織も、「公的機関を介して提供する」が最多となっているが、公的機関を介して提供する割合は大企業が最も高く、次に中小企業、ベンチャー企業・スタートアップの順となっている。

また、ベンチャー企業・スタートアップは、「自組織のホームページを通じて」が2番目に多くなっているが、中小企業、大企業と組織規模が大きくなるにつれて、「自組織のホームページを通じて」を利用する割合は減少している。なお、大企業、中小企業は有償サービスを利用する割合が一定数あるが、ベンチャー企業・スタートアップでは存在しない。



図表 3-18: 知財活用情報の提供手段(組織属性とのクロス集計)

最後に、知財活用情報を提供するタイミングについて、組織の属性とクロス集計した 結果を図表 3-19 に示す。

大企業は自組織で実施しないと判断した時期が最多で、次に保有特許の棚卸の時期となっている。中小企業は「特にタイミングがない」が最多となっている。

一方、ベンチャー企業・スタートアップは「出願時および出願公開時」で 46%となっており、知財活用情報として提供を判断するタイミングは大企業、中小企業と比べて早いと推定される。これは前述のように、ベンチャー企業・スタートアップは知財活用情報の提供の目的は、ライセンス収入が最多であることや、組織の規模に応じて体力的に余裕がなくなるため、知財活用情報として提供することを早期に判断すると推測される。

0% 20% 40% 60% 80% 100% 大企業 n=78 3% 5% 33% 26% 9% 21% 中小企業 n=80 10% 11% 20% 10% 8% 26% 11% ベンチャー企業・スタートアップ 21% 25% 13% 25% 17% n = 24その他 n=13 8% 8% 8% 15% 23% 23% 15% 公的機関など n=342 6% 15% 24% 14% 20% **5%** 10% 7% ■研究開発から出願までの期間 ■出願時 ■出願公開時 ■貴組織で技術を実施しないと判断したとき ■保有する特許の棚卸時 ■社会実装先が見つからなかったとき ■特にタイミングはない ■その他

図表 3-19: 知財活用情報の提供タイミング (組織属性とのクロス集計)

- (2) アンケート回答で分かったこと
- ① OI 促進に効果的な知財活用情報と他の情報との連携について OI 推進者は、特許情報と他の情報など、複数の情報を組み合わせながら OI 促進やライセンス促進をしている。
- ② 知財活用情報の OI 促進、ライセンス促進への貢献 OI 推進者は OI やライセンス促進において特許情報を活用しているが、知財活用情報 の利用割合は約半数である。

#### (3) アンケート分析

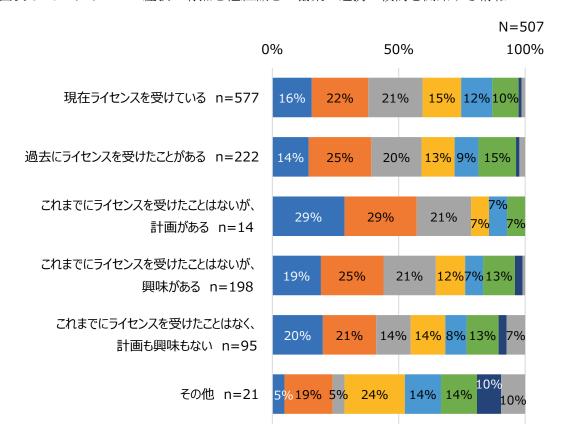
① OI 促進に効果的な知財活用情報と他の情報との連携について

ここで、回答者のライセンス実績の有無によって、OI 促進やライセンス促進に必要とする情報に差異があるかを分析する。これは、回答者のライセンス実績の有無によって、OI 促進やライセンス促進に必要な情報に差異があれば、OI 促進やライセンス促進に効果的な知財活用情報と他の情報の連携方法のヒントになると考えられるためである。

図表 3-20 に、ライセンス実績の有無と、OI 促進に必要な情報のクロス集計を示す。 ここで、ライセンス実績は、「現在ライセンスを受けている」、「過去にライセンスを受け たことがある」、「これまでにライセンスを受けたことはないが、計画がある」、「これま でにライセンスを受けたことはないが、興味がある」、「これまでにライセンスを受けた ことはなく、計画も興味もない」、「その他(自由記述)」の選択肢から回答をした結果を 集計している。

同図表で、ライセンス実績ありのグループ(現在ライセンスを受けている、過去にライセンスを受けたことがある)と、ライセンス実績なしグループ(これまでライセンスを受けたことがないが計画がある、これまでライセンスを受けたことがないが興味がある、これまでライセンスを受けたことはなく計画も興味もない)の回答を比較すると、OI 促進に必要な各情報はほぼ同じ比率であり、両グループに有意な差異が見られない。但し、これまでライセンスを受けたことはないが計画があると回答した者は 14 者と回答数が限られており、集計結果の取扱いには留意が必要である。

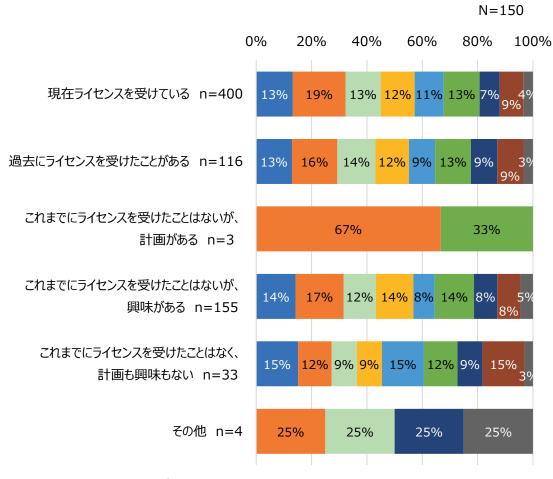
図表 3-20: ライセンス経験の有無と他組織との協業・連携の検討を開始する情報



- ■論文・学会などで公開された技術情報
- ■協業・連携候補先からの開発支援やノウハウなど技術の実施に関する情報
- ■協業・連携候補先の特許情報
- ■市場動向や、協業・連携候補先の公開された経営情報(事業内容、財務状況など)
- ■協業・連携候補先の非公開情報
- ■協業・連携候補先での技術の実施実績に関する情報
- ■補助金や融資に関する情報
- ■その他

次に、回答者のライセンス実績の有無と、知財活用情報と一緒に活用する情報をクロス集計した結果を図表 3-21 に示す。この結果も図表 3-20 と同様に、回答者のライセンス実績の有無によって、知財活用情報と一緒に用いる情報に顕著な差異が見られない。

図表 3-21:ライセンス実績の有無と知財活用情報と一緒に活用する情報のクロス集計

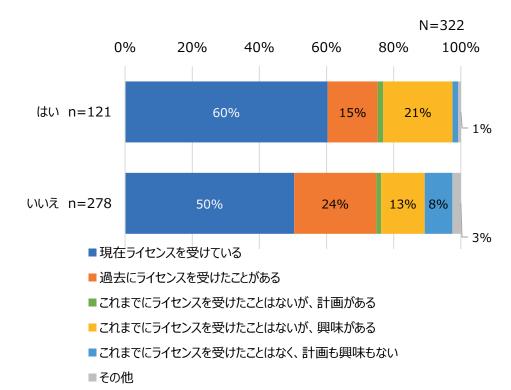


- ■特許権者がライセンスをする意思を公開した意図
- ライセンス条件(ライセンス料など)
- ■ライセンス実績に関する情報
- ■事業化、試作など技術の実施実績に関する情報
- ■コンサルティング、技術指導、ノウハウ提供の可否
- ■事業化に必要となる他の特許の情報
- ■事業化に協力してくれる企業等の情報
- ■特許を活用して提供できる製品、サービスに関する情報
- ■グラント情報、またはVC/CVCや金融機関からの資金調達に関する情報
- ■その他

#### ② 知財活用情報の活用による OI 促進、ライセンス促進への貢献

OI 促進やライセンス促進における知財活用情報の貢献度合いを分析するため、回答者のライセンス実績の有無と知財活用情報の活用の有無についてクロス集計を図表 3-22 に示す。特許情報に知財活用情報を含む者の回答を上段、知財活用情報を含まない者の回答を下段に示している。この両者の回答を比較すると、両者ともライセンス実績の有無(現在ライセンスを受けている、過去にライセンスを受けたことがある)は、75%で同じ割合になっている。

この結果、知財活用情報の活用の有無と、ライセンス実績の有無(現在ライセンスを受けている、過去にライセンスを受けたことがある)に相関関係は見られない。



図表 3-22: 知財活用情報の活用有無とライセンス実績有無のクロス集計

次に、ライセンス実績の有無と、開放特許情報 DB の利用実績についてクロス集計を図表 3-23 に示す。ここで、上から 2 項目がライセンス実績ありのグループで、上から 3 番目~5 番目の項目がライセンス実績なしのグループである。同図表をみると、ライセンス実績があるグループは開放特許情報 DB の利用経験は 26~32%であるのに対して、ライセンス実績がないグループは 24%程度となっており(n 数が極端に少ない「これまでにライセンスを受けたことはないが、計画がある」は評価から除外した)、両グループに顕著な差があるとは言えない。

以上のことから、知財活用情報および開放特許情報 DB の活用の有無と、ライセンス 実績有無との間には、強い相関関係はないと考えられる。

図表 3-23: ライセンス経験の有無と開放特許情報 DB の利用実績 N = 3040% 20% 40% 60% 80% 100% 現在ライセンスを受けている 27% 1% 31% 32% 3% n = 173過去にライセンスを受けたことがある 7% 19% 41% 33% n = 58これまでにライセンスを受けたことはないが、 50% 50% 計画がある n=2 これまでにライセンスを受けたことはないが、 20% 4% 58% 13% 興味がある n =45 これまでにライセンスを受けたことはなく、 14% 10% 38% 33% 5% 計画も興味もない n = 21 その他 n=6 67% 33% ■現在利用している ■利用したことがある ■利用したことがないが、計画がある ■利用したことがないが、興味がある ■利用したことがなく、計画も興味もない ■その他

OI 推進者、知財活用情報提供者、OI 支援者が OI 促進、ライセンス促進に必要とする情報の分析を図表 3-24 に示す。ここで、OI 支援者は入手する情報、知財活用情報提供者は提供する情報をそれぞれ集計している。同図表をみると、OI 推進者は開発支援やノウハウなどの技術の実施に関する情報が、知財活用情報提供者は論文・学会などで公開された技術情報が、OI 支援者は市場動向や協業・連携候補先の公開された経営情報がそれぞれ最多の回答となっている。

このことから OI における各立場に応じて必要とする情報にズレが生じていると考えられる。

図表 3-24: OI・ライセンス促進のために入手・提供する情報のランキング(立場ごと)

	·	入手する情報	提供する情報	入手する情報
		N=507 n =1127	N=327 n =636	N=48 n =112
		OI推進者	知財活用 情報提供者	OI支援者
	①開発支援やノウハウなど技術の実施に関する情報	23%	21%	20%
シーズに関連する情報	②協業・連携候補先の特許情報	20%	0%	15%
	③論文・学会などで公開された技術情報	16%	31%	6%
	④市場動向や、協業・連携候補先の公開された経営情報	14%	9%	15%
ビジネスに関連する情報	⑤協業・連携候補先での実施実績に関する情報	12%	18%	15%
こうかくに 対注 する 旧和	⑥協業・連携候補先の非公開情報	10%	7%	11%
	⑦補助金や融資に関する情報	2%	6%	13%
	その他	2%	8%	4%

OI 促進やライセンス促進に必要な情報の入手/提供手段を集計した結果を図表 3-25 に示す。

OI 推進者においては、必要な情報を民間/有償サービスを利用して入手する割合が29%で公的機関を利用して入手する割合は15%である。これに対して、知財活用情報提供者は、民間/有償サービスを利用する割合が10%で公的機関を利用する割合は33%である。

これにより、知財活用情報提供者は費用をかけずに、知財活用情報を提供する傾向があると考えられる。

0% 20% 40% 60% 80% 100% OI推進者 n=507 15% 10% 15% 14% 17% 23% 5% <mark>6%</mark> 7% 知財活用情報提供者 n=327 19% 33% 26% 7% OI支援者 n = 48 22% 10% 11% 9% 17% 21% 10% ■公的機関が提供するサービス ■無償サービス ■民間サービス ■有償サービス ■セミナー・イベントへの参加 ■インターネットなどの公開情報から自身で探索

■その他

図表 3-25: OI・ライセンス促進に必要な情報の入手/提供手段

### (4) まとめ

- ◆仮説1に関してアンケート結果から分かったこと
  - ・OI 推進者は、特許情報と他の情報など、複数の情報を組み合わせながら OI やライセンス促進をしている。
  - ・OI 推進者は OI やライセンス促進において特許情報を活用しているが、知財活用 情報の利用割合は約半数である。
  - ・各立場で OI やライセンス促進に必要な情報は異なる傾向があるが、共通してシーズに関する情報は必要とされている。
  - ・知財活用情報提供者が民間サービスや有償サービスを利用する機会は、OI 推進者・OI 支援者に比べて少ない。
  - ・立場によって OI 促進やライセンス促進に必要な情報の優先順位が異なる。

### ◆仮説1の検証結果

- ・OI 推進者は、知財活用情報と他の情報を組み合わせて OI やライセンスを促進する傾向が見られる。
- ・OI やライセンス促進において、OI 推進者や OI 支援者が必要とする情報と、知財活用情報提供者が提供する情報にずれがある。
- ・知財活用情報提供者は公的機関を利用して、OI やライセンス促進に必要な情報を 発信する機会が多い。

# 3. 仮説2に関するアンケート結果

### (1) 仮説に関する質問の回答

仮説2「人の介在によりOIが促進」について、OI推進者、知財活用情報提供者を中心にアンケートの分析を行い、下記の2つの観点で検証を行う。

- ・提供する機能や価値
- ・人に求める要件

まず、提供する機能や価値のアンケート結果について示す。

OI 推進者、知財活用情報提供者に対してコーディネーターによる支援の有無の回答を集計した結果を図表 3-26 に示す。コーディネーターによる支援を受けた割合は OI 推進者で 19%程度、知財活用情報提供者で 45%程度となっている。

0% 50% 100%
OI推進者 N=495 ある ない 81%
知財活用情報提供者 N=309 ある ない 55%

図表 3-26: コーディネーターによる支援経験の有無

次に、コーディネーターの支援を受けた者に対して、その支援で満足したサービスについて集計した結果を図表 3-27 に示す。アンケートの選択肢として、OI 推進者には、協業先の提案、シーズの評価・選定支援、企業課題やニーズの抽出支援、事業戦略・知財戦略等のビジネス戦略策定支援、ライセンスの交渉・契約支援、ライセンス後の製品・サービス開発支援および効果が得られなかった、を用意している。また、知財活用情報提供者にも同様に、ライセンス先の提案、シーズの評価・選定支援、開放特許の提供に関するコンサルティング、ライセンスの交渉・契約支援および効果が得られなかった、を用意している。

その結果、OI 推進者は協業先の提案(30%)、シーズ先の評価・選定支援(24%)が上位を占めている。同様に知財活用情報提供者は、ライセンス先の提案(31%)、シーズの評価支援(18%)となった。また、注目すべきは、コーディネーターの支援で効果が得られなかったと回答した割合は、OI 推進者は 7%、知財活用情報提供者は 10%と少ないことである。裏を返せば、OI 支援者の 93%、知財活用情報提供者の 90%が、コーディネーターの何らかの支援に満足していることと推測される。

図表 3-27: コーディネーターの支援を受けた者が満足した支援内容 (左: OI 推進者、右: 知財活用情報提供者)

協業先の提案	30%	ライセンス先の提案	31%
シーズの評価・選定支援	24%	シーズの評価支援	18%
企業課題やニーズの抽出支援	19%	ライセンスの交渉・契約支援	20%
事業戦略、知財戦略等のビジネス戦略策定支援	8%	開放特許の提供に関するコンサルティング	17%
効果が得られなかった	7%	効果が得られなかった	10%
ライセンスの交渉・契約支援	9%	その他	5%
ライセンス後の製品・サービス開発支援	2%		

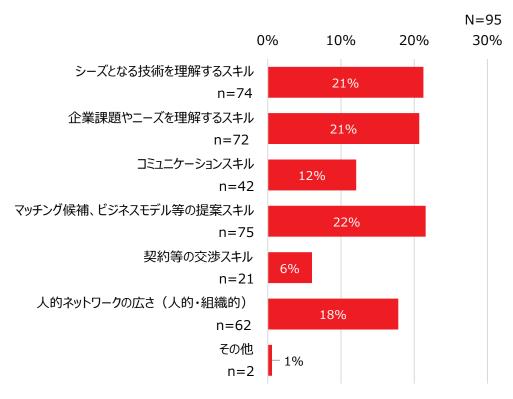
N=95, n=184

N=140, n=240

コーディネーターに求める要件を集計した結果を図表 3-28、図表 3-29 に示す。アンケートにおいて、OI 推進者、知財活用情報提供者はコーディネーターに求める要件を、シーズとなる技術を理解するスキル、企業課題やニーズを理解するスキル、コミュニケーションスキル、マッチング候補、ビジネスモデル等の提案スキル、契約等の交渉スキル、人的ネットワークの広さ(人的・組織的)、その他の選択肢の中から回答している。

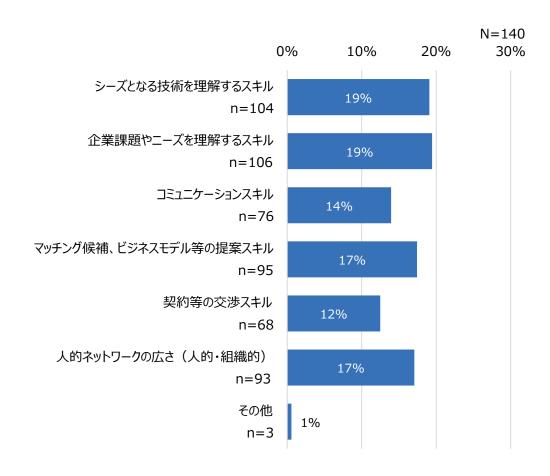
同図表から OI 推進者、知財活用情報提供者ともに、シーズとなる技術を理解するスキル、企業課題やニーズを理解するスキル、ビジネスモデルを提案するスキル、人的ネットワークの広さの回答が上位を占めていることが分かる。一方、契約等の交渉スキルについては、双方ともに少数となっているため、コーディネーターに契約支援を求めていないと推察される。これはコーディネーターによる支援で満足したサービスにおいて、ライセンスの交渉契約支援の回答が少なかったこと符合する。

したがって、コーディネーターには人的ネットワークを駆使しながら、提案先企業の 課題を把握し、その課題を解決するシーズとなる技術を理解して、ビジネス的に妥当な 提案を行なうという多様なスキルが求められていることが分かる。



図表 3-28: コーディネーターに求めるスキル等 (OI 推進者)

図表 3-29: コーディネーターに求めるスキル等 (知財活用情報提供者)



# (2) アンケート回答で分かったこと

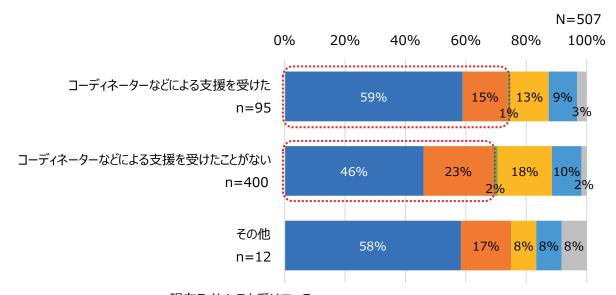
- ・ OI 推進者の8割、知財活用情報提供者の6割弱がコーディネーターの支援を受けていない。
- ・ コーディネーターの支援を受けた知活用情報提供者/OI 推進者の多くが、コーディネーターの何らかの支援に満足している(OI 推進者 93%、知財活用情報提供者 90%)。
- ・ コーディネーターによる支援で満足した内容は、OI 推進者、知財活用情報提供者 ともに、協業先/ライセンス先の提案やシーズの評価支援が多い。
- OI 支援者、知財活用情報提供者ともにコーディネーターに求めるスキルは共通している。

### (3) アンケート分析

コーディネーターの支援によって、OI 促進、ライセンス促進が図られるかを検証するため、ライセンス実績の有無とコーディネーター支援の有無についてクロス集計した結果を図表 3-30 と図表 3-31 にそれぞれ示す。

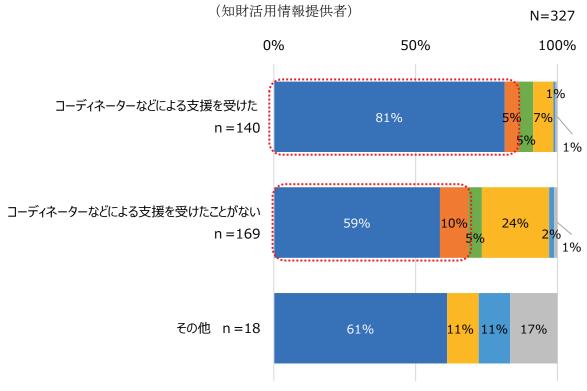
OI 推進者において、コーディネーターの支援を受けたことがある者のうちライセンス 経験者は74%となり、コーディネーターの支援を受けたことがない者のうちライセンス 経験がある者は69%となり、コーディネーターの支援による影響は僅かであると考えら れる。一方、知財活用情報提供者において、コーディネーターの支援を受けたことがあ る者のうちライセンス経験者が86%、コーディネーターの支援を受けたことがない者の うちライセンス経験者が69%となり、コーディネーターの支援による影響がライセンス 経験有無の差に表れていると推測される。

図表 3-30: ライセンス経験の有無とコーディネーター支援を受けた経験の有無(OI 推進者)



- ■現在ライセンスを受けている
- ■過去にライセンスを受けたことがある
- ■これまでにライセンスを受けたことはないが、計画がある
- ■これまでにライセンスを受けたことはないが、興味がある
- ■これまでにライセンスを受けたことはなく、計画も興味もない
- ■その他

図表 3-31: ライセンス経験の有無とコーディネーター支援を受けた経験の有無

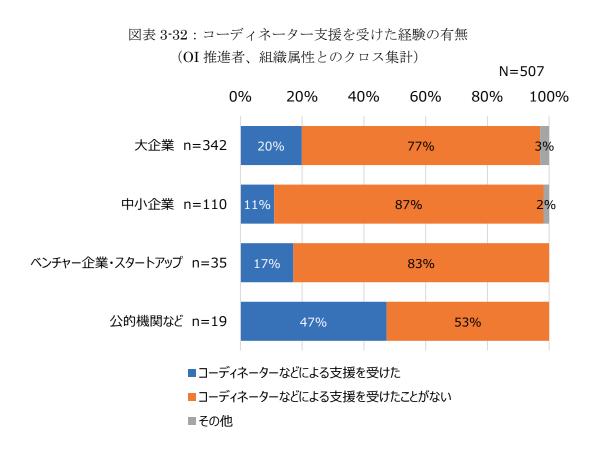


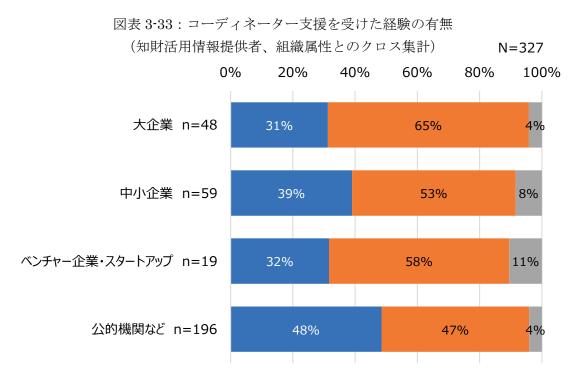
- ■現在ライセンスをしている
- ■過去にライセンスをしたことがある
- ■これまでにライセンスをしたことはないが、計画がある
- ■これまでにライセンスをしたことはないが、興味がある
- ■これまでにライセンスをしたことはなく、計画も興味もない
- ■その他

次に、組織の属性とコーディネーターの支援の有無のクロス集計の結果を図表 3-32 と 図表 3-33 にそれぞれ示す。

同図表から OI 推進者において、コーディネーターの支援を受けた経験のある者の割合は、大企業が 20%程度であるのに対して、中小企業、スタートアップは 11%~17% とやや低くなっていることが分かる。

一方、知財活用情報提供者においては、コーディネーターの支援を受けた経験のある者の割合は、大企業が31%程度であるのに対して、中小企業、ベンチャー企業/スタートアップにおいても32%~39%となっている。したがって、OI 推進者と異なり、知財活用情報提供者においては、中小企業、ベンチャー企業/スタートアップに対するコーディネーターの支援が、大企業と同等以上行われていることが分かる。





■コーディネーターなどによる支援を受けた■コーディネーターなどによる支援を受けたことがない■その他

先に図表 3-7 で示したように、知財活用情報提供者において、中小企業、ベンチャー企業/スタートアップのライセンス実績を有する割合は、大企業の 92%に対して 30%前後と低い。これはライセンスをする場合、ライセンス交渉や契約締結に関する工数や費用が発生するため、組織規模が小さい中小企業やベンチャー企業/スタートアップはライセンス等の活動に十分には対応できないためと考えられる。この負担をコーディネーターが支援することで、中小企業やベンチャー企業/スタートアップのライセンスが促進する可能性があることが推測される。

### (4) まとめ

- ◆仮説2に関してアンケート結果から分かったこと
  - ・ OI 推進者の8割、知財活用情報提供者の6割弱がコーディネーターの支援を受けていない。
  - ・ コーディネーターの支援を受けた知活用情報提供者/OI 推進者の多くが、コーディネーターの何らかの支援に満足している(OI 推進者 93%、知財活用情報提供者 90%)。
  - ・ コーディネーターによる支援で満足した内容は、OI 推進者、知財活用情報提供 者ともに、協業先/ライセンス先の提案やシーズの評価支援が多い。
  - OI 支援者、知財活用情報提供者ともにコーディネーターに求めるスキルは共通 している。
  - ・ 知財活用情報提供者においては、コーディネーターの支援を受けた者のうち 86%はライセンス実績があるが、コーディネーターの支援を受けていない者の ライセンス実績は69%と減少する。

#### ◆仮説2の検証結果

- ・コーディネーターの支援を受けた OI 推進者・知財活用情報提供者の多くは、コーディネーターの支援に満足していることと、コーディネーターの支援を受けた者はコーディネーターの支援を受けていない者よりライセンス実績の割合が増加することから、人の介在によって OI が促進する一定の効果はあると思われる。
- ・一方、多くの OI 推進者・知財活用情報提供者はコーディネーターの支援を受けていない。コーディネーターによる支援の機会を増やすことで、OI 推進者、知財活用情報提供者は、協業先・ライセンス先の提案やシーズの評価支援を受け、更にOI が促進される可能性があると思われる。

### 4. 仮説3に関するアンケート結果

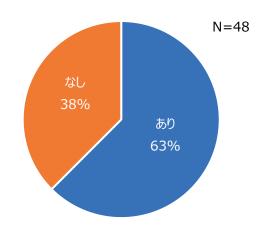
#### (1) 仮説に関する質問の回答

仮説3「プロセス(プレイヤー間の連携やビジネスモデル)の工夫により OI が促進 (OI 支援者) している」については、OI 支援者の連携を対象としているので OI 支援者のアンケートの分析を行う。下記の2つの観点で検証を行う。

- ・OI 支援者同士の連携の有無
- ・役割分担や付加価値の有無

まず、OI 支援者同士の連携の有無のアンケート結果を示す。

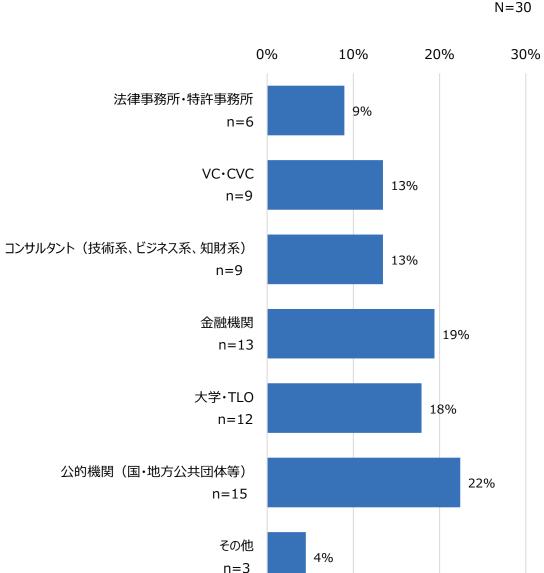
オープンイノベーションの促進において、他の「マッチング事業者など」と連携して、他組織のオープンイノベーションや特許のライセンスなどの仲介支援の経験の有無ついて、集計した結果を図表 3-34 に示す。同図表をみると、OI 支援者のうち、63%の OI 支援者が他の OI 支援者と連携していると回答し、単独でオープンイノベーションを推進している OI 支援者は 38%であることが分かる。



図表 3-34: OI 支援者同士の連携経験

次に、OI 支援者が連携した相手先を集計した結果を図表 3-35 に示す。OI 支援者はこのアンケートにおいて法律事務所・特許事務所、VC・CVC(ベンチャーキャピタル・コーポレートベンチャーキャピタル)、コンサルタント(技術系、ビジネス系、知財系)、金融機関、大学・TLO、公的機関(国・地方公共団体等)、その他、の選択肢から複数回答をしている。その結果、1 回答者あたりの平均回答数は 3 者となり、特定の OI 支援者との連携ではなく、多様な機関と連携する傾向があることが分かる。

図表 3-35: 連携先となる他の OI 支援者の内訳



次に(2)役割分担や付加価値の有無のアンケート結果について示す。

OI 支援者の連携における役割分担や付加価値の有無を検証するため、他の OI 支援者と連携していると回答した 21 者の OI 支援者に、成功事例、失敗事例を自由記述で記載して頂いたところ、9 者から回答があり、7 者が成功事例を記載している。

成功事例を記載した7者のうち金融機関が3者、公的機関が2者、民間のマッチング 事業者が2者となっている。

金融機関の成功事例には国や地元の金融機関や特許事務所と連携して商談会を開催する事例や、民間マッチング事業者が地元の金融機関だけでなく地域を超えた金融機関と連携する取組みが記載されている。

自組織が保有するリソース、顧客、スキルを補うために、他の OI 支援者と連携していることが推測される。

### (2) アンケート回答で分かったこと

- ①OI 支援者同士の連携の有無
  - ・ OI 支援者の 65%が他の OI 支援者と連携をしている。OI 支援者の連携先の種類 は平均で3者であり、特定の種類の OI 支援者が多いということはない。
- ②役割分担や付加価値の有無
  - · OI 推進における OI 支援者が連携する効果や成功事例が記載されている。

# (3) アンケート分析

# ① OI 支援者との連携の有無

OI 支援者同士の連携を分析するために、OI 支援者の連携の組合せを図表 3-36 に示す。

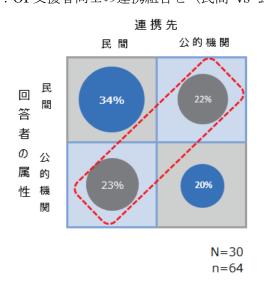
OI 支援者の回答者の属性を、「金融機関、VC・CVC」、「法律/特許事務所、コンサルタント」、「公的機関など」で分類し、縦軸に示している。回答者の OI 支援者が連携している支援先の属性を「金融機関、VC/CVC」、「法律/特許事務所、コンサルタント」、「公的機関など」で分類し、横軸に示している。この結果、回答者の OI 支援者の属性に応じて、連携先に特徴はなく、回答者の OI 支援者は多様な連携先とオープンイノベーションを推進しているとことが分かる。

図表 3·36: OI 支援者同士の連携組合せ

連携先 OI支援者	金融機関、VC・ CVC	法律/特許事務 所、コンサルタント	公的機関など	
金融機関, VC·CVC	33%	28%	39%	
法律/特許事務所、コンサルタント	午事務所、コンサルタント 0%		0%	
公的機関など	36%	18%	46%	

次に回答者の OI 支援者およびその連携先について、組織の属性を民間と公的機関の2つに分けた結果を図表 3-37 に示す。この結果、民間同士の連携が 34%、民間と公的機関の連携が 45%、公的機関同士の連携が 20%となり、民間と公的機関の連携が最多となっている。

図表 3-37: OI 支援者同士の連携組合せ(民間 vs 公的機関)



### ② 役割分担や付加価値の有無

次に OI 支援者の連携における役割分担や付加価値の有無を分析するために、OI 支援者がオープンイノベーションを推進するために必要とする情報を集計した結果を図表 3-38 に示す。

ここで、縦軸に回答者の属性(金融機関・VC/CVC、法律/特許事務所・コンサルタント、公的機関など)を示し、回答者の OI 支援者の属性別に、オープンイノベーションを推進するためにどのような情報を必要としているかを示している。また、情報の分類は、仮説1のアンケートで用いた情報を活用している。シーズに関する情報は、開発支援やノウハウなど技術の実施に関する情報、協業・連携候補先の特許情報、論文・学会などで公開された技術情報として、ビジネスに関する情報は、市場動向や協業・連携候補先の公開された経営情報、協業・連候補先での実施実績に関する情報、協業・連携先候補の非公開情報、補助金や融資に関する情報として分類している。

OI 支援者の回答者の属性別に、オープンイノベーションを推進するために必要な情報を見ると、金融機関・VC・CVC と公的機関では、シーズに関する情報に対してビジネスに関する情報を必要とする割合がやや高い。法律/特許事務所・コンサルタントは、ビジネスに関する情報が 17%であるのに対し、シーズに関する情報を必要とする割合が 83% ときわめて高い。

図表 3-38: OI 支援者が OI 促進の支援で必要とする情報

N = 43

	回答者の属性	ビジネスに関する情報		シーズに関する情報	
n=60	金融機関, VC·CVC		58%		42%
n=6	法律/特許事務所、コンサルタント		17%		83%
n=33	公的機関など		52%		48%

多くの公的機関は、連携先のビジネスに 関する情報を必要としていると思われる

### (4) まとめ

- ◆仮説3に関してアンケート結果から分かったこと
  - ・ OI 支援者の 63%が他の OI 支援者と連携をしている。OI 支援者の連携先は多 岐に渡るが、突出して多い連携先はない。
  - ・ OI 支援者の連携の組合せは、公的機関と民間の連携が最多であり、民間同士の 連携より多い。
  - ・ 自由記述において、OI 推進における OI 支援者が連携する効果や成功事例が記載されている。

### ◆仮説3の検証結果

- ・ OI 支援者は平均で 3 種類以上の連携先と連携しており、またその連携先は多岐に渡り、突出して多い連携先はないことから、自組織にとって連携が有用と思われる連携先を厳選するなどのプロセスの工夫を行い、OI を促進していると思われる。
- ・ 11 者の回答から 3 件の成功事例を確認できたことから、自組織に無いリソース (情報等)を持つ他の支援機関との連携は、OI 促進や マッチング促進におい て一定の効果をもたらしていると思われる。

#### 5. 仮説4に関するアンケート結果

(1) 仮説に関する質問の回答

仮説4「公的機関の役割」について、次の観点で仮説の検証を実施している。

- ◆公的機関に期待されている役割は何か
- これを検証するために、アンケートでは下記設問を設定している。
- ・未利用特許の活用促進にあたり、公的機関が果たすべき役割は何か
- ・知財活用情報の提供について公的機関に期待する理由(自由記述)
- ・公的機関が特許流通を行うことの困難性
- ・開放特許情報 DB の知名度、利用状況

### ① 未利用特許の活用促進にあたり公的機関の役割

公的機関に期待される役割を推定するため、「未利用特許の活用促進にあたり、公的機関が果たすべき役割」を質問している。本仮説は OI 推進者、知財活用情報提供者、OI 支援者を分析対象としている。選択肢として、「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報(=知財活用情報)を提供すること、企業のニーズを収集し未利用特許とのマッチングを提案すること、連携・協業を支援するコーディネーターの育成、地方公共団体による地方の中小企業(ニーズ/シーズ)や大学の情報(シーズ)収集、検索等に要する費用の補助、特にない、わからない、その他を用意した。結果を図表 3-39 に示す。

OI 推進者では、「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を提供することが 29%で最多となり、知財活用情報提供者と OI 支援者では、「企業のニーズを収集し未利用特許とのマッチングを提案すること」がそれぞれ 48%、28%で最多となった。これは、OI 推進者は OI 促進にあたり自組織に必要なシーズに関する情報を収集したいと思われ、知財活用情報提供者は、自組織が保有する未利用特許のライセンス先を探索したいと考えていると思われる。なお、OI 推進者においても、「企業のニーズを収集し未利用特許とのマッチングを提案すること」は、次点で公的機関に求めている役割となっており、すべての立場で、未利用特許の活用促進を望む声は多いと考えられる。

また、ここで注目すべきは未利用特許の活用促進に公的機関が果たすべき役割が「特にない」と回答した割合が、OI 推進者は 4%、知財活用情報提供者は 9%、OI 支援者は 2%と少ないことである。これは裏を返せば、各立場の 90%以上の者が公的機関に何らかの役割を期待していると言えると思われる。

図表 3-39: 未利用特許の活用促進に公的機関が果たすべき役割

N=217 N=293 N=22 n=408 n=435 n=52

	OI推進者	知財活用 情報 提供者	OI支援者
「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を提供すること	29%	11%	17%
企業のニーズを収集し、未利用特許とのマッチングを提案すること	24%	48%	28%
連携・協業を支援するコーディネーターの育成	15%	24%	17%
地方公共団体による地方の中小企業(ニーズ/シーズ)や大学の情報(シーズ)収集	13%	設問 設定	17%
検索等に要する費用の補助	9%	なし	15%
特にない	4%	9%	2%
わからない	4%	6%	2%
その他	2%	2%	2%

### ② 知財活用情報の提供について公的機関に期待する理由(自由記述)

次に①の設問において、「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」(= 知財活用情報)の情報を提供することを選択した者に、知財活用情報の提供について公的機関に期待する理由を回答する設問をしている。

知財活用情報の提供について公的機関に期待する理由のコメントをテキストマイニングで分析し頻出単語を抽出した結果、信頼という単語が最も多く出現している。図表 3-40 に示す。

また、期待する理由を自由記述で求めているにも関わらず、期待する理由だけでなく、 情報提供の仕組みなどの公的機関に対する要望について記載されているコメントが多く あった。

図表 3-40: 公的機関に期待する理由に頻出するワードのランキング

単語の出現頻度	
信頼	20%
情報提供	14%
ライセンス	12%
公開	11%
利用	11%
検索	7%
活用	6%
DB	5%
マッチング	3%
一元	3%
交渉	3%
促進	3%
中立	3%

回答者数 N=489 回答数n=61 4回以上出現する単語の 全出現回数 (n=130)

# ③ 公的機関が特許流通を行うことの困難性

次に過去に INPIT が実施した特許流通促進事業について、公的機関の役割を検証する ために設問を設定した。設問内容は下記の通りである。

過去に INPIT が実施した、特許流通アドバイザーによる未利用特許の活用促進施策を含む「特許流通促進事業」は、自治体への特許流通の環境整備において一定の成果をあげた一方で、費用対効果が見合わなかったことから、 2010 年度末に廃止されました。このこともふまえ、公的機関が特許流通を行うことの困難性はどこにあると思いますか? (複数回答可)

選択肢として、事業推進する組織のニーズを把握する能力の不足、民間ビジネスに対する理解不足、事業性評価の能力不足、資金調達支援組織との連携不足、特許以外のノウハウや人材等の移転に対する支援不足、個々の事案への対応に必要な柔軟性欠如、わからない、その他(自由記述)を設けている。

集計結果を図表 3-41 に示す。OI 推進者、知財活用情報提供者、OI 支援者ともに、民間ビジネスに対する理解不足、事業促進する組織のニーズを把握する能力の不足の回答が 1 位、2 位を占めている。次に事業性評価の能力不足、個々の事案への対応に必要な柔軟性の回答も多い。

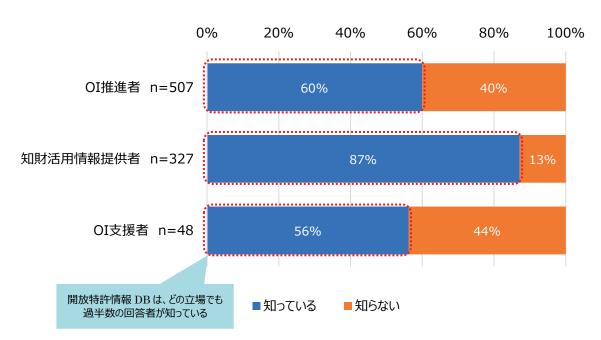
図表 3-41:公的機関が特許流通を行うことの困難性

◆公的機関が特許流通を行うことの困難性 複数回答	回答者数 N=311 回答数 n= 658	回答者数 N=161 回答数 n= 336	回答者数 N=17 回答数 n= 37
	推進者	提供者	支援者
民間ビジネスに対する理解不足	22%	17%	24%
事業推進する組織のニーズを把握する能力の不足	20%	17%	22%
事業性評価の能力不足	16%	15%	11%
わからない	<b>1</b> 4%	14%	14%
個々の事案への対応に必要な柔軟性欠如	10%	13%	16%
特許以外のノウハウや人材等の移転に対する支援不足	10%	11%	5%
資金調達支援組織との連携不足	5%	7%	5%
その他	3%	6%	3%

次に、選択肢の「その他(自由記述)」の回答に記載されたコメントを類型化すると、 ビジネスに対する理解不足、人材・スキル不足、支援する仕組みの不備、情報提供方法 の不備、開放特許の質、そもそも必要性がない、公的機関に課せられている制約等、民 間ですら困難、となった。

# ④ 開放特許情報 DB の知名度および利用状況

最後に開放特許情報 DB を知っているか、知っている場合は利用したことがあるかを 設問に設けている。集計結果を図表 3-42 に示す。先ず開放特許情報 DB については、OI 推進者は 60%、知財活用情報提供者は 87%、OI 支援者は 56%が知っていると回答して いる。立場に限らず過半数以上の者が認識していることが分かった。

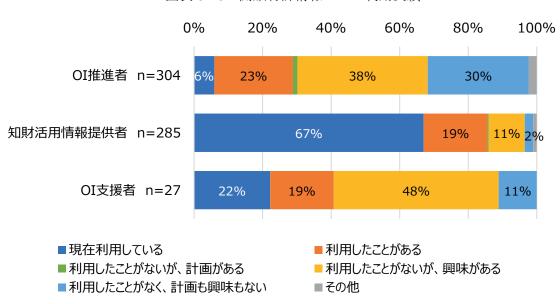


図表 3-42: 開放特許情報 DB を知っている者の割合

次に、開放特許情報 DB 知っていると回答した者に、開放特許情報 DB 利用したことがあるかを聞いた結果を図表 3-43 に示す。開放特許情報 DB を利用したことがあるグループとして、「現在利用している」、「利用したことがある」とし、利用したことがないグループとして、「利用したことがないが計画がある」、「利用したことがないが興味がある」、「利用したことがなく計画も興味もない」とした。また、その他(自由記述)の選択肢も設けている。

利用したことがあるグループの回答割合は、OI 推進者は 29%、知財活用情報提供者は 86%、OI 支援者は 41%となり、立場によって大きく異なる結果となっている。知財活用情報提供者は、開放特許情報 DB に特許を提供している権利者から抽出しているので、本来であれば 100%利用しているとなるところであるが、アンケート回答者の誤認識等があり利用していないと回答した者があった可能性がある。

一方、OI 推進に向けてシーズを探索する OI 推進者およびオープンイノベーションにおけるマッチングを支援する OI 支援者の開放特許情報 DB の利用割合が、比較的低い。 半数以上の者が開放特許情報 DB を認識しているにも関わらず、利用していないということから、開放特許情報 DB に何らかの課題等があると推測される。



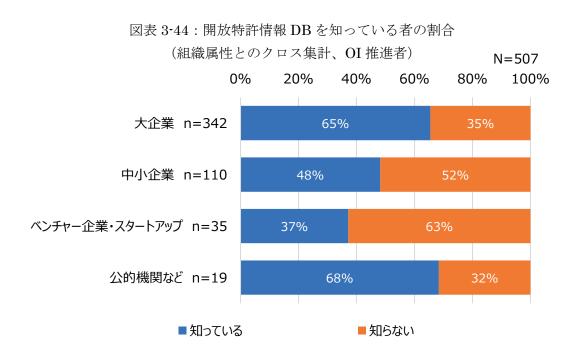
図表 3-43: 開放特許情報 DB の利用実績

### (2) アンケート回答で分かったこと

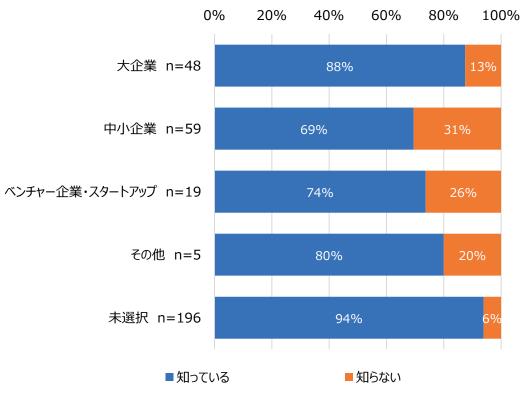
- ・ 公的機関に期待する理由として「信頼」が多く回答された。
- 公的機関に対して情報提供の仕組みについて要望がある。
- ・ ライセンス可能な特許を探す際に、知財活用情報が提供される仕組みがあると探 索が効率化できる意見もある。
- ・ 開放特許情報 DB の利用の割合は、知財活用情報提供は高いが、OI 推進者、OI 支援者が低い。

#### (3) アンケート分析

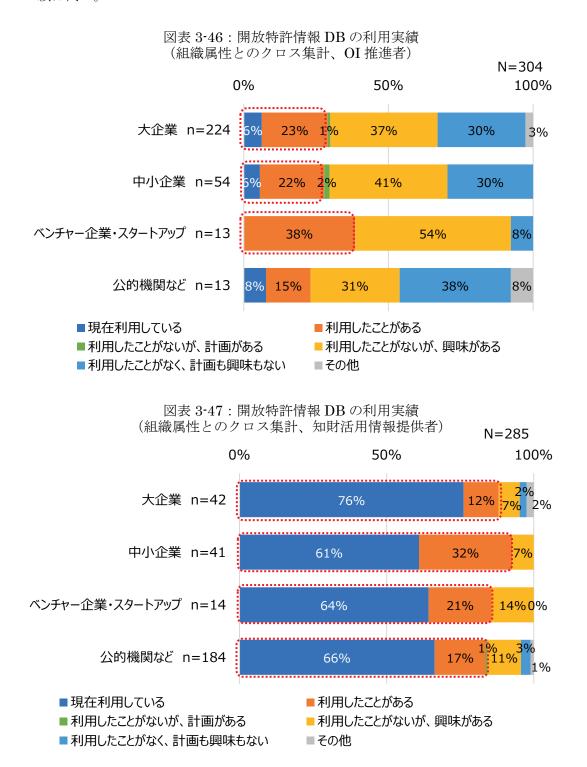
組織の属性と開放特許情報データベースの認知度について、クロス集計をした結果を図表 3-44 と図表 3-45 に示す。OI 推進者においては、開放特許情報データベースを知っていると回答した割合は、大企業は 65%、中小企業が 48%、ベンチャー企業・スタートアップは 37%となり、組織の規模が小さくなるほど、開放特許情報 DBの認知度が低下している。一方、知財活用情報提供者においては、開放特許情報データベースを知っていると回答した割合は、大企業は 88%、中小企業が 69%、ベンチャー企業・スタートアップは 74%となっている。知財活用情報提供者は、どの属性でも開放特許情報データベースは比較的認知されており、組織の属性による認知度の差異は OI 推進者の場合と比べて小さい。



図表 3-45: 開放特許情報 DB を知っている者の割合 (組織属性とのクロス集計、知財活用情報提供者) N=327 0% 20% 40% 60% 80% 100%

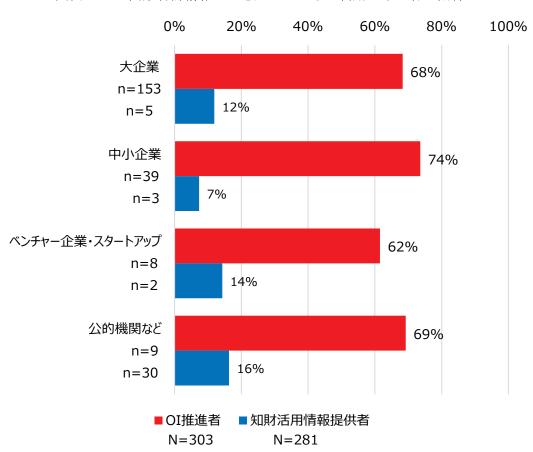


次に、OI 推進者と知財活用情報提供者について、組織の属性と開放特許情報データベースの利用実績についてクロス集計を行う(知財活用情報を知っていると回答した者を対象に集計)(図表 3·46、図表 3·47)。OI 推進者については、「現在利用している」、「利用したことがある」を合わせると、大企業は 29%、中小企業は 28%、ベンチャー企業・スタートアップは 38%であった。これに対して、知財活用情報提供者については、「現在利用している」、「利用したことがある」を合わせると、大企業は 88%、中小企業は 93%、ベンチャー企業・スタートアップは 83%となり、OI 推進者と比較して利用実績は高い。



最後に、知財活用情報を認知しているが開放特許情報 DB を利用していない割合を示す。

OI 推進者、知財活用情報提供者について、開放特許情報 DB を知っているが、利用しない比率を図表 3-48 に示す。OI 推進者については、開放特許情報データベースを知っているが利用しない比率は、大企業は 68%、中小企業は 78%、ベンチャー企業・スタートアップは 60%となっており、いずれの組織でも開放特許情報データベースを知っているが利用しない割合は高くなっている。これに対して、知財活用情報提供者については、開放特許情報データベースを知っているが利用しない比率は、大企業は 6%、中小企業は 9%、ベンチャー企業・スタートアップは 17%となり、OI 推進者と比較して、低い割合を示している。



図表 3-48: 開放特許情報 DB を知っているが利用しない者の割合

#### (4) まとめ

- ◆仮説4に関してアンケート結果から分かったこと
  - ・ 未利用特許の活用促進に対して、公的機関に対する期待は高い。
  - ・ 知財活用情報の提供について公的機関に期待する理由は「信頼」である。網羅 的に知財活用情報を一括で検索できる機能など、情報提供の仕組みに関する要 望もある。
  - ・ 特許流通事業に対しては民間ビジネスの理解不足、事業推進する組織のニーズ を把握する能力の不足が指摘されている。
  - ・ 開放特許情報 DB の利用の割合は、知財活用情報提供は高いが、OI 推進者、OI 支援者が低い。

#### ◆仮説4の検証結果

- ・ 情報提供のインフラ整備等に公的機関に対する期待は高いと言える一方で、特 許流通事業等に対して民間ビジネスの理解力不足、人材不足が指摘されている。
- ・ 知財活用情報は信頼がある公的機関が提供することが期待されている。また、 網羅的に知財活用情報を一括で検索できる機能など情報提供の仕組みに関する 要望もある。

#### 6. ヒアリング先候補の選定

本アンケート調査の結果をうけて、OI 支援者に加えて開放特許情報を提供する Web サービスを運営する者や、OI 支援者と連携して OI・ライセンス促進に寄与している金融機関に対するヒアリングを通じて、他の情報の重要性や知財活用情報のさらなる活用促進に対する考え方を確認することが必要であると考え、ヒアリング先の選定を行った。

#### 第2章 国内外ヒアリング調査

第1節 国内ヒアリング調査設計

#### 1. 調査方針

国内アンケート調査の結果にもとづいて OI 推進者、知財活用情報提供者、OI 支援者の各立場についてヒアリング対象先を選定し、ヒアリングを実施する。

#### 2. 調查対象

#### (1) ヒアリング対象先

国内ヒアリング調査は、国内アンケート先の OI 推進者 (JIPA 会員、スタートアップ、特許権権利者等)の 2,238 者と、知財活用情報提供者 685 者の合計 2,923 者の中から、属性情報(企業規模、業種、公的機関等)とアンケートの記載内容、委員からの意見等を考慮して選定した者を中心に、OI 推進者 6 者、知財活用情報提供者 8 者に対してヒアリングを実施した。また、OI 支援者は公開情報調査(学術論文、Web、過去の調査研究等)から抽出した者であり、属性情報(マッチング事業者、金融機関、ベンチャーキャピタル、公的機関等)とアンケートの記載内容、委員からの意見、またアンケートの調査結果をうけて、開放特許情報を提供する Web サービスを運営する者や、OI 支援者と連携して OI・ライセンス促進に寄与している金融機関等を考慮して選定した 9 者にヒアリングを実施した(図表 3-49)。

また、開放特許情報データベースに関する研究をされている研究者 2 者に対して、アカデミアの立場からの意見を伺うためにヒアリングを実施した。

図表 3-49:ヒアリング対象の選定

#### 事業会社等

#### 15者

国内アンケート先のOI推進者(JIPA会員、スタートアップ、特許権権利者等)の2,238者と、知財活用情報提供者685者の合計2,923者の中から、属性情報(企業規模、業種、公的機関等)とアンケート回答内容、委員からの意見等を考慮して選定した者。

#### OI支援者

## 10者

公開情報調査(学術論文、Web、過去の調査研究等)から抽出した者であり、属性情報(マッチング事業者、金融機関、ベンチャーキャピタル、公的機関等)とアンケート回答内容、委員からの意見等を考慮して選定した者。

#### 海外OI支援者

## 7者

海外公開情報調査等から抽出した者であり、海外4ヵ国以上におけるOI等を支援、委員からの意見等を考慮して選定した者。

米国2者、独国1者、欧州1 者、シンガポール2者、オース トラリア1者を選定。

#### <選定の際の留意点>

属性として、以下の優先順位でバランスを重視

・組織属性(大企業、中小企業、ベンチャー企業・スタートアップ、大学・研究機関)

#### (2) 主なヒアリング項目

主なヒアリング項目を図表 3-50 に示す。

まず、各立場における共通質問として、以下の①~⑥の質問を実施している。主に開放特許情報 DB に関する質問、INPIT が検討している情報提供の在り方を検討するために、下記の質問をしている。

図表 3-50: 主なヒアリング項目

(共通質問;質問⑥は、OI 推進者と OI 支援者のみ)

共通	共通質問					
1)	貴組織にとって、現行の開放特許情報データベースは必要でしょうか?必要な場合には変更すべきか点がありますか? 公的機関がサポートを継続する場合、現在提供している3つの機能(登録、検索、閲覧)以外に貴社にとって必要な機能はありますか?					
2	貴組織は、「ライセンスをする意思のある特許の情報」に関するバルクデータを公的機関から提供して欲しいですか?  (バルクデータは、件数のまとまった大量のデータセットをさします)  ※「提供して欲しい」と回答された場合:  ・どのようなバルクデータが良いですか。(基礎データ、付加データ、その他) ・どのようなファイル形式、データ形式がよいですか。(csv, excel, xml, 他のファイル形式) ・全体データか、更新データのみなど差分データか、どちらが望ましいですか。 ・どのようなデータ提供頻度がよいですか。  ※「提供不要」と回答された場合:不要な理由はなんですか。					
3	貴組織は、民間が提供する「ライセンスをする意思のある特許の情報」の提供サービスが必要ですか? 公的機関が提供するサービスに比べて、良い点はありますか? ※「不要」と回答された場合:不要な理由はなんですか。					
4	公的機関(INPIT)が認証制度を導入した場合、貴組織にとって、例えば次の メリット、デメリット が考えらますが、このような認証制度は貴社にとって良い制度でしょうか? 認証制度を導入した場合、貴社にとってメリット、デメリットはありますか? メリット:認証された多様な民間のサービスが広がる。信用できる情報を得ることができる。 デメリット:認証を笠に着て、サービス料金を上乗せする業者が現れる可能性がある。					
(5)	特許情報流通コミュニティ(「ライセンスをする意思のある特許の情報」の提供者、マッチングサービス提供事業者、データベース事業者、公的機関)の一員として貴組織は、OI 促進、マッチング促進の観点から、コミュニティ全体、他の構成員に対してのご意見ご要望はありますか? 例)データベース事業者、公的機関に対する要望:登録した「ライセンスをする意思のある特許の情報」の閲覧数の可視化					
6	貴組織が公的機関(国、研究機関、TLO、地方自治体、大学)に期待する機能、役割があれば教えて ください。					

共通質問②は、現在開放特許情報 DB に蓄積しているデータをバルクデータとして提供する場合のニーズを質問している。共通質問④は認証制度を導入した際のメリット、デメリットを質問している。この認証制度とは、図表 3-51 に示したように、開放特許情報 DB に蓄積されているデータの提供を受けたい者は申請を行い、審査を通じて、予め定めた基準を満たすと認証された者に対して、開放特許情報 DB に蓄積されているデータをバルクデータとして提供を受ける制度である。申請者は OI 支援者を想定しており、OI 支援者はデータの提供を受ける一方、提供されたデータに基づきマッチング等が行われた場合は、INPIT 等に対して報告義務を課すことを想定している。ヒアリングではこの認証制度を導入した際のメリット、デメリットを質問している。

図表 3-51: 開放特許情報 DB への導入を検討している認証制度の概要

#### 認証制度を導入し、利用目的に合致した者にデータの提供を限定 【認証制度のイメージ】 【認証フローのイメージ】 希望者(OI支援者)が開放特 許情報DBのデータの提供を受け たい旨、申請 開放特許情報DB 認証 宝音 ライセンスの意 思のある特許 データ提供 登録 認証を受けた 民間企業等 非認証 認証 マッチング成果等 知財活用情報提供者 (企業、大学など) OI支援者 ID/PWの発行 <u>INPIT</u> --タの提供を 受けられる データの提供を 受けられない ・認証を受けたというお墨付きで 付加価値を付けられる。 提供した情報がINPIT から認証を受けた民間 企業等のみで利用され ・競合企業の参入が限定される。 る安心感

以下、各立場に対する個別質問を示す(図表 3-52~図表 3-54)。

図表 3-52: OI 推進者に対する個別質問

個別	l質問(OI 推進者)
7	貴組織において、マッチング等に成功した決め手(技術、技術者・発明者、特許、地域、組織の属性 (大企業、中小企業、スタートアップ、大学など)、ライセンス条件、コーディネーターなど)で 一番多い条件は何ですか? 貴組織において、OI 促進、ライセンス促進のための有用となる情報はどんな情報ですか? その際、「ライセンスをする意思のある特許の情報」はどの程度、貢献していますか?
8	OI 促進において、貴組織が「ライセンスをする意思のある特許の情報」、開放特許情報 DB を活用している理由(又は活用をしていない理由)を教えて下さい。
9	貴組織における OI 促進、ライセンス活動について、阻害要因または円滑に進む要因を教えて下さい。
10	貴組織の OI 推進において、ニーズドリブン、シーズドリブンどちらの立場が多いですか? また、どちらが成功しやすいですか?
(1)	貴組織のマッチング相手の組織の属性(企業規模、大学、研究機関)は何れが多いですか? その理由 も教えてください。
12	貴組織はマッチング相手をどうやって探しましたか? (自分たちで探索、OI 支援者など依頼、マッチング相手から声がかかったなど)
(13)	貴組織は OI 促進やライセンス促進、また競争力確保のための用途特許を守るために、マッチング相手の組織の属性(企業規模、大学、研究機関)に応じて留意していることはありますか? 例)不利な契約を締結させられないよう~~について留意している。

図表 3-53: 知財活用情報提供者に対する個別質問

個別	個別質問(知財活用情報提供者)					
7	貴組織における OI やライセンスの促進について、阻害要因または円滑に進む要因があれば教えてください。 貴組織の OI 促進、ライセンス促進に成功した特許(技術分野に傾向があるか)および情報の提供方法 (製品イメージを提示など)に特徴はありますか?					
8	貴組織は、知財活用情報の提供以外に、OI 促進の観点からどのような取組みを実施していますか? 貴組織が行っている「ライセンスをする意思のある特許の情報」の提供に対する貴社内におけるスタン スはどのようなものですか? 例) マッチングの見込みが薄いかもしれないが取り敢えず登録している。 かなりの確度でマッチングできると信じて登録している。					
9	貴組織が「ライセンスをする意思のある特許の情報」を提供したことで、貴社にとって期待通りの成果を得られましたか? (開放特許情報 DB に提供する場合、それ以外の DB に提供する場合の双方について) 満足していること、不満なことはそれぞれ何ですか?					
10	貴組織は、国内有効出願件数○○件のうち、開放特許情報 DB に○○件を提供されています。 貴組織は、開放特許情報 DB 以外で、「ライセンスをする意思のある特許の情報」を提供していますか? ※「提供している」と回答された場合:貴社保有の特許のうち、提供しているライセンスをする意思のある特許の大体の件数を教えてください。(開放特許情報 DB 以外の開放特許を含む件数) 貴組織は開放特許情報 DB と他の「ライセンスをする意思のある特許の情報」の提供機関をどのように 使い分けていますか?(効果の違いはありますか?)					
(1)	貴組織は「ライセンスをする意思のある特許の情報」を提供して、問合せがあった件数は大体何件でしたか? (開放特許情報 DB への提供と、それ以外の DB への提供の双方について)また、ライセンス等の実績は大体何件ですか?					
12	貴組織の未利用特許のうち、放棄する特許とライセンスをする意思のある特許との差異は何ですか? 例)ライセンスをする意思のある特許:引用回数が多い特許 放棄する特許:引用が無い特許 など					

図表 3-54: OI 支援者に対する個別質問

個別	個別質問(OI 支援者)				
	貴組織が支援するマッチング等において、成功する決め手(技術、技術者・発明者、特許、地域、組織の属性(大企業、中小企業、スタートアップ、大学など)、ライセンス条件、コーディネーター など)は何が多いですか? 貴組織において、OI 促進、ライセンス促進のために有用となる情報はどんな情報ですか? その際、「ライセンスをする意思のある特許の情報」はどの程度、貢献していますか?				
8	OI 促進等において、貴組織が「ライセンスをする意思のある特許の情報」を活用している理由(又は 活用しない理由)を教えてください。				
9	貴組織の独自システムに「ライセンスをする意思のある特許の情報」のデータを取り入れていますか? (一時的にローカルな PC 等に取り組む場合も含む)				
10	貴組織のクライアントの組織の属性(大企業、中小企業、スタートアップ、大学等)は何れが多いですか?				
(1)	貴組織における OI 促進、ライセンス活動について、阻害要因または円滑にすすむ要因を教えてください。				
12	貴組織は、ニーズドリブン、シーズドリブンどちらの要望を多く支援していますか? また成功する要望はどちらが多いですか?				
(13)	マッチング等において、クライアントは貴組織に対してどのような条件(技術、特許、技術者・発明者、地域、組織の属性(大企業、中小企業、スタートアップ、大学など)、ライセンス条件、コーディネーターなど)を要望し、その中でクライアントの優先順位の高い条件は何ですか?				
<b>14</b>	貴組織が構築しているマッチングのための独自システムは、他の OI 支援者と比べて特徴はありますか?				
15	貴組織におけるクライアントの依頼状況(年間件数)とマッチング等の成功確率を教えてください。				

### 第2節 海外(国外)ヒアリング調査設計

#### 1. 調査方針

公開情報調査及び国内アンケート調査を踏まえた深掘りや、日本と海外における支援策やスタートアップの知財に関する課題の比較等を行うことを目的として、海外 OI 支援者に対してヒアリングを実施した。

#### 2. 調査対象

#### (1) ヒアリング対象先

海外ヒアリング調査は、海外 4 カ国以上を対象に、海外公開情報調査や委員からの意見等を考慮して選定した者を中心に、OI やライセンス促進を支援する海外 OI 支援者 7 者に対してヒアリングを実施した(図表 3·49)。

ヒアリング対象先は、注目すべきスタートアップ支援の実態がうかがえる国・地域に おける、政府機関 (スタートアップ支援の窓口)、大学の技術移転機関、インキュベーショ ン組織、ベンチャーキャピタルなどを対象に選定した。

#### (2) 主なヒアリング項目

主なヒアリング項目を図表 3-55 に示す。質問は、国内ヒアリングにおける OI 支援者に対する個別質問と同じ内容である。

図表 3-55:海外 OI 支援者に対する質問

Arrest States	四次 0 00 1 147 1 01 入饭日 (2 八 ) 3 頁刊					
個別	質問(海外 OI 支援者)					
#1	With regards to the matching programs, etc. supported by you, what is the most common decisive factor of success (technology, technical expert/inventor, patent, area, organization attribute (big company, smaller company, startup company, university, etc.), license condition, coordinator, etc.)? What information do you find useful for the promotion of open innovation and licensing? To what extent does the "information of patents available for licensing" contribute to the promotion?					
#2	Please let us know why you utilize (or why you don't utilize) the "information of patents available for licensing" for the promotion of open innovation, etc.					
#3	Does your independent system incorporate the data of the "information of patents available for licensing"? (including the case where the data is temporarily retrieved in a local PC, etc.)					
#4	What is the most common organization attribute (big company, smaller company, startup company, university, etc.) of your clients?					
#5	Please let us know the factor that prevents you from promoting open innovation and licensing activities or that facilitates you to promote open innovation and licensing activities.					
#6	Which do you support more, needs-driven requests or seeds-driven requests? Which requests are more successful?					
#7	With regards to the matching programs, etc., what conditions (technology, patent, technical expert/inventor, area, organization attribute (big company, smaller company, startup company, university, etc.) do your clients seek and what condition do your clients give the highest priority?					
#8	Does your independent system for matching have any characteristics unique from the systems of other open innovation supporters?					
#9	Please let us know your clients' requests (the number of annual cases) and success rates of matching, etc.					

#### 第3節 国内外ヒアリング調査結果

本節では、国内外ヒアリング結果から分かったことを、第2部第6章で示した本調査研究において検証すべき仮説にもとづいて整理した結果を示す。

#### ◆仮説1(情報軸)

①開放特許情報 DB の活用を促進するには量/質の充実が必要

開放特許情報 DB を利用しない理由は、「登録される特許の件数が少ない」、「著名な企業・大学が登録していない」、「他の情報の不足」があげられる。知財活用情報提供者から、維持管理業務にかかる管理工数が課題との指摘がある。またライセンスできる可能性が不明なので、他の情報の提供に工数や費用をかけたくないとの意見もある。

他の情報としては、知財活用情報だけでは、その特許をどのように活用するかイメージが湧かないとの意見もある。具体的にはその特許を活用することで、解決できる社会的課題やビジネスシナリオと紐付けて欲しいとの要望がある。

②他の開放特許情報 DB に対する活用促進の成功例としての、研究大学からの開放 特許の提供や、大企業から社会課題に関する開放特許の提供、開放特許を提供する ことによる企業イメージの向上

成功事例として、研究大学の開放特許を網羅的に DB 登録することで、多数のライセンス実績がある海外の DB がある。大企業が社会的関心の高い環境分野に限定して特許を独自に開放した結果、問合せが多数ありライセンス促進に貢献している事例もある。

WIPO GREEN のように特許を提供したことで、企業イメージ向上が図られる DB には、積極的に登録する大企業が複数ある。

#### ◆仮説2 (人軸)

③コーディネーターにはシーズとニーズを結び付けてビジネスとして提案するスキル が必要

コーディネーターには、シーズ(技術)、企業ニーズを理解するスキル、ビジネスと して提案するスキルが求められている。

シーズドリブンの場合、提案する相手先に対してビジネスとして魅力ある提案ができるかが重要で、ニーズドリブンの場合、ニーズを聞いたときに適用できる技術がどこにあるかを把握しているスキルが必要であるとの意見がある。

④大学間の連携、自組織外から講師を招聘してコーディネーターを育成 自組織内でコーディネーターを育成できる者は限定されている。上記のようにコーディネーターには、シーズ、ニーズを理解してビジネスモデルを 提案できるスキルが求められている。このため、自組織内で育成できる者は少な く、他組織と連携しながらコーディネーターの育成を図っている者が複数ある。

#### ◆仮説3 (プロセス軸)

- ⑤OI 支援者の連携で自組織にないリソース・機能を補完
- OI 支援者との連携による成功事例として、ニーズの把握や人材育成など自組織にないリソース・機能を補完する支援者との連携という事例がある。一方、自組織の強みでないリソース・機能を求められると、連携目的や連携効果を発揮しないという事例がある。
- ⑥技術移転協議会など複数大学の連携によりコーディネーターを育成 OI 支援者はコーディネーター等の人材育成において、OI 支援者が連携して育成を 行っている。
- ⑦知財活用情報提供者は提供するシーズに関するニーズの把握を要望 知財活用情報提供者には、自組織のシーズを探索している DB 利用者のニーズ情報 を把握したいという要望がある。
- ⑧民間企業の OI 支援者を中心にバルクデータ提供の要望が強い

開放特許情報 DB のバルクデータの提供について、OI 支援者は自組織のシステムに取り込み、有効に活用したいとの意見もある

開放特許情報 DB に登録された「ライセンスをする意思のある特許の情報」に関するバルクデータの提供を希望するかについて、ヒアリングした結果を図表 3-56 に示す。

OI 推進者と知財活用情報提供者の 2 つの立場でヒアリングを受けている者がいるため、27 者の回答となっている。そのうち、10 者がバルクデータの利用を希望した。知財活用情報提供者は基本的にデータを提供する立場にあるので、バルクデータの提供を希望していない。

図表 3-56: バルクデータの利用を希望する者数

	肴	5望	する	不	明		希望した	ない
OI推進者			1					4
知財活用情報提供者			3					6
OI支援者			4		2	2		5
アカデミア			2					
合計			10		,	2		15

OI 支援者のうち、民間企業はデータ提供を希望する者が多いことが分かったが(図表 3-57)、バルクデータ提供の希望については、更に多くの OI 支援者を対象に実態調査を実施する必要があると考える。

図表 3-57: バルクデータの利用を希望する者数

	希望する	る 不明		希望しない
公的機関	0		2	5
民間	4		0	0

#### ⑨認証制度の導入には慎重な制度設計が必要

認証制度については賛否両論あるが、OI 支援者の差別化に繋がるとの意見もある。

#### ◆仮説4 (公的機関の役割)

⑩公的機関には民間企業との役割分担や人材育成を要望

民間にできること(ニーズ収集など)は民間に任せる。 公的機関には情報提供の仕組み(インフラ整備)、人材育成に関する要望がある。

①量と質の充実には、大企業及び研究大学からの登録を積極的に促す施策と新規 事業シナリオの提供など「その他の情報」の提供が必要

開放特許情報 DB に登録される特許の量と質の充実を図るために、大企業、研究大学から開放特許の提供を促す施策や、開放特許を大きな社会的課題を解決するための知財ポートフォリオとして提供できる仕組みや、開放特許を活用して新規ビジネス創出シナリオを提示する等の要望がある。

#### (2)マッチングの検討段階で発生する費用負担の要望あり

知財活用情報提供者から、マッチングを検討する段階等で発生する費用について負担をして欲しいとの要望がある。

## 第4部 委員会による検討

有識者による委員会を4回開催し、OI 促進に寄与するための知財活用情報と他の情報との連携や情報共有の在り方に関して、公開情報調査、アンケート調査、ヒアリング調査の各調査結果に基づく分析と検討を行った。また、知財活用情報が収録されている INPIT の開放特許情報 DB の今後の在り方に関する意見交換を行った。

## 第1章 委員会の開催概要

図表 4-1:委員名簿(敬称略)

国立大学法人政策研究大学院大学 教授【委員長】	隅蔵	康一
弁理士法人シアラシア 代表弁理士	嵐田	亮
国立大学法人東京医科歯科大学 教授・副理事	飯田	香緒里
リンカーズ株式会社 取締役	加福	秀亙
パナソニック IP マネジメント株式会社 ライセンス総括主幹	関	章
株式会社イーパテント 代表取締役社長	野崎	篤志

図表 4-2:委員会開催概要

第1回	日時: 令和4年10月20日(木) 13時00分~14時30分
	場所: 特許庁 庁議室・WEB 開催
	議事次第:
	1. 開会
	2. 特許庁挨拶
	3. 委員紹介・委員長選任
	4. 議 題
	(1) 事業概要説明
	(2) 公開情報調査の結果、仮説に関する議論
	(3) アンケート項目、ヒアリング先・ヒアリング項目に関する議論
	(4) 開放特許の定量分析に関する議論
	5. 今後の予定
	6. 閉会
第2回	日時: 令和4年12月23日(金) 10時00分~12時00分
	場所: WEB 開催
	議事次第:
	1. 開会
	2. 特許庁挨拶
	3. 議 題
	(1) 前回委員会の振り返り
	(2) アンケート調査の中間報告
	(3) ヒアリング調査の暫定報告
	(4) 報告書目次案のご説明
	(5) 開放特許情報 DB の今後の在り方
	4. 今後の予定
	5. 閉会
第3回	日時: 令和5年1月30日(月) 10時00分~12時00分
	場所: WEB 開催
	議事次第:
	1. 開会

2. 特許庁挨拶

- 3. 議題
  - (1) 前回委員会の振り返り
  - (2) アンケート結果のご報告
  - (3) ヒアリング結果の中間報告
  - (4) 報告書骨子のご説明
- 4. 今後の予定
- 5. 閉会

第4回 日時: 令和5年3月2日(木) 13時00分~15時00分

場所: WEB 開催

議事次第:

- 1. 開会
- 2. 特許庁挨拶
- 3. 議 題
  - (1) 前回委員会の振り返り
  - (2) ヒアリング結果のご報告
  - (3) 報告書骨子のご説明
  - (4) 提言内容のご説明
- 4. 今後の予定
- 5. 閉会

#### 第2章 委員会での指摘事項

- 1. 第1回委員会(令和4年10月20日)
  - ◆公開情報調査及び検証すべき仮説に関して
    - 大学の例では、公開情報を起点に企業へアプローチした事例は少なく、何を起点として OI が促進するのか調査すべき。
    - 誰と誰をつなぐのかで様々なパスがあり、それぞれで公的機関の役割、DB や人の介在 の違いがでてくるのではないか。
    - アカデミア発のシーズ提供も、民間発のシーズ探索も人が介在するが、どのようなスキル要件が必要かを検討すべき。
  - ◆国内アンケート調査及び国内外ヒアリング調査に関して
    - OI 促進における特許の貢献度、OI 促進の成功要因、阻害要因などを聞いたほうが良い。
    - アンケート回答者が理解しやすいように開放特許を前提としたキーワードを一般的な表現にするべき。
    - 知財活用情報を提供する視点で、どのような情報が必要かを利用者から吸い上げると 使いやすさにつながるのではないか。
- 2. 第2回委員会(令和4年12月23日)
  - ◆国内アンケート調査の中間報告に関して
    - 提供者の属性を見ると公的機関が非常に多いと感じるが、こちらもクロス集計を行い、 大企業、中小企業、公的機関などの立場で意見が異なるのかをみてはどうかと思う。
    - コーディネーターの育成、スキルアップ、利用のメリットの発信に関して、アンケートやヒアリングの結果から、コーディネーターに求める機能やスキル、望み等を聞き出して欲しい。

#### 3. 第3回委員会(令和5年1月30日)

#### ◆提言の方向性に関して

- INPIT の DB は (提供者が) 公的機関が多いことから、応用よりは基礎寄りの特許が多いと考える。そうなると、使う側にとっては (開発に) 時間がかかり、すぐにビジネスにつながらない。DB に登録する特許の質を担保する仕掛け、特に、ビジネスに直結しそうな応用側の特許を揃える仕掛けが必要と考える。
- 例えば DB のほうで開放特許を登録する時に、脱炭素や ESG、SDGs のゴールなど をひも付けられるような仕組みとして、開放特許を登録する側が、社会課題の解決 手段としてひも付けられるようにしても個人的には良いと思う。
- 別の事業となるが、知財戦略デザイナー派遣事業のナレッジ集について、今年度に これまでの集大成のようなものを作成する。そういったものもコーディネーターの 人材育成にすごく活用できるのではないかと思う。
- ・ (開放特許情報 DB へ特許を提供する)維持管理の手間がかかる点に関して、サブスクリプション契約のように、簡単に登録、取り下げが切り替えられるのであれば、 開放特許情報を提供するハードルも下がるのではと思う。
- OI 推進者に対しての補助はあると思う。特に、中小企業、スタートアップは、なかなかライセンス料を払うのが難しいというケースもあるので、そこに対しての補助というのは少し考える余地があるのかなと思う。

#### 4. 第4回委員会(令和5年3月2日)

#### ◆提言内容に関して

- 開放特許情報 DB の活用促進に関して、「開放特許情報 DB の知財活用情報の量・ 質ともに不足」を課題として挙げているが、DB の「認知度が低い」ことも大きな 課題と考えている。キーメッセージに入れて認知度向上の取り組みを並行して進め てはどうか。
- ・ 以前にトヨタが EV や燃料電池に関する特許などを開放していた。当然、大企業としてライセンス戦略があるため開放特許情報 DB に載せるのは難しいのかもしれないが、大企業がオープンにしている特許のプラットフォームとして開放特許情報 DB を使ってくれるような、開放特許情報 DB を活用することで自社の開放、オープン戦略をアピールする場となるような、中長期でも良いので啓発、認知、周知活動があれば良いなと感じた。

#### 第5部 まとめと提言

#### 第1章 仮説の検証結果

これまでの議論をまとめると各仮説の検証結果は以下のようになる。

#### 1. 仮説1の検証結果

- ◆仮説1に関してアンケート・ヒアリング結果から分かったこと
  - (1) OI 推進者は、特許情報と他の情報など、複数の情報(シーズ情報、ニーズ情報)を 組み合わせながら OI やライセンス促進をしている。
  - (2) OI 推進者は OI やライセンス促進において特許情報を活用しているが、知財活用情報 の利用割合は約半数である。
  - (3) 各立場で OI やライセンス促進に必要な情報は異なる傾向があるが、共通してシーズ に関する情報は必要とされている。
  - (4) 提供者が民間サービスや有償サービスを利用する機会は、推進者・支援者に比べて 少ない。
  - (5) 知財活用情報として提供される特許について、自組織で実施しない特許が多く、 大企業からの提供は少ない。
  - (6) OI 推進者、OI 支援者について、開放特許情報 DB の利用者は少ないが、興味を持つ者は多い。
  - (7) 開放情報特許 DB を利用しない理由は、「登録される特許の件数が少ない」、「著名な企業/大学が登録していない」、「他の情報が不足」があげられる。 知財活用情報提供者から、維持管理業務にかかる管理工数が課題との指摘がある。また、ライセンスできる可能性が不明なので、他の情報の提供に工数や費用をかけたくないとの意見もある。
  - (8) 成功事例として、研究大学の開放特許を網羅的に DB 登録することで、年間 45,000 件以上のライセンス実績がある海外の DB がある。大企業が社会的関心の高い環境分野に限定して特許を独自に開放した結果、問合せが多数ありライセンス促進に貢献している事例もある。WIPO GREEN のように特許を提供したことで、企業イメージ向上が図られる DB には、積極的に登録する大企業が複数ある。

#### ◆仮説1の検証結果

- ・OI 推進者は、知財活用情報と他の情報を組み合わせて OI やライセンス促進する傾向が見られる。 (1)(2)
- ・OI やライセンス促進において、推進者や支援者が必要とする情報と、提供者が提供する情報にずれがある。 (3)(5)
- ・知財活用情報提供者は公的機関を利用して OI やライセンス促進に必要な情報を発信する機会が多い。 (4)
- ・開放特許情報 DB に登録される知財活用情報と他の情報の充実を図れば、開放特許情報 DB を利用する OI 推進者、OI 支援者が増加し、更なる OI の促進が期待できる可能性が あると思われる。 (1)、(6)、(7)、(8)

#### 2. 仮説2の検証結果

- ◆仮説2に関してアンケート・ヒアリング結果から分かったこと
  - (1) 推進者の8割、提供者の6割弱がコーディネーターの支援を受けていない。 OI 推進者のうち、大企業はコーディネーターによる支援の必要性を感じていない。
  - (2) コーディネーターの支援を受けた提供者、支援者の多くが、コーディネーターの支援に満足している。
  - (3) 提供者において、コーディネーターの支援を受ける割合はライセンス経験の少ない中 小企業、スタートアップが多い。
  - (4) コーディネーターには、シーズ(技術)、企業ニーズを理解するスキル、ビジネスとして提案するスキルが求められている。
  - (5) 自組織内でコーディネーターを育成できる者は限られている。

#### ◆仮説2の検証結果

- ・コーディネーターの支援を受けた多くの推進者、提供者はコーディネーターの支援に満足していることから、人の介在によって OI が促進する効果はあると思われる。 (2)
- ・一方、多くの推進者、提供者はコーディネーターの支援を受けていない。コーディネーター による支援の機会を増やすことで、推進者、提供者は、協業先・ライセンス先の提案や シーズの評価支援を受け、更に OI が促進される可能性があると思われる。 (1)(2)(3)(4)
- ・中小企業や、中規模の大学/TLO のような組織では、コーディネーターを育成することに課題がある。 (5)

#### 3. 仮説3の検証結果

- ◆仮説3に関してアンケート結果から分かったこと
  - (1) 支援者の 65%が他の支援者と連携をしている。支援者の連携先は多岐に渡り、突出して多い連携先はない。
  - (2) 支援者の連携の組合せは、公的機関と民間の連携が最多、民間同士の連携より多い。
  - (3) アンケート・ヒアリングにおいて、OI 支援者との連携による成功事例として、ニーズ の把握や人材育成など自組織にないリソース・機能を補完する支援者との連携という 事例がある。一方、自組織の強みでないリソース・機能を求められると、連携目的や 連携効果を発揮しないという事例がある。
  - (4) シーズを理解している公的機関はシーズに関する情報よりもビジネスに関する情報を 必要としている。
  - (5) OI 支援者はコーディネーター等の人材育成において、OI 支援者が連携して育成を行っている。
  - (6) 知財活用情報提供者には、自組織のシーズを探索している DB 利用者のニーズ情報を 把握したいという要望がある。
  - (7) 開放特許情報 DB のバルクデータの提供について、OI 支援者は自組織のシステムに 取り込み、有効に活用したいとの意見もある。
  - (8) 認証制度については賛否両論あるが、OI 支援者の差別化に繋がるとの意見もある。

#### ◆仮説の検証結果

- ・支援者は平均で3種類以上の連携先と連携しており、またその連携先は多岐に渡り、突出して多い連携先はないことから、自組織にとって連携が有用と思われる連携先を厳選するなどのプロセスの工夫を行い、OIを促進していると思われる。(1)(2)
- ・複数の成功事例を確認できたことから、自組織に無いリソース(情報等)を持つ他の支援機関との連携は、OI 促進やマッチング促進において、ニーズ把握や、人材育成などについて一定の効果をもたらしていると思われる。 (3)(4)(5)
- ・一方、自組織の強みでないリソース・機能を求められると連携効果が発揮されないため、 連携目的や連携効果を明確にして連携する必要がある。 (3)

例: 金融機関がシーズ情報を理解せずに大学等へ技術的な見解を求めるケース

- ・知財活用情報提供者には、DB に蓄積されているシーズ検索条件の情報や検索式履歴の傾向の情報を、ニーズ情報として活用したいとの要望がある。 (6)
- ・開放特許情報 DB のバルクデータを OI 支援者に提供することで、知財活用情報が効果的 に利用される可能性がある。 (7)(8)

#### 4. 仮説4の検証結果

- ◆仮説4に関してアンケート結果から分かったこと
- (1) 未利用特許の活用促進に対して、公的機関に対する期待は高い。
- (2) 知財活用情報の提供について公的機関に期待する理由は「信頼」である。公的機関は特許 流通事業に対しては、民間ビジネスの理解不足や、事業推進する組織のニーズを把握する 能力の不足が指摘されている。民間にできること(ニーズ収集など)は民間に任せる。公的 機関には情報提供の仕組み(インフラ整備)、人材育成に関する要望がある。
- (3) 開放特許情報 DB に登録される特許の量と質の充実を図るために、大企業、研究大学から 開放特許の提供を促す施策や、開放特許を大きな社会的課題を解決するための知財ポートフォリオとして提供できる仕組みや、開放特許を活用して新規ビジネス創出シナリオを提示する等の要望がある。
- (4) 知財活用情報提供者から、マッチングを検討する段階等で発生する費用について負担をして欲しいとの要望がある。

#### ◆仮説の検証結果

- ・情報提供のインフラ整備等に公的機関に対する期待は高いと言える一方で、特許流通事業等に対して民間ビジネスの理解力不足、人材不足が指摘されている。 (1)(3)
- ・知財活用情報は信頼がある公的機関が提供することが期待されている。また、網羅的に 知 財活用情報を一括で検索できる機能、知財活用情報の量と質の改善、「その他の情報」の充 実など情報提供の仕組みに関する要望もある。 (2)
- ・知財活用情報提供者から、マッチングを検討する段階等で発生する費用について負担をして欲しいとの要望がある。 (4)

#### 5. OI レイヤーにおける課題のまとめ

これまでの検討により、明らかにした OI レイヤーごとの固有の課題を示す。ここで、上位 OI レイヤーでは下位の OI レイヤーに属さない課題を抽出している。括弧内は、仮説との関連について併記した。

#### (1) 第1レイヤー: OI 促進の課題

課題① OIを行う際の意義・手法・考え方等の認知が不足している。

- ・ 市場環境が変化する中で、企業が新たな能力を獲得して成長するために、 自前主義では限界があり、価値の共創が必要である。(仮説1:情報、仮説2: 人、仮説3:プロセス)
- 事業会社が連携する際に、一方が自身の利益に固執し、OI が阻害されるケースが存在する。

#### (2) 第2レイヤー:ライセンス促進の課題

課題② 必要な情報が全ての立場において不足し、ニーズ・シーズのマッチングが 成約しがたい状況がある。

- ニーズは潜在化しているためシーズ提供者では探索困難である。(仮説1:情報、仮説2:人)
- シーズ探索に際し、シーズの目利きが必要(仮説2:人)、またコストがかかる。(仮説4:公的機関)
- 支援者等がマッチング成約に必要な情報を十分理解できていない。

課題③ スタートアップ、中小規模大学等はリソースが不足している。

• 人的リソース・金銭的リソース、ノウハウやスキルが不足し、ライセンス促進に繋がらない。(仮説 4:公的機関)

#### (3) 第3レイヤー: 開放特許活用促進の課題

課題④ 知財活用情報 (開放特許情報等) のみでは、OI を効果的に推進するための情報としては不十分である。(仮説1:情報、仮説3:プロセス)

• シーズ情報、ニーズ情報、それらの周辺情報が分散して存在しており、これらの情報が OI 促進のために効果的に活用されていない。

#### (4) 第4レイヤー: 開放特許情報 DB 活用促進の課題

課題⑤ 開放特許情報 DB の知名度、登録された知財活用情報の量/質が不足している。 (仮説1:情報、仮説4:公的機関)

- 開放特許情報 DB 自体及びその登録方法、登録メリット等が知られていない 現状がある。
- 課題⑥ 開放特許情報 DB に登録された知財活用情報を、外部組織にバルクデータとして提供する仕組みがない。

(仮説1:情報、仮説3:プロセス、仮説4:公的機関)

• 民間の OI 支援事業者が、知財活用情報を活用した高付加価値のマッチング サービスを提供することが困難。

#### 第2章 提言

本調査研究で明らかにした OI レイヤーごとの課題に対して、取りうる施策を提言として とりまとめたものを示す。以下、OI レイヤーごとに各提言の内容を説明する。

- 【提言 1】特許庁のオープンイノベーションポータルサイト等において、OI を行う際の意義・手法・考え方に関する情報発信を充実(事業の新規成果物の掲載と周知、開放特許情報 DB へのリンクや事例の掲載等を検討)。異なる事業会社が連携して価値の共創を行う際に阻害要因となり得る自社の利益のみを追求する考え方を、相互の事業価値の総和を最大化するという理念の理解を深める方策として、オープンイノベーション促進のためのモデル契約書の普及(セミナー等)を引き続き実施(第1レイヤー、課題①に対応)
- 【提言 2】民間の OI 支援者等に開放特許情報 DB の知財活用情報をバルクデータで提供し、民間側で知財活用情報に不足している他の情報を付加した高付加価値のマッチングサービスを提供することを後押しする環境整備を検討。また、知財活用情報と組み合わせると OI 促進に効果がある「他の情報」が何かについても、調査報告書を通じて調査結果を発信(第2レイヤー、第3レイヤー、課題②、課題④、課題⑥に対応)
- 【提言 3】 開放意図のある特許を活用すべく民間の OI 支援者の有償サービスを利用した場合、一部費用を補助する仕組みを検討(仕組みの導入に際しては対象者、補助率、ライセンス成約による収益等を考慮して検討)(第2レイヤー、第3レイヤー、課題②、課題③に対応)
- 【提言 4】スタートアップや大学への知財専門家派遣事業等において、知財専門家に向けたライセンス研修やワークショップ等を実施。開放特許のマッチングの事例を収集し、好事例を情報発信することを検討(地方経産局のイベント等、企業や大学等の事例) (第2レイヤー、第3レイヤー、課題③に対応)
- 【提言 5】開放特許情報 DB の効率的な登録方法/活用可能性を上げるためのヒント、活用例等を盛り 込んだマニュアルを作成・公表し、大企業や研究大学等にも PR する(一括登録方法、開放 特許情報パッケージ登録方法、開放特許サポートセンターの活用方法、登録により J-PlatPat から開放特許情報 DB へ参照され、民間事業者にもデータが提供される点等も言及)。 開放 特許情報 DB 自体の PR も併せて行う(例えば、特許庁の OI ポータルサイトにリンク掲載) (第4レイヤー、課題⑤に対応)
- 【提言 6】上記提言 2 の環境整備を検討する際には、民間の OI 支援者等に開放特許情報 DB の知財活用情報をバルクデータで提供する仕組みの詳細を検討(データ提供対象候補者に対して更なる実態調査を実施して検討)(第 4 レイヤー、課題⑥に対応)

#### 1. 第1レイヤーに対する提言

【提言 1】特許庁のオープンイノベーションポータルサイト等において、OI を行う際の意義・手法・考え方に関する情報発信を充実(事業の新規成果物の掲載と周知、開放特許情報 DBへのリンクや事例の掲載等を検討)。異なる事業会社が連携して価値の共創を行う際に阻害要因となり得る自社の利益のみを追求する考え方を、相互の事業価値の総和を最大化するという理念の理解を深める方策として、オープンイノベーション促進のためのモデル契約書の普及(セミナー等)を引き続き実施(第1レイヤー、課題①に対応)

本提言は、特許庁のオープンイノベーションポータルサイト等での情報発信を通じて、OI を行う際の意義や手法、考え方に関する認知を高めることを目的とするものである。また、モデル契約書の研修等を通じて、OI 推進者、知財活用情報提供者に相互の事業価値の総和を最大化するという理念の浸透を図る。

スタートアップや大学がオープンイノベーションのパートナーとなる場合は、それぞれの者が有する人材や資本、収益構造が異なることから、双方に Win-Win の関係を構築するために相手の立場を理解する必要がある。本提言の実施により、研修等を通じて OI 推進者、知財活用情報提供者に対して「創出した知的財産等の最大活用をもって事業価値の総和を最大化」させる理念の理解の促進が期待される。

#### 2. 第2レイヤー、第3レイヤーに対する提言

- 【提言 2】民間の OI 支援者等に開放特許情報 DB の知財活用情報をバルクデータで提供し、民間側で知財活用情報に不足している他の情報を付加した高付加価値のマッチングサービスを提供することを後押しする環境整備を検討。また、知財活用情報と組み合わせると OI 促進に効果がある「他の情報」が何かについても、調査報告書を通じて調査結果を発信(第2レイヤー、第3レイヤー、課題②、課題④、課題⑥に対応)
- 【提言 3】 開放意図のある特許を活用すべく民間の OI 支援者の有償サービスを利用した場合、一部費用を補助する仕組みを検討(仕組みの導入に際しては対象者、補助率、ライセンス成約による収益等を考慮して検討)(第 2 レイヤー、第 3 レイヤー、課題②、課題③に対応)
- 【提言 4】スタートアップや大学への知財専門家派遣事業等において、知財専門家に向けたライセンス研修や ワークショップ等を実施。開放特許のマッチングの事例を収集し、好事例を情報発信することを検討 (地方経産局のイベント等、企業や大学等の事例) (第2レイヤー、第3レイヤー、課題③に対 応)

本提言を実施することにより期待される効果は、以下の通りである。

• バルクデータの提供を受けた者(OI支援者)は知財活用情報と、自組織で保有する他の情報等の連携を独自に進め、OI推進者にとって有用な情報として提供されることが期待される。例えば、バルクデータの提供を受けた者は、社会的関心が

高い課題やビジネスモデル等と、知財活用情報を紐付ける。これにより、OI 推進者、OI 支援者に対して、具体的な知財活用情報の活用方法の理解を促し、知財活用情報を起点としたマッチングが促進されることが期待される。

- バルクデータの提供を受けた者 (OI 支援者) は、知財活用情報を取り込んだ自組織のシステムの利用者等のニーズを分析することができる。知財活用情報提供者に、この情報をニーズ情報として提供することで、知財活用情報提供者はニーズに基づいて知財活用情報を提供することが期待される。
- 知財活用情報を検索する者の合意の下、バルクデータの提供を受けた者(OI支援者)は、知財活用情報を検索した者の情報を、知財活用情報提供者に提供する。これにより、知財活用情報提供者は自組織の知財活用情報を検索した者に直接アプローチすることが可能となり、マッチングが円滑に進むことが期待される。
- 公的機関は、OI 支援者の有償サービスの一部費用を補助する仕組みを検討し、これが導入されれば、これまで資金的制約で OI 支援者のサービスを受けることができなかったスタートアップ、中小企業等が OI 支援者のサービスを受けて、ライセンスやマッチング促進されることが期待される。
- ライセンス研修やワークショップ等(特許庁が提供しているスタートアップを対象としている知財アクセラレーションプログラム(IPAS)や知財戦略デザイナー派遣事業)を通じて、スタートアップや大学の知財専門家のライセンス促進に関するスキルアップを図ることで、更なるライセンスやマッチング促進されることが期待される。
- 3. 第4レイヤー: 開放特許情報 DB 活用促進に関する提言
- 【提言 5】 開放特許情報 DB の効率的な登録方法/活用可能性を上げるためのヒント、活用例等を盛り 込んだマニュアルを作成・公表し、大企業や研究大学等にも PR する(一括登録方法、開放 特許情報パッケージ登録方法、開放特許サポートセンターの活用方法、登録によりJ-PlatPat から開放特許情報 DB へ参照され、民間事業者にもデータが提供される点等も言及)。 開放 特許情報 DB 自体の PR も併せて行う(例えば、特許庁の OI ポータルサイトにリンク掲載) (第4レイヤー、課題⑤に対応)
- 【提言 6】上記提言 2 の環境整備を検討する際には、民間の OI 支援者等に開放特許情報 DB の知財活用情報をバルクデータで提供する仕組みの詳細を検討(データ提供対象候補者に対して更なる実態調査を実施して検討)(第 4 レイヤー、課題⑥に対応)

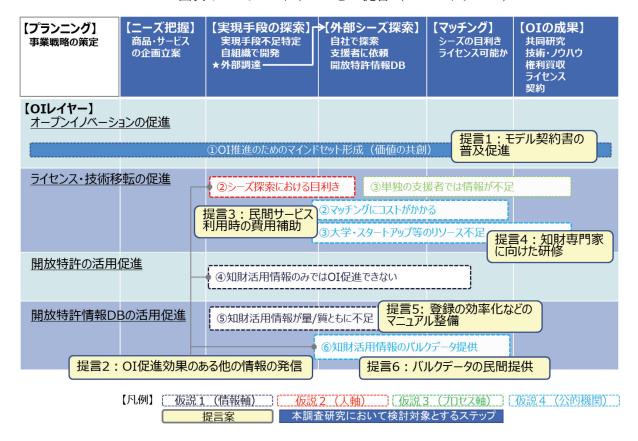
本提言を実施することで、期待される効果は以下の通りである。

- 開放特許情報 DB への効率的な登録方法に関するマニュアルを整備・情報発信し、 知財活用情報を登録する際の提供手続きの負担を軽減することで、大企業、研究 大学が大量の知財活用情報を提供することが期待される。
- 同マニュアル等で「活用のヒント」などの提供を促すことで、他の情報の充実を 図る。これにより第三者に開放特許の活用イメージを理解させることで、より多 くのマッチングが期待される。

以上の提言を、OIプロセスのフロー上に整理する。

図表 5-1 は、ニーズドリブンによるオープンイノベーションにおいて、OI レイヤーを縦軸に、OI フローを横軸にして、各レイヤーの課題と提言をマッピングしたものである。図表 5-2 は、シーズドリブンによるオープンイノベーションにおいて、各レイヤーの課題と提言をマッピングしたものである。シーズドリブンとニーズドリブンの双方で、課題に対応する提言は同じものとなった。

図表 5-1 OI レイヤーごとの提言 (ニーズドリブン)



図表 5-2 OI レイヤーごとの提言(シーズドリブン)



# 資料編

## 第1部 調査対象文献リスト

図表 資料-1:調査対象文献リスト

分類	タイトル	出版社・発行主体	発行年
調査研究報	我が国企業の研究開発活動及び実証・評価研究の	特許庁	2015
告書、委員	支援のあり方に関する調査(平成27年度産業技術		
会資料、白	調査事業)		
書等	中堅・大企業等におけるベンチャー企業等が創出	特許庁	2018
	した知的財産の活用スキームに関する調査研究報		
	告書(平成 29 年度特許庁産業財産権制度問題研		
	究)		
	中堅・大企業におけるベンチャー企業等が創出し	特許庁	2018
	た知的財産の活用スキームに関する調査研究(平		
	成 29 年度産業財産権制度問題調査研究)		
	スタートアップが直面する知的財産の課題および	特許庁	2018
	支援策の在り方に関する調査研究報告書(平成 29		
	年度特許庁産業財産権制度問題調査研究)		
	中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書	特許庁	2019
	(平成 30 年度中小企業等知財支援施策検討分析		
	事業)		
	オープンイノベーションを活性化するための体制	特許庁	2019
	や環境整備に関する調査研究報告書 (平成 30 年度		
	特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業)		
	オープンイノベーションを促進するための支援人	特許庁	2020
	材育成及び契約ガイドラインに関する調査研究報		
	告書(令和元年度特許庁産業財産権制度問題調査		
	研究)		
	中小企業等知財分析レポートを用いたマッチング	特許庁	2021
	調査研究(令和2年度産業財産権制度問題研究)		
	   オープンイノベーションを促進するための技術分	特許庁	2021
	   野別契約ガイドライン (AI 等) に関する調査研究		
	(令和2年度産業財産権制度問題調査研究)		
	大企業等によるオープンイノベーションを促進す	   特許庁	2021
	る知財戦略に関する調査研究報告書(令和2年度	   14     14   17   17   17   17   17   1	2021
	特許庁産業財産権制度問題調査研究)		
	ライセンス・オブ・ライト及び実用新案に係る各	特許庁	2021
	フィセンス・オフ・フィト及び美用利柔に係る各    国及び国内ニーズ調査(令和 3 年度産業財産権制	ן און דען דען דען דען	2021
	国及の国内ーース調査(〒和3 年度産業別産権制   度各国比較調査研究等事業)		

特許情報に基づく特許価値の分析と検証に関する	特許庁	2021
調査研究(令和 3 年度産業財産権制度各国比較調		
查研究等事業)		
ライセンス促進策(知的財産分科会 特許制度小委	特許庁	2022
員会 第 48 回委員会)		
知財活用促進に向けた特許制度の在り方(案)(知	特許庁	2022
的財産分科会 特許制度小委員会)		
知的財産推進計画 2008~世界を睨んだ知財戦略	知的財産戦略推進本	2008
の強化~	部	
知的財産推進計画 2020~新型コロナ後の『ニュ	知的財産戦略推進本	2020
ー・ノーマル』に向けた知財戦略~	部	
知的財産推進計画 2022~意欲ある個人・プレイヤ	知的財産戦略推進本	2022
一が社会の知財・無形資産をフル活用できる経済	部	
社会への変革~		
知財の見える化を起点としたマッチング・エコシ	知的財産戦略推進本	2022
ステムの構築(スタートアップ・大学を中心とする	部	
知財エコシステムの在り方に関する検討会)	HI	
素材・化学分野新事業情報共有プラットフォーム	知的財産戦略推進本	2022
(スタートアップ・大学を中心とする知財エコシス	部	2022
テムの在り方に関する検討会)	HI	
スタートアップ・大学を中心とする知財エコシス	知的財産戦略推進本	2022
テムの強化(スタートアップ・大学を中心とする知	部	
財エコシステムの在り方に関する検討会)	HI	
大学からスタートアップへの技術移転を巡る障壁	知的財産戦略推進本	2022
除去(スタートアップ・大学を中心とする知財エコ	部	
システムの在り方に関する検討会)	HI	
開放特許情報データベース(スタートアップ・大学	   知的財産戦略推進本	2022
を中心とする知財エコシステムの在り方に関する	部	2022
検討会)	НР	
VC によるスタートアップの知財支援(スタートア	   知的財産戦略推進本	2022
ップ・大学を中心とする知財エコシステムの在り	部	
方に関する検討会)	HI.	
オープン・イノベーションに対応した知財戦略の	   知的財産戦略推進本	2008
在り方について(知的財産による競争力強化専門	部	
調査会)	HP	
企業におけるオープンイノベーションの現状と課	  経済産業省	2019
題、方策について(未来投資会議構造改革徹底推進	性仍生术日 	2017
会合)		
事業会社と研究開発型ベンチャー企業の連携のた	経済産業省	2019
	性併生未目	2017
めの手引き(第 3 版)(産業技術環境局 技術振興・		

	<b>- 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一</b>		
	大学連携推進課)		
	中小企業の知的財産活用のための東京戦略の改定	東京都産業労働局	2022
	について(令和3年度「中小企業における知的財産		
	戦略のあり方に関する検討会」第3回)		
	オープンイノベーション機構の効果的な支援に係	科学技術振興機構	2020
	る調査 : 調査報告書		
	スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告	公正取引委員会	2020
	書		
	令和 3 年版科学技術・イノベーション白書	文部科学省	2021
	第2部 科学技術・イノベーション創出の振興に関		
	して講じた施策 第 5 章イノベーション創出に		
	向けた人材、知、資金の好循環システムの構築		
	オープンイノベーション白書 第3版(日本におけ	新エネルギー・産業	2020
	るイノベーション創出の現状と未来への提言)	技術総合開発機構	
		(NEDO)	
	新たな成長戦略実行計画策定に関する中間報告	未来投資会議	2019
	特許制度と実用新案制度のイノベーション促進効	日本学術振興会	2020
	果:制度間の補完・代替関係(科研費 研究成果報		
	告書)		
国内動向に	特許権の開放による知識共有とイノベーション	特許庁	2020
係る論文等	(特技懇 296 号 51-61 頁)		
	経営戦略を成功に導く知財戦略【実践事例集】	特許庁	2020
	経営における知財戦略事例集	特許庁	2019
	オープンイノベーションのベストプラクティス	特許庁	2018
	"IP Open Innovation"		
	オープンイノベーションに おける知財リスクに	特許庁	2019
	ついて(令和元年度知的財産権制度説明会 (実務者		
	向け) テキスト)		
	統合イノベーション戦略 2021	内閣府	2021
	特許開放の実態と決定要因及びその効果に関する	日本知財学会(IPAJ)	2020
	実証研究(日本知財学会誌 Vol. 17 No.1)		
	「川崎モデル」と称される,中小企業伴走型支援	日本知財学会(IPAJ)	2016
	の生成と展開について(日本知財学会誌 Vol.12		
	No.3)		
	開放特許の成約件数はなぜ少ないのか―特許開放	日本知的財産協会	2021
	の誘因と成果に関する分析結果より―(知財管理		
	Vol.71 No6)		
	知財は企業の競争力強化の一手段 これからの知	日本知的財産協会	2022
	財部門には戦略提案力が求められる(季刊じぱ		

Spring vol.21)		
大企業の未使用特許を中小企業で利活用する知財	日本知的財産協会	2018
マッチングの取り組み(知財管理 Vol.68 No.5)		
エコシステム型の産業環境と知財マネジメント	日本知的財産協会	2019
(「知財管理」誌 Vol.69 No.4)		
未活用特許の信託を通じたオープン・イノベーシ	月刊パテント	2009
ョンの実現可能性に関する一考察(パテント		
Vol.62 No.5)		
スタートアップとのオープンイノベーションにお	月刊パテント	2022
ける留意点(パテント Vol.75 No.7)		
大企業と中小企業の知的財産マッチング支援(パ	月刊パテント	2017
テント Vol.70 No.4)		
イノベーションを引き起こす特許心得(応用物理	応用物理学会	2020
第 89 巻 第 8 号)		
イノベーションエコシステムの研究~オープンイ	21 世紀政策研究所	2017
ノベーションからいかに収益を上げるか〜報告書		
OPEN INNOVATION―ハーバード流イノベーシ	産能大出版部	2004
ョン戦略のすべて		
デジタル時代のオープンイノベーションの展開と	日本総合研究所	2018
日本の課題(JRI レビュー2 巻 53 号 5-31 頁)		
オープンイノベーション 組織を越えたネットワ	英治出版	2008
ークが成長を加速する		
産学共同特許出願による大学発研究成果の死蔵化	産学連携学会	2021
に関する調査研究(産学連携学 2021 年 18 巻 1		
号 p. 1_49-1_58)		
企業の知財部門が注力すべき特許の活用策につい	日本弁理士会	2022
て(パテント Vol.75 No.4)		
オープン・イノベーションと知財マネジメント(一	一橋大学イノベーシ	2016
橋ビジネスレビュー, 春号, 6-21)	ョン研究センター	
企業の知財マネジメントの変化	グローバル知財戦略	2019
	フォーラム	
知財戦略と IP ランドスケープ(IP ジャーナル 3	知的財産研究教育財	2017
号)	団	
オープンイノベーション 3.0 に中小企業はどう向	日本政策金融公庫	2019
き合うべきか(調査月報 8 No.131)		
最近の特許流通事情について(特許流通促進事業	INPIT	2008
10 年の歴史、p.19)		
オープンイノベーション時代の知財契約条項の新	INPIT	2021
たな潮流 ~共創の経営戦略で求められる知財機		

	能の変化~(グローバル知財戦略フォーラム 2021		
	パネルディスカッション B3)		
	J-STORE 新システムの機能概要と特色(情報管理 vol.53 no.11)	科学技術振興機構	2011
	Technical Eye 抗がん剤のスクリーニング方法	科学技術振興機構	2005
	知的財産マッチングパンフレット	川崎市	2022
	オープンイノベーション促進のための新たな知財 課題	トヨタ自動車	2019
	技術翻訳が決めて"ユーザー起点"のオープンイ ノベーション	リンカーズ	2022
海外動向に 係る論文等	ドイツ中小企業の成長に貢献するフラウンホーファー研究機構	JETRO	2021
	中国、特許の産業分野別ライセンス実施料・実施 料率データを発表	JETRO 香港	2022
	中国当局が 2021 年中国知財関連統計データを発 表	NGB	2022
	国新办举行 2021 年知识产权相关工作统计数据发布会	中华人民共和国国务院新闻办公室	2022
	広西、特許などの解放許諾に関する情報配信サー ビスを開始	国知識産権資訊網	2022
	江蘇省、開放許諾特許 82 件を公表	江蘇省知識産権局	2022
	国家知識産権局、開放許諾制度で特許の移転・運 用を推進	国家知識産権網	2022
	開放ライセンス制度によって特許実施を促進する	JST 北京事務所	2022
	关于就《专利审查指南修改草案(征求意见稿)》公 开征求意见的通知	中国特許庁	2021
	关于就《专利审查指南修改草案(再次征求意见稿)》 公开征求意见的通知	中国特許庁	2022
	日米欧企業における オープン・イノベーション活動の比較研究(学習院大学 経済論集、第 54 巻第1号)	学習院大学	2017
	アリババ等 5 社が「Low Carbon Patent Pledge」 に参加 気候変動対策を加速	ESG Journal	2022
	低炭素化に関する特許、米 HPE、米 Facebook、米 Microsoft の 3 社が無償で公開	デジタルクロス	2021
	Patents and Open Innovation: Bad Fences Do Not Make Good Neighbors	De Boeck Supérieur	2018
	(Journal of Innovation Economics & Management, n° 25, 57-85)		

How to Find, Assess and Value Open Innovation	Licensing Executives	2016
Opportunities by Leveraging IP Databases? (les	Society	
Nouvelles - Journal of the Licensing Executives		
Society, LI(3), pp.154-166)		
Making Open Innovation Work	Createspace	2011
(pp.125-134)	Independent	
	Publishing Platform	

## 第2部 開放特許情報データベースに登録された開放特許の定量分析(全技術分野)

図表 資料-2: WIPO 35 技術分野 (IPC and Technology Concordance table)

	Area, field	IPC code
Ι	Electrical engineering	
1	Electrical machinery,	F21#, H01B, H01C, H01F, H01G, H01H, H01J, H01K, H01M,
	apparatus, energy	H01R, H01T, H02#, H05B, H05C, H05F, H99Z
2	Audio-visual	G09F, G09G, G11B, H04N-003, H04N-005, H04N-009, H04N-013,
	technology	H04N-015, H04N-017, H04R, H04S, H05K
3	Telecommunications	G08C, H01P, H01Q, H04B, H04H, H04J, H04K, H04M, H04N-001,
		H04N-007, H04N-011, H04Q
4	Digital	H04L
	communication	
5	Basic communication	H03#
	processes	
6	Computer technology	(G06# not G06Q), G11C, G10L
7	IT methods for	Coco
7	management	G06Q
0		Hotel
8	Semiconductors	H01L
II	Instruments	Good Good Good Good Good Hold
9	Optics	G02#, G03B, G03C, G03D, G03F, G03G, G03H, H01S
10	Measurement	G01B, G01C, G01D, G01F, G01G, G01H, G01J, G01K, G01L,
		G01M, (G01N not G01N-033), G01P, G01R, G01S, G01V, G01W,
		G04#, G12B, G99Z
11	Analysis of biological	G01N-033
	materials	
12	Control	G05B, G05D, G05F, G07#, G08B, G08G, G09B, G09C, G09D
13	Medical technology	A61B, A61C, A61D, A61F, A61G, A61H, A61J, A61L, A61M, A61N,
		H05G
	Chemistry	
14	Organic fine	(C07B, C07C, C07D, C07F, C07H, C07J, C40B) not A61K, A61K-
	chemistry	008, A61Q
15 16	Biotechnology Pharmaceuticals	(C07G, C07K, C12M, C12N, C12P, C12Q, C12R, C12S) not A61K A61K not A61K-008
17	Macromolecular	C08B, C08C, C08F, C08G, C08H, C08K, C08L
	chemistry, polymers	
18	Food chemistry	A01H, A21D, A23B, A23C, A23D, A23F, A23G, A23J, A23K, A23L,
		C12C, C12F, C12G, C12H, C12J, C13D, C13F, C13J, C13K

A01N, A01P, C05#, C06#, C09B, C09C, C09F, C09G, C09H, C09K, 19 Basic materials chemistry C09D, C09J, C10B, C10C, C10F, C10G, C10H, C10J, C10K, C10L, C10M, C10N, C11B, C11C, C11D, C99Z C01#, 03C, C04#, C21#, C22#, B22#C 20 Materials, metallurgy B05C, B05D, B32#, C23#, C25#, C30# 21 Surface technology, coating 22 Micro-structure and B81#, B82# nano-technology 23 Chemical engineering B01B, B01D-000#, B01D-01##, B01D-02##, B01D-03##, B01D-041, B01D-043, B01D-057, B01D-059, B01D-06##, B01D-07##, B01F, B01J, B01L, B02C, B03#, B04#, B05B, B06B, B07#, B08#, D06B, D06C, D06L, F25J, F26#, C14C, H05H 24 Environmental A62D, B01D-045, B01D-046, B01D-047, B01D-049, B01D-050, B01D-051, B01D-052, B01D-053, B09#, B65F, C02#, F01N, F23G, technology F23J, G01T, E01F-008, A62C IV Mechanical engineering 25 Handling B25J, B65B, B65C, B65D, B65G, B65H, B66#, B67# 26 Machine tools B21#, B23#, B24#, B26D, B26F, B27#, B30#, B25B, B25C, B25D, B25F, B25G, B25H, B26B F01B, F01C, F01D, F01K, F01L, F01M, F01P, F02#, F03#, F04#, 27 Engines, pumps, turbines F23R, G21#, F99Z 28 Textile and paper A41H, A43D, A46D, C14B, D01#, D02#, D03#, D04B, D04C, D04G, D04H, D05#, D06G, D06H, D06J, D06M, D06P, D06Q, D99Z, machines B31#, D21#, B41# 29 Other special A01B, A01C, A01D, A01F, A01G, A01J, A01K, A01L, A01M, A21B, A21C, A22#, A23N, A23P, B02B, C12L, C13C, C13G, C13H, B28#, machines B29#, C03B, C08J, B99Z, F41#, F42# 30 Thermal processes F22#, F23B, F23C, F23D, F23H, F23K, F23L, F23M, F23N, F23Q, and apparatus F24#, F25B, F25C, F27#, F28# 31 Mechanical elements F15#, F16#, F17#, G05G 32 Transport B60#, B61#, B62#, B63B, B63C, B63G, B63H, B63J, B64# V Other fields 33 Furniture, games A47#, A63# 34 Other consumer goods A24#, A41B, A41C, A41D, A41F, A41G, A42#, A43B, A43C, A44#, A45#, A46B, A62B, B42#, B43#, D04D, D07#, G10B, G10C, G10D, G10F, G10G, G10H, G10K, B44#, B68#, D06F, D06N, F25D, A99Z 35 Civil engineering E02#, E01B, E01C, E01D, E01F-001, E01F-003, E01F-005, E01F-

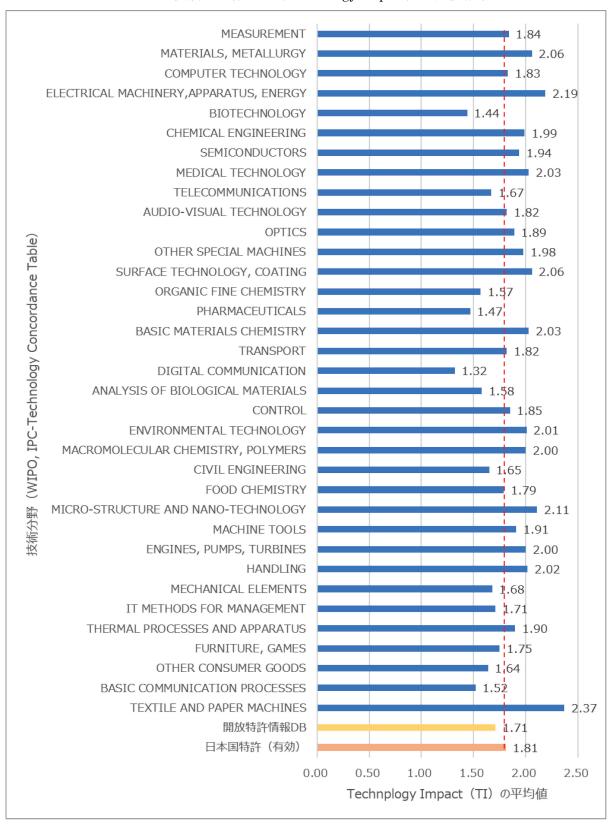
007, E01F-009, E01F-01#, E01H, E03#, E04#, E05#, E06#, E21#,

E99Z

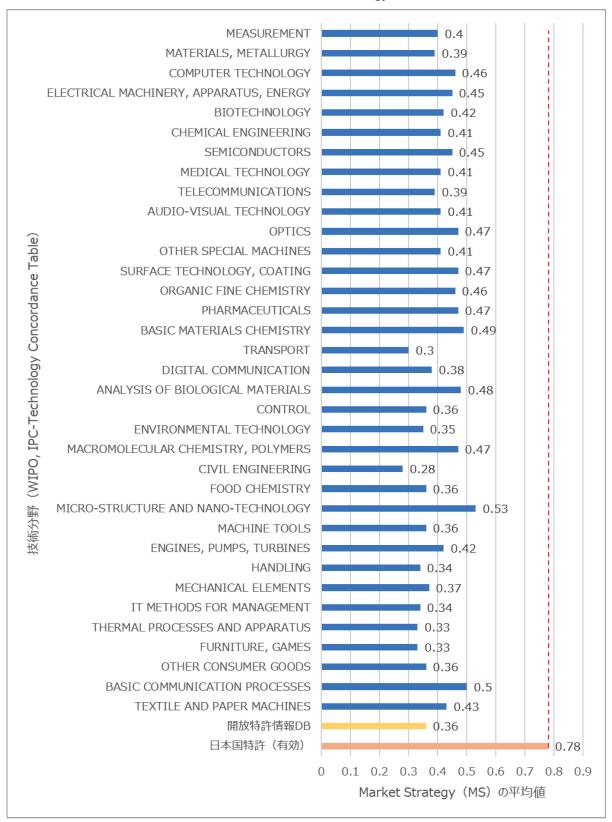
Note: This table is available in Excel format on: <a href="https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/patents">www.wipo.int/ipstats/en/statistics/patents</a>

Users are requested cite WIPO as the source in the following manner: "Source: WIPO IPC-Technology Concordance Table".

図表 資料-3:有用性(Technology Impact)の評価結果



図表 資料-4: Market Strategy (MS)



第3部 アンケート調査票 第1章 表紙

図表 資料-5:表紙

令和4年度 特許庁 産業財産権制度各国比較調査研究等事業 「オープンイノベーションを促進するための知財活用情報と他の情報との連携の在り方に関する調査研究」 アンケート調査 調査票

> 令和 4 年 11 月 株式会社パソナナレッジパートナー

本アンケート調査は、オープンイノベーションの促進に寄与するための、ライセンスをする意思のある特許の情報と他の情報との連携や情報共有の在り方に関する調査研究の一環といたしまして、特許庁からの業務請負を受託した、(株)パソナナレッジパートナーが実施するものです。本アンケート調査の結果は、特許庁が今後の施策を検討する上で活用させていただきますので、お手数をおかけいたしますが、何卒ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

- (注) ・調査票の送付先は、商用データベース、公開情報等から抽出しております。
  - ・アンケートのご回答につきましては、本調査の目的以外で使用することはございません。回答結果は、特徴的な事例を取り上げて研究・分析すること、また特徴的な事例について個別のヒアリング対象を選定することを目的に利用し、回答した企業・事業者等が特定されるような形で公表されることはございません。
  - ・本調査では実施主体であるパソナナレッジパートナーが、十分な個人情報保護の水準を備える者として選定した株式会社ゴートップに、紙媒体の調査依頼の発送、また調査票の回収・集計作業の委託を予定しております。委託業務については、契約等によって個人情報の保護水準を厳守するよう定め、回答情報を適切に取り扱います。

# 第2章 アンケート調査回答案内

#### 1. OI 推進者向け

図表 資料-6:アンケート調査回答案内(0I推進者向け)

# くご回答いただくにあたって>

- ・本アンケート調査は、WEB サイトを通じて、令和 4 年 12 月 10 日(土)までにご回答をお願いいたします。
- ・ご回答の目安時間は 10 分、質問数は最大で 32 問です。
- ・本アンケート調査では、オープンイノベーション(以下、OI)やライセンス促進を目的とする、次の3つの立場を設定し 貴組織が一番近いお立場の設問にご回答いただきます。
  - ① OI 推進者:他組織から技術の提供や特許のライセンスを受けて、OI 促進などを目的とする貴組織の事業を推進するお立場
  - ② 技術/ライセンス提供者:他組織に対して、貴組織の技術の提供や特許のライセンスをするお立場
  - ③ OI 支援者: OI 推進者や技術/ライセンス提供者の活動を仲介支援するお立場
  - ④ その他

弊社で特許出願や企業・組織に関する公開情報を調査したところ、貴組織は、『①OI 推進者』に該当されると思われましたので、『①OI 推進者』のお立場を選択して、続く設問にご回答いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

もし、こちらの該当する立場にお心当たりがない場合には、『④その他』のお立場を選択して、ご回答いただきたく、よろ しくお願い申し上げます。

- ・なお、貴組織が複数のお立場に該当される場合には、誠にお手数ですが、一つのお立場について全ての設問への 回答を終えられたら、アンケート回答を終了してください。続けて、再度アンケート WEB サイトにアクセスいただき、 別のお立場についてご回答賜りたく、あわせてお願い申し上げます。
- ・WEB サイトへのアクセスは、下記 URL を入力、もしくは下記記載の QR コードを利用してアクセスしてください。 ※「QR コード は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- ・WEB サイトにアクセスされたら、下記記載のパスワードを入力してください。なお、貴組織が複数のお立場に該当される場合は、お立場ごとに URL が異なりますので、ご注意ください。
- ■アンケート調査 WEB サイト URL / QR コード
- ①OI 推進者:
- ④その他:

パスワード: Annnn

### 2. 知財活用情報提供者向け

図表 資料-7:アンケート調査回答案内(知財活用情報提供者向け)

#### くご回答いただくにあたって>

- ・本アンケート調査は、WEB サイトを通じて、令和 4 年 12 月 10 日(土)までにご回答をお願いいたします。
- ・ご回答の目安時間は10分、質問数は最大で32問です。
- ・本アンケート調査では、オープンイノベーション(以下、OI)やライセンス促進を目的とする、次の3つの立場を設定し 貴組織が一番近いお立場の設問にご回答いただきます。
  - ① OI 推進者:他組織から技術の提供や特許のライセンスを受けて、OI 促進などを目的とする貴組織の事業を推進するお立場
  - ② 技術/ライセンス提供者:他組織に対して、貴組織の技術の提供や特許のライセンスをするお立場
  - ③ OI 支援者: OI 推進者や技術/ライセンス提供者の活動を仲介支援するお立場
  - ④ その他

弊社で特許出願や企業・組織に関する公開情報を調査したところ、貴組織は、『②技術/ライセンス提供者』に該当されると思われましたので、『②技術/ライセンス提供者』のお立場を選択して、続く設問にご回答いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

もし、こちらの該当する立場にお心当たりがない場合には、『④その他』のお立場を選択して、ご回答いただきたく、よろ しくお願い申し上げます。

- ・なお、貴組織が複数のお立場に該当される場合には、誠にお手数ですが、一つのお立場について全ての設問への 回答を終えられたら、アンケート回答を終了してください。続けて、再度アンケート WEB サイトにアクセスいただき、 別のお立場についてご回答賜りたく、あわせてお願い申し上げます。
- ・WEB サイトへのアクセスは、下記 URL を入力、もしくは下記記載の QR コードを利用してアクセスしてください。 ※「QR コード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- ・WEB サイトにアクセスされたら、下記記載のパスワードを入力してください。なお、貴組織が複数のお立場に該当される場合は、お立場ごとに URL が異なりますので、ご注意ください。
- ■アンケート調査 WEB サイト URL / QR コード
- ②技術ライセンス提供者:
- 4)その他:

パスワード: Bnnnn

### 3. OI 支援者向け

図表 資料-8:アンケート調査回答案内(0I支援者向け)

### くご回答いただくにあたって>

- ・本アンケート調査は、WEB サイトを通じて、令和 4 年 12 月 10 日(土)までにご回答をお願いいたします。
- ・ご回答の目安時間は10分、質問数は最大で32問です。
- ・本アンケート調査では、オープンイノベーション(以下、OI)やライセンス促進を目的とする、次の3つの立場を設定し 貴組織が一番近いお立場の設問にご回答いただきます。
  - ① OI 推進者:他組織から技術の提供や特許のライセンスを受けて、OI 促進などを目的とする貴組織の事業を推進するお立場
  - ② 技術/ライセンス提供者:他組織に対して、貴組織の技術の提供や特許のライセンスをするお立場
  - ③ OI 支援者: OI 推進者や技術/ライセンス提供者の活動を仲介支援するお立場
  - ④ その他

弊社で特許出願や企業・組織に関する公開情報を調査したところ、貴組織は、『③OI 支援者』に該当されると思われましたので、『③OI 支援者』のお立場を選択して、続く設問にご回答いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

もし、こちらの該当する立場にお心当たりがない場合には、『④その他』のお立場を選択して、ご回答いただきたく、よろ しくお願い申し上げます。

- ・なお、貴組織が複数のお立場に該当される場合には、誠にお手数ですが、一つのお立場について全ての設問への 回答を終えられたら、アンケート回答を終了してください。続けて、再度アンケート WEB サイトにアクセスいただき、 別のお立場についてご回答賜りたく、あわせてお願い申し上げます。
- ・WEB サイトへのアクセスは、下記 URL を入力、もしくは下記記載の QR コードを利用してアクセスしてください。 ※「QR コード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- ・WEB サイトにアクセスされたら、下記記載のパスワードを入力してください。なお、貴組織が複数のお立場に該当される場合は、お立場ごとに URL が異なりますので、ご注意ください。
- ■アンケート調査 WEB サイト URL / QR コード
- ③OI 支援者:
- ④その他:

パスワード: Cnnnn

4. OI 推進者 兼 知財活用情報提供者向け

図表 資料-9:アンケート調査回答案内(0I推進者 兼 知財活用情報提供者向け)

くご回答いただくにあたって>

・本アンケート調査は、WEB サイトを通じて、令和 4 年 12 月 10 日(土)までにご回答をお願いいたします。

・ご回答の目安時間は10分、質問数は最大で32問です。

・本アンケート調査では、オープンイノベーション(以下、OI)やライセンス促進を目的とする、次の3つの立場を設定し

貴組織が一番近いお立場の設問にご回答いただきます。

① OI 推進者:他組織から技術の提供や特許のライセンスを受けて、OI 促進などを目的とする貴組織の事業を推進するお立場

② 技術/ライセンス提供者:他組織に対して、貴組織の技術の提供や特許のライセンスをするお立場

③ OI 支援者: OI 推進者や技術/ライセンス提供者の活動を仲介支援するお立場

④ その他

弊社で特許出願や企業・組織に関する公開情報を調査したところ、貴組織は、『①OI 推進者』、『②技術/ライセンス提供者』に該当されると思われましたので、『①OI 推進者』、『②技術/ライセンス提供者』のお立場を選択して、続く設問にご回答いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

もし、こちらの該当する立場にお心当たりがない場合には、『④その他』のお立場を選択して、ご回答いただきたく、よろ しくお願い申し上げます。

・なお、貴組織が複数のお立場に該当される場合には、誠にお手数ですが、一つのお立場について全ての設問への 回答を終えられたら、アンケート回答を終了してください。続けて、再度アンケート WEB サイトにアクセスいただき、 別のお立場についてご回答賜りたく、あわせてお願い申し上げます。

・WEB サイトへのアクセスは、下記 URL を入力、もしくは下記記載の QR コードを利用してアクセスしてください。 ※「QR コード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

・WEB サイトにアクセスされたら、下記記載のパスワードを入力してください。なお、貴組織が複数のお立場に該当される場合は、お立場ごとに URL が異なりますので、ご注意ください。

■アンケート調査 WEB サイト URL / QR コード

①OI 推進者:

②技術/ライセンス提供者:

④その他:

パスワード: Annnn

# 第3章 アンケート設問

1. OI 推進者向け

図表 資料-10:アンケート設問(OI 推進者向け)

#### <はじめに>

- ◆ 次の①~③のうち貴組織が該当する立場をお選びいただき、OI 促進などを目的として、ライセンス をする意思のある特許をはじめとする情報の在り方、人が仲介支援する意義、OI における公的機 関への期待などについて、可能な範囲でお答えください。
  - ①OI 推進者:他組織から技術の提供や特許のライセンスを受けて、オープンイノベーション促進などを目的とする貴組織の事業を推進するお立場
  - ②技術/ライセンス提供者:他組織に対して、貴組織の技術の提供や特許のライセンスをするお立場
  - ③OI 支援者:OI 推進者や技術/ライセンス提供者の活動を仲介支援するお立場
- ◆ 本アンケート調査では、上記のお立場ごとに、回答いただく設問内容が異なります。貴組織が複数のお立場に該当される場合は、誠にお手数ですが、一つのお立場についてご回答を終えられたら、アンケート回答を終了してください。続けて、再度アンケート WEB サイトにアクセスいただき、別のお立場についてご回答賜りたく、宜しくお願い申し上げます。
- ◆ 本アンケートの調査結果から、国内特許の半分を占めるとも言われている未活用特許が、有効に 活用されるための提言につなげていきたいと考えております。何卒ご協力のほどお願いいたします。
- ◇ アンケート設問内で使用する用語について説明いたします。
  - ➤ 「開放特許情報 DB」とは、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)が運営する、特許権者がライセンスをする意思のある特許(「開放特許」)を無償で登録・公開するデータベース(https://plidb.inpit.go.jp/)をさします。
  - ▶ 「特許流通促進事業」とは、特許権者が実施もライセンスもしていない特許(「未利用特許」)の有効活用により特許流通を促進し、新規産業の創出を図るため、1997 年から 2010 年度末にかけて INPIT が地域や民間における特許流通市場の自立化の支援を目的として推進した総合的な事業です。特許流通を円滑に進めるために、民間企業等の技術開発や知的財産権管理の場で豊富な経験を培ってきた専門家を派遣する「特許流通アドバイザー派遣事業」と、「開放特許」の情報を提供・活用促進するためのインフラを整備する「特許流通データベース整備事業」の二つの事業で構成されていました。

### 1. 貴組織の基本的な事柄についてお伺いします。

# 設問 A-0.

ご回答者の所属部署名・役職・連絡先をご記入ください。なお、本設問へのご回答は任意です。

- ※個人情報の管理につきましては、送付状をご参照ください。
  - 貴組織名
  - 所在地
  - 所属部署名
  - 役職・お名前
  - e-mail
  - 電話番号

# 設問 A-1.

貴組織が属する業種として一番近いものを選択してください。(択一)

(「大学・TLO・研究機関」、「国・公的機関」、「個人」のいずれかを選択された場合、設問 A-4 へお進みください。 それ以外を選択された場合、 設問 A-2 へお進みください。 )

- 電気・機械
- 化学·素材·食品
- IT・サービス・通信
- 自動車・自動車関係部品
- 製薬・バイオ
- 特許/法律事務所
- コンサルティング業
- 大学·TLO·研究機関
- 国・公的機関
- 個人
- その他

# 設問 A-2.

貴組織にあてはまるものを選択してください。(択一)

※中小企業とは、従業員数が小売業の場合 50 人以下、サービス業・卸売業の場合 100 人以下、製造業・建設業・ 運輸業・その他業種の場合 300 人以下であり、また資本金・出資額の総額が、小売業・サービス業の場合 5,000 万円 以下、卸売業の場合 1 億円以下、製造業・建設業・運輸業・その他業種の場合 3 億円以下である企業をさします。 ※ベンチャー企業・スタートアップとは、企業の規模を問わず、独自のアイデアや技術をもとにして、新しいサービスやビジネスを展開する企業をさします。

※大企業とは、中小企業、ベンチャー企業・スタートアップ、いずれにも該当しない企業をさします。

- 大企業
- 中小企業
- ▼ ベンチャー企業・スタートアップ
- その他(自由記述)

### 設問 A-3.

貴組織内における所属部署として一番近いものを選択してください。(択一)

- 企画部門(例えば、経営企画、事業企画)
- オープンイノベーション推進部門
- 事業部門
- 研究開発部門
- 知財部門
- その他(自由記述)

#### 設問 A-4.

貴組織におけるオープンイノベーションや特許のライセンスなどを目的とした協業・連携先(他組織)を選択してください。(複数回答可)

- 大企業
- 中小企業
- ベンチャー企業・スタートアップ
- 大学·TLO·研究機関
- 国·地方公共団体
- 特許/法律事務所
- マッチング事業者(公的機関、金融機関などを含む)
- 個人
- その他(自由記述)

#### 設問 A-5.

貴組織におけるオープンイノベーションや特許のライセンスなどを目的とした、他組織との協業・連携の対象地域を教えてください。(複数回答可)

- 地元地域のみ
- 国内全域
- 国内と海外
- 海外のみ
- その他(自由記述)

#### 設問 A-6.

貴組織では、他組織から特許のライセンスを受けたことがありますか?(択一)

(「現在ライセンスを受けている」、「過去にライセンスを受けたことがある」のいずれかを選択された場合、 設問 A-7 へお進みください。それ以外を選択された場合、設問 A-8 へお進みください。)

- 現在ライセンスを受けている
- 過去にライセンスを受けたことがある
- これまでにライセンスを受けたことはないが、計画がある
- これまでにライセンスを受けたことはないが、興味がある
- これまでにライセンスを受けたことはなく、計画も興味もない
- その他(自由記述)

#### 設問 A-7.

設問 A-6 において、他組織の特許について「現在ライセンスを受けている」、「過去にライセンスを受けたことがある」のいずれかを選択された場合にお答えください。

貴組織が、他組織から特許のライセンスを受けることについての成功事例、また失敗事例があれば、具体的な内容についてお答えください。(完全自由記述)

# 2. オープンイノベーションの促進に必要となる情報についてお伺いします。

# 設問 A-8.

貴組織では、どのような情報を入手して、オープンイノベーションや特許のライセンスなど他組織との協業・ 連携の検討を進めていますか?(複数回答可)

- 論文・学会などで公開された技術情報
- 協業・連携候補先からの開発支援や、ノウハウなど技術の実施に関する情報
- 協業・連携候補先の特許情報
- 市場動向や、協業・連携候補先の公開された経営情報(事業内容、財務状況など)
- 協業・連携候補先の非公開情報(事業戦略、技術課題、技術を適用可能な製品・サービス、協業方針など)
- 協業・連携候補先における技術の実施実績に関する情報
- 補助金や融資に関する情報
- その他(自由記述)

# 設問 A-9.

貴組織では、オープンイノベーションや特許のライセンスなど他組織との協業・連携を検討するために入手する情報のうち、特にどの情報をきっかけに他組織との協業・連携の検討を具体的に開始しますか? あてはまるものを最大3つ選択してください。(複数回答可)

- 論文・学会などで公開された技術情報
- 協業・連携候補先からの開発支援やノウハウなど技術の実施に関する情報
- 協業・連携候補先の特許情報
- 市場動向や、協業・連携候補先の公開された経営情報(事業内容、財務状況など)
- 協業・連携候補先の非公開情報(事業戦略、技術課題、技術を適用可能な製品・サービス、協業方針など)
- 協業・連携候補先での技術の実施実績に関する情報
- 補助金や融資に関する情報
- その他(自由記述)

### 設問 A-10.

貴組織では、オープンイノベーションや特許のライセンスなど他組織との協業・連携を検討するための情報 を、どのような手段で入手していますか? あてはまるものを全て選択してください。(複数回答可)

(「公的機関が提供するサービスを通じて」を選択された場合、設問 A-11 にお進みください。それ以外を選択された場合、設問 A-12 へお進みください。)

- 公的機関が提供するサービスを通じて
- 民間サービスを通じて
- 有償サービスを通じて
- 無償サービスを通じて
- セミナー・イベントへの参加を通じて
- インターネットなどの公開情報から自身で探索
- その他(自由記述)

# 設問 A-11.

設問 A-10 において、オープンイノベーションや特許のライセンスなど他組織との協業・連携を検討するための情報を入手する手段として、「公的機関が提供するサービスを通じて」を選択された場合にお答えください。

貴組織が、公的機関が提供するサービスを通じて入手する情報を、全て選択してください。(複数回答可)

- 論文・学会などで公開された技術情報
- 協業・連携候補先からの開発支援やノウハウなど技術の実施に関する情報
- 協業・連携候補先の特許情報
- 市場動向や、協業・連携候補先の公開された経営情報(事業内容、財務状況など)
- 協業・連携候補先の非公開情報(事業戦略、技術課題、技術を適用可能な製品・サービス、協業方針など)
- 協業・連携候補先での技術の実施実績に関する情報
- 補助金や融資に関する情報
- その他(自由記述)

#### 設問 A-12.

設問 A-8、A-9 において、オープンイノベーションや特許のライセンスなど他組織との協業・連携を検討するために入手する情報として、「協業・連携候補先の特許情報」を選択された場合にお答えください。 協業・連携候補先の特許情報は、「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を含

(「はい」を選択された場合、設問 A-13 にお進みください。「いいえ」を選択された場合、設問 A-15 へお進みください。)

はい

みますか? (択一)

• いいえ

# 設問 A-13.

設問 A-12 において、入手する情報のうち「協業・連携候補先の特許情報」に「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を含むと回答された場合にお答えください。

貴組織が、「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を入手する場合、「特許の公開情報」以外に、オープンイノベーションや特許のライセンス促進に有用と思われる情報を選択してください(複数回答可)

※「特許の公開情報」とは、出願番号等の番号、出願日、公開日、出願者名、研究者名、特許権者名、技術分野、 国際特許分類等の分類、発明の名称、請求項、権利有効性の情報などをさします。

- 特許権者がライセンスをする意思を公開した意図
- ライセンス条件(ライセンス料など)
- ライセンス実績に関する情報
- 事業化、試作など技術の実施実績に関する情報
- コンサルティング、技術指導、ノウハウ提供の可否
- 事業化に必要となる他の特許の情報
- 事業化に協力してくれる企業等の情報
- 特許を活用して提供できる製品、サービスに関する情報
- グラント情報(公募等により採択された研究開発に対して提供される補助金や助成金の情報)、または VC/CVC や金融機関からの資金調達に関する情報
- その他(自由記述)

# 設問 A-14.

設問 A-12 において、入手する情報のうち「協業・連携候補先の特許情報」に「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を含むと回答された場合にお答えください。

貴組織のオープンイノベーションや特許のライセンス促進において、どのような特許についてライセンスをする 意思が公開されると活用しやすいと思いますか? (複数回答可)

- 特許権者で実施していない・実施予定のない特許
- 特許権者で実施されている・実施予定のある特許
- 被引用回数が多く他組織から注目されている特許
- 他の技術分野にも適用可能な汎用性の高い特許
- その他(自由記述)

#### 設問 A-15.

設問 A-12 において、オープンイノベーションや特許のライセンスなど他組織との協業・連携の検討を進めるための情報として、「協業・連携候補先の特許情報」に「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を含まないと回答された場合にお答えください。

貴組織では、今後オープンイノベーションや特許のライセンスなど他組織との協業・連携の検討を行う際に「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を活用する可能性はありますか?一番近いものを選択してください。(択一)

(「どちらかというと活用する可能性はない」、「可能性はない」のいずれかを選択された場合、設問 A-17 へお進みください。 それ以外を選択された場合、 設問 A-18 へお進みください。 )

- 可能性がある
- どちらかというと可能性がある
- 活用したいが、利用方法がわからない
- どちらかというと可能性はない
- 可能性は全くない
- どちらとも言えない/わからない

# 設問 A-16.

設問 A-15 において、他組織のオープンイノベーションや特許のライセンスなどの検討を行うための情報として、今後「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を「どちらかというと活用する可能性がない」、「可能性はない」のいずれかを選択された場合にお答えください。

選択された理由をお答えください。(完全自由記述)

# 設問 A-17.

貴組織は、オープンイノベーションや特許のライセンスなど他組織との協業・連携を検討するために入手した情報を、どのように分析・加工したうえで活用していますか? (複数回答可)

- 企業、技術ごとの知財マップ作成(例えば、特許マップ)
- 知財情報と経営情報を統合した競合分析、市場分析(例えば、I Pランドスケープ)
- 新技術の兆しの把握、潜在的ニーズの把握による新しい市場の予測
- 組織内の資源、組織外から獲得する資源 (いずれも知財を含む) 等の特定による経営の基幹となる価値創造メカニズムのデザイン (例えば、経営デザインシート)
- その他(自由記述)

# 3. オープンイノベーションの促進におけるコーディネーターなどによる支援についてお伺いします。 設問 A-18.

貴組織は、オープンイノベーションや特許のライセンスなど他組織との協業・連携の検討を行う際に、「マッチング事業者など」※のコーディネーターなどによる支援を受けましたか?(択一)

※「マッチング事業者など」は、オープンイノベーションや特許のライセンスなどを目的とする他組織との協業・連携を支援する組織であり、公的機関や金融機関なども含みます。

(「コーディネーターなどによる支援を受けた」を選択された場合、設問 A-19、A-20 をお答えください。「コーディネーターなどによる支援を受けたことがない」を選択された場合、設問 A-21 へお進みください。)

- コーディネーターなどによる支援を受けた
- コーディネーターなどによる支援を受けたことがない
- その他(自由記述)

### 設問 A-19.

設問 A-18 において、「コーディネーターなどによる支援を受けた」を選択された場合にお答えください。 「マッチング事業者など」のコーディネーターなどによる支援において、貴組織として効果が得られた支援内容を全て選択してください。(複数回答可)

- シーズの評価・選定支援
- 企業課題やニーズの抽出支援
- 事業戦略、知財戦略等のビジネス戦略策定支援
- ライセンスの交渉・契約支援
- ライセンス後の製品・サービス開発支援
- 協業先の提案
- 効果が得られなかった

#### 設問 A-20.

設問 A-18 において、「コーディネーターなどによる支援を受けた」を選択された場合にお答えください。 オープンイノベーションや特許のライセンスなどの支援において、「マッチング事業者など」のコーディネーターに 貴組織が求めるスキル等をお答えください。(複数回答可)

- シーズとなる技術を理解するスキル
- 企業課題やニーズを理解するスキル
- コミュニケーションスキル
- マッチング候補、ビジネスモデル等の提案スキル
- 契約等の交渉スキル
- 人的ネットワークの広さ(人的・組織的)
- その他(自由記述)

# 4. オープンイノベーションの促進にむけて公的機関に求める役割についてお伺いします。 設問 A-21.

貴組織は、INPITが提供する「開放特許情報 DBI※をご存じですか?(択一)

※「開放特許情報 DB」とは、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)が運営する、特許権者がライセンスをする意思のある特許(開放特許)を無償で登録・公開するデータベース(<a href="https://plidb.inpit.go.jp/">https://plidb.inpit.go.jp/</a>)のことをさします。

(「知っている」を選択された場合、設問 A-22 へお進みください。「知らない」を選択された場合、設問 A-25 へお進みください。)

- 知っている
- 知らない

# 設問 A-22.

設問 A-21 において、「開放特許情報 DB」について「知っている」を選択された場合にお答えください。 貴組織では、「開放特許情報 DB」を利用(「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の 情報の検索など)したことがありますか?(択一)

(「現在利用している」、「利用したことがある」のいずれかを選択された場合、設問 A-23 へお進みください。それ以外を選択された場合、設問 A-25 へお進みください。)

- 現在利用している
- 利用したことがある
- 利用したことがないが、計画がある。
- 利用したことがないが、興味がある
- 利用したことがなく、計画も興味もない
- その他(自由記述)

#### 設問 A-23.

設問 A-22 において、「開放特許情報 DB」を「現在利用している」、「利用したことがある」のいずれかを 選択された場合にお答えください。

貴組織における「開放特許情報 DB Iの利用目的をお答えください。(複数回答可)

- 他組織の「ライセンスをする意思を公開している特許」の情報の検索
- 他組織の「ライセンスをする意思を公開している特許」の情報のウォッチング(SDI 情報のメールやツイートの受信など)※「SDI 情報」とは、「開放特許情報 DB」が更新された時に、あらかじめ登録した検索式で自動的に検索して抽出され提供される「ライセンスをする意思を公開している特許」の情報をさします(SDI:Selective Dissemination of Information)。
- その他(自由記述)

# 設問 A-24.

設問 A-22 において、「開放特許情報 DB」を「現在利用している」、「利用したことがある」のいずれかを 選択された場合にお答えください。

「開放特許情報 DB」を用いて、貴組織が「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を検索する頻度をお答えください。(択一)

- 毎週
- 毎月
- 3カ月に1回程度
- 6カ月に1回程度
- 1年に1回程度
- 必要なとき
- わからない
- その他(自由記述)

#### 設問 A-25.

他組織が保有する特許であり、他組織が実施しておらず、ライセンスもされていない特許(「未利用特許」)を、貴組織の事業で活用することに興味がありますか?(択一)

(「興味がある」を選択された場合、設問 A-26 へお進みください。「興味がない」を選択された場合、設問 A-28 へお進みください。)

- 興味がある
- 興味がない

#### 設問 A-26.

設問 A-25 において、「未利用特許」の活用に「興味がある」を選択された場合にお答えください。 貴組織が「未利用特許」の活用を促進するために、公的機関に期待することを選択してください。(複数 回答可)

(「「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を提供すること」選択された場合、設問 A-27 へお進みください。それ以外を選択された場合、設問 A-28 へお進みください。)

- 「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を提供すること
- 連携・協業を支援するコーディネーターの育成
- 検索等に要する費用の補助
- 地方公共団体による地方の中小企業 (ニーズ/シーズ) や大学の情報 (シーズ) 収集
- 企業のニーズを収集し、未利用特許とのマッチングを提案すること
- 特にない
- わからない
- その他(自由記述)

#### 設問 A-27.

設問 A-26 において、「未利用特許」の活用促進のために公的機関に期待する役割として「「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を提供すること」を選択された場合にお答えください。 選択された理由をお答えください(例:信頼ある公的機関として情報提供することを期待、など)。(完全自由記述)

#### 設問 A-28.

過去に INPIT が実施した、特許流通アドバイザーによる未利用特許の活用促進施策を含む「特許流通促進事業」※は、自治体への特許流通の環境整備において一定の成果をあげた一方で、費用対効果が見合わなかったことから、 2010 年度末に廃止されました。このこともふまえ、公的機関が特許流通を行うことの困難性はどこにあると思いますか? (複数回答可)

※「特許流通促進事業」とは、特許権者が実施もライセンスもしていない特許(「未利用特許」)の有効活用により特許流通を促進し新規産業の創出を図るため、1997 年から 2010 年度末にかけて INPIT が地域や民間における特許流通市場の自立化の支援を目的として推進した総合的な事業です。特許流通を円滑に進めるために、民間企業等の技術開発や知的財産権管理の場で豊富な経験を培ってきた専門家を派遣する「特許流通アドバイザー派遣事業」と、「開放特許」の情報を提供・活用促進するためのインフラを整備する「特許流通データベース整備事業」の二つの事業で構成されていました。

- 事業推進する組織のニーズを把握する能力の不足
- 民間ビジネスに対する理解不足
- 事業性評価の能力不足
- 資金調達支援組織との連携不足
- 特許以外のノウハウや人材等の移転に対する支援不足
- 個々の事案への対応に必要な柔軟性欠如
- わからない
- その他(自由記述)

アンケートは以上で終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

#### 2. 知財活用情報提供者向け

図表 資料-11:アンケート設問(知財活用情報提供者向け)

#### <はじめに>

- ◇ 次の①~③のうち貴組織が該当する立場をお選びいただき、OI 促進などを目的として、ライセンス をする意思のある特許をはじめとする情報の在り方、人が仲介支援する意義、OI における公的機 関への期待などについて、可能な範囲でお答えください。
  - ①OI 推進者:他組織から技術の提供や特許のライセンスを受けて、オープンイノベーション促進などを目的とする貴組織の事業を推進するお立場
  - ②技術/ライセンス提供者:他組織に対して、貴組織の技術の提供や特許のライセンスをするお立場
  - ③OI 支援者: OI 推進者や技術/ライセンス提供者の活動を仲介支援するお立場
- ◆ 本アンケート調査では、上記のお立場ごとに、回答いただく設問内容が異なります。貴組織が複数のお立場に該当される場合は、誠にお手数ですが、一つのお立場についてご回答を終えられたら、アンケート回答を終了してください。続けて、再度アンケート WEB サイトにアクセスいただき、別のお立場についてご回答賜りたく、宜しくお願い申し上げます。
- ◆ 本アンケートの調査結果から、国内特許の半分を占めるとも言われている未活用特許が、有効に 活用されるための提言につなげていきたいと考えております。何卒ご協力のほどお願いいたします。
- ◇ アンケート設問内で使用する用語について説明いたします。
  - ➤ 「開放特許情報 DB」とは、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)が運営する、特許権者がライセンスをする意思のある特許(「開放特許」)を無償で登録・公開するデータベース(https://plidb.inpit.go.jp/)をさします。
  - ▶ 「特許流通促進事業」とは、特許権者が実施もライセンスもしていない特許(「未利用特許」)の有効活用により特許流通を促進し、新規産業の創出を図るため、1997 年から 2010 年度末にかけて INPIT が地域や民間における特許流通市場の自立化の支援を目的として推進した総合的な事業です。特許流通を円滑に進めるために、民間企業等の技術開発や知的財産権管理の場で豊富な経験を培ってきた専門家を派遣する「特許流通アドバイザー派遣事業」と、「開放特許」の情報を提供・活用促進するためのインフラを整備する「特許流通データベース整備事業」の二つの事業で構成されていました。

# 1. 貴組織の基本的な事柄についてお伺いします。

#### 設問 B-1.

ご回答者の所属部署名・役職・連絡先をご記入ください。なお、本設問へのご回答は任意です。

- ※個人情報の管理につきましては、送付状をご参照ください。
  - 貴組織名
  - 所在地
  - 所属部署名
  - 役職・お名前
  - e-mail
  - 電話番号

# 設問 B-2.

貴組織が属する業種として一番近いものを選択してください。(択一)

(「大学・TLO・研究機関」、「国・公的機関」、「個人」のいずれかを選択された場合、設問 B-5 へお進みください。 それ以外を選択された場合、 設問 B-3 へお進みください。 )

- 電気・機械
- 化学·素材·食品
- IT・サービス・通信
- 自動車・自動車関係部品
- 製薬・バイオ
- 特許/法律事務所
- コンサルティング業
- 大学·TLO·研究機関
- 国·公的機関
- 個人
- その他

# 設問 B-3.

貴組織にあてはまるものを選択してください。(択一)

※中小企業とは、従業員数が小売業の場合 50 人以下、サービス業・卸売業の場合 100 人以下、製造業・建設業・運輸業・その他業種の場合 300 人以下であり、また資本金・出資額の総額が、小売業・サービス業の場合 5,000 万円以下、卸売業の場合 1 億円以下、製造業・建設業・運輸業・その他業種の場合 3 億円以下である企業をさします。 ※ベンチャー企業・スタートアップとは、企業の規模を問わず、独自のアイデアや技術をもとにして、新しいサービスやビジネスを展開する企業をさします。

※大企業とは、中小企業、ベンチャー企業・スタートアップ、いずれにも該当しない企業をさします。

- 大企業
- 中小企業
- ベンチャー企業・スタートアップ
- その他(自由記述)

# 設問 B-4.

貴組織内における所属部署として一番近いものを選択してください。(択一)

- 企画部門(例えば、経営企画、事業企画)
- オープンイノベーション推進部門
- 事業部門
- 研究開発部門
- 知財部門
- その他(自由記述)

#### 設問 B-5.

貴組織では、オープンイノベーションや特許のライセンスなどを目的として、他組織との協業・連携を行った ことがありますか? (択一)

(「現在行っている」、「過去に行ったことがある」のいずれかを選択された場合、設問 B-6 へお進みください。それ以外を選択された場合、設問 B-8 へお進みください。)

- 現在行っている
- 過去に行ったことがある
- 行ったことはないが、計画がある
- 行ったことはないが、興味がある
- 行ったことはなく、計画も興味もない
- どちらとも言えない/わからない

# 設問 B-6.

設問 B-5 において、オープンイノベーションや特許のライセンスなどを目的として、他組織との協業・連携を「現在行っている」、「過去に行ったことがある」のいずれかを選択された場合にお答えください。

貴組織におけるオープンイノベーションや特許のライセンスなどを目的とした協業・連携先(他組織)を選択してください。(複数回答可)

- 大企業
- 中小企業
- ベンチャー企業・スタートアップ
- 特許/法律事務所
- マッチング事業者(公的機関、金融機関などを含む)
- 大学·TLO·研究機関
- 国・地方公共団体
- 個人
- その他(自由記述)

#### 設問 B-7.

設問 B-5 において、オープンイノベーションや特許のライセンスなどを目的として、他組織との協業・連携を「現在行っている」、「過去に行ったことがある」のいずれかを選択された場合にお答えください。

貴組織におけるオープンイノベーションや特許のライセンスなど他組織との協業・連携を行う際の対象地域を教えてください。(複数回答可)

- 地元地域のみ
- 国内全域
- 国内と海外
- 海外のみ
- その他(自由記述)

#### 設問 B-8.

貴組織が保有する特許のライセンスをしたことがありますか?(択一)

(「現在ライセンスをしている」、「過去にライセンスをしたことがある」のいずれかを選択された場合、設問 B-9 へお進みください。 それ以外を選択された場合、 設問 B-10 へお進みください。 )

- 現在ライセンスをしている
- 過去にライセンスをしたことがある
- これまでにライセンスをしたことはないが、計画がある
- これまでにライセンスをしたことはないが、興味がある
- これまでにライセンスをしたことはなく、計画も興味もない
- その他(自由記述)

# 設問 B-9.

設問 B-8 において、貴組織が保有する特許について「現在ライセンスをしている」、「過去にライセンスをしたことがある」のいずれかを選択された場合にお答えください。

貴組織が保有する特許のライセンスをすることについての成功事例、また失敗事例があれば、具体的な内容についてお答えください。 (完全自由記述)

# 2. オープンイノベーションの促進に必要となる情報についてお伺いします。

# 設問 B-10.

貴組織では、オープンイノベーションや特許のライセンスなど他組織との協業・連携において、「ライセンスをする意思を公開している特許」の情報を提供されていると思いますが、他にどのような情報を提供して、他組織との協業・連携の検討を進めていますか?(複数回答可)

- 貴組織の論文・学会などで公開された技術情報
- 貴組織のノウハウなど技術の実施に関する情報
- 貴組織の公開された経営情報(事業内容、財務状況など)
- 貴組織の非公開情報(事業戦略、技術課題、技術を適用可能な製品・サービス、協業方針など)
- 貴組織での技術の実施実績に関する情報
- 補助金や融資に関する情報
- その他(自由記述)

# 設問 B-11.

貴組織の「ライセンスをする意思を公開している特許」の情報は、どのような手段で提供していますか? (複数回答可)

(「公的機関が提供するサービスを通じて」を選択された場合、設問 B-12 へお進みください。それ以外を選択された場合、設問 B-14 へお進みください。)

- 公的機関が提供するサービスを通じて
- 民間サービスを通じて
- 有償サービスを通じて
- 無償サービスを通じて
- セミナー・イベントへの参加を通じて
- 貴組織のホームページなどを通じて
- その他(自由記述)

# 設問 B-12.

設問 B-11 において、「ライセンスをする意思を公開している特許」の情報の提供手段に、「公的機関が提供するサービスを通じて」を選択された場合にお答えください。

貴組織の「ライセンスをする意思を公開している特許」の情報を、公的機関が提供するサービス(例えば「開放特許情報 DB」)に登録すると、希望に応じて民間のマッチング事業者や他の公的機関(例えば自治体)などが運営する類似のサービスに、登録した情報が提供され、活用される機会があれば、利用したいですか?(択一)

(「民間マッチング事業者でも他の公的機関でも利用したい」を選択された場合、設問 B-14 へお進みください。それ以外を選択された場合、設問 B-13 へお進みください。)

- 民間マッチング事業者でも他の公的機関でも利用したい
- 民間マッチング事業者なら利用したい(他の公的機関は利用したくない)
- 他の公的機関なら利用したい(民間マッチング事業者は利用したくない)
- いずれも利用したくない

### 設問 B-13.

設問 B-12 において、「民間マッチング事業者でも他の公的機関でも利用したい」以外を選択された場合にお答えください。

民間マッチング事業者や他の公的機関を利用したくない理由をお答えください。(複数回答可)

- 民間の類似のサービスに信頼できるものがない
- 他の公的機関の類似のサービスで利用したいものがない
- 「ライセンスをする意思を公開している特許」の情報を、サービスごとに管理する手間が増える
- 民間の類似のサービスからの営業に対応する手間が増える
- その他(自由記述)

#### 設問 B-14.

貴組織では、オープンイノベーションや特許のライセンスなど他組織との協業・連携を目的として、貴組織 の「ライセンスをする意思を公開している特許」の情報を提供する場合、どのような目的で提供していますか? (複数回答可)

- 他組織による実施を希望する
- ライセンス収入
- コミュニティ形成
- 自者のイメージ向上
- 研究開発成果の社会実装
- その他(自由記述)

# 設問 B-15.

貴組織では、どのような特許に対して、ライセンスをする意思を公開していますか?(複数回答可)

- 貴組織で実施していない、または実施予定のない特許
- 研究開発が終了したテーマに関する特許
- 研究開発は継続しているが、社会実装が困難な研究テーマに関する特許
- 貴組織で実施中、または実施予定のある特許
- 被引用回数が多く他組織から注目されている特許
- 他の技術分野にも適用可能な汎用性の高い特許
- その他(自由記述)

### 設問 B-16.

オープンイノベーションや特許のライセンスなど他組織との協業・連携を目的として、貴組織の特許についてライセンスをする意思を公開するタイミングとしてあてはまるものを選択してください。(複数回答可)(「研究開発から出願までの期間」、「出願時」、「出願公開時」のいずれかを選択された場合、設問 B-17 へお進みください。それ以外を選択された場合、設問 B-18 へお進みください。)

- 研究開発から出願までの期間
- 出願時
- 出願公開時
- 貴組織で技術を実施しないと判断したとき
- 保有する特許の棚卸時(例えば、年金が維持年数に応じて高額化するタイミング)
- 社会実装先が見つからなかったとき
- 特にタイミングはない
- その他(自由記述)

#### 設問 B-17.

設問 B-16 において、貴組織の特許についてライセンスをする意思を公開するタイミングとして、「研究開発から出願までの期間」、「出願時」、「出願公開時」のいずれかを選択された場合にお答えください。 それぞれについて、選択された理由をお答えください。(完全自由記述)

# 設問 B-18.

貴組織において「ライセンスをする意思を公開している特許」の情報を提供する場合、「特許の公開情報 ※の他に、オープンイノベーションや特許のライセンス促進に有用と思われる情報を選択してください。(複 数回答可)

※「特許の公開情報」とは、出願番号等の番号、出願日、公開日、出願者名、研究者名、特許権者名、技術分野、 国際特許分類等の分類、発明の名称、請求項、権利有効性の情報などをさします。

- 特許権者がライセンスをする意思を公開した意図
- ライセンス供与の条件(ライセンス料など)
- ライセンス実績に関する情報
- 事業化、試作など技術の実施実績に関する情報
- コンサルティング、技術指導、ノウハウ提供の可否
- 事業化に必要となる他の特許の情報
- 事業化に協力してくれる企業等の情報
- 特許を活用して提供できる製品、サービスに関する情報
- グラント情報(公募等により採択された研究開発に対して提供される補助金や助成金の情報)、または VC/CVC や金融機関からの資金調達に関する情報
- その他(自由記述)

#### 設問 B-19.

貴組織の「ライセンスをする意思を公開している特許」の情報を、今後も提供する可能性がありますか? 一番近いものを選択してください。(択一)

(「どちらかというと可能性はない」、「可能性はない」のいずれかを選択された場合、設問 B-20 へお進みください。それ以外を選択された場合、設問 B-21 へお進みください。)

- 可能性がある
- どちらかというと可能性がある
- どちらかというと可能性はない
- 可能性はない
- どちらとも言えない/わからない

# 設問 B-20.

設問 B-19 において、貴組織の「ライセンスをする意思を公開している特許」の情報を今後も提供することについて、「どちらかというと可能性はない」、「可能性はない」のいずれかを選択された場合、その理由をお答えください。(完全自由記述)

# 3. オープンイノベーションの促進とコーディネーターなどによる支援についてお伺いします。 設問 B-21.

オープンイノベーションや特許のライセンスなど他組織との協業・連携の検討を行う際に、貴組織は「マッチング事業者など」※のコーディネーターなどによる支援を受けましたか? (択一)

※「マッチング事業者など」は、オープンイノベーションや特許のライセンスなどを目的とする他組織との協業・連携を支援する 組織であり、公的機関や金融機関なども含みます。

(「コーディネーターなどによる支援を受けたことがない」を選択された場合、設問 B-24 へお進みください。

- コーディネーターなどによる支援を受けた
- コーディネーターなどによる支援を受けたことがない
- その他(自由記述)

# 設問 B-22.

設問 B-21 において、「コーディネーターなどによる支援を受けた」を選択された場合にお答えください。 「マッチング事業者など」のコーディネーターなどによる支援において、貴組織として効果が得られた支援内容を全て選択してください。(複数回答可)

- 「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報の提供に関するコンサルティング
- シーズの評価支援
- ライセンス先の提案
- ライセンスの交渉・契約支援
- 効果が得られなかった。
- その他(自由記述)

# 設問 B-23.

設問 B-21 において、「コーディネーターなどによる支援を受けた」を選択された場合にお答えください。 オープンイノベーションや特許のライセンスなど他組織との協業・連携において、貴組織が「マッチング事業者など」のコーディネーターに求めるスキル等をお答えください。(複数回答可)

- シーズとなる技術を理解するスキル
- 企業課題やニーズを理解するスキル
- コミュニケーションスキル
- ▼ッチング候補、ビジネスモデル等の提案スキル
- 契約等の交渉スキル
- 人的ネットワークの広さ(人的・組織的)
- その他(自由記述)

# 4. オープンイノベーションの促進にむけて公的機関に求める役割についてお伺いします。

#### 設問 B-24.

貴組織は、INPIT が提供する「開放特許情報 DB」※をご存じですか?(択一)

※「開放特許情報 DB」とは、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)が運営する、特許権者がライセンスをする意思のある特許(開放特許)を無償で登録・公開するデータベース(https://plidb.inpit.go.jp/)のことをさします。

(「知っている」を選択された場合、設問 B-25 へお進みください。「知らない」を選択された場合、設問 B-28 へお進みください。)

- 知っている
- 知らない

#### 設問 B-25.

設問 B-24 において、「開放特許情報 DB」について「知っている」を選択された場合にお答えください。 貴組織では、「開放特許情報 DB」を利用(「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の 情報の登録や検索など)したことがありますか?(択一)

(「現在利用している」、「利用したことがある」のいずれかを選択された場合、設問 B-26 へお進みください。それ以外を選択された場合、設問 B-28 へお進みください。)

- 現在利用している
- 利用したことがある
- 利用したことがないが、計画がある
- 利用したことがないが、興味がある
- 利用したことがなく、計画も興味もない
- その他(自由記述)

#### 設問 B-26.

設問 B-25 において、「開放特許情報 DB」を「現在利用している」、「利用したことがある」のいずれかを選択された場合にお答えください。

貴組織における「開放特許情報 DB」の利用目的をお答えください。(複数回答可)

(「自組織の「ライセンスをする意思を公開している特許」の情報の登録」を選択された場合、設問 B-27 へお進みください。それ以外を選択された場合、設問 B-28 へお進みください。)

- 自組織の「ライセンスをする意思を公開している特許」の情報の登録
- 他組織の「ライセンスをする意思を公開している特許」の情報の検索
- 他組織の「ライセンスをする意思を公開している特許」の情報のウォッチング(SDI 情報のメールやツイートの受信など)※「SDI 情報」とは、「開放特許情報 DB」が更新された時に、あらかじめ登録した検索式で自動的に検索して抽出され提供される「ライセンスをする意思を公開している特許」の情報をさします(SDI: Selective Dissemination of Information)。
- その他(自由記述)

# 設問 B-27.

設問 B-26 において、「開放特許情報 DB」を利用する目的として、「自組織の「ライセンスをする意思を公開している特許」の情報の登録」を選択された場合にお答えください。

貴組織の「ライセンスをする意思を公開している特許」の情報を、貴組織が INPIT の「開放特許情報 DB」に登録する頻度をお答えください。(択一)

- 毎月
- 3カ月に1回程度
- 6 カ月に1 回程度
- 1年に1回程度
- 必要なとき
- わからない
- その他(自由記述)

### 設問 B-28.

貴組織では、貴組織で実施しておらず、ライセンスもしていない特許(「未利用特許」)を保有していますか?(択一)

(「保有している」を選択された場合、設問 B-29、B-30 をお答えください。「保有していない」を選択された場合、設問 B-32 へお進みください。)

- 保有している
- 保有していない

#### 設問 B-29.

設問 B-28 において、「未利用特許」を「保有している」を選択された場合にお答えください。 貴組織の「未利用特許」を活用しない/活用できていない理由をお答えください。(複数回答可)

- 防衛のために必要だから
- ライセンスをしたいが、ライセンス先が見つからないから
- 貴組織での特許の具体的な活用方法が見いだせないから
- 将来、実施する可能性を否定できないから
- なんとなく活用していない
- その他(自由記述)

# 設問 B-30.

設問 B-28 において、「未利用特許」を「保有している」を選択された場合にお答えください。 貴組織の「未利用特許」の活用を促進するために、公的機関に期待することを選択してください。 (複数 回答可)

(「「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を取りまとめること」を選択された場合 設問 B-31 へお進みください。 それ以外を選択された場合、 設問 B-32 へお進みください。)

- 「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を取りまとめること
- 連携・協業を支援するコーディネーターの育成
- 企業のニーズを収集し、未利用特許とのマッチングを提案すること
- 特にない
- わからない
- その他(自由記述)

# 設問 B-31.

設問 B-30 において、貴組織の「未利用特許」の活用を促進するために、公的機関に期待することとして、「「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を取りまとめること」を選択された場合、その理由をお答えください(例:信頼ある公的機関として情報提供することを期待、など)。(完全自由記述)

# 設問 B-32.

過去に INPIT が実施した、特許流通アドバイザーによる未利用特許の活用促進施策を含む「特許流通促進事業」※は、自治体への特許流通の環境整備において一定の成果をあげた一方で、費用対効果が見合わなかったことから、 2010 年度末に廃止されました。このこともふまえ、公的機関が特許流通を行うことの困難性はどこにあると思いますか? (複数回答可)

※「特許流通促進事業」とは、特許権者が実施もライセンスもしていない特許(「未利用特許」)の有効活用により特許流通を促進し新規産業の創出を図るため、1997 年から 2010 年度末にかけて INPIT が地域や民間における特許流通市場の自立化の支援を目的として推進した総合的な事業です。特許流通を円滑に進めるために、民間企業等の技術開発や知的財産権管理の場で豊富な経験を培ってきた専門家を派遣する「特許流通アドバイザー派遣事業」と、「開放特許」の情報を提供・活用促進するためのインフラを整備する「特許流通データベース整備事業」の二つの事業で構成されていました。

- 事業推進する組織のニーズを把握する能力の不足
- 民間ビジネスに対する理解不足
- 事業性評価の能力不足
- 資金調達支援組織との連携不足
- ◆ 特許以外のノウハウや人材等の移転に対する支援不足
- 個々の事案への対応に必要な柔軟性欠如
- わからない
- その他(自由記述)

アンケートは以上で終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

### 3. OI 支援者向け

図表 資料-12:アンケート設問(OI 支援者向け)

#### <はじめに>

- ◆ 次の①~③のうち貴組織が該当する立場をお選びいただき、OI 促進などを目的として、ライセンス をする意思のある特許をはじめとする情報の在り方、人が仲介支援する意義、OI における公的機 関への期待などについて、可能な範囲でお答えください。
  - ①OI 推進者:他組織から技術の提供や特許のライセンスを受けて、オープンイノベーション促進などを目的とする貴組織の事業を推進するお立場
  - ②技術/ライセンス提供者:他組織に対して、貴組織の技術の提供や特許のライセンスをするお立場
  - ③OI 支援者: OI 推進者や技術/ライセンス提供者の活動を仲介支援するお立場
- ◆ 本アンケート調査では、上記のお立場ごとに、回答いただく設問内容が異なります。貴組織が複数のお立場に該当される場合は、誠にお手数ですが、一つのお立場についてご回答を終えられたら、アンケート回答を終了してください。続けて、再度アンケート WEB サイトにアクセスいただき、別のお立場についてご回答賜りたく、宜しくお願い申し上げます。
- ◆ 本アンケートの調査結果から、国内特許の半分を占めるとも言われている未活用特許が、有効に 活用されるための提言につなげていきたいと考えております。何卒ご協力のほどお願いいたします。
- ◇ アンケート設問内で使用する用語について説明いたします。
  - ➤ 「開放特許情報 DB」とは、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)が運営する、特許権者がライセンスをする意思のある特許(「開放特許」)を無償で登録・公開するデータベース(https://plidb.inpit.go.jp/)をさします。
  - ▶ 「特許流通促進事業」とは、特許権者が実施もライセンスもしていない特許(「未利用特許」)の有効活用により特許流通を促進し、新規産業の創出を図るため、1997 年から 2010 年度末にかけて INPIT が地域や民間における特許流通市場の自立化の支援を目的として推進した総合的な事業です。特許流通を円滑に進めるために、民間企業等の技術開発や知的財産権管理の場で豊富な経験を培ってきた専門家を派遣する「特許流通アドバイザー派遣事業」と、「開放特許」の情報を提供・活用促進するためのインフラを整備する「特許流通データベース整備事業」の二つの事業で構成されていました。

#### 1. 貴組織の基本的な事柄についてお伺いします。

# 設問 C-1.

ご回答者の所属部署名・役職・連絡先をご記入ください。なお、本設問へのご回答は任意です。

- ※個人情報の管理につきましては、送付状をご参照ください。
  - 貴組織名
  - 所在地
  - 所属部署名
  - 役職・お名前
  - e-mail
  - 電話番号

# 設問 C-2.

貴組織における仲介支援の対象組織(オープンイノベーションや特許のライセンスなどを目的とした協業・連携元および協業・連携先となる組織)を選択してください。(複数回答可)

※中小企業とは、従業員数が小売業の場合 50 人以下、サービス業・卸売業の場合 100 人以下、製造業・建設業・ 運輸業・その他業種の場合 300 人以下であり、また資本金・出資額の総額が、小売業・サービス業の場合 5,000 万円 以下、卸売業の場合 1 億円以下、製造業・建設業・運輸業・その他業種の場合 3 億円以下である企業をさします。

※ベンチャー企業・スタートアップとは、企業の規模を問わず、独自のアイデアや技術をもとにして、新しいサービスやビジネスを展開する企業をさします。

※大企業とは、中小企業、ベンチャー企業・スタートアップ、いずれにも該当しない企業をさします。

- 大企業
- 中小企業
- ベンチャー企業・スタートアップ
- 大学·TLO·研究機関
- 国·地方公共団体
- 個人
- その他(自由記述)

# 設問 C-3.

貴組織が実施する仲介支援の対象地域を教えてください。(複数回答可)

- 地元地域のみ
- 国内全域
- 国内と海外
- 海外のみ
- その他(自由記述)

# 設問 C-4.

貴組織は、他組織が保有する特許のライセンスを仲介支援したことがありますか?(択一) (「現在行っている」、「過去にある」のいずれかを選択された場合、設問 C-5 へお進みください。それ以外を選択された場合、設問 C-6 へお進みください。)

- 現在行っている
- 過去にある
- これまでにないが、計画がある
- これまでにないが、興味がある
- これまでになく、計画も興味もない
- その他(自由記述)

# 設問 C-5.

設問 C-4 において、他組織が保有する特許のライセンスの仲介支援を「現在行っている」、「過去にある」 のいずれかを選択された場合にお答えください。

他組織の保有する特許のライセンスの仲介支援において、貴組織における成功事例、また失敗事例が あれば、具体的な内容についてお答えください。 (完全自由記述)

# 2. オープンイノベーションの促進に必要となる情報についてお伺いします。

# 設問 C-6.

貴組織では、どのような情報を入手して、他組織のオープンイノベーションや特許のライセンスなどに対する 仲介支援を進めていますか? (複数回答可)

- 協業・連携候補の特許情報
- 協業・連携候補の論文・学会などで公開された技術情報
- 協業・連携候補のノウハウなど技術の実施に関する情報
- 協業・連携候補の公開された経営情報(事業内容、財務状況など)
- 協業・連携候補の非公開情報(事業戦略、技術課題、技術を適用可能な製品・サービス 協業方針など)
- 協業・連携候補での技術の実施実績に関する情報
- 補助金や融資に関する情報
- その他(自由記述)

# 設問 C-7.

貴組織は、他組織のオープンイノベーションや特許のライセンスなどに対する仲介支援を目的として入手する情報のうち、特にどの情報をきっかけに他組織の仲介支援を具体的に開始しますか? あてはまるものを最大3つ選択してください。 (複数回答可)

- 協業・連携候補の特許情報
- 協業・連携候補の論文・学会などで公開された技術情報
- 協業・連携候補のノウハウなど技術の実施に関する情報
- 協業・連携候補の公開された経営情報(事業内容、財務状況など)
- 協業・連携候補の非公開情報(事業戦略、技術課題、技術を適用可能な製品・サービス協業方針など)
- 協業・連携候補での技術の実施実績に関する情報
- 補助金や融資に関する情報
- その他(自由記述)

# 設問 C-8.

貴組織は、他組織のオープンイノベーションや特許のライセンスなどに対する仲介支援のための情報を、どのような手段で入手していますか? あてはまるものを全て選択してください。 (複数回答可)

(「公的機関が提供するサービスを通じて」を選択された場合、設問 C-9 へお進みください。それ以外を選択された場合、設問 C-10 へお進みください。)

- 公的機関が提供するサービスを通じて
- 民間サービスを通じて
- 有償サービスを通じて
- 無償サービスを通じて
- セミナー・イベントへの参加を通じて
- インターネットなどの公開情報から自身で探索
- その他(自由記述)

#### 設問 C-9.

設問 C-8 において、情報を入手する手段として「公的機関が提供するサービスを通じて」を選択された場合にお答えください。

貴組織が、公的機関が提供するサービスを通じて入手する情報を、全て選択してください。(複数回答可

- 協業・連携候補の特許情報
- 協業・連携候補の論文・学会などでの公開された技術情報
- 協業・連携候補のノウハウなど技術の実施に関する情報
- 協業・連携候補の公開された経営情報(事業内容、財務状況など)
- 協業・連携候補の非公開情報(事業戦略、技術課題、技術を適用可能な製品・サービス協業方針など、その他)
- 協業・連携候補での技術の実施実績に関する情報
- 補助金や融資に関する情報
- その他(自由記述)

# 設問 C-10.

設問 C-6、C-7 において、入手する情報として「協業・連携候補の特許情報」を選択された場合にお答えください。

協業・連携候補の特許情報は、「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を含みますか? (択一)

(「はい」を選択された場合、設問 C11 にお進みください。「いいえ」を選択された場合、設問 C-13 へお進みください。)

- はい
- いいえ

#### 設問 C-11.

設問 C-10 において、入手する情報のうち「協業・連携候補の特許情報」に「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を含むと回答された場合にお答えください。

貴組織が「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を入手する場合、「特許の公開情報」の他に、他組織のオープンイノベーションや特許のライセンスなどに対する仲介支援において有用と思われる情報を選択してください。(複数回答可)

※「特許の公開情報」とは、出願番号等の番号、出願日、公開日、出願者名、研究者名、特許権者名、技術分野、 国際特許分類等の分類、発明の名称、請求項、権利有効性の情報などをさします。

- 特許権者がライセンスをする意思を公開した意図
- ライセンス供与の条件(ライセンス料など)
- ライセンス実績に関する情報
- 事業化、試作など技術の実施実績に関する情報
- コンサルティング、技術指導、ノウハウ提供の可否
- 事業化に必要となる他の特許の情報
- 事業化に協力してくれる企業等の情報
- 特許を活用して提供できる製品、サービスに関する情報
- グラント情報(公募等により採択された研究開発に対して提供される補助金や助成金の情
- 報)、または VC/CVC や金融機関からの資金調達に関する情報
- その他(自由記述)

## 設問 C-12.

設問 C-10 において、入手する情報のうち「協業・連携候補先の特許情報」に「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を含むと回答された場合にお答えください。

貴組織の他組織のオープンイノベーションや特許のライセンスなどに対する仲介支援において、どのような特許についてライセンスをする意思が公開されると活用しやすいと思いますか?(複数回答可)

- 特許権者で実施していない・実施予定のない特許
- 特許権者で実施されている・実施予定のある特許
- 被引用回数が多く他組織から注目されている特許
- 他の技術分野にも適用可能な汎用性の高い特許
- その他(自由記述)

### 設問 C-13.

設問 C-10 において、他組織のオープンイノベーションや特許のライセンスなどに対する仲介支援のための情報のうち、「協業・連携候補先の特許情報」に「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許の情報を含まないと回答された場合にお答えください。

今後、他組織のオープンイノベーションや特許のライセンスなどの仲介支援を進めるうえで、「特許権者が ライセンスをする意思を公開している特許」の情報を活用する可能性はありますか?一番近いものを選択 してください。(択一)

- 可能性が高い
- どちらかというと活用する可能性がある
- どちらかというと活用する可能性はない
- 可能性はない
- どちらとも言えない/わからない

### 設問 C-14.

設問 C-13 において、他組織のオープンイノベーションや特許のライセンスなどに対する仲介支援のための情報として、今後「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を「どちらかというと活用する可能性がない」、「可能性はない」のいずれかを選択された場合にお答えください。 選択された理由をお答えください。(完全自由記述)

#### 設問 C-15.

貴組織では、他組織のオープンイノベーションや特許のライセンスなどに対する仲介支援を目的として入手 した情報を、どのように分析・加工したうえで活用していますか?(複数回答可)

- 企業、技術ごとの知財マップ作成(例えば、特許マップ)
- 知財情報と経営情報を統合した競合分析、市場分析 (例えば、I Pランドスケープ)
- 新技術の兆しの把握、潜在的ニーズの把握による新しい市場の予測
- 内部資源(知財を含む)、外部から獲得する資源(知財を含む)等の特定による経営の 基幹となる価値創造メカニズムのデザイン(例えば、経営デザインシート)
- その他(自由記述)

# 3. オープンイノベーションの促進に必要なコーディネーター人材についてお伺いします。

# 設問 C-16.

他組織のオープンイノベーションや特許のライセンスなどの仲介支援を進めるうえで、貴組織のコーディネーターに求められるスキル等をお答えください。 (複数回答可)

- シーズとなる技術を理解するスキル
- 企業課題やビジネスニーズを理解するスキル
- コミュニケーションスキル
- マッチング候補、ビジネスモデル等の提案スキル
- 契約等の交渉スキル
- 人的ネットワークの広さ(人的・組織的)
- その他(自由記述)

# 4. オープンイノベーションの促進におけるマッチング事業者間の連携による貢献についてお伺いします 設問 C-17.

貴組織では、他の「マッチング事業者など」※と連携して、他組織のオープンイノベーションや特許のライセンスなどの仲介支援を進めていますか?(択一)

※「マッチング事業者など」は、オープンイノベーションや特許のライセンスなどを目的とする他組織との協業・連携を支援する 組織であり、公的機関や金融機関なども含みます。

(「はい」を選択された場合、設問 C-18、C-19 をお答えください。「いいえ」を選択された場合、設問 C-20 へお進みください。)

- はい
- いいえ(貴組織単独で仲介支援を行っている)

#### 設問 C-18.

設問 C-17 において、他の「マッチング事業者など」と連携していると回答された場合にお答えください。 貴組織が実施する仲介支援において、他の「マッチング事業者など」と連携することによる効果(マッチン グエリアの拡大、オープンイノベーション連携候補の拡充、専門スキルの獲得など)があったと思われる「マッチング事業者など」を選択してください。(複数回答可)

- ★ 法律事務所・特許事務所
- VC·CVC
- コンサルタント (技術系、ビジネス系、知財系)
- 金融機関
- 大学·TLO
- 公的機関(国·地方公共団体等)
- その他(自由記述)

#### 設問 C-19.

設問 C-17 において、他の「マッチング事業者など」と連携していると回答された場合にお答えください。 貴組織が、他の「マッチング事業者など」と連携したときの成功事例、また失敗事例があれば、具体的な 内容についてお答えください。(完全自由記述)

# 5. オープンイノベーションの促進にむけて公的機関に求める役割についてお伺いします。 設問 C-20.

貴組織は、INPIT が提供する「開放特許情報 DB」※をご存じですか?(択一)

※「開放特許情報 DB」とは、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)が運営する、特許権者がライセンスをする意思のある特許(開放特許)を無償で登録・公開するデータベース(<a href="https://plidb.inpit.go.jp/">https://plidb.inpit.go.jp/</a>)のことをさします。

(「知っている」を選択された場合、設問 C-21 へお進みください。「知らない」を選択された場合、設問 C-25 へお進みください。)

- 知っている
- 知らない

## 設問 C-21.

設問 C-20 において、「開放特許情報 DB」を「知っている」を選択された場合にお答えください。 貴組織は、「開放特許情報 DB」を利用(「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報の検索など)したことがありますか?(択一)

(「現在利用している」、「利用したことがある」のいずれかを選択された場合、設問 C-22 へお進みください。それ以外を選択された場合、設問 C-24 へお進みください。)

- 現在利用している
- 利用したことがある
- 利用したことがないが、計画がある。
- 利用したことがないが、興味がある
- 利用したことがなく、計画も興味もない
- その他(自由記述)

#### 設問 C-22.

設問 C-21 において、「開放特許情報 DB」を「現在利用している」、「利用したことがある」のいずれかを選択された場合にお答えください。

貴組織における「開放特許情報 DB Iの利用目的をお答えください。(複数回答可)

- 「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報の検索
- 「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報のウォッチング(「SDI情報」のメールやツイートの受信など)※「SDI情報」とは、「開放特許情報 DB」が更新された時に、あらかじめ登録した検索式で自動的に検索して抽出され提供される「ライセンスをする意思を公開している特許」の情報をさします(SDI:Selective Dissemination of Information)。
- その他(自由記述)

## 設問 C-23.

設問 C-21 において、「開放特許情報 DB」を「現在利用している」、「利用したことがある」のいずれかを 選択された場合にお答えください。

「開放特許情報 DB」を用いて、貴組織が「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を検索する頻度をお答えください。(択一)

- 毎週
- 毎月
- 3カ月に1回程度
- 6 カ月に1 回程度
- 1年に1回程度
- 必要なとき
- わからない
- その他(自由記述)

#### 設問 C-24.

「開放特許情報 DB」を利用することにより、貴組織のサービスにとって、どのようなメリットがあると思いますか? (複数回答可)

- 特許権者のライセンスする意思を効率的に確認することができる
- 技術マッチング率の向上
- 貴組織のデータベースの充実化
- 情報元が公的機関であることによる信頼性の向上
- 特にない
- その他(自由記述)

#### 設問 C-25.

貴組織は、特許権者が実施しておらず、ライセンスもしていない特許 (「未利用特許」) を、貴組織の仲介支援で活用していますか? (択一)

(「活用している」、「活用していた」、「活用していないが興味がある」のいずれかを選択された場合、設問 C-26 へお進みください。「活用していないし興味もない」、「わからない」のいずれかを選択された場合、設問 C-28 へお進みください。)

- 活用している
- 活用していた
- 活用していないが興味がある
- 活用していないし興味もない
- わからない

### 設問 C-26.

設問 C-25 において、「未利用特許」を貴組織の仲介支援において「活用している」、「活用していた」、「活用していないが興味がある」のいずれかを選択された場合にお答えください。

貴組織が「未利用特許」の活用を促進するために、公的機関に期待することを選択してください。 (複数回答可)

(「「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を提供すること」を選択された場合、 設問 C-27 へお進みください。それ以外を選択された場合、設問 C-28 へお進みください。)

- 「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を提供すること
- 連携・協業を支援するコーディネーターの育成
- 検索等に要する費用の補助
- 地方公共団体による地方の中小企業(ニーズ/シーズ)や大学の情報(シーズ)収集
- 企業のニーズを収集し、未利用特許とのマッチングを提案すること
- 特にない
- わからない
- その他(自由記述)

#### 設問 C-27.

設問 C-26 において、「未利用特許」の活用促進のため公的機関に期待する役割として「「特許権者が ライセンスをする意思を公開している特許」の情報を提供すること」を選択された場合にお答えください。 選択された理由をお答えください (例:信頼ある公的機関として情報提供することを期待、など)。 (完全自由記述)

# 設問 C-28.

過去に INPIT が実施した、特許流通アドバイザーによる未利用特許の活用促進施策を含む「特許流通促進事業」※は、自治体への特許流通の環境整備において一定の成果をあげた一方で、費用対効果が見合わなかったことから、 2010 年度末に廃止されました。このこともふまえ、公的機関が特許流通を行うことの困難性はどこにあると思いますか? (複数回答可)

※「特許流通促進事業」とは、特許権者が実施もライセンスもしていない特許(「未利用特許」)の有効活用により特許流通を促進し新規産業の創出を図るため、1997 年から 2010 年度末にかけて INPIT が地域や民間における特許流通市場の自立化の支援を目的として推進した総合的な事業です。特許流通を円滑に進めるために、民間企業等の技術開発や知的財産権管理の場で豊富な経験を培ってきた専門家を派遣する「特許流通アドバイザー派遣事業」と、「開放特許」の情報を提供・活用促進するためのインフラを整備する「特許流通データベース整備事業」の二つの事業で構成されていました。

- 事業推進する組織のニーズを把握する能力の不足
- 民間ビジネスに対する理解不足
- 事業性評価の能力不足
- 資金調達支援組織との連携不足
- 特許以外のノウハウや人材等の移転に対する支援不足
- 個々の事案への対応に必要な柔軟性欠如
- わからない
- その他(自由記述)

アンケートは以上で終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

#### 4. その他の立場向け

図表 資料-13:アンケート設問(その他の立場向け)

#### <はじめに>

- ◆ 本調査では、オープンイノベーション(OI)の促進などを目的として、貴組織の特許をライセンスする・他組織のライセンスを受けることで特許を利活用する組織や、そうした活動を支援する組織(大企業、中小企業、スタートアップ、大学・研究機関、コンサルティング業者、公共団体など)を広く調査対象として抽出させていただき、アンケート調査票をお送りしております。
- ◇ 次の①~③のうち貴組織が該当する立場をお選びいただき、OI 促進などを目的として、ライセンス をする意思のある特許をはじめとする情報の在り方、人が仲介支援する意義、OI における公的機 関への期待などについて、可能な範囲でお答えください。
  - ①OI 推進者:他組織から技術の提供や特許のライセンスを受けて、オープンイノベーション促進などを目的とする貴組織の事業を推進するお立場
  - ②技術/ライセンス提供者:他組織に対して、貴組織の技術の提供や特許のライセンスをするお立場
  - ③OI 支援者: OI 推進者や技術/ライセンス提供者の活動を仲介支援するお立場
- ◆ 本アンケート調査では、上記のお立場ごとに、回答いただく設問内容が異なります。貴組織が複数のお立場に該当される場合は、誠にお手数ですが、一つのお立場についてご回答を終えられたら、アンケート回答を終了してください。続けて、再度アンケート WEB サイトにアクセスいただき、別のお立場についてご回答賜りたく、宜しくお願い申し上げます。
- ◇ アンケート設問内で使用する用語について説明いたします。
  - ➤ 「開放特許情報 DB」とは、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)が運営する、特許権者がライセンスをする意思のある特許(「開放特許」)を無償で登録・公開するデータベース(https://plidb.inpit.go.jp/)をさします。
  - ▶ 「特許流通促進事業」とは、特許権者が実施もライセンスもしていない特許(「未利用特許」)の有効活用により特許流通を促進し、新規産業の創出を図るため、1997 年から 2010 年度末にかけて INPIT が地域や民間における特許流通市場の自立化の支援を目的として推進した総合的な事業です。特許流通を円滑に進めるために、民間企業等の技術開発や知的財産権管理の場で豊富な経験を培ってきた専門家を派遣する「特許流通アドバイザー派遣事業」と、「開放特許」の情報を提供・活用促進するためのインフラを整備する「特許流通データベース整備事業」の二つの事業で構成されていました。

### 1. 貴組織の基本的な事柄についてお伺いします。

### 設問 D-1.

ご回答者の所属部署名・役職・連絡先をご記入ください。なお、本設問へのご回答は任意です。

※個人情報の管理につきましては、送付状をご参照ください。

- 貴組織名
- 所在地
- 所属部署名
- 役職·お名前
- e-mail
- 電話番号

# 設問 D-2.

貴組織が属する業種として一番近いものを選択してください。(択一)

(「大学・TLO・研究機関」、「国・公的機関」、「個人」のいずれかを選択された場合、設問 D-5 へお 進みください。それ以外を選択された場合、設問 D-3 へお進みください。)

- 電気・機械
- 化学·素材·食品
- IT・サービス・通信
- 自動車·自動車関係部品
- 製薬・バイオ
- 特許/法律事務所
- コンサルティング業
- 大学·TLO·研究機関
- 国・公的機関
- 個人
- その他(自由記述)

### 設問 D-3.

貴組織にあてはまるものを選択してください。(択一)

※中小企業とは、従業員数が小売業の場合 50 人以下、サービス業・卸売業の場合 100 人以下、製造業・建設業・運輸業・その他業種の場合 300 人以下であり、また資本金・出資額の総額が、小売業・サービス業の場合 5,000 万円以下、卸売業の場合 1 億円以下、製造業・建設業・運輸業・その他業種の場合 3 億円以下である企業をさします。 ※ベンチャー企業・スタートアップとは、企業の規模を問わず、独自のアイデアや技術をもとにして、新しいサービスやビジネスを展開する企業をさします。

※大企業とは、中小企業、ベンチャー企業・スタートアップ、いずれにも該当しない企業をさします。

- 大企業
- 中小企業
- ベンチャー企業・スタートアップ
- その他(自由記述)

## 設問 D-4.

貴組織内における所属部署として一番近いものを選択してください。(択一)

- 企画部門(例えば、経営企画、事業企画)
- オープンイノベーション推進部門
- 事業部門
- 研究開発部門
- 知財部門
- その他(自由記述)

### 設問 D-5.

貴組織がオープンイノベーションや特許のライセンスなどを目的とした、他組織との協業・連携に携わっていない理由をお答えください。(複数回答)

- リソース (ヒト・モノ・カネ) の不足
- 実施したいが手間、時間が必要
- 実施したいが組織内の理解が得られない
- 実施したいがやり方が分からない
- 実施する必要がないと判断している
- 興味がない
- その他(自由記述)

## 設問 D-6.

貴組織では、出願人として特許を出願したことがありますか?

- ある
- ない

## 設問 D-7.

貴組織は INPIT が提供する「開放特許情報 DB」※をご存じですか?(択一)

※「開放特許情報 DB」とは、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)が運営する、特許権者がライセンスをする意思のある特許(開放特許)を無償で登録・公開するデータベース(<a href="https://plidb.inpit.go.jp/">https://plidb.inpit.go.jp/</a>)をさします(「知っている」を選択された場合、設問 D-8 へお進みください。「知らない」を選択された場合、設問 D-10 へお進みください。)

- 知っている
- 知らない

### 設問 D-8.

設問 D-7 において、「開放特許情報 DB」を知っている、を選択された場合にお答えください。

貴組織は「開放特許情報 DB」を利用したことがありますか?(択一)

(「現在利用している」、「利用したことがある」のいずれかを選択された場合、設問 D-9 へお進みください。それ以外を選択された場合、設問 D-10 へお進みください。)

- 現在利用している
- 利用したことがある
- 利用したことがないが、計画がある
- 利用したことがないが、興味がある。
- 利用したことがなく、計画も興味もない
- その他(自由記述)

#### 設問 D-9.

設問 D-8 において、「開放特許情報 DB」を「現在利用している」、「利用したことがある」のいずれかを選択された場合にお答えください。

貴組織の「開放特許情報 DB Iの利用目的をお答えください。(複数回答可)

- 「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報の検索
- 「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報の登録
- その他(自由記述)

### 設問 D-10.

他組織が保有する特許であり、他組織が実施しておらず、ライセンスもされていない特許 (「未利用特許」) を、貴組織の事業で活用することに興味がありますか? (択一)

(「興味がある」を選択された場合、設問 D-11 へお進みください。「興味がない」を選択された場合、設問 D-12 へお進みください。)

- 興味がある
- 興味がない

## 設問 D-11.

設問 D-10 において、「未利用特許」の活用に「興味がある」を選択された場合にお答えください。 「未利用特許」の活用を促進するために、貴組織が公的機関に期待することを選択してください。(複数回答可)

- 「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報を、とりまとめて提供すること
- 連携・協業を支援するコーディネーターの育成
- 検索等に関する費用の補助
- 地方公共団体による地方の中小企業 (ニーズ/シーズ) や大学の情報 (シーズ) 収集
- 企業のニーズを収集し、未利用特許とのマッチングを提案すること
- 特にない
- わからない
- その他(自由記述)

### 設問 D-12.

過去に INPIT が実施した、特許流通アドバイザーによる未利用特許の活用促進施策を含む「特許流通促進事業」※は、自治体への特許流通の環境整備において一定の成果をあげた一方で、費用対効果が見合わなかったことから、 2010 年度末に廃止されました。このこともふまえ、公的機関が特許流通を行うことの困難性はどこにあると思いますか? (複数回答可)

※「特許流通促進事業」とは、特許権者が実施もライセンスもしていない特許(「未利用特許」)の有効活用により特許流通を促進し新規産業の創出を図るため、1997 年から 2010 年度末にかけて INPIT が地域や民間における特許流通市場の自立化の支援を目的として推進した総合的な事業です。特許流通を円滑に進めるために、民間企業等の技術開発や知的財産権管理の場で豊富な経験を培ってきた専門家を派遣する「特許流通アドバイザー派遣事業」と、「開放特許」の情報を提供・活用促進するためのインフラを整備する「特許流通データベース整備事業」の二つの事業で構成されていました。

- 事業推進する組織のニーズを把握する能力の不足
- 民間ビジネスに対する理解不足
- 事業性評価の能力不足
- 資金調達支援組織との連携不足
- 特許以外のノウハウや人材等の移転に対する支援不足
- 個々の事案への対応に必要な柔軟性欠如
- わからない
- その他(自由記述)

アンケートは以上で終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

# 第4部 アンケート調査結果(全設問)

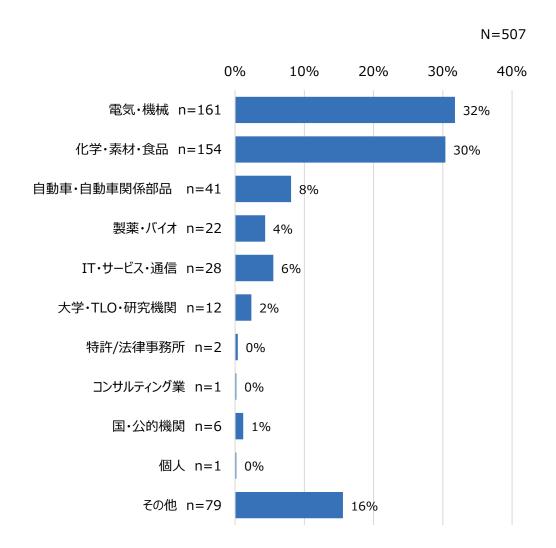
第1章 OI 推進者向けアンケート調査結果

- 1. アンケート調査結果
  - (1) 0I 推進者の概況
  - (i) 回答者の業種と民間企業の企業規模

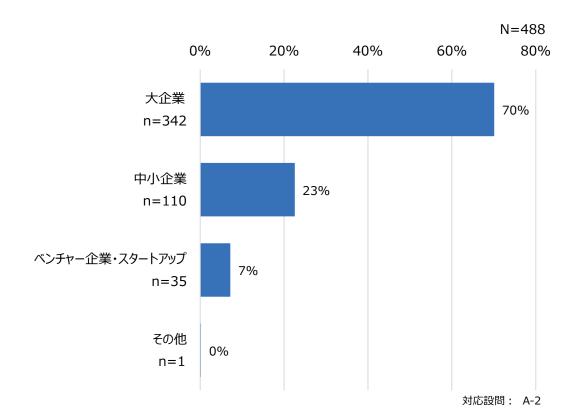
0I 推進者として回答頂いた民間企業の業種では、「電気・機械」で 32%、「化学・素材・食品」で 30%となっている。(図表 資料-14)

民間企業の企業規模では、「大企業」が 70%となっており、「中小企業」で 23%、「ベンチャー企業・スタートアップ」で 7%となっている。(図表 資料-15)

図表 資料-14: 回答者の業種(0I推進者、単一回答)



図表 資料-15: 回答者(企業の場合)の組織規模(0I推進者、単一回答)

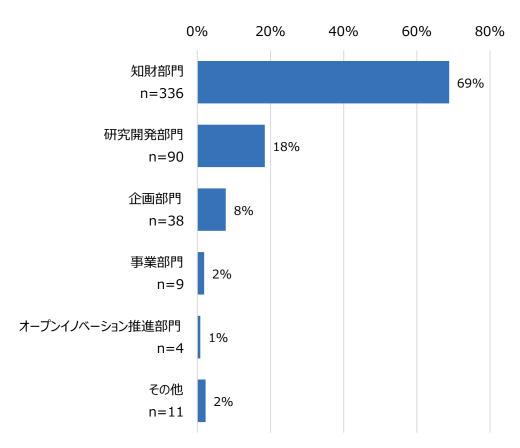


# (ii) 0I 推進者 回答者の所属部門

回答者の所属部門では、約7割が「知財部門」であった。(図表 資料-16)

図表 資料-16:回答者の所属部門 (0I 推進者、単一回答)

N = 488

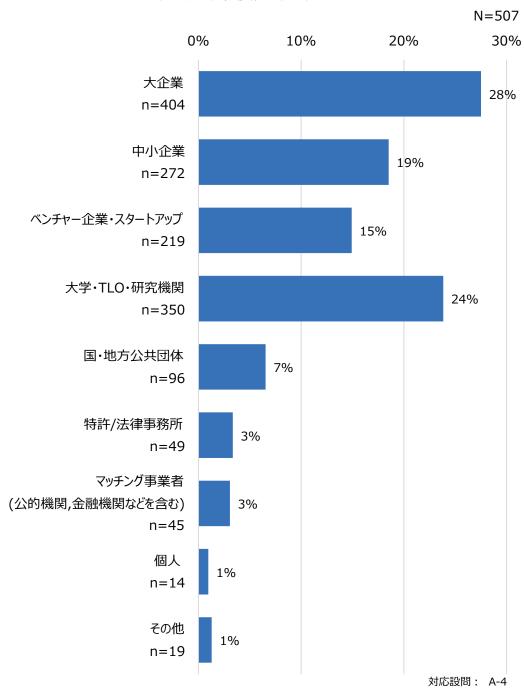


## (iii) 協業・連携先の組織と地域

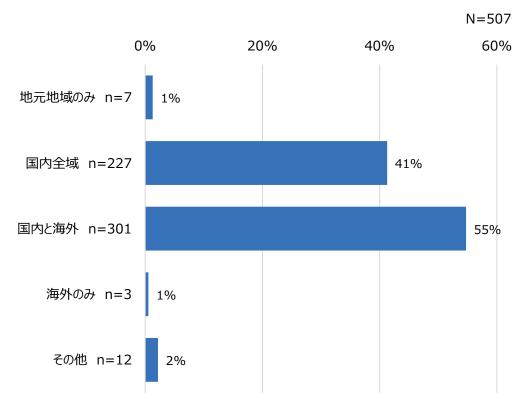
0I、ライセンス促進を目的とした協業・連携先の組織としては、「大企業」(28%)が 一番多く、次いで、「大学・TLO・研究機関」(24%)、「中小企業」(19%)となっている。 (図表 資料-17)

また、協業・連携先の地域としては、「国内と海外」が 55%となっており、次いで、「国内全域」が 41%となっている。(図表 資料-18)

図表 資料-17:0I、ライセンス促進を目的とした協業・連携先(組織) (0I 推進者、複数回答可)



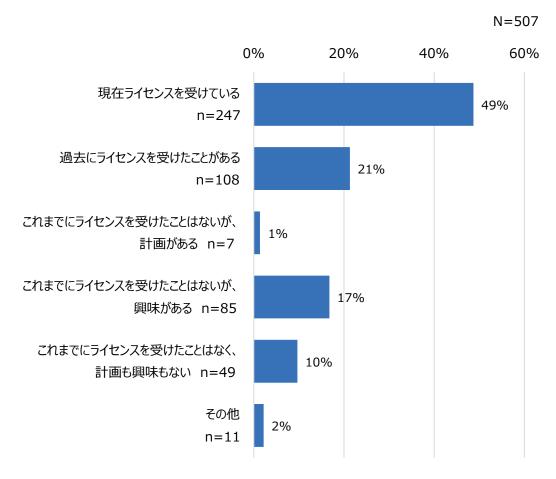
図表 資料-18: 0I、ライセンス促進を目的とした協業・連携先(地域) (0I 推進者、複数回答可)



## (iv) 他組織が保有する特許のライセンス許諾受けの経験

他組織から特許のライセンス許諾を受けている、過去に受けたことがあるのは全体の 7割となっている。(図表 資料-19)

図表 資料-19:他組織が保有する特許のライセンス許諾受けの経験(OI推進者、単一回答)

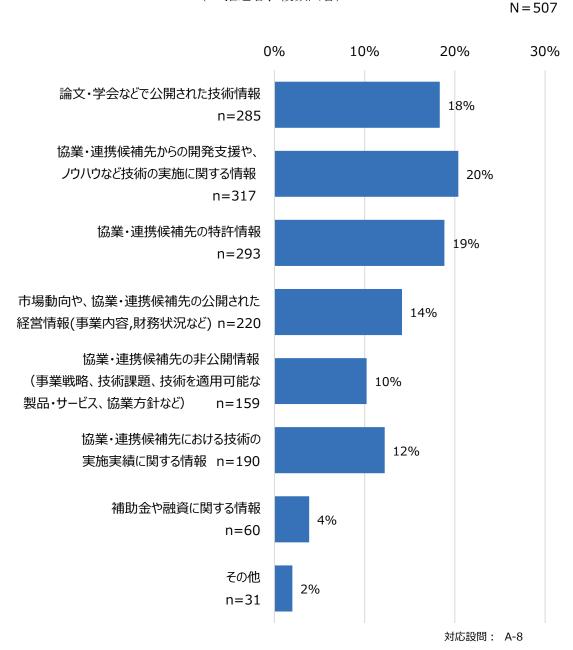


#### (2) 01、ライセンスの促進に必要となる情報

#### (i) 0I、ライセンス促進のために入手している情報の種類

0I 推進者が 0I、ライセンス促進のために入手している情報のうち、一番多いのが、「協業・連携候補先からの開発支援やノウハウなど技術の実施に関する情報」(20%)であり、次いで、「協業・連携候補先の特許情報)」(19%)、「論文・学会などで公開された技術情報」(18%) となっている。(図表 資料-20)

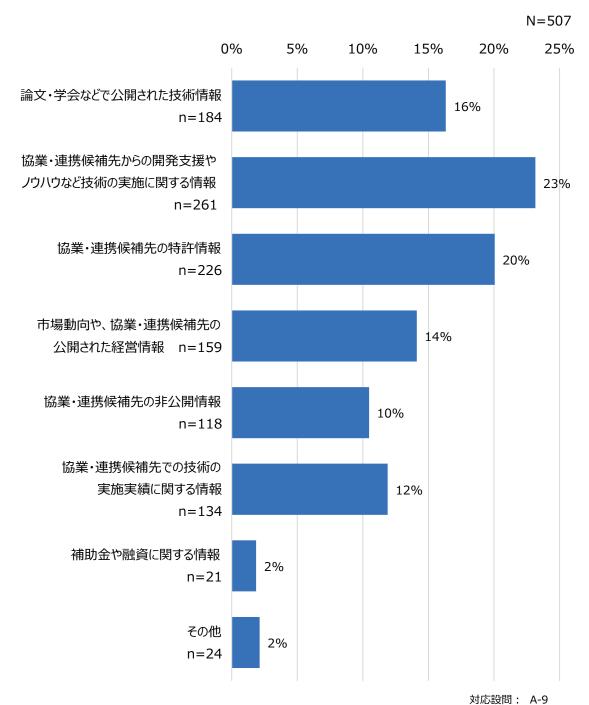
図表 資料-20:0I、ライセンス促進のために利活用している情報の種類 (0I 推進者、複数回答)



# (ii) OI、ライセンス促進を行ううえで契機となる情報の種類

OI 推進者が、OI、ライセンス促進を行ううえで契機となる情報の種類は、「協業・連 携候補先からの開発支援やノウハウなど技術の実施に関する情報」(23%)が一番多く、 次いで、「協業・連携候補先の特許情報」(20%)、「論文・学会などで公開された技術情 報」(16%) となっている。(図表 資料-21)

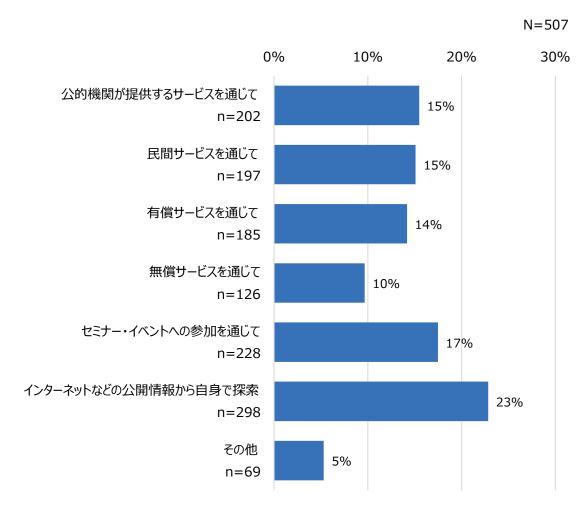
図表 資料-21:協業・連携を検討するうえで契機となる情報の種類(0I推進者、複数回答)



## (iii) 情報の入手手段

0I 推進者が、他組織の 0I、開放特許に関する情報の入手を行う際に、「インターネットなどの公開情報から自身で探索」(23%)が一番多く、次いで、「セミナー・イベントへの参加」(17%)となっている。(図表 資料-22)

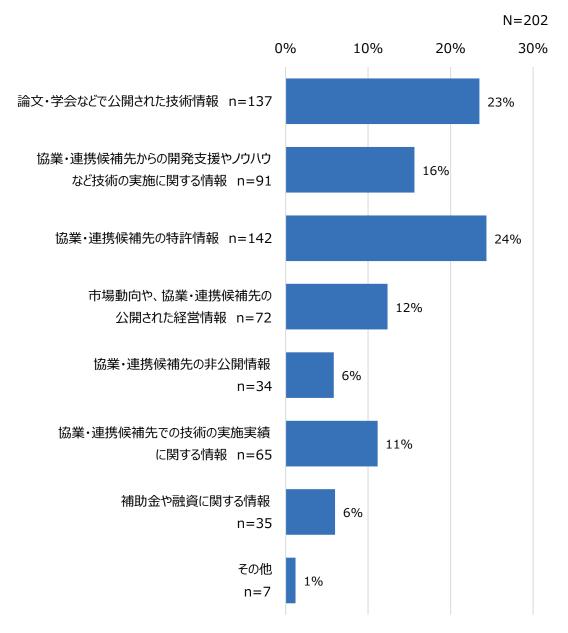
図表 資料-22:他組織の OI、開放特許に関する情報の入手手段(OI 推進者、複数回答)



## (iv) OI 推進者が公的機関より入手している情報

0I 推進者が公的機関より入手している情報のうち、一番多いのが「協業・連携候補の特許情報」(24%)であり、次いで、「論文・学会などで公開された技術情報」(23%)となっている。(図表 資料-23)

図表 資料-23:公的機関より入手している情報の種類(OI推進者、複数回答)

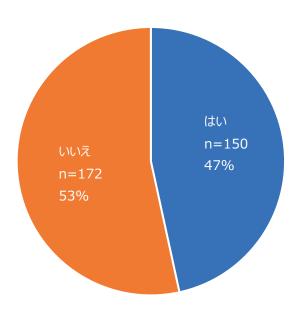


# (v) 0I 推進者が入手する情報における開放特許情報の有無

0I 推進者が公的機関より入手している「協業・連携候補の特許情報」のうち、開放特許情報を含むとしているのは 47%となっている。(図表 資料-24)

図表 資料-24: 入手情報における開放特許情報の有無 (OI 推進者、単一回答)

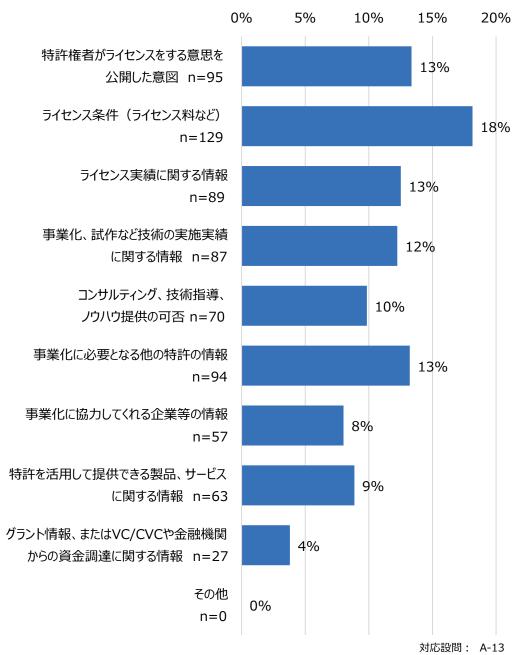
N = 322



# (vi) 0I、ライセンス促進を行ううえで有用な情報の種類

0I 推進者にとって、0I、ライセンス促進を行ううえで、開放特許情報のうち、特許の公開情報以外で有用な情報の種類としては、「ライセンス条件(ライセンス料など)」 (18%) であり、次いで「特許権者がライセンスをする意思を公開した意図」、「ライセンス実績に関する情報」、「事業化に必要となる他の特許の情報」(いずれも 13%)、「事業化、試作など技術の実施実績に関する情報」(12%)となっている。(図表 資料-25)

図表 資料-25: 開放特許情報以外に 0I、ライセンス促進に有用な情報の種類 (0I 推進者、複数回答) N=150



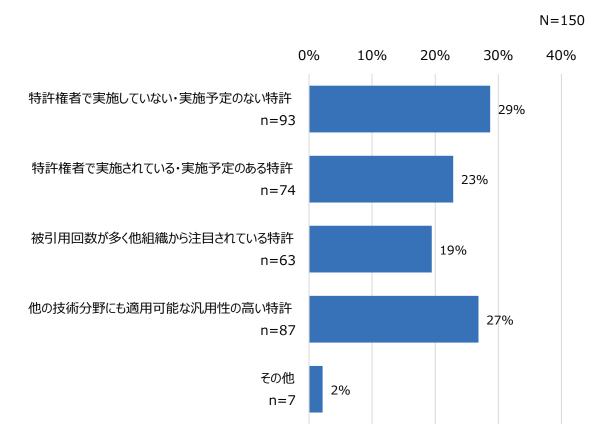
公募等により採択された研究開発に対して提供される補助金や助成金の情報

\*グラント情報:

## (vii) OI 推進者にとって活用し易い開放特許の種類

0I 推進者にとって活用し易い開放特許は、「特許権者で実施していない・実施予定のない特許」(29%)、「他の技術分野にも適用可能な汎用性の高い特許」(27%) となっている。(図表 資料-26)

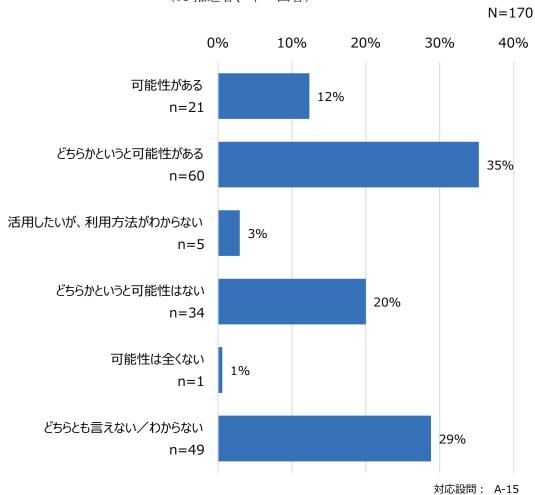
図表 資料-26:0I 推進者にとって活用し易い開放特許の種類(0I 推進者、複数回答)



# (viii) OI、ライセンス促進を行ううえで開放特許情報を活用する可能性

公的機関より入手している「協業・連携候補の特許情報」のうち、開放特許情報を含まないとしている 0I 推進者のうち、今後、他組織の 0I、ライセンス促進などを進めるうえで、開放特許情報を活用する「可能性がある」、「どちらかというと活用する可能性がある」、「活用したいが、利用方法がわからない」が 5割となっている。(図表 資料-27)

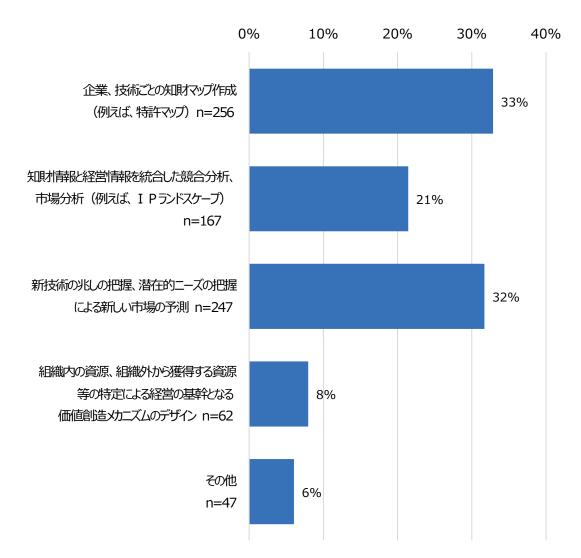
図表 資料-27:0I、ライセンス促進を行ううえで開放特許情報を活用する可能性 (0I 推進者、単一回答)



### (ix) OI、ライセンス促進を目的に入手した情報の活用方法

0I 推進者が、0I、ライセンス促進を目的として入手した情報の活用方法としては、「企業、技術ごとの知財マップ作成(特許マップなど)」(33%)、「新技術の兆しの把握、潜在的ニーズの把握による新しい市場の予測」(32%) となっている。(図表 資料-28)

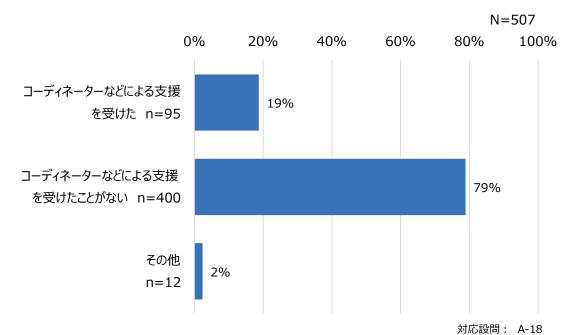
図表 資料-28:0I、ライセンス促進を目的に入手した情報の活用方法(0I 推進者、複数回答) N=507



- (3) OI、ライセンスの促進とコーディネーターなどによる支援
- (i) コーディネーターによる支援の利用経験

0I、ライセンス促進において、他組織との協業・連携の検討を行う際に、コーディネーターなどによる支援を受けたのは 19%となっている。(図表 資料-29)

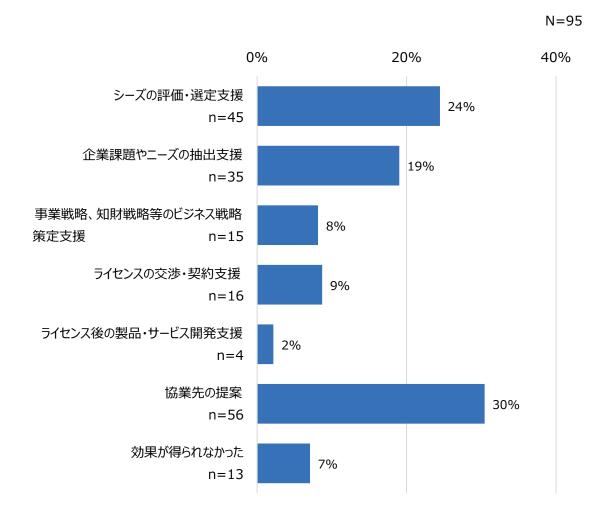
図表 資料-29:コーディネーターによる支援の利用経験(OI 推進者、単一回答)



# (ii) コーディネーターの支援によって得られた効果

コーディネーターによる支援で得られた効果として、一番多かったのが「協業先の提案」(30%)であり、次いで、「シーズの評価・選定支援」(24%)となっている。逆に「効果が得られなかった」のは7%であった。(図表 資料-30)

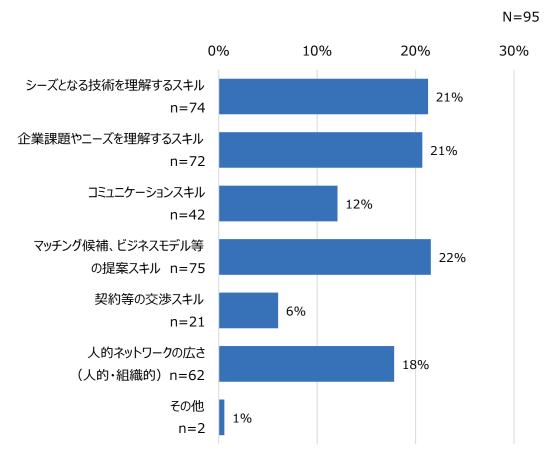
図表 資料-30:コーディネーターの支援によって得られた効果 (OI 推進者、複数回答)



### (iii) コーディネーターに求めるスキル

「コーディネーターなどによる支援を受けた」ことがある方々が、コーディネーターに求めるスキルとしては、「マッチング候補、ビジネスモデル等の提案スキル」(22%)、「シーズとなる技術を理解するスキル」、「企業課題やニーズを理解するスキル」(いずれも21%)、「人的ネットワークの広さ(人的・組織的)」(18%)と多岐にわたっている。(図表 資料-31)

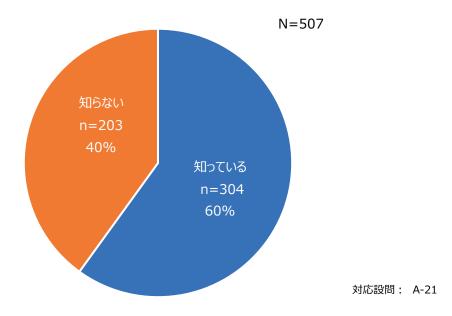
図表 資料-31:コーディネーターに求めるスキル (OI 推進者、複数回答)



- (4) 01、ライセンスの促進に向けて公的機関に求める役割
- (i) 開放特許情報 DB の認知度

0I 推進者のうち、INPIT が提供する「開放特許情報 DB」を知っているのは、全体の 6 割であった。(図表 資料-32)

図表 資料-32: 開放特許情報 DB の認知度 (0I 推進者、単一回答)



# (ii) 開放特許情報 DB の利用経験

「開放特許情報 DB」を「知っている」と回答された方のうち、開放特許情報の登録や検索などで、「開放特許情報 DB」を「現在利用している」、「利用したことがある」のは約3割である。(図表 資料-33)

N = 3040% 20% 10% 30% 40% 現在利用している 6% n = 18利用したことがある 23% n = 70利用したことがないが、計画がある 1% 利用したことがないが、興味がある 38% n=116 利用したことがなく、計画も興味もない 30% n=90 その他 2% n=7

図表 資料-33: 開放特許情報 DB の利用経験(OI 推進者、単一回答)

#### (iii) 開放特許情報 DB の利用目的

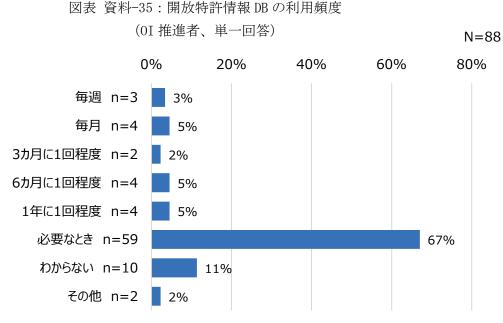
「開放特許情報 DB」を「現在利用している」、「利用したことがある」方が、「開放特 許情報 DB」を利用する目的としては、「他組織の「ライセンスをする意思を公開してい る特許」の情報の検索」のためが最も多く59%となっている。(図表 資料-34)

N = 880% 20% 40% 60% 80% 他組織の「ライセンスをする意思を公開している特許」 59% の情報の検索 n=60 他組織の「ライセンスをする意思を公開している特許」 22% の情報のウォッチング n=22 その他 19% n=19 対応設問: A-23

図表 資料-34: 開放特許情報 DB を利用する目的(0I 推進者、複数回答)

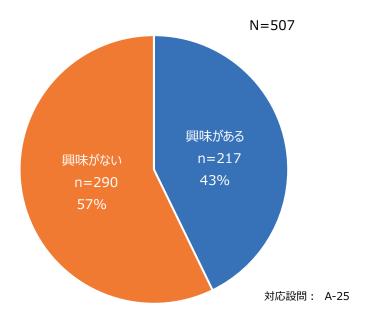
#### (iv) 開放特許情報 DB の情報の利用頻度

OI 推進者が、開放特許情報 DB で情報を検索するなど利用する頻度は、「必要なとき」 が 67%となっている。(図表 資料-35)



(v) 0I 推進者における、他組織が保有する未利用特許の活用への興味 0I 推進者が、他組織が保有する未利用特許を自組織の事業で活用することに興味があ るのは 43%となっている。(図表 資料-36)

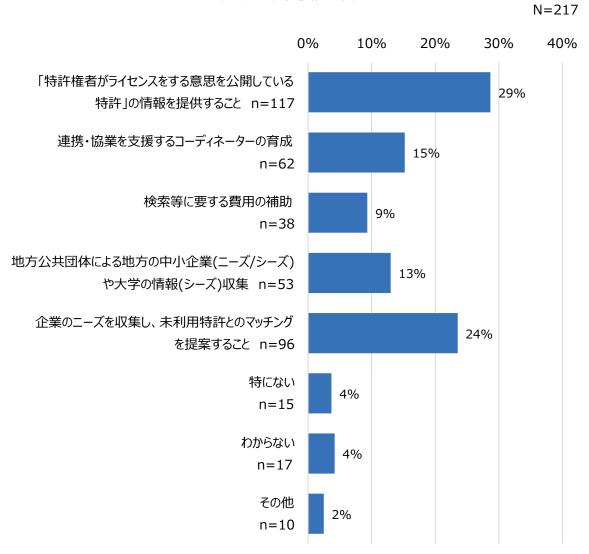
図表 資料-36:他組織が保有する未利用特許の活用への興味(OI推進者、単一回答)



#### (vi) 未利用特許の活用促進のために公的機関に期待すること

0I 推進者が、未利用特許の活用に「興味がある」場合に、未利用特許の活用を促進するために、公的機関に期待することとしては、「「特許権者がライセンスする意思を公開している特許」の情報をとりまとめて提供すること」(29%)が一番多い。(図表 資料-37)

図表 資料-37:未利用特許の活用促進のために公的機関に期待すること (01 推進者、複数回答)



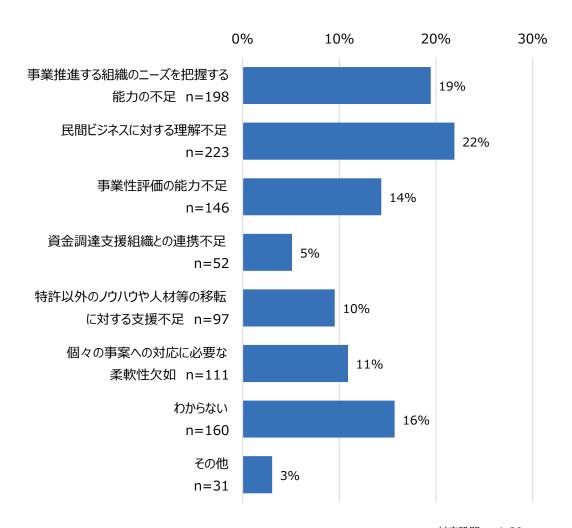
対応設問: A-26

#### (vi) 公的機関が特許流通を行うことの困難性

公的機関が特許流通を行うことの困難性としては、「民間ビジネスに対する理解不足」(22%)、「事業推進する組織のニーズを把握する能力の不足」、(19%) が挙げられている。(図表 資料-38)

図表 資料-38:公的機関が特許流通を行うことの困難性(OI 推進者、複数回答)

N = 507



対応設問: A-28

#### 第2章 知財活用情報提供者向けアンケート調査結果

#### 1. アンケート調査結果

- (1) 知財活用情報提供者の概況
- (i) 回答者の業種と民間企業の企業規模

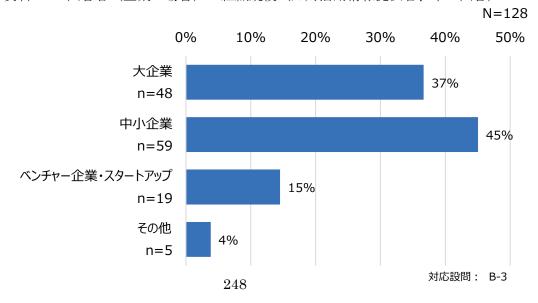
開放特許情報 DB に有効特許を登録しているのは、「大学・TLO・研究機関」が全体の 44%を占めており、突出して多かった。(図表 資料-39)

民間企業の企業規模では、「中小企業」が 45%、次いで「大企業」が 37%であった。 (図表 資料-40)

N = 3270% 10% 20% 30% 40% 50% 電気・機械 n=39 12% 化学·素材·食品 n=23 自動車·自動車関係部品 n=8 2% 製薬・バイオ n=7 2% IT・サービス・通信 n=12 4% 大学·TLO·研究機関 n=145 44% 特許/法律事務所 n=2 1% コンサルティング業 n=7 2% 国·公的機関 n=52 16% 個人 n=2 1% その他 n=30 9%

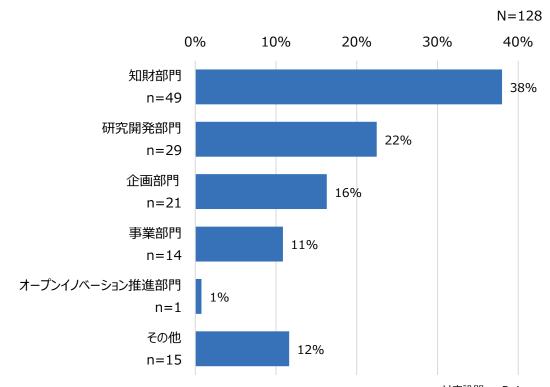
図表 資料-39:回答者の業種(知財活用情報提供者、単一回答)

図表 資料-40:回答者(企業の場合)の組織規模(知財活用情報提供者、単一回答)



# (ii) 知財活用情報提供者 回答者の所属部門 回答者の所属部門では、約4割が「知財部門」であった。(図表 資料-41)

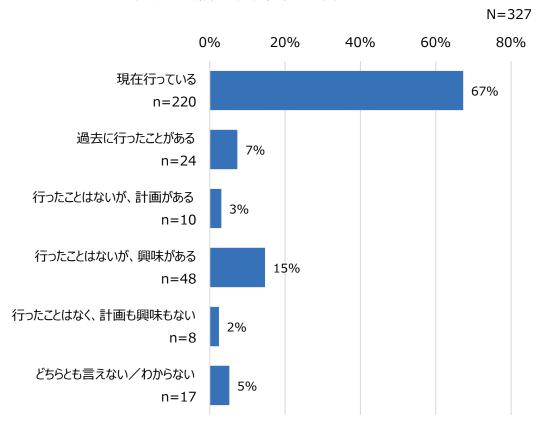
図表 資料-41:回答者の所属部門(知財活用情報提供者、単一回答)



#### (iii) 他組織との協業・連携の経験

他組織との協業・連携を「現在行っている」のが67%、「過去に行ったことがある」が7%と、全体の約4分の3は、他組織との協業・連携の経験がある。(図表 資料-42)

図表 資料-42:0I、ライセンス促進を目的とした他組織との協業・連携の経験 (知財活用情報提供者、単一回答)

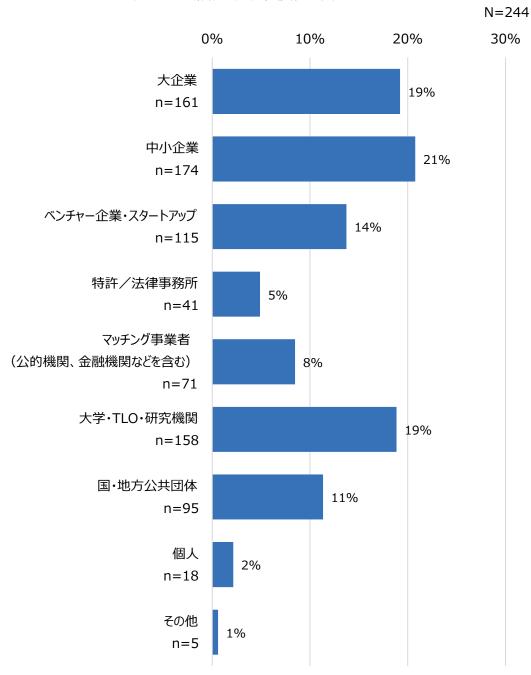


#### (iv)協業・連携先の組織と地域

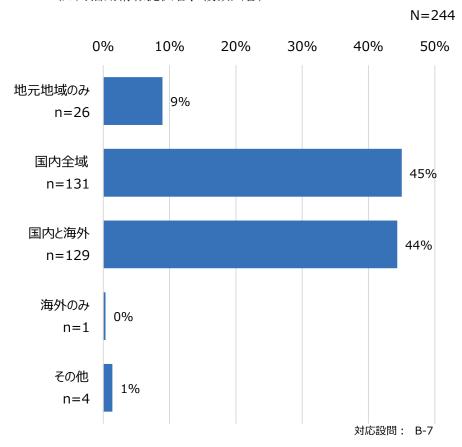
0I、ライセンス促進を目的とした協業・連携先の組織としては、「中小企業」が21%、「大企業」が19%、「大学・TLO・研究機関」が19%と、それぞれ約2割程度となっている。(図表 資料-43)

また、協業・連携先の地域としては、「国内全域」が 45%、「国内と海外」が 44%と同程度であった。(図表 資料-44)

図表 資料-43:0I、ライセンス促進を目的とした協業・連携先(組織) (知財活用情報提供者、複数回答)



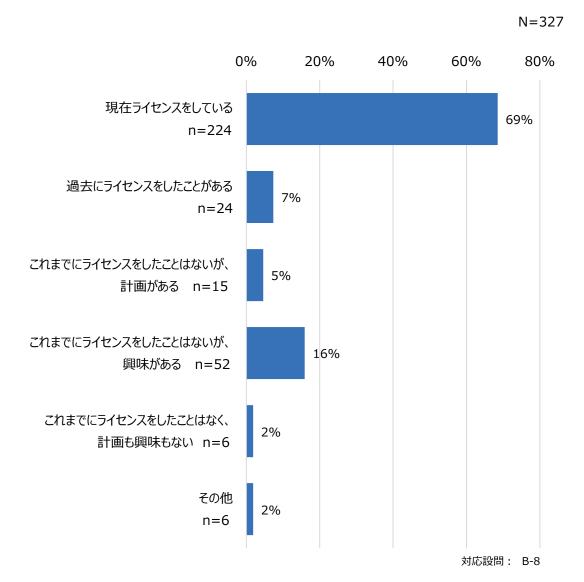
図表 資料-44:0I、ライセンス促進を目的とした協業・連携先(地域) (知財活用情報提供者、複数回答)



# (v) 自組織で保有している特許のライセンスの経験

特許ライセンスを行っている、過去に行った経験があるのは全体の約4分の3となっている。(図表 資料-45)

図表 資料-45: 自組織保有特許のライセンスの経験(知財活用情報提供者、単一回答)



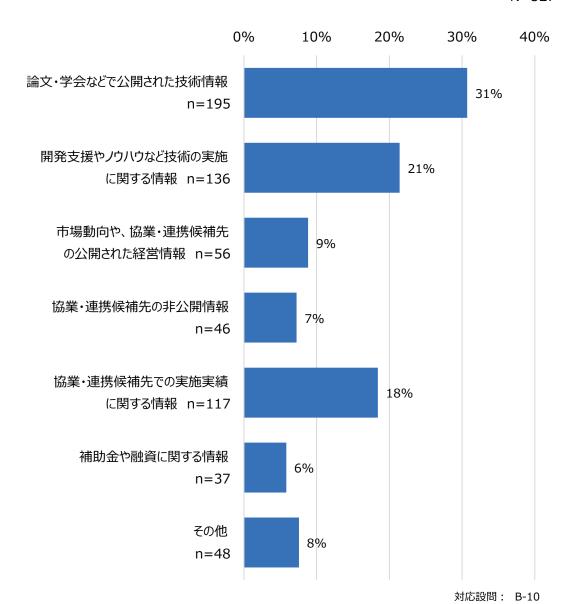
#### (2) 01、ライセンスの促進に必要となる情報

#### (i) 開放特許情報以外に利活用している情報

開放特許に関する情報以外では、「論文・学会などで公開された技術情報」が31%と一番多く、次いで、「開発支援やノウハウなど技術の実施に関する情報」が21%、「協業・連携候補先での実施実績に関する情報」が18%であった。(図表 資料-46)

図表 資料-46:0I、ライセンス促進のために開放特許情報以外に利活用している情報 (知財活用情報提供者、複数回答)



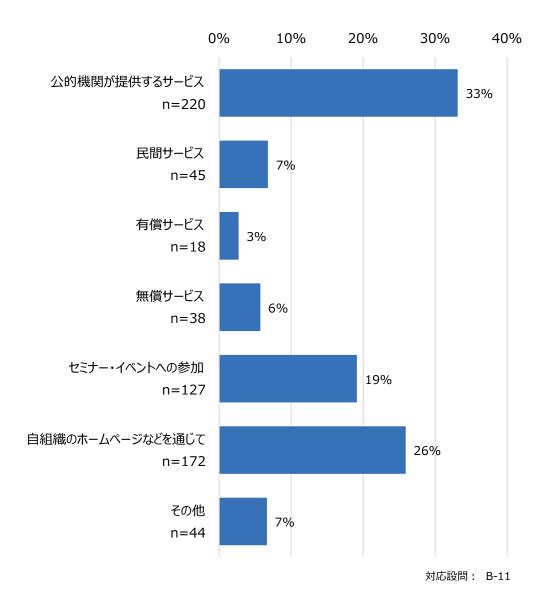


#### (ii) 開放特許の情報提供手段

開放特許に関する情報を提供する手段として、一番多かったのが「公的機関が提供するサービス」で33%であり、次いで「自組織のホームページなどを通じて」が26%、「セミナー・イベントへの参加」が19%となっている。(図表 資料-47)

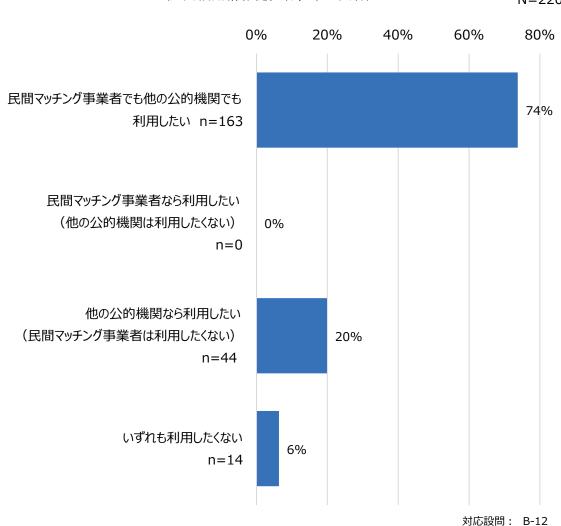
図表 資料-47: 開放特許の情報提供手段(知財活用情報提供者、複数回答)

N = 327



(iii) 利用中の公的機関のサービス以外に開放特許情報を取扱う場合の利用可能性「公的機関が提供するサービス」を通じて開放特許に関する情報を提供している方のうち74%が、民間のマッチング事業者や他の公的機関などが運営する類似のサービスの利用を希望している。(図表 資料-48)

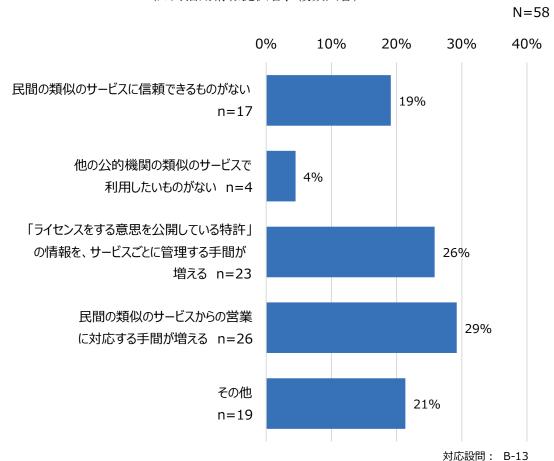
図表 資料-48:公的機関以外に民間事業者が開放特許情報を取扱う場合の利用可能性 (知財活用情報提供者、単一回答) N=220



# (iv) 利用中の公的機関のサービス以外に利用したくない理由

利用中の公的機関のサービス以外に利用したくない理由としては、手間が増えることから敬遠する意見が多い。(図表 資料-49)

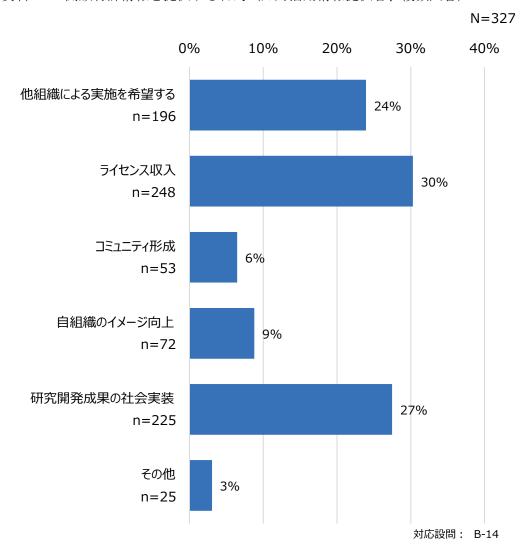
図表 資料-49:公的機関、民間事業者にて開放特許情報を利用しない理由 (知財活用情報提供者、複数回答)



# (v) 開放特許情報を提供する目的

開放特許情報を提供する目的として、一番多いのが「ライセンス収入」の30%であり、次いで、「研究開発成果の社会実装」が27%、「他組織による実施を希望する」が24%となっている。(図表 資料-50)

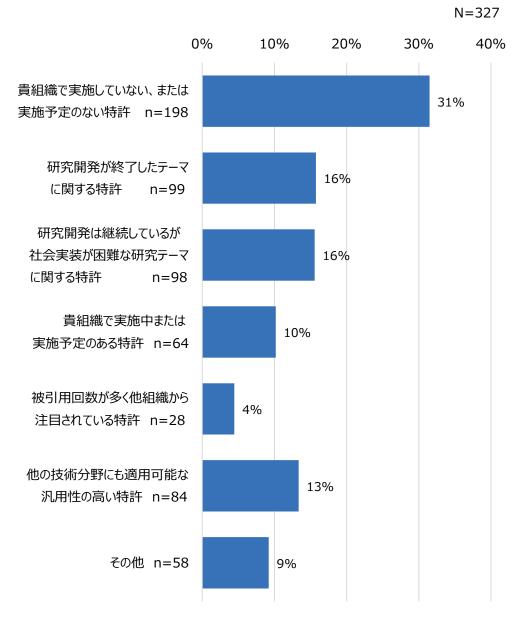
図表 資料-50: 開放特許情報を提供する目的(知財活用情報提供者、複数回答)



#### (vi) 特許開放を行っている特許の種類

特許開放を行っている特許の種類としては、「自組織で実施していない、または実施予定のない特許」が31%となっており、次いで、「研究開発が終了したテーマに関する特許」、「研究開発は継続しているが、社会実装が困難な研究テーマに関する特許」(いずれも16%)となっている。(図表 資料-51)

図表 資料-51:特許開放を行っている特許の種類(知財活用情報提供者、複数回答)



#### (vii) 特許開放を行うタイミング

特許開放を行うタイミングとしては、「特にタイミングはない」が 21%と一番多く、次に多かったのが「出願公開時」(19%) となっている。(図表 資料-52)

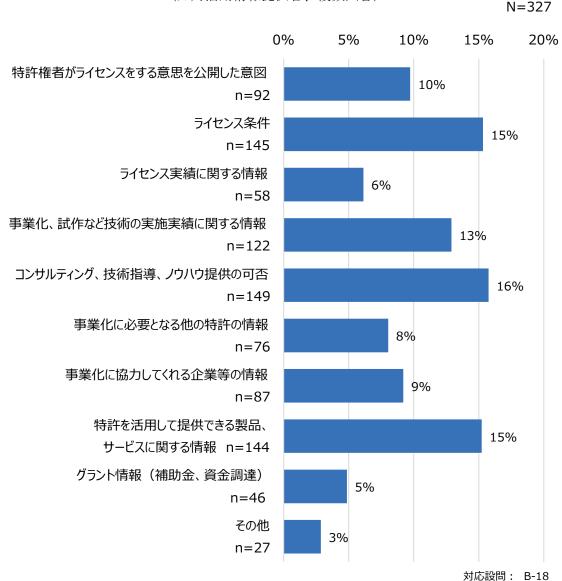
図表 資料-52:特許開放を行うタイミング (知財活用情報提供者、複数回答)

N = 3270% 10% 20% 30% 研究開発から出願までの期間 5% n = 26出願時 13% n=68 出願公開時 19% n = 102貴組織で技術を実施しないと 11% 判断したとき n=61 保有する特許の棚卸時 12% n=64 社会実装先が見つからなかったとき 12% n=65 特にタイミングはない 21% n=112 その他 7% n=39 対応設問: B-16

#### (viii) 開放特許情報以外に、OI、ライセンス促進に有用な情報

開放特許情報以外に、0I、ライセンス促進に有用な情報として一番多かったのが、「コンサルティング、技術指導、ノウハウ提供の可否」(16%)であり、次いで、「ライセンス条件」、「特許を活用して提供できる製品、サービスに関する情報」(いずれも15%)が、有用な情報として挙げられている。(図表 資料-53)

図表 資料-53: 開放特許情報以外に 0I、ライセンス促進に有用な情報の種類 (知財活用情報提供者、複数回答)



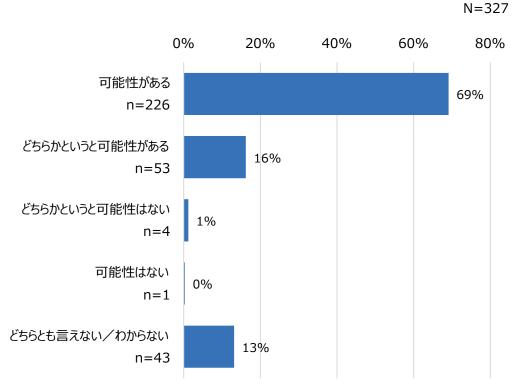
\*グラント情報:

公募等により採択された研究開発に対して提供される補助金や助成金の情報

#### (ix) 開放特許情報を今後も提供する可能性

開放特許情報を今後も提供する「可能性がある」、「どちらかというと可能性がある」 のは、全体の85%に上る。(図表 資料-54)

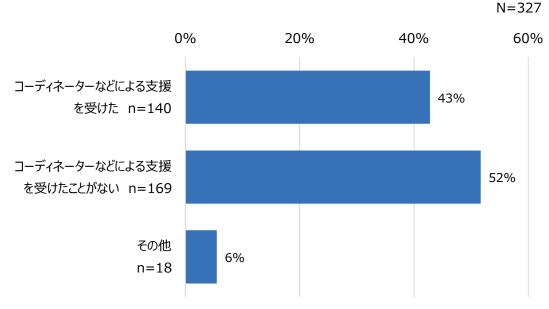
図表 資料-54: 開放特許情報を今後も提供する可能性(知財活用情報提供者、単一回答)



- (3) 01、ライセンスの促進とコーディネーターなどによる支援
- (i) コーディネーターによる支援の利用経験

0I、ライセンス促進において、他組織との協業・連携の検討を行う際に、コーディネーターなどによる支援を受けたのは 43%となっている。(図表 資料-55)

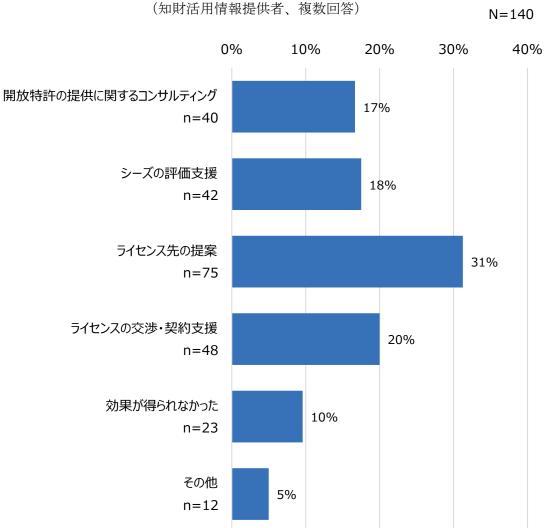
図表 資料-55: コーディネーターによる支援の利用経験(知財活用情報提供者、単一回答)



# (ii) コーディネーターの支援によって得られた効果

コーディネーターによる支援で得られた効果として、一番多かったのが「ライセンス 先の提案」(31%)であり、次いで、「ライセンスの交渉・契約支援」(20%)となってい る。逆に「効果が得られなかった」のは10%であった。(図表 資料-56)

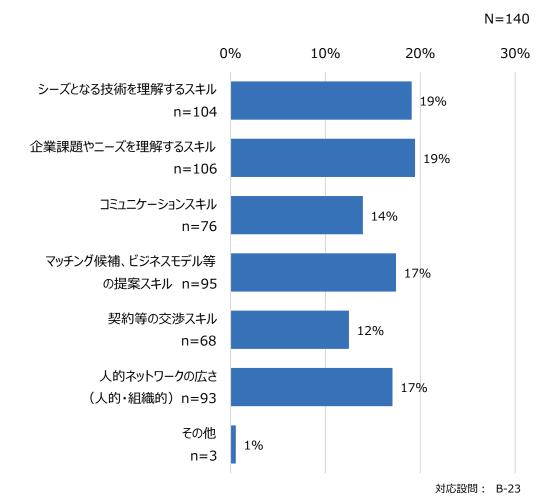
図表 資料-56: コーディネーターの支援によって得られた効果 (知財活用情報提供者、複数回答)



#### (iii) コーディネーターに求めるスキル

「コーディネーターなどによる支援を受けた」ことがある方々が、コーディネーターに求めるスキルとしては、「シーズとなる技術を理解するスキル」、「企業課題やニーズを理解するスキル」(いずれも 19%)、「マッチング候補、ビジネスモデル等の提案スキル」、「人的ネットワークの広さ(人的・組織的)」(いずれも 17%)と多岐にわたっている。(図表 資料-57)

図表 資料-57: コーディネーターに求めるスキル (知財活用情報提供者、複数回答)

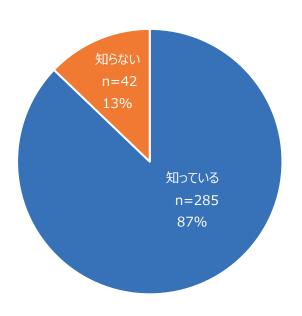


- (4) 01、ライセンスの促進に向けて公的機関に求める役割
- (i) 開放特許情報 DB の認知度

知財活用情報提供者のうち、INPIT が提供する「開放特許情報 DB」を知っているのは、全体の 87%であった。(図表 資料-58)

図表 資料-58: 開放特許情報 DB の認知度 (知財活用情報提供者、単一回答)

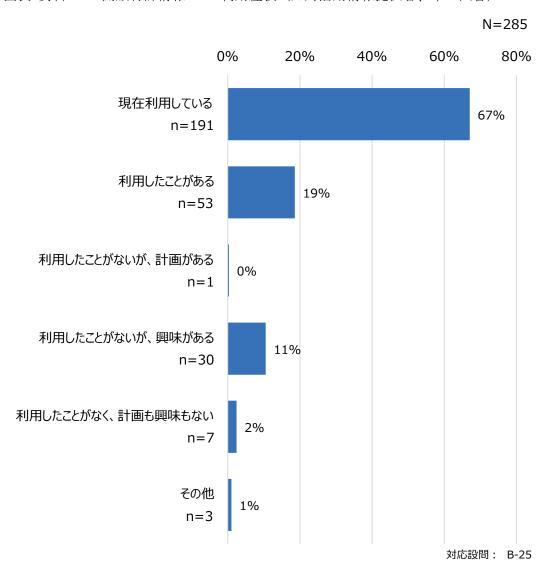
N=327



#### (ii) 開放特許情報 DB の利用経験

「開放特許情報 DB」を「知っている」と回答された方のうち、開放特許情報の登録や検索などで、「開放特許情報 DB」を「現在利用している」、「利用したことがある」のは86%となっている。(図表 資料-59)

図表 資料-59: 開放特許情報 DB の利用経験(知財活用情報提供者、単一回答)



#### (iii) 開放特許情報 DB の利用目的

「開放特許情報 DB」を「現在利用している」、「利用したことがある」方が、「開放特許情報 DB」を利用する目的としては、「自組織の「ライセンスをする意思を公開している特許」の情報の登録」のためが最も多く83%となっている。(図表 資料-60)

図表 資料-60: 開放特許情報 DB を利用する目的(知財活用情報提供者、複数回答)

| 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100%

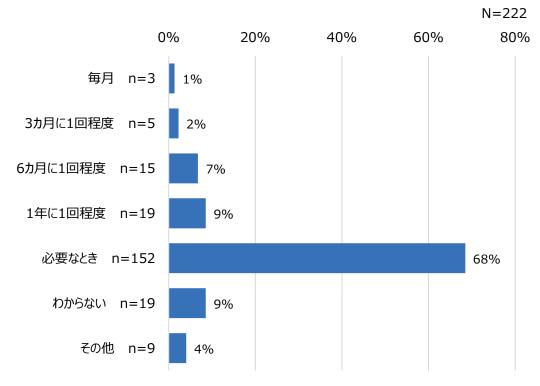
対応設問: B-26

N=244

# (iv) 開放特許情報 DB への開放特許情報の登録頻度

知財活用情報提供者が、開放特許情報 DB に情報を登録する頻度は、「必要なとき」が 約7割となっている。(図表 資料-61)

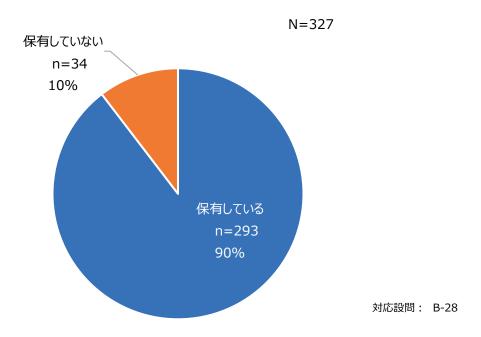
図表 資料-61: 開放特許情報 DB への開放特許情報の登録頻度 (知財活用情報提供者、単一回答)



# (v) 未利用特許の保有の有無

全体の9割が、自組織で実施しておらずライセンスも行っていない未利用特許を保有している。(図表 資料-62)

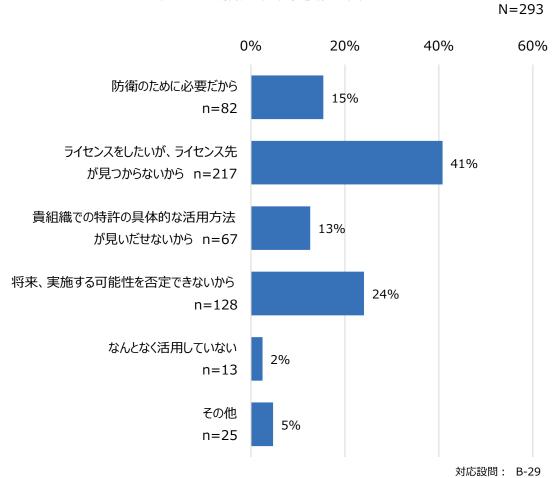
図表 資料-62:未利用特許の保有の有無(知財活用情報提供者、単一回答)



# (vi) 未利用特許を活用しない/活用できていない理由

未利用特許を「保有している」方のうち、未利用特許を活用しない/活用できていない理由として一番多かったのが、「ライセンスしたいが、ライセンス先が見つからないから」(41%)であり、次いで、「将来、実施する可能性を否定できないから」(24%)となっている。(図表 資料-63)

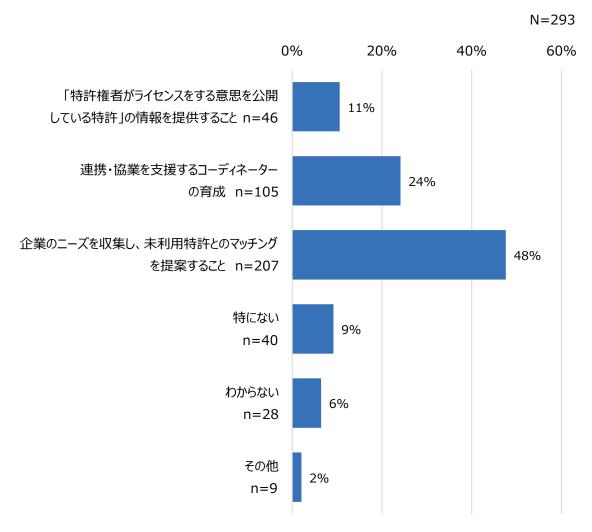
図表 資料-63:未利用特許を活用しない/活用できていない理由 (知財活用情報提供者、複数回答)



#### (vii) 未利用特許の活用促進のために公的機関に期待すること

未利用特許を「保有している」方が、未利用特許の活用を促進するために、公的機関に期待することとして、「企業のニーズを収集し、未利用特許とのマッチングを提案すること」(48%)が一番多い。(図表 資料-64)

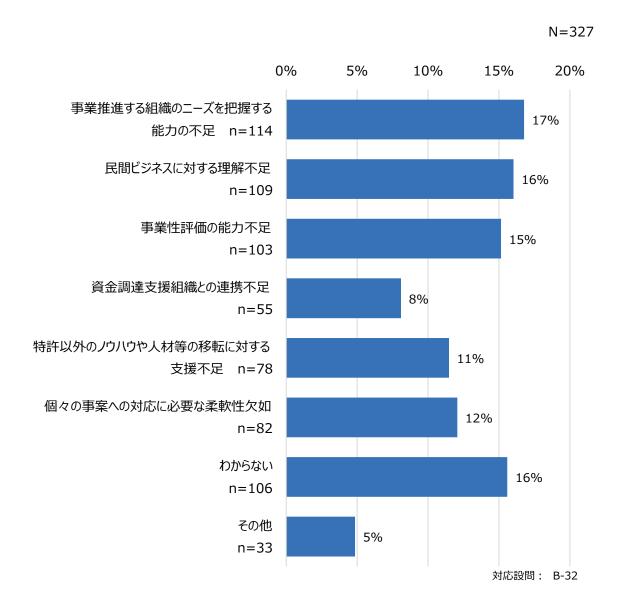
図表 資料-64:未利用特許の活用促進のために公的機関に期待すること (知財活用情報提供者、複数回答)



#### (viii) 公的機関が特許流通を行うことの困難性

公的機関が特許流通を行うことの困難性としては、「事業推進する組織のニーズを把握する能力の不足」(17%)、「民間ビジネスに対する理解不足」、「わからない」(いずれも 16%)、「事業性評価の能力不足」(15%)が挙げられている。(図表 資料-65)

図表 資料-65:公的機関が特許流通を行うことの困難性(知財活用情報提供者、複数回答)

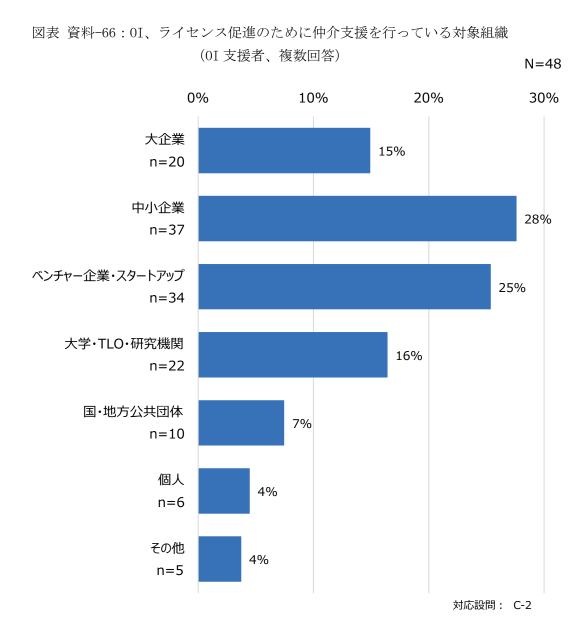


#### 第3章 OI 支援者向けアンケート調査結果

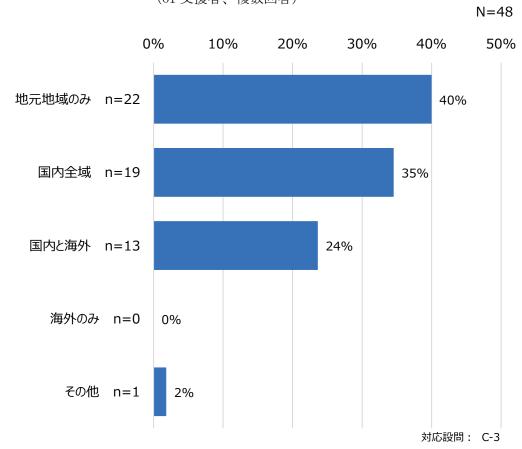
#### 1. アンケート調査結果

- (1) 0I 支援者の概況
- (i) 0I、ライセンス促進のために仲介支援を行っている対象組織と地域 0I支援者において、0I、ライセンス促進のために仲介支援を行っている対象組織は、「中小企業」が28%と一番多く、次いで、「ベンチャー企業・スタートアップ」の25%となっている。(図表 資料-66)

また、仲介支援を行っている対象地域としては、「地元地域のみ」が 40%と一番多く、「国内全域」(35%)、「国内と海外」(24%) の順となっている。(図表 資料-67)



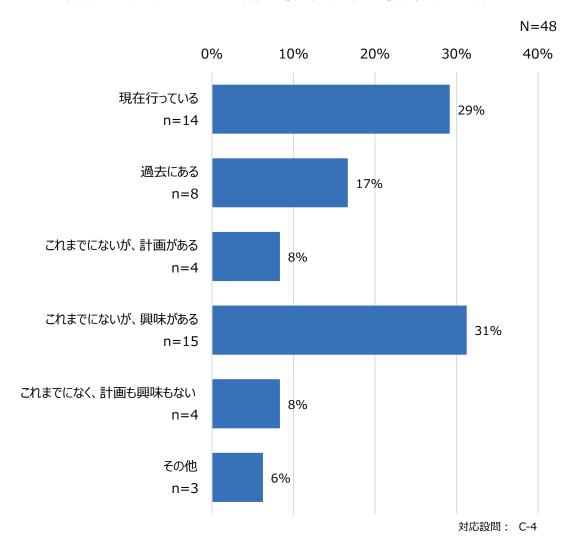
図表 資料-67:0I、ライセンス促進のために仲介支援を行っている対象地域 (0I 支援者、複数回答)



# (ii) 他組織が保有する特許のライセンスの仲介支援の経験

0I 支援者において、他組織が保有する特許のライセンスを仲介支援した経験について、「現在行っている」(29%)、「過去にある」(17%) と、全体の 46%が、特許のライセンスの仲介支援を行った経験がある。(図表 資料-68)

図表 資料-68:特許ライセンスの仲介支援の経験(0I支援者、単一回答)

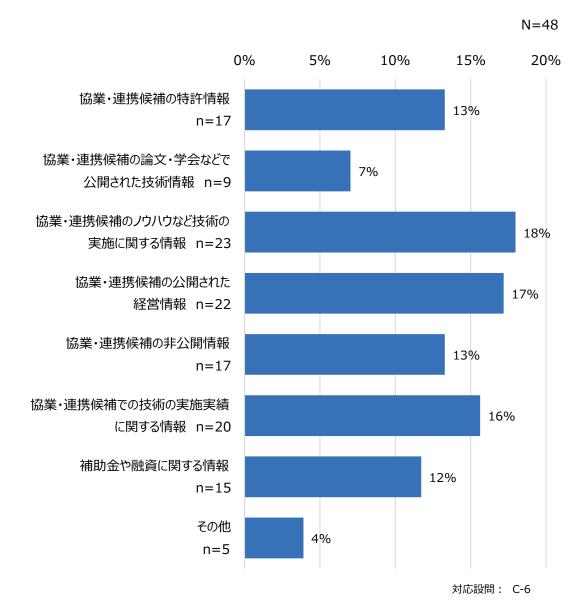


#### (2) 01、ライセンス促進の支援に必要となる情報

#### (i) 0I、ライセンス促進の支援のために入手している情報の種類

0I 支援者が 0I、ライセンス促進の支援のために入手している情報のうち、一番多いのが、「協業・連携候補のノウハウなど技術の実施に関する情報」(18%) であり、次いで、「協業・連携候補の公開された経営情報」(17%)、「協業・連携候補での技術の実施 実績に関する情報」(16%) となっている。(図表 資料-69)

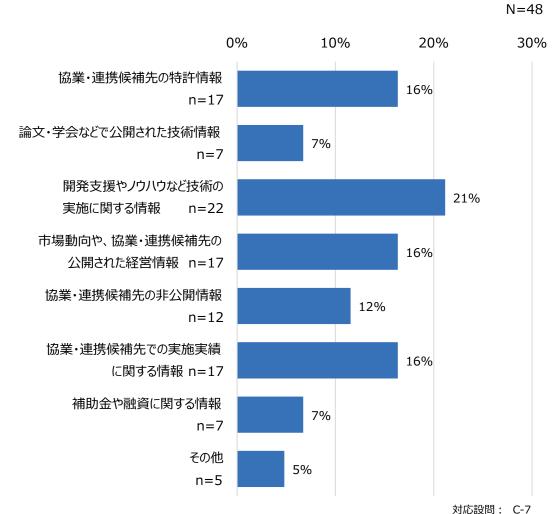
図表 資料-69:0I、ライセンス促進のために入手する情報の種類(0I 支援者、複数回答)



# (ii) 0I、ライセンス促進の仲介支援を行ううえで契機となる情報の種類 0I 支援者が、0I、ライセンス促進の仲介支援を行ううえで、契機となる情報の種類 は、「開発支援やノウハウなど技術の実施に関する情報」(21%) が一番多く、次いで、 「協業・連携候補先の特許情報」、「市場動向や、協業・連携候補先の公開された経営情

「協業・連携候補先の特計情報」、「市場期回や、協業・連携候補先の公開された経営情報」、「協業・連携候補先での実施実績に関する情報」(いずれも16%)となっている。 (図表 資料-70)

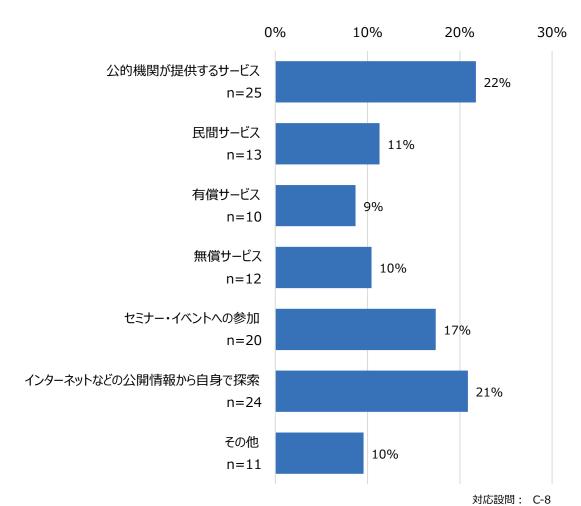
図表 資料-70:0I、ライセンス促進の仲介支援を行ううえで契機となる情報の種類 (0I 支援者、複数回答)



#### (iii) 情報の入手手段

0I 支援者が、他組織の 0I、ライセンス促進の支援に必要となる情報を入手する手段として、「公的機関が提供するサービス」(22%) と、「インターネットなどの公開情報から自身で探索」(21%) が同程度に多く、次いで、「セミナー・イベントへの参加」(17%) となっている。(図表 資料-71)

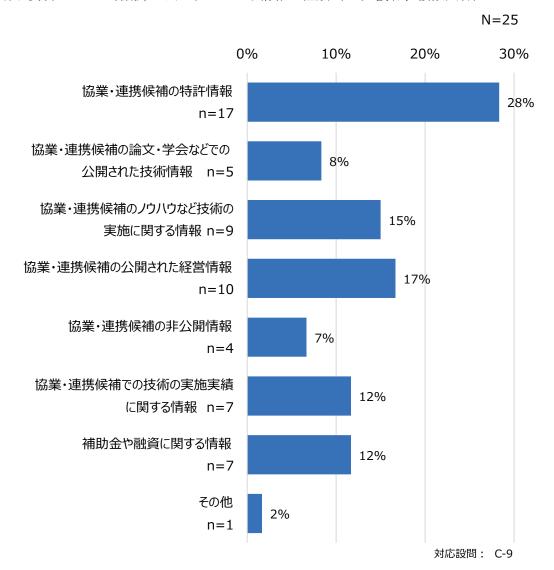
図表 資料-71:0I、ライセンス促進の支援に必要な情報の入手手段(0I 支援者、複数回答) N=48



# (iv) 0I 支援者が公的機関より入手している情報

0I 支援者が公的機関より入手している情報のうち、一番多いのが、「協業・連携候補の特許情報」(28%)であり、次いで、「協業・連携候補の公開された経営情報」(17%)、「協業・連携候補のノウハウなど技術の実施に関する情報」(15%)となっている。(図表資料-72)

図表 資料-72:公的機関より入手している情報の種類(OI支援者、複数回答)

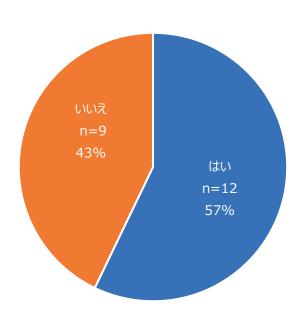


# (v) 0I 支援者が入手する情報における開放特許情報の有無

0I 支援者が公的機関より入手している「協業・連携候補の特許情報」のうち、開放特許情報を含むとしているのは 57%となっている。(図表 資料-73)

図表 資料-73:入手情報における開放特許情報の有無(01支援者、単一回答)

N = 21



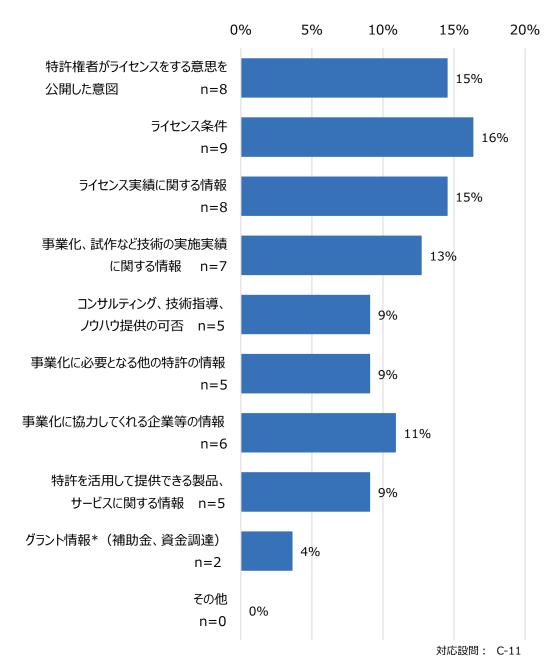
対応設問: C-10

#### (vi) OI、ライセンス促進の仲介支援を行ううえで、有用な情報の種類

0I 支援者にとって、0I、ライセンス促進の仲介支援を行ううえで、開放特許情報のうち、特許の公開情報以外で有用な情報の種類としては、「ライセンス条件」(16%)、「特許権者がライセンスをする意思を公開した意図」、「ライセンス実績に関する情報」(いずれも15%) となっている。(図表 資料-74)

図表 資料-74:0I、ライセンス促進に有用な情報の種類(OI 支援者、複数回答)





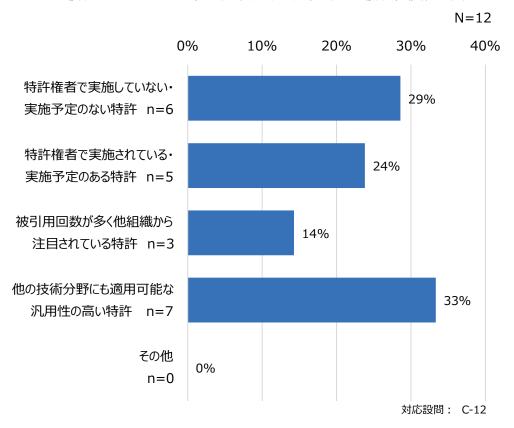
#### \*グラント情報:

公募等により採択された研究開発に対して提供される補助金や助成金の情報

## (vii) OI 支援者にとって活用し易い開放特許の種類

0I 支援者にとって活用し易い開放特許としては、「他の技術分野にも適用可能な汎用性の高い特許」が、33%と一番多い。(図表 資料-75)

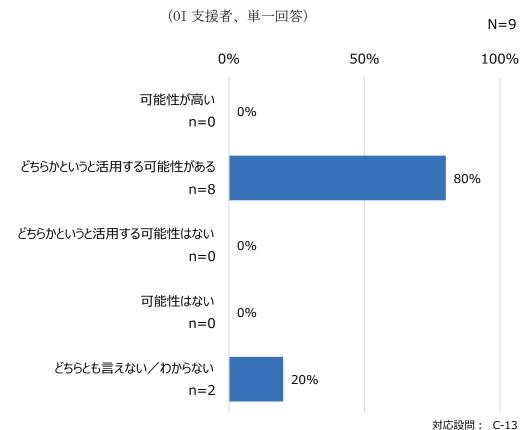
図表 資料-75:0I 支援者にとって活用し易い開放特許の種類(0I 支援者、複数回答)



#### (viii) OI、ライセンス促進を行ううえで開放特許情報を活用する可能性

公的機関より入手している「協業・連携候補の特許情報」のうち、開放特許情報を含まないとしている OI 支援者のうち、今後、他組織の OI、ライセンス促進などの仲介支援を進めるうえで、8割が開放特許情報を「どちらかというと活用する可能性がある」としている。(図表 資料-76)

図表 資料-76:01、ライセンス促進を行ううえで開放特許情報を活用する可能性

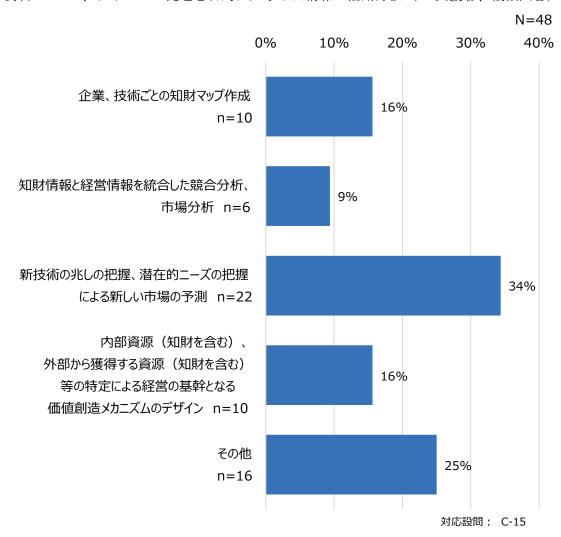


284

## (ix) 0I、ライセンス促進を目的に入手した情報の活用方法

0I 支援者が、0I、ライセンス促進の仲介支援を目的として入手した情報の活用方法では、「新技術の兆しの把握、潜在的ニーズの把握による新しい市場の予測」が34%と一番多い。(図表 資料-77)

図表 資料-77:0I、ライセンス促進を目的に入手した情報の活用方法(OI 支援者、複数回答)

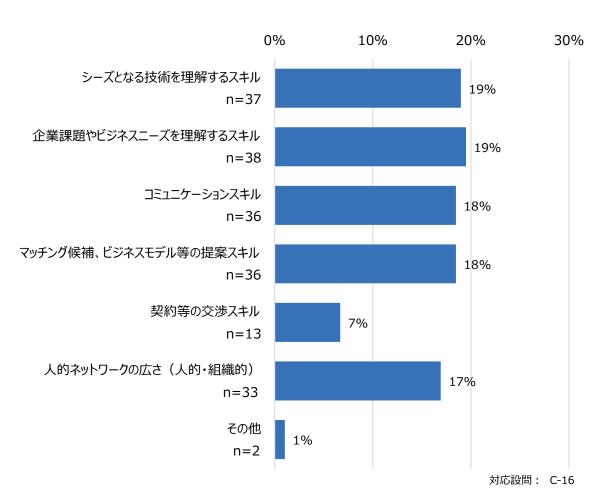


- (3) OI、ライセンスの促進とコーディネーターなどによる支援
- (i) 0I 支援者の自組織内のコーディネーターに求めるスキル

0I 支援者が、自組織内のコーディネーターに求めるスキルとして、「シーズとなる技術を理解するスキル」、「企業課題やニーズを理解するスキル」(いずれも 19%)、「コミュニケーションスキル」、「マッチング候補、ビジネスモデル等の提案スキル」(いずれも 18%)、「人的ネットワークの広さ(人的・組織的)」(17%)と多岐にわたるスキルが必要であるとしている。(図表 資料-78)

図表 資料-78: コーディネーターに求めるスキル (OI 支援者、複数回答)

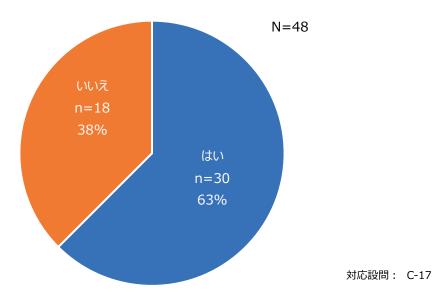
N = 48



- (4) 0I、ライセンスの促進における他組織との連携
- (i)他の 0I 支援者との連携の有無

OI 支援者の全体の 63%が、他の OI 支援者との連携を行っている。(図表 資料-79)

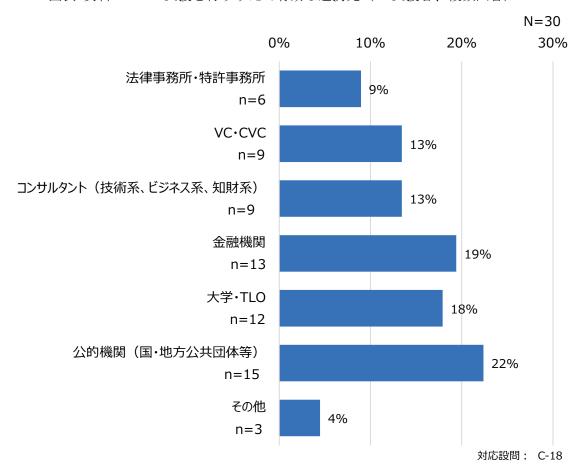
図表 資料-79:他の01支援者との連携の有無(01支援者、単一回答)



## (ii) 0I 支援を行ううえで有効な連携先

0I 支援者が 0I 支援を行ううえで有効な連携先として、「公的機関(国・地方公共団体等)」(22%) が最多であり、次いで、金融機関(19%)、大学・TLO(18%) となっている。(図表 資料-80)

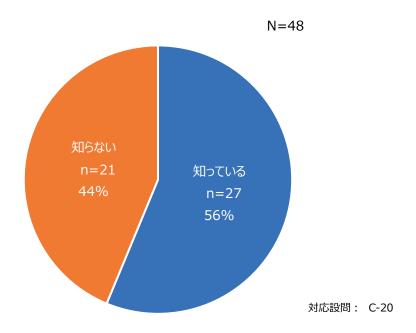
図表 資料-80:0I 支援を行ううえで有効な連携先(0I 支援者、複数回答)



- (5) 01、ライセンスの促進に向けて公的機関に求める役割
- (i) 開放特許情報 DB の認知度

0I 支援者のうち、INPIT が提供する「開放特許情報 DB」を知っているのは、全体の56%であった。(図表 資料-81)

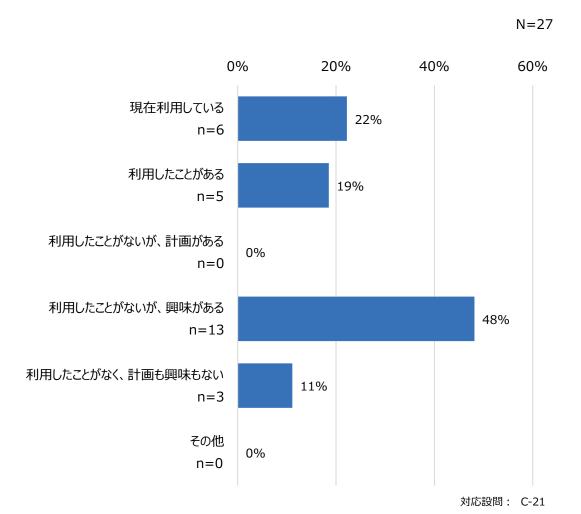
図表 資料-81: 開放特許情報 DB の認知度 (OI 支援者、単一回答)



## (ii) 開放特許情報 DB の利用経験

「開放特許情報 DB」を「知っている」と回答された方のうち、開放特許情報の登録や検索などで、「開放特許情報 DB」を「現在利用している」、「利用したことがある」のは41%となっており、「利用したことがないが、興味がある」が約半数であった。(図表 資料-82)

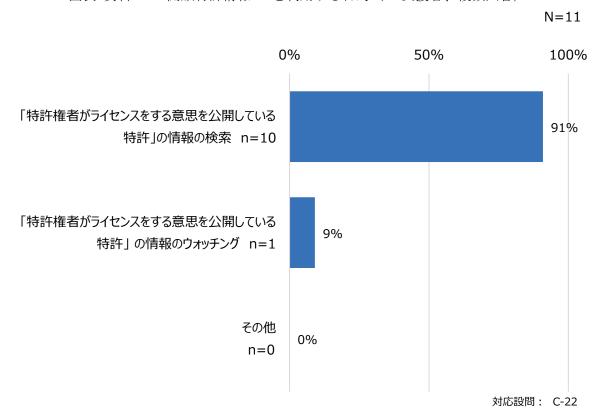
図表 資料-82: 開放特許情報 DB の利用経験(OI 支援者、単一回答)



#### (iii) 開放特許情報 DB の利用目的

「開放特許情報 DB」を「現在利用している」、「利用したことがある」方が、「開放特許情報 DB」を利用する目的としては、「「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報の検索」のためが、約9割となっている。(図表 資料-83)

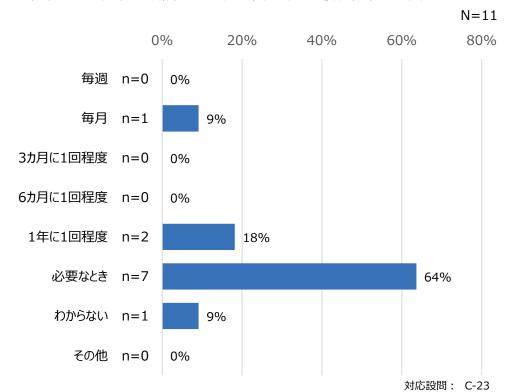
図表 資料-83: 開放特許情報 DB を利用する目的 (OI 支援者、複数回答)



# (iv) 開放特許情報 DB の情報の利用頻度

0I 支援者が、開放特許情報 DB で情報を検索するなど利用する頻度は、「必要なとき」が 64%となっている。(図表 資料-84)

図表 資料-84: 開放特許情報 DB の利用頻度(OI 支援者、単一回答)

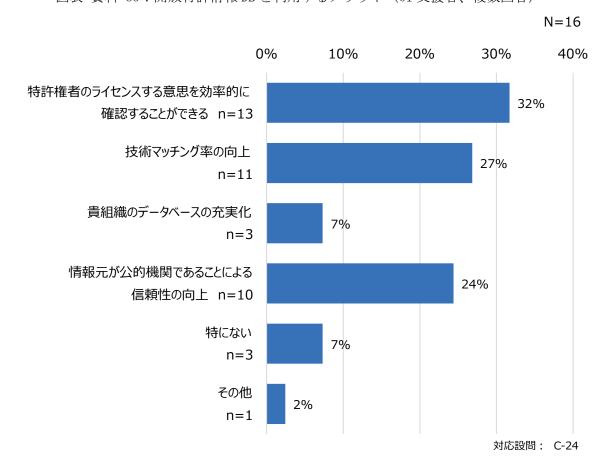


292

#### (v) 開放特許情報 DB を利用するメリット

0I 支援者が、「開放特許情報 DB」を利用することのメリットとして感じているもので一番多かったのが、「特許権者のライセンスする意思を効率的に確認することが出来る」(32%)であり、次いで、「技術マッチング率の向上」(27%)、「情報元が公的機関であることによる信頼性の向上」(24%)を挙げている。(図表 資料-85)

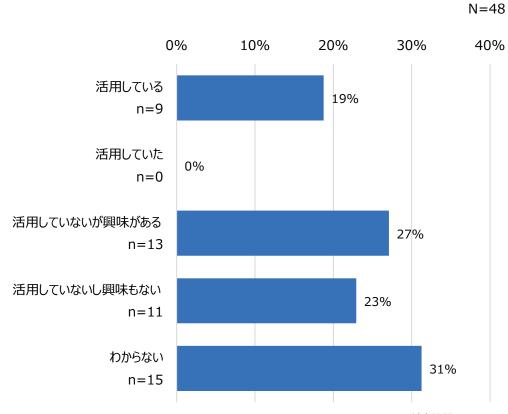
図表 資料-85: 開放特許情報 DB を利用するメリット (OI 支援者、複数回答)



## (vi) 0I 支援者における、仲介支援時の未利用特許の活用

0I 支援者が、仲介支援を行う際に未利用特許を活用しているのは約2割となっている。(図表 資料-86)



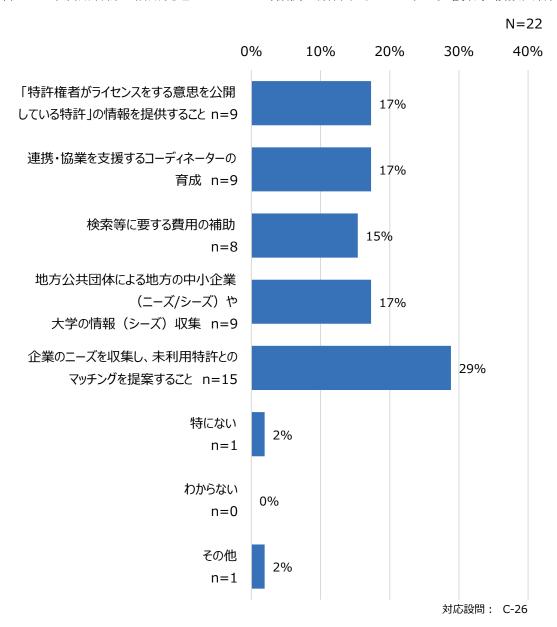


対応設問: C-25

#### (vii) 未利用特許の活用促進のために公的機関に期待すること

0I 支援者が、仲介支援を行ううえで未利用特許を「活用している」、「活用していないが興味がある」場合に、未利用特許の活用を促進するために、公的機関に期待することとして、「企業のニーズを収集し、未利用特許とのマッチングを提案すること」(29%)が一番多い。(図表 資料-87)

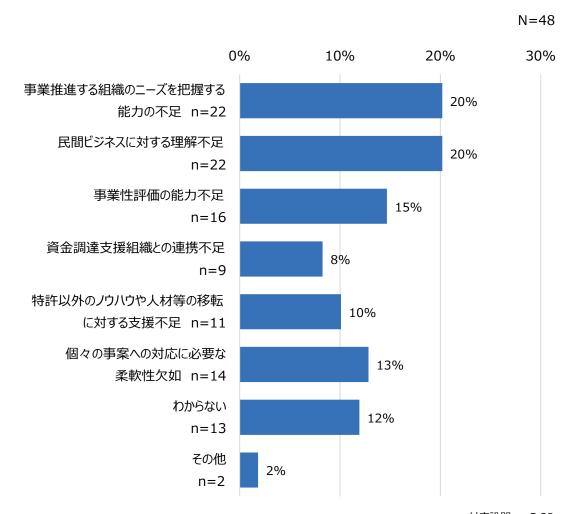
図表 資料-87:未利用特許の活用促進のために公的機関に期待すること (OI 支援者、複数回答)



#### (viii) 公的機関が特許流通を行うことの困難性

公的機関が特許流通を行うことの困難性としては、「事業推進する組織のニーズを把握する能力の不足」、「民間ビジネスに対する理解不足」(いずれも 20%)、「事業性評価の能力不足」(15%)が挙げられている。(図表 資料-88)

図表 資料-88:公的機関が特許流通を行うことの困難性(OI 支援者、複数回答)



対応設問: C-28

#### 第4章 その他の立場向けアンケート調査結果

- 1. アンケート調査結果
  - (1) その他の立場の概況
  - (i) 回答者の業種と民間企業の企業規模

その他の立場として回答頂いた民間企業の業種では、「電気・機械」で28%、「化学・素材・食品」で18%となっている。(図表 資料-89)

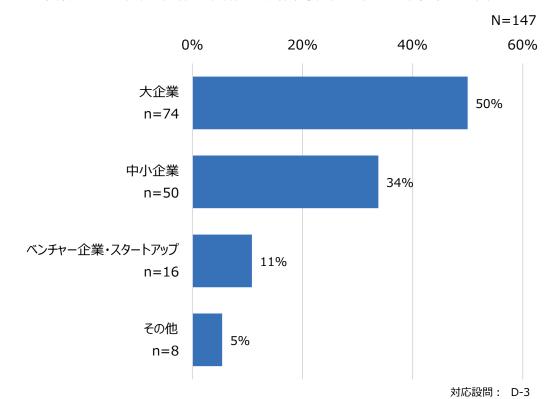
民間企業の企業規模では、「大企業」が50%となっており、「中小企業」で34%、「ベンチャー企業・スタートアップ」で11%となっている。(図表 資料-90)

N = 1740% 10% 20% 30% 電気・機械 n=48 28% 化学·素材·食品 n=31 18% 自動車·自動車関係部品 n=15 9% 製薬・バイオ n=8 5% IT・サービス・通信 n=10 6% 大学·TLO·研究機関 n=16 9% 特許/法律事務所 n=2 1% コンサルティング業 n=3 2% 国·公的機関 n=11 6% 個人 n=0 0% その他 n=30 17%

図表 資料-89:回答者の業種(その他の立場、単一回答)

対応設問: D-2

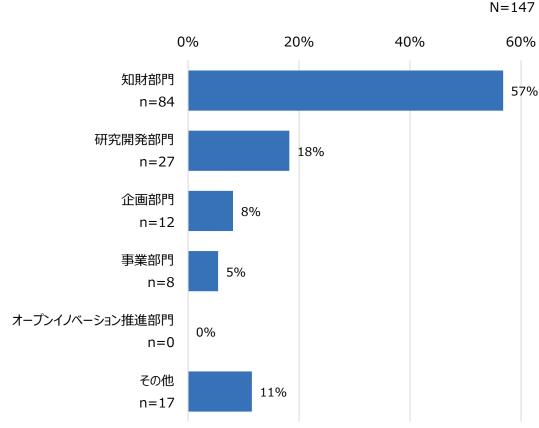
図表 資料-90:回答者(企業の場合)の組織規模(その他の立場、単一回答)



# (ii) その他 回答者の所属部門

回答者の所属部門では、57%が「知財部門」であった。(図表 資料-91)

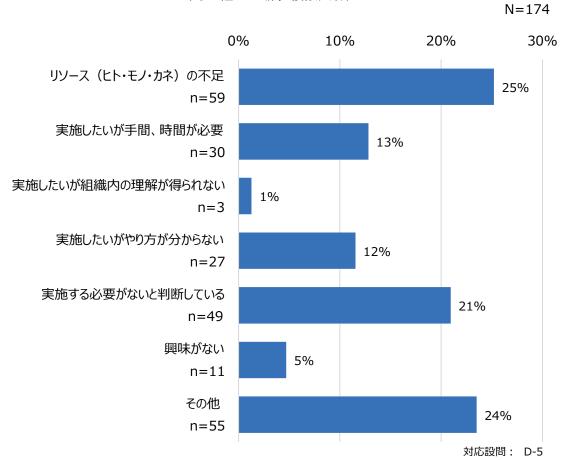
図表 資料-91:回答者の所属部門(その他の立場、単一回答)



## (iii) 01、ライセンス促進を目的に他組織と協業・連携していない理由

0I、ライセンス促進などを目的に、他組織との協業・連携に携わっていない理由として、一番多かったのが、「リソース (ヒト・モノ・カネ) の不足」(25%) となっている。(図表 資料-92)

図表 資料-92:0I、ライセンス促進を目的に他組織と協業・連携していない理由 (その他の立場、複数回答)

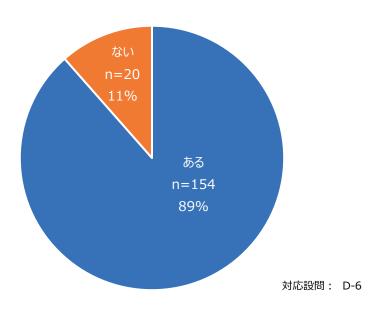


# (iv) 特許出願経験の有無

他組織との協業・連携に携わっていない方のうち約9割が、特許出願を行った経験がある。(図表 資料-93) 対応設問: D-6

図表 資料-93:特許出願経験の有無

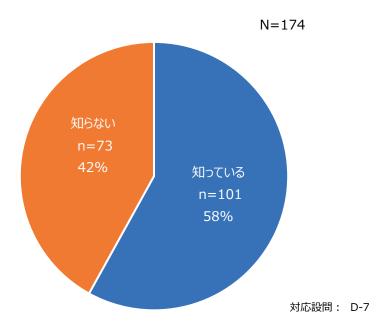
N = 174



## (v) 開放特許情報 DB の認知度

他組織との協業・連携に携わっていない方のうち約6割が、INPITが提供する「開放 特許情報DB」を知っている。(図表 資料-94)

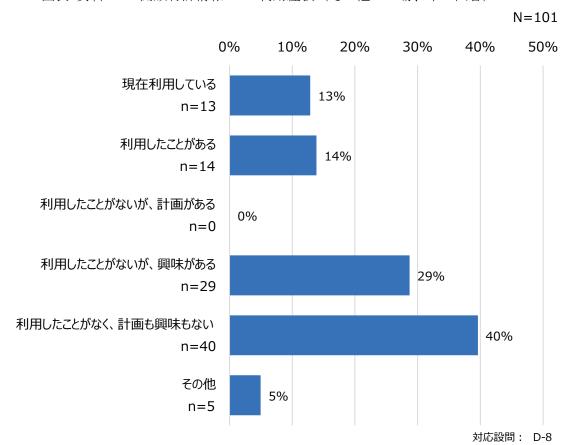
図表 資料-94: 開放特許情報 DB の認知度 (その他の立場、単一回答)



## (vi) 開放特許情報 DB の利用経験

「開放特許情報 DB」を「知っている」と回答された方のうち、開放特許情報の登録や検索などで、「開放特許情報 DB」を「現在利用している」、「利用したことがある」のは27%である。(図表 資料-95)

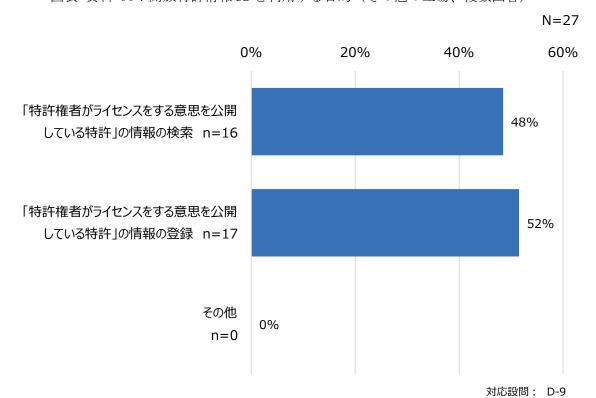
図表 資料-95: 開放特許情報 DB の利用経験(その他の立場、単一回答)



#### (vii) 開放特許情報 DB の利用目的

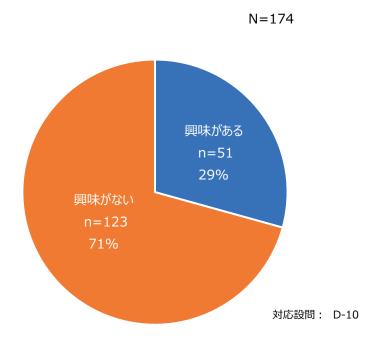
「開放特許情報 DB」を「現在利用している」、「利用したことがある」方が、「開放特許情報 DB」を利用する目的としては、「「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報の登録」で 52%、「「特許権者がライセンスをする意思を公開している特許」の情報の検索」で 48%と、登録と検索が同程度の割合となっている。(図表 資料-96)

図表 資料-96:開放特許情報 DB を利用する目的(その他の立場、複数回答)



(viii) その他の立場における、他組織が保有する未利用特許の活用への興味 その他の立場で、他組織が保有する未利用特許を自組織の事業で活用することに興味 があるのは約3割となっている。(図表 資料-97)

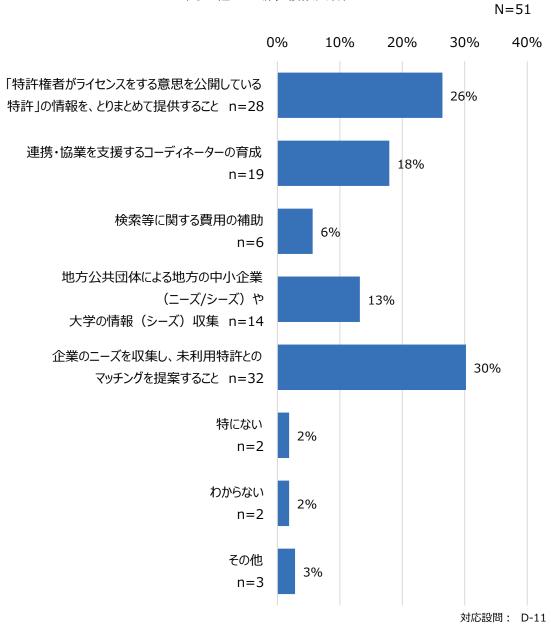
図表 資料-97:他組織が保有する未利用特許の活用への興味(その他の立場、単一回答)



#### (ix) 未利用特許の活用促進のために公的機関に期待すること

その他の立場として、未利用特許の活用に「興味がある」場合に、未利用特許の活用 を促進するために、公的機関に期待することとしては、「企業のニーズを収集し、未利 用特許とのマッチングを提案すること」(30%)が一番多い。(図表 資料-98)

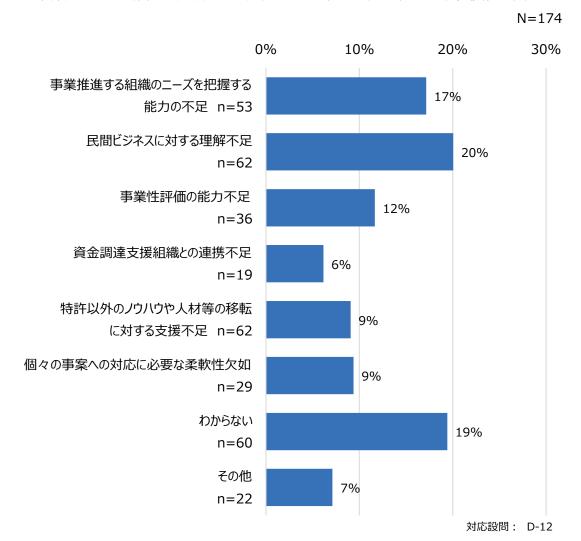
図表 資料-98:未利用特許の活用促進のために公的機関に期待すること (その他の立場、複数回答)



#### (x) 公的機関が特許流通を行うことの困難性

公的機関が特許流通を行うことの困難性としては、「民間ビジネスに対する理解不足」(20%)、が挙げられている。(図表 資料-99)

図表 資料-99:公的機関が特許流通を行うことの困難性(その他の立場、複数回答)



# 非 売 品 禁無断転載

令和4年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業

オープンイノベーションを促進するための知財活用情報と 他の情報との連携の在り方に関する調査研究

令和5年3月

請負先 株式会社パソナナレッジパートナー